

令和元年6月4日（火曜日）
福島県報号外第2号別冊

平成30年度 包括外部監査報告書

農林水産事業の財務事務の執行
及び事業の管理について

平成31年3月

福島県包括外部監査人
満山幸成

目 次

I	総論	1
第1	包括外部監査の概要	1
1	包括外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	外部監査の対象期間	1
4	外部監査の実施期間	1
5	特定の事件を選定した理由	1
6	包括外部監査の方法	2
7	外部監査の補助者	2
8	利害関係	3
第2	包括外部監査の結果	4
1	監査の結果について	4
2	監査結果及び意見の要約リスト	5
II	監査対象の事業の概要	22
第1	福島県の農林水産業の現状	22
1	全国における位置	22
2	福島県の農業の現状	24
3	福島県の林業の現状	26
4	福島県の水産業の現状	27
第2	農林水産部の概要	29
1	組織図	29
2	職務分掌	30
3	予算額	34
4	組織目標	36
第3	福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」の概要	42
1	計画策定の趣旨	42
2	計画の位置づけ	42
3	計画期間	42
4	計画の概要	42
5	平成29年度農林水産施策の基本方向	45
第4	監査の対象とした事業	46
III	監査対象とした事業に関する監査の結果	47
1	農業振興課	47

[01]	放射性物質除去・低減技術開発事業（農業振興課）	47
[02]	「絆」で拓く！ふくしま未来農業創出事業（農業振興課）	52
[03]	先端技術活用による農業再生実証事業（農業振興課）	55
[04]	ふくしまアグリイノベーション実証事業（農業振興課）	59
[05]	「ふくしまの宝！」農業復興研究プロジェクト（農業振興課）	62
2	農産物流通課	64
[06]	チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業（農産物流通課・園芸課・畜産課）	64
[06-ア]	「ふくしま新発売。」復興プロジェクト	69
[06-イ]	みんなのチカラで農林水産絆づくり事業	72
[06-ウ]	復興サポート事業	76
[06-エ]	新生！ふくしまの恵み発信事業	88
[06-オ]	県産農産物等輸出回復事業	91
[06-カ]	6次化商品のPRによる通年型風評対策事業	98
[06-キ]	多様な販路の確保対策	100
[07]	地域産業6次化戦略実践事業（農産物流通課）	107
[08]	学校給食等地産地消推進事業（農産物流通課）	112
[09]	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業（農産物流通課）	115
3	水田畑作課	119
[10]	米の全量全袋検査推進事業（水田畑作課）	119
[11]	チャレンジふくしま水田フル活用緊急対策事業（水田畑作課・園芸課）	122
[12]	ふくしまプライド日本酒の里づくり事業（水田畑作課）	129
[13]	チョイスふくしまオリジナル米産地確立推進事業（水田畑作課）	135
[14]	売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業（水田畑作課）	139
4	園芸課	143
[15]	東日本大震災農業生産対策事業（園芸課（部総合窓口））	143
[16]	あんば柿産地再生促進事業（園芸課）	148
[17]	ふくしま「医食同源の郷」づくり事業（園芸課）	151
5	畜産課	155
[18]	東日本大震災畜産復興対策事業（畜産課）	155
[19]	家畜保健衛生所機能強化再編事業（畜産課）	162
[20]	畜産競争力強化対策整備事業（畜産課）	166
[21]	肥育牛全頭安全対策推進事業（畜産課）	168
[22]	自給飼料生産復活推進事業（畜産課）	171

	[23]	ふくしまの畜産復興対策事業（畜産課）	173
6		水産課	177
	[24]	水産種苗研究・生産施設復旧事業（水産課）	177
	[25]	経営構造改善事業（水産課）	179
	[26]	水産試験研究拠点整備事業（水産課）	182
	[27]	共同利用漁船等復旧支援対策事業（水産課）	184
	[28]	漁場復旧対策支援事業（水産課）	187
	[29]	東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業（水産課）	191
	[30]	アワビ・ウニ・アユ栽培漁業振興対策事業（水産課）	195
	[31]	福島県産水産物競争力強化支援事業（水産課）	199
	[32]	水産物流通対策事業（水産課）	203
	[33]	さけ資源増殖事業（水産課）	206
	[34]	漁業担い手「心のふれあい」促進事業（水産課）	208
	[35]	内水面漁業被害防止対策事業（水産課）	211
7		林業振興課	214
	[36]	放射性物質被害林産物処理支援事業（林業振興課）	214
	[37]	安全なきのこ原木等供給支援事業（林業振興課）	218
	[38]	森林活用新技術実証事業（林業振興課）	222
	[39]	福のしま「きのこの里づくり」事業（林業振興課）	226
	[40]	県産材安全性確認調査事業（林業振興課）	230

I 総論

第1 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

農林水産事業の財務事務の執行及び事業の管理について

3 外部監査の対象期間

原則として平成29年度の執行分（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

平成30年4月から平成31年3月までの期間、監査を実施した。

5 特定の事件を選定した理由

農林水産業と農山漁村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、生産物価格の低迷、林業採算性の低下、漁獲量の減少、資材価格の高騰、地球温暖化の進行等地球規模の環境問題の顕在化など厳しい状況にある。一方、消費者の「食の安全・安心」や農林水産物の安定供給に対する期待が高まるなど急激に変化している。

福島県の農林水産業においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生したことにより、農地、森林や漁場が放射性物質によって汚染され、作付制限や農林水産物の出荷制限、沿岸漁業の操業自粛、風評による買い控え等かつて経験したことのない深刻な問題が発生した。

そこで、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の農林水産分野の計画である福島県農林水産業振興計画は、平成25年3月に「いきいきふくしま農林水産業新生プラン」として全面的見直しが行われている。

しかし、震災から7年が経過したものの未だ深刻な状況にあり、県は平成29年度福島県総合計画11の重点プロジェクトの農林水産業再生プロジェクトとして、消費者の

魅力にあふれ、安心・安全な農林水産物の提供を通して生産者が誇りを持ち、福島県の農林水産業の持つちからが最大限に発揮されるための取組を進めることとしており、農林水産事業に係る財務事務の執行や事業の管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の農林水産事業にとって有意義と判断し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 主な監査の着眼点

ア 農林水産業における財務事務の執行及び事業の管理が関係法令及び規則等に従って実施されているか。

イ 農林水産業における財務事務の執行及び事業の管理が経済性、効率性及び有効性の観点から適切に実施されているか。

監査の視点	
合規性	地方自治法等法令に違反していないか
経済性	無駄なコストがかかっているか
有効性	目的とした成果をあげているか
効率性	より成果のでる方法はないか

(2) 監査要点

監査の視点に留意し、「事業の有効性」、「事業の適正性」、「競争性の確保」、「契約事務の適正性」及び「業務実施の適正性」を監査要点として監査を実施した。

(3) 主な監査手続

監査手続の策定においては効率的な監査を実施する観点から、農林水産業に係る事業について概要を把握し、重要と判断した事項に限定して監査を行った。

ア 平成29年度の農林水産業に係る事業の概要についてヒアリング等を行い、対象事業を抽出し、当該事業が適切に行われているかについて、関連資料の閲覧、分析、担当者への質問等を実施した。

イ 事業の評価フローの検討状況のヒアリングを通じて事業の目標の達成状況等を確認し、事業の有効性について検討を行った。

7 外部監査の補助者

公認会計士

富樫健一

公認会計士	高嶋清彦
公認会計士	渡部和俊
公認会計士	高久健一
公認会計士	齋藤紀朗
公認会計士	須賀俊一
公認会計士	尾崎公律
公認会計士	齋藤 健
公認会計士	小林由佳
公認会計士	小山 暢

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることを御承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成31年2月末現在での判断に基づき記載している。

なお、指摘及び意見の件数は以下のとおりである。同様の指摘及び意見については件数から除外している。

指摘	意見	合計
7	41	48

2 監査結果及び意見の要約リスト

監査の結果及び意見の要約は以下のとおりである。

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
(農業振興課)				
[02] 「絆」で拓く！ふくしま未来農業創出事業				
1	<p>・成果指標について</p> <p>当該補助金については、事業実施要領において事業実施状況報告書の作成提出が明記されている。実施状況報告書には、成果概要として成果目標達成状況の記載があり、成果測定事項2に粗収益の目標値、実績値を記載することになっている。当該粗収益とは、売上高であり、成果の概要において目標値対比での計画進捗を評価している。事業の目的としては、収益の安定化や新たなビジネスモデルの確立等が挙げられていることから、目標となる売上高が達成されていても最終損益が赤字となっているようであれば、当該指標のみでは十分な成果を評価することは厳しいと言わざるを得ない。今後、成果指標としては、売上高以外に最終損益も指標に加えるべきである。</p>		○	54
2	<p>・補助事業等検査確認表について</p> <p>補助金交付先に対しては、実績報告前に現地において各種の確認を実施している。特に農林水産部では、独自に「補助事業等検査確認表」により確認内容に漏れがないようにしている。今回、各種の補助事業において、確認表の記載を確認したところ、記載が統一されていない状況であった。</p> <p>当該確認表は、確認内容に漏れがないようにするためには非常に有効であるものの、確認表作成の趣旨、検査確認の内容が十分に理解されていないと機能を十分に発揮することができない。部内の文書ではあるが、マニュアルなどを作成し、統一した取扱いとなるようにして頂きたい。なお、当該確認表は、他の部局においても、導入を検討して頂きたい。</p>		○	54
[04] ふくしまアグリイノベーション実証事業				
3	<p>・事業実施状況報告書における改善指導について</p> <p>当該事業は、ICT等革新技術等の導入により、作業の効率化や収量及び品質の確保等の経営規模拡大に伴う課題を打破し、低コスト、高収益な大規模水田経営体の育成を目的としている。そのためにはほ場管理システムの導入、運用は欠かせないところであるが、平成29年度実施事業において、データ入力完全ではなく、システムを利用した評価が十分にできない状況であった。</p> <p>システム(KSAS)に作業時間の入力完全にはできなかったことは事実であるが、別途作業日誌には作業時間を記</p>		○	61

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	<p>録しており、今般の実証に必要なデータについては全て把握し、実証の評価はできている（システム導入の効果は定性的な評価を行っている）とのことである。</p> <p>事業実施状況報告書における改善指導の対象でもC評価となっており、改善が必要となっている。本来は、入力状況を適時にモニタリングする必要があったと言わざるを得ない。</p>			
4	<p>・補助金等の額の確定調書について</p> <p>補助金等の交付決定額が、確定額と同一の場合は、「同規則の運用について」通達（昭和45年10月28日付財第136号）第14条関係により、補助事業者に対する確定通知を省略することができる。通知を省略した場合は、補助金等の額の確定調書において、あて先、文書記号・番号の記載を省略することになっている。しかし、今回対象とした補助金については、補助事業者に対する確定通知を省略しているが、補助金等の額の確定調書にあて先、文書記号・番号が記載されていた。今後、調書の記載方法については、所内において統一的な取扱いとなるように検討頂きたい。</p>		○	61
(農産物流通課)				
	<p>[06] チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業 [06-ア] 「ふくしま新発売。」復興プロジェクト</p>			
5	<p>・設計書等の金額について</p> <p>「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト業務においては、設計書を作成し、改めて契約予定先からの見積書を徴取している。</p> <p>今回の委託契約は、単独随意契約である。設計額を算定するため発注予定者から参考見積書を徴取し、設計額を算定して、再度、見積書の徴取を行っており、設計書、見積書、収支決算書の何れも区分（業務内容）、積算内訳（単価数量）が全く同一となっている。価格の妥当性を確保するため、見積書は複数の相手先から徴取することが原則であるが、今回の契約については、システムの修正や運用、不具合への迅速かつ的確な対応は、高度な技術とノウハウが求められ、開発者以外には不可能であると判断し、単独随意契約としたものであり、契約の相手方が決まっている中、他事業者から見積書を徴取したとしても、契約をする相手ではないことから、その見積額は参考にできるものではないとして、複数の相手先から見積書を徴取していない。</p> <p>設計額の算定のための見積書を発注予定者から徴取せざるを得ない場合で競争性の確保が困難な場合は、価格の妥当性の判断の根拠を明確にすることが望まれる。</p>		○	70

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
6	<p>・発議書の決裁日漏れ 発議書には決裁日を原則として記載しなければならないが、記載が漏れている。 ○他に同様な指摘8件あり。(参照頁87、96、118、170、181、189、197、204)</p>	○		71
7	<p>・契約書記載の誤り 「ふくしま 新発売。」復興プロジェクトについて、平成29年4月1日から、契約解除に係る違約金条項等が追加され、委託業務変更契約書を締結している。違約金に関する条項に関する修正では、原契約書第12条第2項を削除し、第12条の2として追加すると記載している。変更契約書の追加された条項では、第13条の2となっており、契約内容が記載と相違している。</p>	○		71
8	<p>・プロポーザルの二次審査採点結果について 緊急時環境放射線モニタリング検査情報（農林水産物・加工食品）検索サイト開発・管理運営業務の公募型プロポーザル募集要領において、4業務委託予定者の選定(2)審査基準及び配点が設けられている。審査項目ごとに配点が設定されており、合計100点になるように配分されている。 今回、プロポーザルの二次審査採点結果を確認したところ、個別の審査員の審査項目が配点を超過している場合があった。採点結果の合計で100点を超えるものはなく、上限配点で再計算しても結果に影響はない。しかし配点基準を設けているのであれば、その運用は遵守すべきである。</p>		○	71
9	<p>・委託料の額の確定調書について 緊急時環境放射線モニタリング検査情報（農林水産物・加工食品）検索サイト開発・管理運営業務の委託料の額の確定通知は、委託料の額の確定調書で決裁が行われる運用となっている。その際、あて先を明記することとなっているが、記入漏れとなっている。なお、当該契約は、確定額が委託額と同額であり、確定通知を省略することが可能である。他の事業においても同額の場合は、原則として省略とする運用がなされていることから、当該事業においても、通知を省略する運用をすべきであり、決裁時に多角的に検討されていないといえる。今後、運用の徹底が望まれる。</p>	○		71
[06-イ] みんなのチカラで農林水産絆づくり事業				
10	<p>・業務委託契約書の通知・送付に関する発議書の決裁日について 県では、発議書の決裁について、併せて支出負担行為調書の決裁を受ける場合は、発議書の決裁日を省略する取扱いを行っている。「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業</p>	○		75

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	の業務委託契約の通知・送付に関する発議書においても同様の取扱いとなっていたが、支出負担行為調書の決裁日が、発議書の起案日以前となっていた。			
11	<p>・公募型プロポーザル方式について</p> <p>「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業の今回の契約は、公募型プロポーザルにより決定する方式であり、詳細は公募型プロポーザル実施要領に定められている。書面審査（一次審査）を行い（3社以上）、二次審査におけるヒアリング対象者を選定するとなっている。そもそも応募がなかったことから、書面審査、企画提案書プレゼンテーション（二次審査）も1社で行われた。設計額算定時の参考見積書も今回選定された業者であり、全てが同一の相手先で完結している。このような状況では、競争性や企画内容の独自性などが損なわれる可能性が考えられる。単独随意契約の場合にはその理由を記載していることになり、応募者が1社のみとなった要因等を記載し、今後の公募型プロポーザル方式における競争性の確保に活かすことが望ましい。</p>		○	75
12	<p>・参考見積書の徴取について</p> <p>「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン事業については、随意契約ではあるものの、公募型プロポーザル方式により委託予定者を決定している。一方、県としては事前に設計額を算定する必要から、参考見積書を入手している。今回、参考見積書を入手した先が、委託予定者に決定している。そもそも随意契約の理由にも記載のとおり、当該業務は、その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としていることから、県では設計額を見積ることは困難であり、外部から見積書を徴取することになる。参考見積書を提出した先が、委託予定者に決定することを否定するものではないが、見積書の金額の妥当性を主張するために、少なくとも2者以上から参考見積書を徴取し、予算額、設計額を算定する必要がある。</p> <p>なお、当初の委託業務契約金額は、予算額、設計額と同額となっている。</p>		○	75
[06-ウ] 復興サポート事業				
13	<p>・委託契約における事業内容について</p> <p>ふくしま米消費拡大推進事業として、ふくしま米ブランド販路拡大推進事業と福島米取扱推進事業を同一の業者に委託している。各事業内容は、個別の事業目的を達成するために設定されているが、「福島県産米取扱店調査、公表業務」については何れの事業内容にも含まれており、個別の事業毎に調査を行うことは効率的ではないと思われる。特に契約締結時期は相違するものの、先行した、ふくしま米消費拡大推</p>		○	85

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	進事業において調査した内容が重複する部分については参考にするなどにより、業務を効率的、効果的に実施するよう検討すべきである。			
14	<p>・事業の実施主体について</p> <p>ふくしまの畜産ブランド再生事業の実施主体が「全国農業協同組合連合会福島県本部（以下『全農』という。）」と特定されているが、「福島牛」の取扱い・管理している業者が当該主体のみであること、県の職員の品評会等への帯同により当該事業の有効性を阻害するような状況になっていないことを確認できる体制になっていることから、問題となるような状況下にはないものと判断できる。</p> <p>しかし、全農以外の民間企業でのイベントの開催方法等についてコンサルティングを受ける形での参画については検討する余地があるのではないかと考える。</p>		○	85
15	<p>・概算払を必要とする理由の確認について</p> <p>出来高は、本来は施設整備における工事の仕上がり状況を記載するものである。当該様式は、施設整備を伴わない事業の場合に出来高に関する記載が省略できるようにはなっておらず、補助事業者等は概算払請求額を今回請求額の金額欄に記載し、その割合を出来高に記載している。</p> <p>平成29年8月1日の概算払請求書には、交付決定額4,699千円、今回請求金額3,759千円、出来高80%と記載されているが、実績報告時に県が入手している事業費明細では、平成29年9月27日から事業費が発生していることから、平成29年8月1日時点では事業費は発生していないことになる。</p> <p>概算払を必要とする理由として、県は事業が9月から開始されるが、事業実施に伴う資金が潤沢でないことを理由として、第1回目の概算払を9月に交付決定額の80%とするなど、支払時期及び支払額を交付決定時（支出負担行為調書上）に明示していた。</p> <p>本補助事業の場合、その事業の性格上、概算払は事業の進行に応じ、事業の実施量に対応する額で行われることが原則と思われるので、概算払請求書を収受する際にはその点に留意し、概算払を行う必要がある。</p>		○	85
16	<p>・補助事業等検査確認表について</p> <p>農林水産部では、所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領を定めており、事務検査に当たっては、補助事業等検査確認表に基づき実施することになっている。今回、当該補助金に係る検査確認表を閲覧したところ、検査確認の内容が複数ある場合でもその全体で適否を記載している。個別の確認内容のどの部分が確認対象となったかを特定できず、何をもって適と判断しているかが不明である。該当の有無もあること</p>		○	86

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	から、確認対象を特定し、その適否を判断すべきである。 ○他に同様な意見1件あり。(参照頁85)			
17	<p>・補助事業等に要する経費の配分の変更について 補助金については、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、速やかに知事の承認を受けるべきこととなっている。（福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号）また、知事に対して農産振興事業変更承認申請書を提出しなければならないことになっている。（福島県農産振興事業補助金交付要綱第6条）</p> <p>今回の補助事業実績については、総額では軽微の範疇（事業費の30%以内）を下回っている。しかし、個別活動実績経費については大幅に変動しており、変動の要因については事前に知事の承認を受けるべきではないかと思われる。</p>		○	86
18	<p>・見積書について 見積書徴取伺いにおいて、設計額98,388,000円となっている。これはプロポーザルに当たって提出を求めた積算見積書の金額となっている。当該金額で予定価格が設定され、業務受託者からの見積書、業務委託契約書金額も全て同額となっている。結果として見積書の徴取は形式的になっている。</p> <p>設計額を算定するに当たっては、プロポーザルに参加した他の業者からの積算見積書を参考に設定することを検討すべきである。</p>		○	87
[06-エ] 新生！ふくしまの恵み発信事業				
19	<p>・契約の変更の妥当性について 委託契約期間は平成29年4月26日～平成30年3月30日となっているにもかかわらず、当初契約の各施策の実施期間が12月末までとなってしまっていた。</p> <p>変更契約における業務仕様書において、オンラインストアのキャンペーンと連動したPR施策を行うなどが織り込まれているが、このように業務を追加するのであれば理解できる。しかし、1月以降は、本県の主要な品目である米、牛肉、あんぼ柿等が引き続き流通している時期であるが、マスメディアによる情報発信施策がないとしている。プロポーザルの審査及び契約候補者との業務委託契約の見積合せで詳細を詰める段階で、年間を通したプロモーションを行う企画提案ではない（各施策の実施期間が12月末までとなっている）が当初目的を達成することができるものであるか十分に検討すべきであったと考える。</p>		○	90
[06-オ] 県産農産物等輸出回復事業				
20	・事業の評価結果の残し方について		○	96

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	<p>今回の事業は、香港を中心にEUや首都圏でのイベント開催を実施することとなっていた。しかし、EUの動向変化によりイベントの軸足をEUでのイベント1回からロンドン1回、パリ4回に増やす一方、首都圏の開催を行わないこととした。</p> <p>契約に当たっては、公募型プロポーザル方式となっており、当初の仕様書に基づく提案を行って採択されている。今回のように状況が大幅に変動した場合は、当初の仕様書と異なる業務を行う内容も含まれていることから、受託契約者との十分な協議を行うことが必要である。</p> <p>当初の契約は平成29年12月12日に契約、変更契約が平成30年2月23日締結、契約終了はあくまでも平成30年3月31日まで変更していないことから、改めて提案をする時間的余裕がないことは理解できるが、協議結果や業務受託者の実施可能性の評価を行った結果を残しておくことが必要ではないかと思われる。</p>			
21	<p>・委託料確定通知について</p> <p>事業が完了し、実績報告書等の内容を審査及び調査した結果、事実に適合することが確認され、委託料が確定し、受託業者に額の確定通知をする伺い決裁がされている。当該委託契約については、見積書、契約額とも同額であり、契約書第11条第7項ただし書において、確定額が契約額と同額の場合は、通知を省略することができる規定により、通知を省略することが可能であった。この規定はできる規定であり、必ずしも適用する必要はないが、他事業の委託契約においては、契約条項に記載があり、同額の場合は通知の省略を行っている。業務効率化の観点から、手続を簡素化できる場合は、積極的に適用すべきである。</p> <p>○他に同様な意見2件あり。(参照頁97、99)</p>		○	96
22	<p>・審査会結果について</p> <p>公募型プロポーザル2次審査結果については、審査項目別、審査担当部署別に得点を集計している。これとは別に審査担当部署別の合計を別途把握している。今回、審査担当部署別の審査結果一覧において、決定した事業者と異なる事業者名が記載されていた。契約書、見積書、審査結果とも同一であり、審査担当部署別集計のみ相違している状況であることから、審査結果に影響するものではないが、審査結果資料に不整合がないように徹底すべきである。</p>		○	97
	[06-キ] 多様な販路の確保対策			
23	<p>・審査の判定基準について</p> <p>「使ってふくしま! 契約野菜産地育成事業に係る業務委託」は公募型プロポーザル方式により、企画提案書の書面に</p>		○	105

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	よる1次審査及びプレゼンテーション審査会による2次審査を実施している。応募したのは1者のみであり、総合得点が6割以上となったことを選定の理由としている。しかし、6割については審査実施要領に明示されているものではなく、基準が明確でない。他の事業では選定の理由を7割目線としているものが多くみられる中、この事業では6割を目線としており、統一されていない。審査結果を判断する基準を審査実施要領において定めておくべきである。			
24	<p>・設計書金額の算出について</p> <p>福島県産牛肉取扱推進事業の業務委託は、随意契約の理由にも記載されているとおり、専門的な技術とノウハウを必要としている。業務委託予定者から見積書の徴取の伺いにおいて記載されている設計額と委託契約額が同額であり、見積書の徴取が形式的となっている。予算策定時の金額とは相違するものの、契約事務の適正性を確保する観点から設計金額を算定するに当たっては、できる限り複数の業者から参考見積を徴取するようにして頂きたい。</p>		○	106
[07] 地域産業6次化戦略実践事業				
25	<p>・ふくしま6次化プラットフォーム強化事業公募型プロポーザル審査結果について</p> <p>ふくしま6次化プラットフォーム強化事業等公募型プロポーザル審査実施要領の選考方法において、「審査は、書面による一次審査及びプレゼンテーションによる二次審査を行う。審査委員は、審査結果を総合的に判断し、最も優れた提案者を決定する。」と規定されている。二次審査では説明後に審査委員により10分以内の質疑、審査基準に基づき、審査票により採点することとなっている。今回の審査票を閲覧したところ、地域産業6次化イノベーターの派遣について加点率を加味した以上に配点されている項目があった。</p> <p>印字の誤りであったのは事実であろうし、実施した事業について、委託者の事業が適切ではないというものではない。しかし、審査が適正に行われたことについては、監査人が説明を受けた簿冊には誤った集計票が綴り込まれていたこと、事業内容の説明を受けた際に誤りであることの明示がないことから、説得力に欠ける。なお、今回の誤りへの対応は、事実を把握した段階で修正するか、審査の過程で誤りを指摘すること、その事実を明確に記録しておくことが必要である。</p>		○	110
[08] 学校給食等地産地消推進事業				
26	<p>・事業の目的とその成果（評価）について</p> <p>当該事業の目的は、「学校給食や病院食において県産農林</p>		○	114

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	<p>水産物の積極的な活用を促し、県産食材の魅力や安全性に対する理解の促進を図り、子どもをはじめとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現に資する」ことで、福島県内での地産地消を推進することにあるが、当該事業の成果（評価）としている指標は、「学校給食における地場産物活用割合」といった、学校給食での地産地消の推進のみに着目している指標となっている。</p> <p>達成状況は平成29年度の目標値を上回っており達成状況の評価はAとされている。しかし、これは目標の一部のみを評価していると考え。当該事業の目的である「県産食材の安全性に対する理解の促進」についても、子どもや患者にどのように安全性を周知し理解が得られたかを、より目的に適合した指標で成果（評価）を図る必要がある。</p>			
	[09] ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業			
27	<p>・最終目標と事業内容との関連性について</p> <p>最終目標である「小学校での農林漁業体験学習の回復（増加）」のためには、直接、小学校での体験学習に対する支援（補助）を行うことのほうが、効果的かつ効率的と考えられる。最終目標と事業内容との関連性について見直しを検討する必要があると考えられる。</p>		○	118
	(水田畑作課)			
	[10] 米の全量全袋検査推進事業			
28	<p>・貸付金の回収時期について</p> <p>県は、県協議会に平成29年8月に貸付(52億円)を執行し、平成30年3月22日に一括回収している。県協議会には、東電賠償金が平成29年12月から平成30年3月に分割して入金されている(平成29年12月に161百万円、平成30年1月に2,610百万円、2月に1,639百万円、3月に432百万円、3月末までの入金額は4,844百万円)。このように県協議会は多額の入金を受けているが、借入金の分割返済により事務が煩雑になることや、運転資金の余裕資金が必要であることから、県は都度回収を行っていない。貸付要綱において、県協議会は貸付金を要綱に定めるもの以外に使用してはならないと定められているが、当該貸付金の返済財源は東電賠償金であるから、賠償金が入金となる都度、貸付金の回収を行うべきである。</p>		○	120
	[11] チャレンジふくしま水田フル活用緊急対策事業			
29	<p>・委託業務の報告実績内容について</p> <p>飼料用米流通円滑化事業の月間業務実績報告の内容は需給ネットの閲覧回数、登録者数、契約者数の他に掲載した飼料用米関連情報となっている。サイトの閲覧件数は毎月数千</p>		○	127

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	<p>件となっているが、契約者数は毎月0人となっている状況であった。</p> <p>当該サイトはマッチングを目的とするサイトであり、需要者または供給者からの協議の申し込みに応じて協議（交渉）を行うことを合意するところまでがこのサイトの機能となっている。協議の合意をした後は電話・メールなどで直接協議を行うこととしている。</p> <p>したがって、当該業務の目的から需給ネットの閲覧回数、登録者数、契約者数だけでなく、当該システムにより協議の合意に至った数についても報告を受けるべきであったと考える。</p>			
30	<p>・現地確認の実施時期について</p> <p>南会津町の館岩地域、伊南地域、南郷地域は豪雪地帯に指定されている地域である。平成30年2月13日の現地での成果確認による資料には、栽培用ハウスに近づくことができず、辺り一面銀世界の中で雪に覆われているパイプハウスが遠くから撮影された写真が確認写真とされていた。成果確認の証拠書類としては、遠くから撮影した写真では証拠力が乏しい。また、豪雪地帯であるため、近づいて確認することは場合によっては危険なこともある。したがって、事業実施主体の検収、町の完了確認、補助金の交付等のスケジュールを勘案して現地確認を行うなど、事業の確認が適正に行われるようにすべきである。</p>		○	128
[12] ふくしまプライド日本酒の里づくり事業				
31	<p>・県産酒造好適米の増加使用量の補助要件について</p> <p>ふくしまプライド日本酒の里づくり事業の目的を達成するために、酒造好適米生産拡大対策事業は、酒造業界における県産酒造好適米の使用量を増加させることにあるため、県内の酒造業者と生産者が新たに酒造好適米の複数年契約を締結した場合としている。県は東北農政局に提出した醸造用玄米使用計画書と複数年契約書の写しを入手し、要綱要領に則っていることを確認している。</p> <p>当年度（平成29年度）の新規需要米は初期値（平成25年度）と比較して6.84t増加しているが、これが「地方農政局等から確認を受けた醸造用玄米使用計画書の増産計画確認数量」であり、この収量が基準となっている。しかし、新規需要米6.84tのうち約8割は前年度ですでに達成しており、前年度からの増加は1.44tとなっている。当該事業の有効性の観点からは、既に達成している実績からの増加についても補助要件に含めるべきであると考えます。</p>		○	134
[13] チョイスふくしまオリジナル米産地確立推進事業				

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
32	<p>・補助金の確認書類の不備について 補助金の実績報告書の添付資料として以下の書類を入手することになっている。</p> <p>①本事業に係る支払を証する書類（領収書、明細書等） ②その他知事が必要と認める書類</p> <p>No. 4の補助金は、色彩選別機のリースによる導入に係る事業費に対して補助するものであるが、物件の現物及び補助金相当額のリース会社への支払に関する振込金受取書は確認しているものの、リース契約書及びリース物件借受証を確認していなかった。また、補助事業等検査確認においても契約書写の添付が確認項目を「適」としていた。</p> <p>リース契約書及びリース物件借受証はリース取引の実在性を示す重要な書類であることから、補助事業の実績確認書類として徴求し、検証を行う必要がある。</p>	○		138
[14] 売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業				
33	<p>・事業の実施確認について</p> <p>ア 売れる県産をつくる！産地づくり活動支援事業の農事組合法人深渡戸アグリ21の補助については、成果確認実施において現地視察の際の写真のコピーが添付されているが釜井ファミリーファームの視察の際の写真のみであり、上新田の視察については写真の添付がなかった。このため、成果確認に当たっては全ての視察先について実施状況が確認できる写真の添付を求めるのが望ましい。</p>		○	142
34	<p>・事業の実施時期について</p> <p>ア 売れる県産をつくる！産地づくり活動支援事業の農事組合法人深渡戸アグリ21の補助については、申請から実施までの期間が短く、市では期間までに予算化することが困難であるため直接補助となっている。</p> <p>また、イ 売れる県産をつくる！高収量・高品質化支援事業の夢みなみ農業協同組合については、大豆の作付けはすでに播種時期を迎えており、栽培の遅れ及び収量減収等に影響するとして、事業実施主体から指令前着手届が提出され、作業を開始している状況にある。県は大豆の播種適期（白河市は6月上旬から中旬）を分かっているはずであり、高収量・高品質化を目的とした事業においては、作付けをどのタイミングで行うかは重要であると思われる。作付け作業に支障ないよう補助事業を進めることが望まれる。</p>		○	142
(園芸課)				
[15] 東日本大震災農業生産対策事業				
35	<p>・交付金制度の周知について</p> <p>国が交付金の公表を行っており、県でも事業一覧で復興対</p>		○	146

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	<p>策として公表するとともに、課のホームページで事業概要、事業実施内容及び事業評価結果等を公開している。要望調査時は、各市町村、農協等に要望の有無の確認を取っている。</p> <p>しかし、東日本大震災農業生産対策整備事業の事業実施主体は、農産物加工場の雑排水処理施設に地盤沈下等の被害を受けたことにより雑排水処理能力が低下したため、生産量を下げていたとのことであり、震災から時間が経過しているがすぐに修繕しなかったのは、当該事業を認識していなかったとのことである。県は交付金のより一層の周知に努める必要がある。</p>			
36	<p>・事業の目標数値の経過管理について</p> <p>雑排水処理能力を復旧することにより製造能力が震災以前の年間生産量100 tに回復するため、震災以前の出荷量100 tを平成31年度の目標数値としている。</p> <p>平成30年6月から施設が稼働し、平成30年度のきゅうり加工販売の出荷量は72 tの実績であることをヒアリングで確認しているとのことである。</p> <p>平成30年度のきゅうり加工販売の出荷量が72 tに留まった要因は、夏の暑さできゅうりの値段が高くなり、市場に出す量が増え加工を行う量が減ったことが要因と思われるとのことである。漬物業界は国産のものに流れが戻ってきており、売り手を確保してからの加工販売を行うため、平成31年度の目標達成は可能とのことである。</p> <p>交付金実施要領においては、成果目標の目標年度は事業実施年度の翌々年度となっている。報告年度ではない平成30年度においては事業者等へのヒアリングを行っているが、毎年の評価は求められていないため特に記録は残していない。</p> <p>報告年度において目標の9割を達成しない場合等は国から改善措置が求められることとなっている(目標が達成できなかったやむを得ない事情がある場合を除く)。目標年度までの期間においても進捗状況を確認し、目標値と大幅な乖離がある場合は原因分析や改善指導等の対応が必要ではないかと考える。</p>		○	146
	[16] あんぼ柿産地再生促進事業			
37	<p>・リース期間とモニタリング期間の相違について</p> <p>機械導入による効果について実績報告によりモニタリングを実施しているものの、リース期間が7年に対し、モニタリング期間が3年となっている。</p> <p>そのため、リース4年目～7年目の実績状況について、リースの中途解約も含めた、モニタリングの必要性を検討する必要がある。また、期間の短縮またはモニタリング期間の延長について検討する必要がある。</p>		○	150

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
(畜産課)				
[18] 東日本大震災畜産振興対策事業				
38	<p>・補助事業における効果検証について</p> <p>東日本大震災畜産振興対策整備事業については、事業費が当初計画から約2倍に増加しており、補助金も1.8倍に増加している。</p> <p>当該事業費の増加は、事業実施主体の当初計画策定時の見込相違に起因するものであり、一般的な補助事業においては、補助金の増額は行わない。</p> <p>本件事業については、採卵用育成雛（若雌）100万羽を生産する相当規模の事業であり、震災からの復興をアピールできること、雇用の創出があることから、県として積極的に支援すべき事業と位置付けていたことから、補助金の増額に応じたことである。</p> <p>本件交付金については、国の実施要領において、事業実施主体は費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとされている。本件においても、事業実施計画において費用対効果分析が行われているが、事業費増加を反映した変更計画において、「年総効果額」が当初計画比で37%増加し、投資効率は変更計画においても1.00に近似する水準となっている。「年総効果額」の増加は、主に採卵用育成雛（若雌）収入の増加に伴うものであり、これは、販売価格を当初計画から10%上昇する見込み（当初はグループ企業内における取引単価であったが、一般的な販売単価に変更）として計算されたことによるものである。</p> <p>事業者としては投資回収可能としているものの、当初計画の約2倍の補助金を投入したとしても、補助金による経済効果（例えば雇用者数）が倍増するものではなく、補助金を増額することに合理性が認められるものかどうかは疑問である。</p> <p>本件においては、事業者による要望時の積算の際の検討が不十分であったことに起因しており、本来は事業者の負担での計画続行の可否を判断すべき問題である。県側においても、事業者の策定した計画の実行可能性を検証するとともに、補助金額に見合った効果があるのかについて説明責任を果たす必要がある。</p>		○	160
39	<p>・達成困難な目標にかかる計画又は目標値修正の必要性について</p> <p>東日本大震災畜産復興対策事業については、経産牛頭数の目標値は6,346頭に対して、結果は5,305頭と約1,000頭未達の状態にある。御担当者へのヒアリングベースでは、畜産農家の担い手や自然減少により、目標値には届いていないとの</p>		○	161

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	ことであった。当該事業は、平成24年度から平成30年度にかけて実施する計画であったが、計画の中途において目標の達成が困難である状況が把握できる場合は、計画見直しの検討をすべきであったと考えられる。また、目標の設定自体が有効なものであったかについても計画の中途において検討すべきであったと考えられる。			
	[21] 肥育牛全頭安全対策推進事業			
40	<p>・予算実績の乖離について</p> <p>県は、予算額については、前年度実績を考慮しながらも、県外への出荷先は市場の動向に左右されるため予想困難であることや、簡易検査での結果が「50Bq/kg」を超えると精密検査を実施しなければならないことを鑑み、相当の検査委託料を見込んで当初予算に計上する必要があるとし、平成29年度実績においては、首都圏の検査機関等に対して実施した見積合わせの結果、予想以上に安価で契約できたこと、検査手数料がかからない東京食肉市場や横浜食肉市場への出荷頭数が想定以上に多くなったこと、関係者の努力により精密検査を必要とする検体が発生しなかったこと等から、検査に係る執行額が減少したとのことである。</p> <p>しかし、予算決算が50%程度乖離している状態が継続していることから、県は予算の精度を高めるよう、過去の決算額の減少要因である市場動向や検査手数料の無料化等による影響を見積もった上で、出来る限り実績と近似する予算を策定することが望まれる。</p>		○	170
	(水産課)			
	[27] 共同利用漁船等復旧支援対策事業			
41	<p>・年度内補助金の額の確定調書について (決裁)</p> <p>確定調書には、「支出負担行為調書(変更) 0107501により決裁」と記載されており、決裁した証跡が見つけられなかった。支出負担行為調書(変更) 0107501は、漁船1隻に係る設備追加等に伴う増額変更を平成29年12月20日に決裁した文書であり、当時の支出負担行為調書による決裁は、年度内の補助金の額の確定調書の交付決定額及び確定額と相違しており、合議したものの実質的には未決裁でないか指摘したところ、同じ決裁番号で平成30年4月27日に決裁しているとのことであった。支出負担行為調書番号は、内容変更の調書であっても同じ番号を使っているとのことであるが、いくつも参照先があるのではどの調書を指しているのか分からない。参照先が明確になるような書類の整備をすべきと考える。</p>		○	186
42	<p>・年度内補助金の額の確定調書について (通知先等の記載)</p>		○	186

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	補助金等の額の確定通知については、年度内補助金の額の確定調書で伺い、決裁することとなっている。その際、確定調書には、施行・あて先の記載をすることとなっているが、未記入となっていた。			
[29] 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業				
43	<p>・東日本大震災漁業経営対策特別資金の預託について</p> <p>東日本大震災の津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により被害を受け、今後も事業を継続していく意思を有している漁業者及び水産加工業者に対して、「東日本大震災漁業経営対策特別資金」（以下、「対策特別資金」という。）を創設し、消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金の貸付を行っている。</p> <p>福島県は、対策特別資金の原資を福島県信用漁業組合連合会に予算の範囲内で預託している。</p> <p>契約書によれば、対策特別資金の預託期間は、1年程度であり年度末には、預託金の払戻しを行っている。1年毎に預託金の払戻しをすることにより、存在を確認するためには有効であるが、預託先の資金繰り、書類作成の費用を勘案すると、払戻しする以外の方法を検討する必要がある。</p> <p>なお、東日本大震災以降、融資枠（預託金）に対する実際の融資額は、0.6%～23.3%の範囲で推移しており、融資枠の設定について精度を向上させる必要性についても併せて検討して頂きたい。</p>		○	193
[30] アワビ・ウニ・アユ栽培漁業振興対策事業				
44	<p>・補助事業等検査確認表について</p> <p>農林水産部所管の補助事業等については、検査事務取扱要領において、検査を執行する場合、補助事業者等から補助事業等にかかる関係書類の提出を求め、その成果を確認するものとし、事務検査に当たっては、補助事業等検査確認表に基づき実施することになっている。確認表の確認事項については、原則として現地調査を行っている。</p> <p>今回、確認表の記載について、「-」の内容を確認したところ、該当があるにも関わらず「適」としていない項目が散見された。また、項目によっては、「適」及び「-」の取扱いが統一されていないことから、確認表の結果は、十分に運用されていないと言わざるを得ない。</p> <p>補助事業等検査確認表を作成する趣旨を再度確認し、適切な運用を行って頂きたい。</p> <p>○他に同様な意見1件あり。(参照頁210)</p>		○	197
[32] 水産物流通対策事業				
45	・事業の実施期間について		○	205

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁																				
		指摘事項	意見																					
	<p>事業の実施期間は平成29年6月1日から平成30年3月28日であるが、交付決定の通知が行われた平成29年6月1日より前に発生した経費を補助対象事業に含めている。</p> <p>共通デザイン開発料の支出一覧 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>購入先</th> <th>月日</th> <th>商品名</th> <th>金額</th> <th>請求書記載の取引日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速</td> <td>H29/8/31</td> <td>キョウビジン X-2432</td> <td>10,900</td> <td>H29/5/2</td> </tr> <tr> <td>高速</td> <td>H29/8/31</td> <td>エコパッシュ・アオ</td> <td>454,000</td> <td>H29/5/17</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>464,900</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>支出一覧には平成29年8月31日と記載しており、支払日をもって事業実施期間内に実施した事業にしていると見受けられるが、請求書には取引日の記載があり明らかに交付決定の通知より前に実施された事業であり指摘する。</p>	購入先	月日	商品名	金額	請求書記載の取引日	高速	H29/8/31	キョウビジン X-2432	10,900	H29/5/2	高速	H29/8/31	エコパッシュ・アオ	454,000	H29/5/17			合計	464,900				
購入先	月日	商品名	金額	請求書記載の取引日																				
高速	H29/8/31	キョウビジン X-2432	10,900	H29/5/2																				
高速	H29/8/31	エコパッシュ・アオ	454,000	H29/5/17																				
		合計	464,900																					
46	<p>・実績報告書の記載内容の確認について</p> <p>実績報告書の添付書類である事業費の根拠となる内訳を記載した資料「平成29年度福島県水産加工原料等安定確保支援事業の実績(事業費)一覧表」に事業費の支払先と事業内容が記載されており、事業費の内容を確認することができる。しかし、平成30年1月以降の事業費の支出については日付、支払先、金額しか記載されておらず、事業内容の詳細(実施(納品)日、品目、数量、運搬区間等)の記載がないため事業内容の確認ができない。事業実績報告書の添付資料に不備がある場合は再提出を求めるか、事業内容を聴取し補助対象経費とすることの適否について検討し、検討結果及び結論を記載しておくべきであり指摘する。</p>	○		205																				
(林業振興課)																								
[36] 放射性物質被害林産物処理支援事業																								
47	<p>・事務経費補助金の実績報告の検証について</p> <p>貸付事業の実績は処理量で当初計画比55.7%、資金額で74.2%となっているが、事務経費は当初計画並みの実績となっている。</p> <p>事務経費については、処理件数に応じて発生するものと考えられるため、一概に処理量や資金額と相関があるとは言えないが、事務経費の執行の妥当性について、関連する事項との整合性の点から検査を行う必要がある。</p>		○	217																				
[37] 安全なきのこ原木等供給支援事業																								
48	<p>・事業規模の適正性について</p> <p>当該事業は、放射性物質による森林汚染が、きのこ原木等の需給に影響を及ぼしており、きのこ原木等の価格が高騰している。このため、きのこ原木等の購入に伴う生産者負担軽減を図る取組を行う団体を支援し、きのこ生産の回復を図る</p>		○	220																				

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
	<p>ことを目的としたものである。</p> <p>補助対象経費は、事業対象資材の導入数量に事業適用単価（原発事故前の従来購入単価（税抜））を乗じた額とされ、補助対象経費の2分の1を補助している。原発事故後の購入単価の上昇部分は、東京電力株式会社への賠償請求によりカバーされるものと整理されている。</p> <p>福島県内のきのこ生産量は震災前と比べて減少しているものの、生産者数も減少しており、生産者1人当たりの粗生産額は震災前の水準よりも高くなっている。</p> <p>県内の生産量を維持するためには有効な事業であると考ええるが、生産者の現在の収支状況に比して当該補助の規模が適正であるのか検討する必要がある。</p>			

II 監査対象の事業の概要

第1 福島県の農林水産業の現状

1 全国における位置

(1) 農業関係

区分	単位	年次	実績		本県の シェア(%)	全国	
			全国	福島県		順位	1位
面積	km ²	29	377,974	13,784	3.6	3	北海道
総人口	千人	〃	126,706	1,882	1.5	21	東京都
農業経営体数	経営体	27	1,377,266	53,157	3.9	4	茨城県
うち家族経営	〃	〃	1,344,287	52,398	3.9	4	茨城県
総農家数	戸	〃	2,155,082	75,338	3.5	5	長野県
販売農家	〃	29	1,200,300	46,200	3.8	4	茨城県
主業農家数(販売農家)	〃	〃	268,000	8,100	3.0	12	北海道
準主業農家数(販売農家)	〃	〃	205,900	11,500	5.6	2	新潟県
副業的農家数(販売農家)	〃	〃	726,500	26,600	3.7	5	茨城県
農業就業人口(販売農家)	人	〃	1,816,000	58,400	3.2	8	北海道
基幹的農業従事者数(販売農家)	〃	〃	1,507,100	52,000	3.5	7	北海道
農業産出額(都道府県別)	億円	28	92,025	2,077	2.3	17	北海道
米	〃	〃	16,549	692	4.2	7	新潟県
野菜	〃	〃	25,567	482	1.9	17	北海道
果実	〃	〃	8,333	271	3.3	9	青森県
花き	〃	〃	3,529	74	2.1	16	愛知県
工芸農作物	〃	〃	1,871	17	0.9	17	北海道
畜産	〃	〃	31,626	497	1.6	18	北海道
生産農業所得	億円	〃	37,558	932	2.5	16	北海道
生産農業所得率	%	〃	40.8	44.9	—	8	滋賀県
販売農家1戸当たり経営耕地面積	ha	29	2.41	1.98	—	13	北海道
耕地利用率(田畑計)	%	28	91.7	74.8	—	47	佐賀県
耕地面積	ha	29	4,444,000	141,700	3.2	7	北海道
田面積	〃	〃	2,418,000	99,700	4.1	5	北海道
畑面積	〃	〃	2,026,000	42,000	2.1	11	北海道
水稲収穫量 ☆ふくしまイレブン	t	〃	7,822,000	351,400	4.5	7	新潟県
大豆収穫量	〃	〃	253,000	1,800	0.7	23	北海道
もも収穫量 ☆ふくしまイレブン	〃	〃	124,900	28,600	22.9	2	山梨県
日本なし収穫量 ☆ふくしまイレブン	〃	〃	245,400	18,900	7.7	4	千葉県
りんご収穫量	〃	〃	735,200	27,000	3.7	5	青森県
ぶどう収穫量	〃	〃	176,100	2,660	1.5	13	山梨県
かき収穫量	〃	〃	225,300	9,030	4.0	8	和歌山県
きゅうり収穫量 ☆ふくしまイレブン	〃	〃	559,500	39,700	7.1	4	宮崎県
トマト収穫量 ☆ふくしまイレブン	〃	〃	737,200	24,200	3.3	7	熊本県
アスパラガス収穫量 ☆ふくしまイレブン	〃	28	30,400	1,610	5.3	8	北海道
ばれいしょ収穫量	〃	〃	2,199,000	19,700	0.9	7	北海道
ねぎ収穫量	〃	〃	464,800	10,300	2.2	14	千葉県
さやいんげん収穫量	〃	〃	39,500	3,800	9.6	2	千葉県
さやえんどう収穫量	〃	〃	18,400	1,050	5.7	3	鹿児島県
ブロッコリー収穫量	〃	〃	142,300	4,060	2.9	11	北海道
葉たばこ収穫量	〃	29	19,023	737	3.9	9	熊本県
こんにゃくいも収穫量	〃	〃	64,700	185	0.3	6	群馬県
おたねにんじん収穫量	〃	28	14	4	28.6	2	長野県
きく出荷量	千本	29	1,504,000	27,000	1.8	12	愛知県
りんどう出荷量 ☆ふくしまイレブン	〃	〃	86,900	4,540	5.2	4	岩手県
トルコギキョウ出荷量	〃	〃	100,900	4,020	4.0	8	長野県
宿根かすみそう出荷量	〃	〃	50,000	5,470	10.9	3	熊本県
収蘭量	t	〃	125	21	16.8	2	群馬県
乳用牛飼養頭数	頭	〃	1,323,000	12,100	0.9	18	北海道
肉用牛飼養頭数 ☆ふくしまイレブン	〃	〃	2,499,000	50,200	2.0	14	北海道
豚飼養頭数	〃	〃	9,346,000	125,900	1.3	20	鹿児島県
採卵鶏飼養羽数(ひな、成鶏めす)	千羽	〃	176,366	5,282	3.0	15	茨城県
肉用若鶏(ブロイラー)飼養羽数	〃	〃	134,923	678	0.5	25	宮崎県

(資料：「全国都道府県市区町村面積調」、「国勢調査(速報値)」、「農林業センサス」、「生産農業所得統計」、「農業構造動態調査」、「農業経営統計調査」、「農林水産統計年報」、「耕地及び作付面積統計」、「作況調査」、「野菜生産出荷統計」、「全国たばこ耕作組合中央会調べ」、「(一財)日本こんにゃく協会調べ」、「(公財)日本特産農産物協会調べ」、「ふくしまの蚕糸」、「(一財)大日本蚕糸会調べ」、「畜産統計」、「食鳥流通統計調査」)

※平成27年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域)内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれてない。

(2) 林業関係

区分	単位	年次	実績		本県のシェア(%)	全国	
			全国	福島県		順位	1位
森林面積	千ha	24	25,081	974	3.9	4	北海道
国有林	〃	〃	7,674	408	5.3	2	北海道
民有林	〃	〃	17,407	567	3.3	5	北海道
保安林面積	ha	28	12,183,740	396,473	3.3	8	北海道
林業経営体数	経営体	27	87,284	2,721	3.1	11	北海道
素材生産量	千m3	29	21,279	808	3.8	7	北海道
針葉樹	〃	〃	19,129	690	3.6	7	北海道
広葉樹	〃	〃	2,153	118	5.5	4	北海道
林業産出額	億円	28	4,662	92	2.0	12	長野県
木材生産	〃	〃	2,370	57	2.4	11	北海道
薪炭生産	〃	〃	55	2	3.6	11	和歌山県
栽培きこ類生産	〃	〃	2,220	35	1.6	17	長野県
生しいたけ生産量	t	〃	69,707	2,444	3.5	8	徳島県
乾しいたけ生産量	〃	〃	2,734	7	0.3	26	大分県
なめこ生産量 ☆ふくしまイレブン	〃	〃	22,935	1,995	8.7	4	新潟県
桐材生産量	m3	〃	492	196	39.8	1	(2位)秋田県

※「森林面積」の福島県の数値については、全国の最新値の年次に合わせた記載となっている。

(資料：「森林資源の現況」、「福島県森林・林業統計書」、「森林・林業統計要覧」、「農林業センサス」、「木材統計」、「林業産出額」、「特用林産関係統計」)

※平成27年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域)内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれてない。

(3) 水産業関係

区分	単位	年次	実績		本県のシェア(%)	全国	
			全国	福島県		順位	1位
漁業経営体数	経営体	25	94,507	14	0.01	39	北海道
海面漁業漁獲量(属人)	t	28	3,263,618	47,944	1.5	20	北海道
海面漁業生産額(属人)	億円	〃	9,619	79	0.8	28	北海道
内水面漁業漁獲量	t	〃	27,937	51	0.2	25	北海道
内水面養殖業収穫量	〃	〃	35,198	1,340	3.8	7	鹿児島県
ヒラメ漁獲量(属人) ☆ふくしまイレブン	〃	〃	7,043	51	0.7	28	青森県
カツオ漁獲量(属人)	〃	〃	227,946	704	0.3	15	静岡県
カレイ類漁獲量(属人)	〃	〃	43,236	445	1.0	15	北海道
サンマ漁獲量(属人)	〃	〃	113,828	7,972	7.0	5	北海道
コイ養殖生産量	〃	〃	3,131	912	29.1	2	茨城県

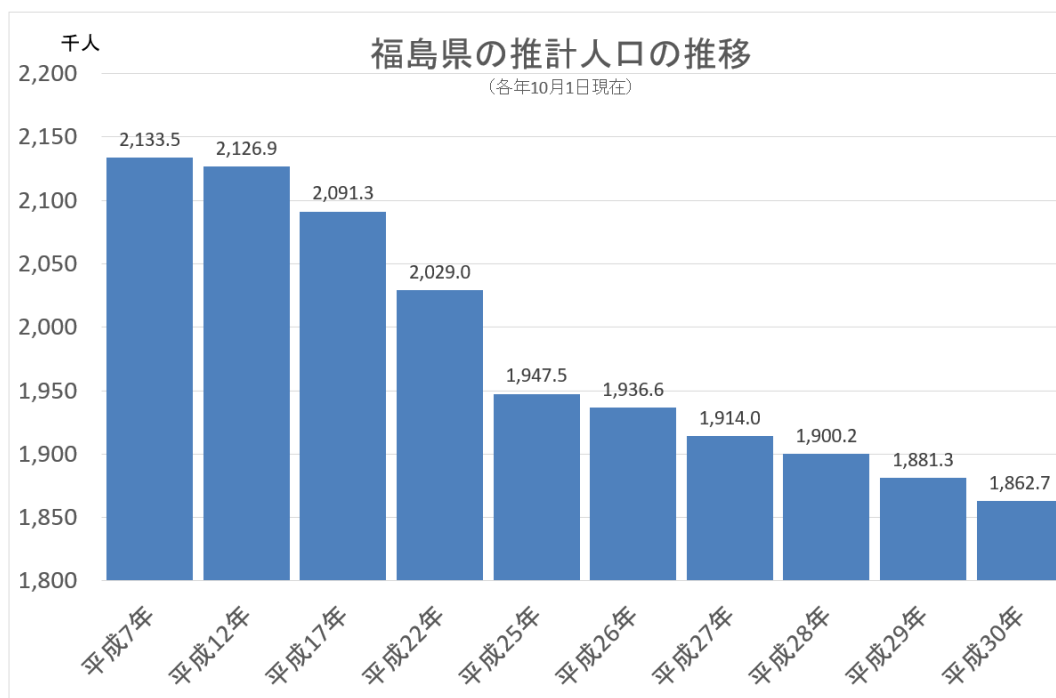
(資料：「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、「漁業センサス」、「漁業産出額」)

☆ふくしまイレブン：福島県の農林水産業の豊かな恵みを象徴する「米、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、りんどう、福島牛、地鶏、ヒラメ、なめこ」を「ふくしまイレブン」と位置づけ、ふくしまの「顔」としてブランド確立を図っているもの。

2 福島県の農業の現状

(1) 面積及び人口

福島県は全国第3位の面積（13,784km²）で、推計人口は平成30年10月1日現在で約186万人である。平成9年まで増加していたが、平成10年より減少に転じ、平成23年は約4万人減少している。



国勢調査（総務省）確定値に基づく福島県現住人口調査結果より作成

(2) 農家数

平成27年2月1日現在の福島県の総農家数は7万5,338戸で減少傾向が続いている。内訳は、販売農家数は5万5,270戸（総農家数に占める割合69.4%）、自給的農家数2万3,068戸（同30.6%）である。平成29年の福島県の販売農家数は4万6,200戸で、平成28年と比較して2,900戸（5.9%）減少している。認定農業者数については、農業者の高齢化や東日本大震災及び原子力災害等の影響による離農等により認定数が減少したことから、平成30年3月末現在で7,721経営体となっており、平成29年3月末と比べて51経営体（0.7%）減少している。

農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯
 販売農家：経営耕地面積が30a以上、または調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満で、かつ調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家
 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者及び特定農業法人で認定農業者とみなされている法人

総農家数の推移

(単位：戸、%)

	平成17年	平成22年	平成23年	平成27年	平成28年	平成29年	H29/H28
総農家数	104,423	96,598	-	75,338	-	-	-
うち販売農家数	80,597	70,520	68,200	52,270	49,100	46,200	94.1
うち自給的農家	23,826	26,078	-	23,068	-	-	-
認定農業者数 (各年度の3月末の数値)	5,613	6,780	6,686	7,730	7,772	7,721	99.3

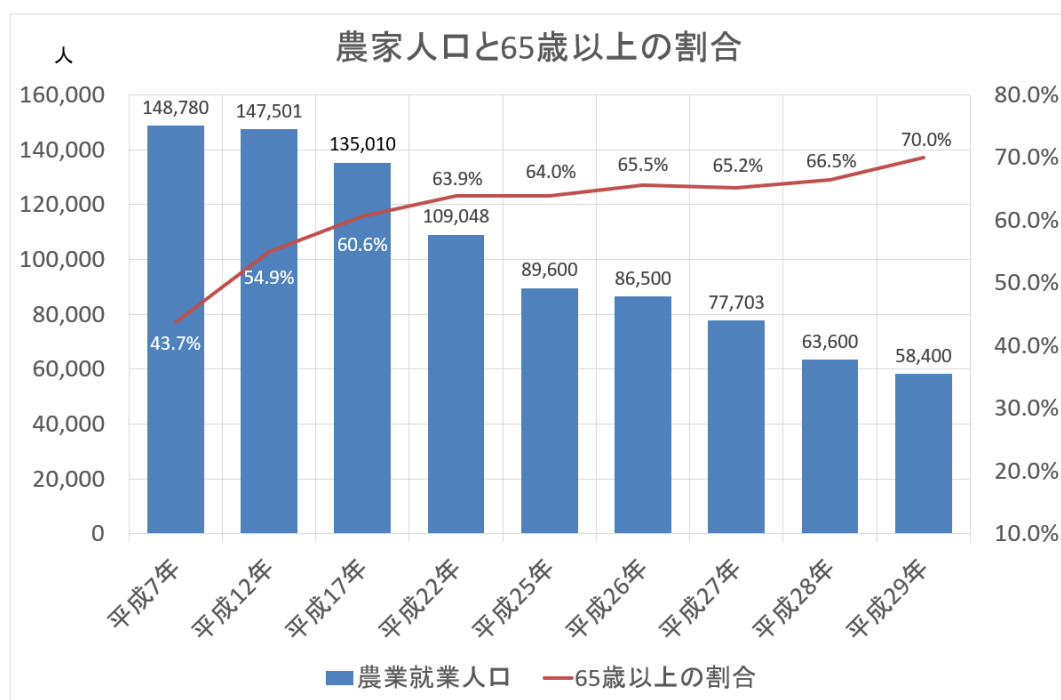
農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」より作成
農林水産HP 省認定農業者の認定状況

※平成27年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域）内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれてない。

(3) 農業就業人口及び高齢化の状況

福島県の農業就業人口（販売農家）は平成29年2月1日現在5万8,400人で、震災前（平成22年）と比較して約半分（53.6%）となっている。平成28年と比べても5,200人（8.2%）減少している。また、65歳以上の農業就業者は全体の70.0%を占め、また平均年齢は68.0歳となっており、高齢化が進んでいる。

農業就業人口：15歳以上の世帯員のうち、自営農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事に従事した者のうち、農業が主の者



農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」より作成

※平成27年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域）内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれてない。

(4) 耕作放棄地の状況

平成27年（農林業センサス調査年）における福島県の耕作放棄地面積は2万5,226haとなっており全国1位の面積となっている。平成22年と比較して2,832ha（12.6%）増加している。なお、販売農家が所有する耕作放棄地は平成17年以降減少傾向にある。

耕作放棄地：以前耕地していた土地で、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地
 土地持ち非農家：農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯

耕作放棄地面積の推移 (単位：ha、%)

	計	農家		土地持ち 非農家	
		販売農家	自給的農家		
平成7年	14,888	12,353	10,374	1,979	2,535
平成12年	20,160	15,651	13,150	2,501	4,509
平成17年	21,708	16,141	12,313	3,827	5,567
平成22年	22,394	15,696	10,981	4,715	6,698
平成27年	25,226	15,798	10,778	5,020	9,428
H27/H22	112.6	100.6	98.2	106.5	140.8

農林水産省「農林業センサス」より作成

※平成27年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域）内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれていない。

3 福島県の林業の現状

(1) 森林面積

平成29年度の森林面積は974千haで、全国第4位の広大な面積を有しており、県土面積に占める森林の割合70.7%となっている。

(ha)

	総土地 面積	森林		
		総数	国有林	民間林
面積	1,378,374	974,223	408,474	565,750
比率	100.0%	70.7%	29.6%	41.0%

福島県「平成29年福島県森林・林業統計書」より作成

民間林の内訳 (ha)

内訳	民間林	
	面積	構成比
人工林	207,367	36.7%
天然林	345,865	61.1%
無立木・その他	12,518	2.2%
合計	565,750	100.0%

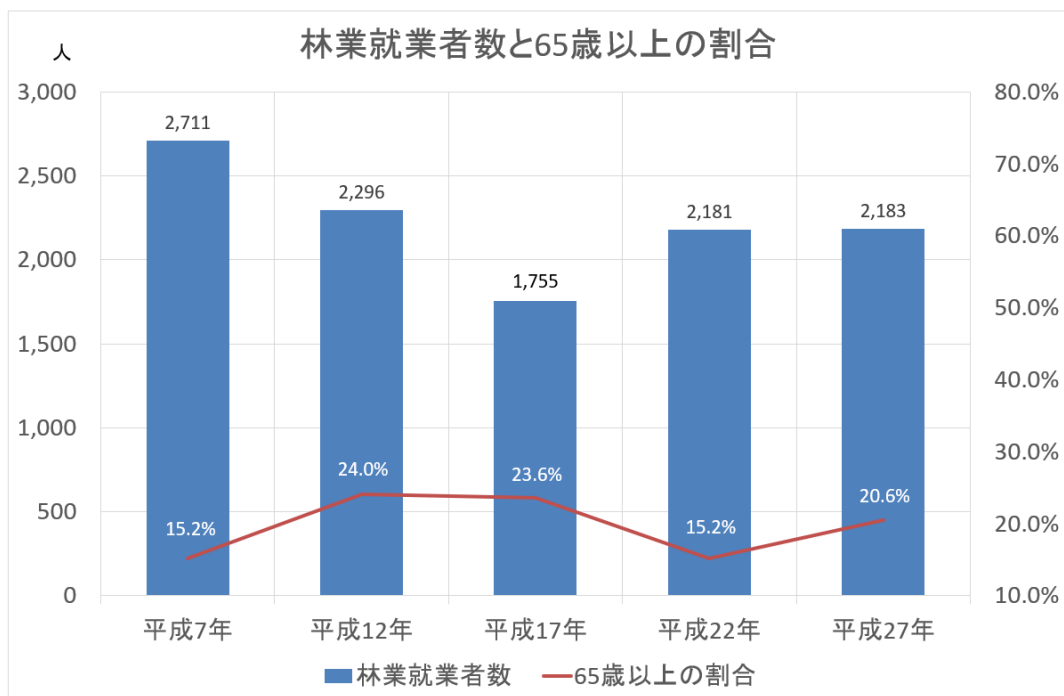
福島県「平成29年福島県森林・林業統計書」より作成

また、民有林における齢級別人工林面積は、9歳級以下（1～5年生／齢級）の育成途上にある若齢林が71千haで、民有人工林の34.3%を占めており、計画的かつ重点的に間伐等の森林整備を推進する必要がある。

(2) 林業就業者数

平成27年10月1日現在の林業就業者数は2,183人となっており、減少はあまり見られない。また、林業就業者のうち、65歳以上の人数は449人で、全体の20.6%を占めている。

※就業者：調査期間中（9月24日から30日までの1週間）、賃金、給料等の収入（現物収入含む）になる仕事を少しでもした人。



農林水産省「農林業センサス」より作成

4 福島県の水産業の現状

(1) 漁業経営体数

福島県の平成25年の漁業経営体数は14経営体で、平成20年と比べて729経営体（98.1%）減少している。また、平成25年の動力船使用経営体数は14経営体で、平成20年と比べて638経営体（97.8%）減少している。福島県の漁業経営体数は、東日本大震災及び原子力災害の影響により、統計上大きく減少している。これは平成25年の統計値には、震災後に試験操業に取り組んでいる個人経営体が含まれていないためである。

(単位：経営体、%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成20年	平成25年
漁業経営体数	1,023	979	812	788	743	14

農林水産省「海面漁業生産統計調査」、「漁業センサス」より作成
 ※就業者：調査期間中（9月24日から30日までの1週間）、賃金・給料等の収入（現物収入含む）になる仕事をした人。

(2) 海面漁業生産量

平成28年の海面漁業生産量は4万7,944 tであり、前年と比べて2,498 t（5.5%）増加した。沿岸漁業の自粛等の影響で、漁業生産量は非常に低い水準になっている。

(単位：t、%)

	海面漁業					
	部門別				魚種別	
	計	遠洋	沖合	沿岸	カツオ	ヒラメ
平成21年	84,029	4,618	62,640	16,771	2,119	813
平成22年	78,939	5,015	57,655	16,269	2,844	734
平成23年	49,778	3,613	45,051	1,114	1,792	78
平成24年	44,771	3,866	40,860	45	1,832	0
平成25年	45,248	3,407	41,601	240	2,432	0
平成26年	59,790	3,489	55,848	453	2,725	0
平成27年	45,446	4,186	40,239	1,021	2,451	0
平成28年	47,944	2,916	43,697	1,331	704	51
H28-H27	2,498	-1,270	3,458	310	-1,747	51
H28/H27	105.5	69.7	108.6	130.4	28.7	-

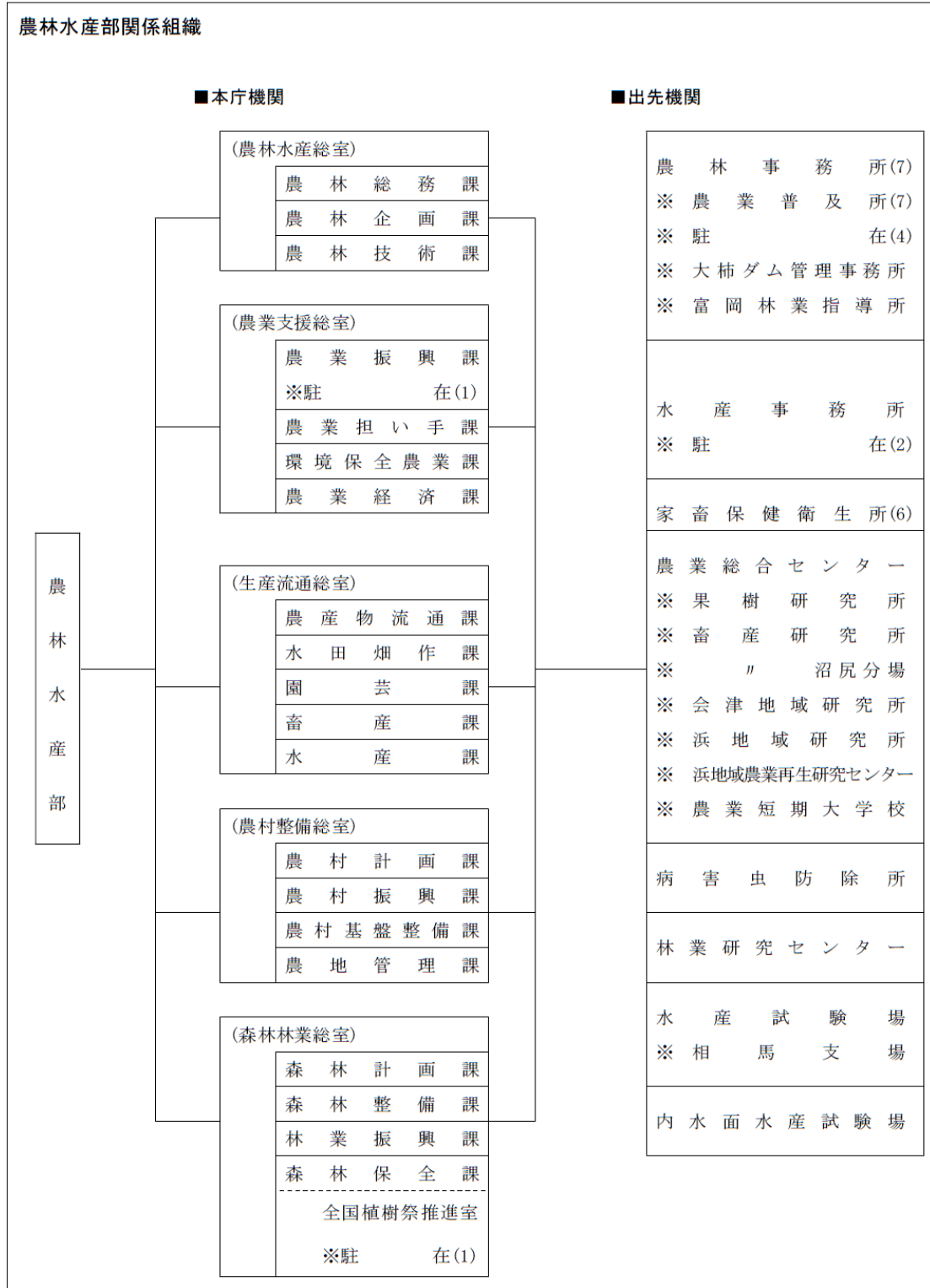
農林水産省「海面漁業生産統計調査」より作成

第2 農林水産部の概要

1 組織図

農林水産部の組織図は以下のとおりである。

(平成29年4月1日現在)



2 職務分掌

農林水産部の職務分掌は以下のとおりである。

(平成29年4月1日現在)

総室(課)	職務分掌
農林水産総室	
(農林総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の事務の総合企画及び調整に関すること。 ・部内における人事、予算及び経理に関すること。 ・農林事務所、水産事務所、家畜保健衛生所、農業総合センター、病虫害防除所、林業研究センター、水産試験場、内水面水産試験場、ふくしま県民の森、総合緑化センター及び昭和の森に関すること。 ・部内他総室の所掌に属しない事務に関すること。
(農林企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業施策の総合企画及び調整に関すること。 ・農林水産業振興計画に関すること。
(農林技術課)	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における工事の設計管理、進行管理及び技術管理に関すること。
農業支援総室	
(農業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業改良普及に関すること。 ・農業災害対策に関すること。 ・農林水産業に係る試験研究に関すること。 ・主要農作物に係る奨励品種の決定に関すること。 ・農業情報に関すること。 ・農林水産技術会議に関すること。 ・農林水産業に係る試験研究機関の整備に関すること。 ・農業技術に関すること。 ・農業の普及指導活動の総合的な支援に関すること。
(農業担い手課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の改善に関すること。 ・農業担い手の育成に関すること。 ・農業機械化及び農作業の安全の推進に関すること。 ・農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の施行に関すること。 ・農業経営構造の改善に関すること。 ・農業後継者の育成に関すること。 ・農山漁村における男女共同参画の促進に関すること。 ・農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の施行に関すること。 ・農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第一百十二号)の施行に関すること。 ・農業会議及び農業委員会に関すること。 ・農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の施行に関すること(遊休農地に関する措置に係るものを除く。) ・農事調停に関すること。 ・国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関すること。
(環境保全農業課)	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型農業の促進に関すること。 ・植物防疫に関すること。 ・農薬の取締りに関すること。 ・肥料の取締りに関すること。 ・地力増進に関すること。 ・有機農業の推進に関すること。

総室(課)	職務分掌
	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進に関する事。 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事。 ・農林水産物の安全及び安心の確保に関する事。 ・農林物資の規格化等に関する事。 ・農林水産物のトレーサビリティシステム（生産流通の履歴を管理し、追跡することができる仕組みをいう。）に関する事。 ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事。 ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の施行に関する事（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十七条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）。 ・特別栽培農産物認証制度に関する事。 ・食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。 ・農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の施行に関する事。
(農業経済課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合その他農業団体の指導に関する事。 ・農業倉庫に関する事。 ・農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合の検査に関する事。 ・農業共済組合の指導及び検査に関する事。 ・農業金融に関する事。
生産流通総室	
(農産物流通課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の消費拡大及び流通促進に関する事。 ・農林水産物の地産地消の推進に関する事。 ・生鮮食料品等の卸売市場に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。 ・主要食糧の流通及び消費に関する事。 ・農作物の加工に関する事。 ・青果物の価格の安定に関する事。 ・地域産業の六次化に係る施策の推進及び総合調整に関する事。 ・食品加工業の振興に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
(水田畑作課)	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作の振興に関する事。 ・麦、大豆及び雑穀の生産の振興に関する事。 ・経営所得安定対策に関する事。 ・主要農作物の原種及び原原種の生産及び採種に関する事。 ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
(園芸課)	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹生産の振興に関する事。 ・花き生産の振興に関する事。 ・野菜生産の振興に関する事。 ・特用作物生産の振興に関する事。 ・養蚕の振興に関する事。
(畜産課)	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜及び畜産物の生産及び流通に関する事。 ・畜産経営の改善指導に関する事。 ・家畜の改良増殖に関する事。 ・家畜商に関する事。

総室(課)	職務分掌
	<ul style="list-style-type: none"> ・草地及び飼料に関すること。 ・家畜の保健衛生及び動物用医薬品に関すること。 ・畜産経営に係る環境の保全に関すること。 ・獣医師及び家畜人工授精師に関すること。 ・畜産基地建設事業及び広域農業開発事業に関すること。
(水産課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業改良普及に関すること。 ・水産業基盤の整備に関すること。 ・水産資源の管理及び増殖に関すること。 ・水産物の流通加工に関すること。 ・生鮮食料品等の卸売市場に関すること(生鮮魚介類に関するものに限る。) ・漁業協同組合の指導に関すること。 ・水産金融に関すること。 ・漁業の調整及び漁業権に関すること。 ・漁船及び遊漁船に関すること。 ・漁業災害補償に関すること。 ・海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。
農村整備総室	
(農村計画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良長期計画に関すること。 ・土地改良事業等の調査及び計画に関すること。 ・土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の施行に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) ・土地改良団体の指導及び検査に関すること。 ・国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の施行に関すること。
(農村振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の施行に関すること。 ・山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の施行に関すること。 ・中山間地域等直接支払事業に関すること。 ・遊休農地対策に関すること。 ・多面的機能支払事業に関すること。 ・農山漁村の活性化のための定住等及び地域間の交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)の施行に関すること。 ・農業基盤整備促進事業に関すること。
(農村基盤整備課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農村総合整備事業に関すること。 ・農業集落排水事業に関すること。 ・農道整備事業に関すること。 ・農地に係る海岸保全区域及び地すべり防止区域の指定に関すること。 ・農地に係る海岸保全区域における公有水面の埋立てに関すること。 ・かんがい排水事業に関すること。 ・経営体育成基盤整備事業に関すること。 ・農地等保全管理事業に関すること。 ・農地海岸保全事業に関すること。 ・農地に係る地すべり防止対策に関すること。 ・農地及び農業用施設に係る災害復旧事業に関すること。
(農地管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業等に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。 ・土地改良施設の管理に関すること。

総室(課)	職務分掌
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法の施行に関する事（農地等の集団化に係るものに限る。）。 ・砂利採取計画の認可に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。 ・農地に係る海岸保全区域内における占用及び制限行為の許可に関する事。 ・国営土地改良事業等に係る連絡調整に関する事。 ・農業用水に係る水利権及び水利調整に関する事。 ・土地改良に係る金融に関する事。
森林林業総室	
(森林計画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林計画の樹立及び実行指導に関する事。 ・国有林野に関する関係機関との連絡調整等に関する事。 ・森林整備地域活動支援交付金事業に関する事。 ・福島県森林環境基金に係る事業に関する事。
(森林整備課)	<ul style="list-style-type: none"> ・県営林に関する事。 ・造林及び林業種苗に関する事。 ・林道の開設及び維持に関する事。 ・林業集落の基盤整備に関する事。 ・林道に係る災害復旧事業に関する事。
(林業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合の指導に関する事。 ・林業金融に関する事。 ・林業改良普及に関する事。 ・林業構造の改善に関する事。 ・流域林業活性化の推進に関する事。 ・林業労働力対策に関する事。 ・入会林野等の高度利用に関する事。 ・木材の生産流通加工に関する事。 ・特用林産物に関する事。
(森林保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の総合利用に関する事。 ・森林の保護及び森林保険に関する事。 ・森林病虫害の防除に関する事。 ・緑化の推進及び緑化施設に関する事。 ・治山に関する事。 ・治山施設に係る災害復旧事業に関する事。 ・林野に係る地すべり等防止対策に関する事。 ・保安林に関する事。 ・民有林の林地開発調整に関する事。
(全国植樹祭推進室)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国植樹祭の推進に関する事。

3 予算額

農林水産部の当初予算の款及び項別内訳の推移は以下のとおりである。

平成29年度の一般会計予算は、前年度と比較して農業費が3,805百万円増加、畜産業費が1,314百万円減少、農地費が1,509百万円減少したことなどにより、農林水産業費が1,116百万円増加したものの、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費が5,810百万円減少したことにより、農林水産部の一般会計当初予算は5,078百万円減少した。

農林水産部予算 (単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計	107,723,661	113,119,657	121,841,043	116,762,875
衛生費	2,321,812	736,178	796,025	412,032
環境保全費	2,321,812	736,178	796,025	412,032
農林水産業費	91,311,645	101,599,488	108,976,916	110,093,141
農業費	35,332,082	36,800,532	35,896,465	39,701,743
畜産業費	2,546,663	2,601,288	4,035,744	2,721,458
農地費	27,558,873	26,319,122	27,519,454	26,010,310
林業費	19,557,080	26,199,238	33,618,604	32,766,473
水産業費	6,316,947	9,679,308	7,906,649	8,893,157
災害復旧費	14,090,054	10,783,841	12,067,952	6,257,702
農林水産施設災害復旧費	14,090,054	10,783,841	12,067,952	6,257,702
公債費	150	150	150	0
公債費	150	150	150	0
特別会計	414,161	355,501	360,945	356,586
就農支援資金等貸付金特別会計	86,728	44,839	39,391	29,566
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	80,223	80,150	79,978	79,940
林業・木材産業改善資金貸付金特別会計	247,210	230,512	241,576	247,080
合計	108,137,822	113,475,158	122,201,988	117,119,461

一般会計の県予算総額と農林水産部予算の推移は以下のとおりである。

平成29年度の農林水産部予算は、前年度と比較して5,078百万円減少したものの、県全体の予算が減少したことから、県全体に占める割合は高まっている。

一般会計予算 (単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
県全体	1,714,512,634	1,899,420,582	1,881,924,898	1,718,373,245
農林水産部	107,723,661	113,119,657	121,841,043	116,762,875
一般事業	48,606,700	53,206,758	53,320,751	55,980,439
公共事業	47,905,891	48,614,522	57,358,609	49,823,518
ルール分人件費	11,211,070	11,298,377	11,161,683	10,958,918
県全体に占める農林水産部予算の割合	6.28%	5.96%	6.47%	6.79%

平成29年度の総室別歳出予算節別の内訳は以下のとおりである。

歳出予算節別表 (一般会計)
【平成29年度当初】

(単位:千円)

区 分	農林水産総室	農業支援総室	生産流通総室	農村整備総室	森林林業総室	合計	
1 報酬	86,437	44,863	19,292	13,483	13,252	177,327	
2 給料	6,111,507					6,111,507	
(うち、教職調整額)							
3 職員手当等	3,997,862	2,526	11,515		14	4,011,917	
扶養手当	186,766					186,766	
地域手当	1,749					1,749	
超過勤務手当	566,527					566,527	
宿日直手当							
管理職員特別勤務手当	602					602	
寒冷地手当等	24,942					24,942	
期末手当	1,423,046					1,423,046	
勤勉手当	946,068					946,068	
災害派遣手当	62,310					62,310	
退職手当							
通勤手当	257,818					257,818	
単身赴任手当	60,168					60,168	
特別勤務手当	15,093	1,120	3,365			19,578	
特別調整額及管理職手当	157,894					157,894	
特設及びハき地勤務手当等	2,872					2,872	
義務教育等教員特別手当							
定時制通信教育手当							
産業教育手当							
初任給調整手当	7,968					7,968	
夜勤手当	1,100	210	907			2,217	
休日給	4,839	1,196	7,243		14	13,292	
農林漁業改良普及手当	65,628					65,628	
住居手当	132,052					132,052	
児童手当	80,420					80,420	
4 共済費	2,190,441	29,439	7,394	3,346	2,673	2,233,293	
共済組合負担金	2,122,472					2,122,472	
社会保険料	52,751	29,439	7,394	3,346	2,673	95,603	
公務災害補償基金負担金	15,218					15,218	
5 災害補償費							
6 恩給及退職年金							
7 賃金	169,064	149,916	33,699	9,098	13,747	375,524	
準・通年雇用等							
その他	169,064	149,916	33,699	9,098	13,747	375,524	
8 報償費	23,513	27,381	9,000	2,104	1,648	63,646	
9 旅費	104,102	70,656	64,002	5,753	17,873	262,386	
10 交際費	1,650		80			1,730	
11 需用費	324,211	445,628	364,509	37,785	29,446	1,201,579	
消耗品費	209,219	191,569	141,158	9,880	17,385	569,211	
燃料費	27,619	75,063	59,879	1,233	954	164,748	
食糧費	484	43	15	9		551	
印刷製本費	25,310	12,561	4,654	218	1,083	43,826	
光熱水費	30,475	105,884	41,998	8,845	4,105	191,307	
修繕料	31,104	50,486	22,127	17,600	5,919	127,236	
その他		10,022	94,678			104,700	
12 役務費	71,898	140,794	48,212	5,127	23,977	290,008	
通信運搬費	46,684	25,801	22,251	3,910	1,373	100,019	
広告料		135	200		2,917	3,252	
手数料	22,099	111,908	16,362	895	17,082	168,346	
保険料	3,115	2,886	9,275	212	1,587	17,075	
その他		64	124	110	1,018	1,316	
13 委託料	430,697	463,147	2,359,369	3,828,350	3,769,547	10,851,110	
14 使用料及賃借料	48,538	25,346	33,146	84,725	5,617	197,372	
15 工事請負費	11,678	831,923	5,411,110	16,370,197	16,490,725	39,115,633	
16 原材料費			1,541			1,541	
17 公有財産購入費				184,000	226,053	410,053	
18 備品購入費	21,106	28,352	409,127	2,021	4,554	465,160	
19 負担金・補助及交付金	7,819,257	10,590,284	5,564,450	8,276,323	9,262,233	41,512,547	
負担金	369,179	38,549	52,994	2,041,608	482,781	2,985,111	
補助・交付金	7,450,078	10,551,735	5,511,456	6,234,715	8,779,452	38,527,436	
20 扶助費							
21 貸付金		54,899	6,419,500		891,343	7,365,742	
22 補償・補填及賠償金		9,000	500	485,169	25,964	520,633	
23 償還金・利子及割引料		2,688	11,252		509,124	523,064	
24 投資及出資金							
25 積立金	2,039	136	1,724	3,373	1,058,251	1,065,523	
26 寄附金							
27 公課費	2,368	1,266	838	37	142	4,651	
28 繰出金		691	238			929	
※ 予備費							
合 計	21,416,368	12,918,935	20,770,498	29,310,891	32,346,183	116,762,875	
財 源 内 訳	特定						
	分担金及負担金			437,427	3,339,256	141,530	3,918,213
	使用料及手数料	205	21,296	20,608	1,638	2,918	46,665
	国庫支出金	246,300	3,663,923	6,138,732	11,652,295	17,095,710	38,796,960
	財産収入	5,180	49,645	127,159	3,373	102,064	287,421
	寄附金						
	繰入金	7,667,607	6,968,403	3,339,308	7,242,211	1,772,802	26,990,331
	繰越金						
	諸収入	1,348	769,737	6,844,478	291,597	983,545	8,890,705
	県債		653,600	491,200	999,800	1,184,500	3,329,100
その他							
一 般 財 源	13,495,728	792,331	3,371,586	5,780,721	11,063,114	34,503,480	

4 組織目標

平成30年度の農林水産部の総室別組織目標は以下のとおりである。

農林水産総室（農林総務課）

福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」（平成25年3月改訂）を踏まえ、本県農林水産業の復興の更なる加速化に向け、次の組織目標を設定する。

- 1 部内組織力の強化と円滑な事業執行に向けた組織環境づくり
- 2 円滑な事業執行に向けた予算の効率的・効果的な執行管理

農林水産総室（農林企画課）

平成25年3月に改訂した福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げためざす姿の実現に向け、次の組織目標に基づき活動を展開する。

- 1 農林水産業施策の総合企画及び調整による農林水産行政の円滑な推進
農林水産行政の円滑な推進に向け、総合的な企画・調整を行う。
〔数値目標〕 農業産出額（農業生産関連事業を含む）：2,635億円以上（平成32年度）

農林水産総室（農林技術課）

福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」（平成25年3月改訂）を踏まえ、本県農林水産業の復興の加速化に向け、農林土木工事の設計・進行管理及び技術管理の的確な推進を図るため、次の組織目標を実施する。

- 1 適時適切に設計積算基準を定める。
- 2 設計積算業務及び予算執行管理業務を的確かつ効率的に行うため、「農林土木積算システム」、「農林事業管理システム」等の保守、運用管理を行う。
- 3 農林土木技術職員に必要な専門分野の知識及び技術を習得させるため、計画的に各種研修を行う。
- 4 技術水準の向上と工事の安全な施工の確保を図るため、優良な工事施工業者を表彰する。

農業支援総室

「福島県農林水産業振興計画ふくしま農林水産業新生プラン（平成25年3月策定）」の施策目標を実現するため、新たな生産技術の開発と生産現場への普及、担い手育成、農地の利用集積、食の安全安心確保及び組合等の適切な事業運営等を推進する。

- 1 東日本大震災及び原子力災害からの復興
(1) 避難地域における農林水産業の再生 (2) 被災した農林漁業者等への支援
(3) 放射性物質による影響の除去
- 2 安全・安心な農林水産物の提供
(1) 食の安全確保 (2) 信頼性の確保
- 3 農業の振興
(1) いきいきとした農業担い手づくり (2) 農業経営の安定 (3) 農業生産基盤の確保・整備 (4) 県産農産物の生産振興 (5) 流通・消費対策 (6) 新技術の開発と生産現場への移転 (7) 農業関係団体との連携
- 4 魅力ある農山漁村の形成
(1) 地域産業6次化による農山漁村づくり (2) 快適で安全な農山漁村づくり
(3) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

5 自然・環境との共生

(1) 環境と共生する農林水産業 (2) 地球温暖化への対策 (3) 農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮

生産流通総室（農産物流通課）

「福島県農林水産業振興計画（平成25年3月策定）」や「福島県復興計画（平成27年12月策定）」に基づき、県内外、海外へ向け県産農林水産物の販路回復・更なる販路拡大を図るため、各種事業に取り組んでいる。

1 農林水産物の風評対策と消費拡大及び流通促進

本県農林水産物の風評払拭と消費拡大及び流通促進等を図るため、多様なメディアを活用し、様々な機会を捉えて県産農林水産物のおいしさなどの魅力や安全性をPRするとともに、首都圏等において、トップセールスをはじめとする効果的かつ戦略的なプロモーション等を実施した。

〔数値目標〕 県産農林水産物の価格について、東日本大震災前の水準に回復する。

2 地域産業6次化の推進

「福島県農林水産業振興計画（平成25年3月策定）」及び「新ふくしま地域産業6次化戦略（平成27年1月策定）」に基づき、地域産業6次化に意欲的にチャレンジする人材の育成（ひとづくり）を図り、県内各地方に設置した6次化地方ネットワーク活動（きずなづくり）により、マーケットインの視点を意識した売れるものづくりを推進しながら、異業種相互交流による新たなビジネスモデルの創出（しごとづくり）を支援している。

〔数値目標〕 新商品開発数：380商品

生産流通総室（水田畑作課）

「福島県農林水産業振興計画 ふくしま農林水産業 新生プラン」に基づく施策を踏まえ、水田畑作課では次の3つの組織目標を柱として各種事業に取り組んでいる。

1 稲作の生産振興

持続的に発展する水田農業の確立に向け、全量全袋検査による本県産米の安全性の確保を図るとともに、米の需給・流通状況を踏まえた計画的な生産を基本として、高品質・良食味な米づくり、新規需要に応じた米づくりなど、多様な需要に応じた米づくりを促進する。

2 大豆・麦・そば等の生産振興

本県の大豆・麦類・そばは、震災と原発事故の影響により浜通りを中心に甚大な被害を受け、作付面積が大幅に減少したことから、被災地域の営農再開による作付け拡大と併せ、安全・安心で実需者ニーズに応えられる収量・品質の確保を図る。

3 米の需給調整・米政策改革への対応

米を取り巻く環境の変化に対応し、需要に応じた米づくりの推進を通じて水田農業の経営安定と発展を図る。

生産流通総室（園芸課）

「ふくしま農林水産業新生プラン」の実現を図るために、平成25年度に本県農業の顔となる品目「ふくしまの恵みイレブン」をはじめとする園芸16品目49産地を集中的に支援する「新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト」を策定した。平成29年度から同プロジェクトが後期に入ったことから、新たに18品目60産地で「園芸産地復興計画」を策定するとともに、「きゅうり」「もも」「浜通り等の花き」について

重点プロジェクトを立ち上げ、その実現に向けて、各種事業に取り組んでいる。

1 東日本大震災・原子力災害からの復興

震災からの速やかな農業生産の回復を図るとともに、原子力災害からの園芸産地の復興を推進する。

2 安全・安心な農林水産物の提供

園芸品目の出荷等制限解除や安全性の確認のための緊急時環境放射線モニタリング検査の実施・情報提供、生産出荷団体等における園芸品目の検査体制の充実を支援する。

3 農業の振興

園芸特産作物の生産振興

「新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト」の展開

(1) ふくしまの恵みイレブンの産地維持・拡大

本県の顔となる品目「ふくしまの恵みイレブン」の園芸6品目（きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、りんどう）の産地の維持・拡大のため、産地の生産力を強化する。

[数値目標]平成32年度の農業産出額：459億円

(2) 地域振興品目による園芸復興

震災、原発事故後の園芸の生産力回復と産地拡大を図るため、地域の特長を生かすことができる品目を地域振興品目として位置づけて集中的に支援する。

生産流通総室（畜産課）

ふくしま農林水産業新生プラン（平成25年3月策定）の実現に向け、「東日本大震災及び原子力からの復興」、「安全・安心な農林水産物の提供」、「農業の振興」を組織目標に、各種事業に取り組んでいる。

1 東日本大震災及び原子力災害からの復興

肉用牛及び乳用牛の生産基盤の回復や、避難指示解除区域等における畜産経営の再開を支援するとともに、他県に負けないブランドの向上に取り組むことにより、本県畜産業の再生・復興を図る。また、乳用牛及び肉用牛の家畜飼養実証の支援等を行い、食品中の放射性物質の基準値を下回る安全な畜産物が生産できることを確認することにより、避難区域等における畜産農家の早期営農再開実現を図る。

[数値目標] 地域全体での繁殖雌牛増頭の取組に対する支援：2地区、生乳生産量回復の核となる担い手の資質向上研修会開催に対する支援：1団体、営農再開に向けた家畜の飼養実証取組農家数：4件

2 安全・安心な農林水産物の提供

牧草や県産の原乳、豚肉、馬肉、鶏肉、鶏卵、はちみつの緊急時環境モニタリングと併せて、肉牛農家の飼養状況調査や、流通前の全ての牛肉について放射性物質検査を実施することにより、県産牛肉の安全性を確保し風評の払拭を図る。

さらに、家畜衛生対策及び家畜防疫対策を推進し、生産段階における安全性を確保する。

[数値目標] 基準値超過割合：0%

3 農業の振興

地域の中心的経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援し、畜産業の復興・再生を推進する。また、牧草地の早期の除染及び代替飼料の確保を支援することにより、家畜導入・改良による乳用牛及び肉用牛等の生産振興を図る。

生産流通総室（水産課）

「福島県農林水産業振興計画」（平成25年3月策定）の重点戦略8「水産業の活性化プロジェクト」に従い、以下の4点を組織目標とする各種施策を実施している。平成29年度は、農林水産部事業計画に基づき本県水産業の復興に必要な事業を実施した。

1 漁船・漁業関係施設等の生産基盤の復旧

東日本大震災により甚大な被害を受けた水産業の生産基盤を早期に復旧させるため、漁場のがれき等の除去や、共同利用に供する施設・漁船・漁具などの復旧支援の取組を進める。

[数値目標] 稼働可能な漁船数：808隻

2 漁業再開の支援

水産物の放射性物質モニタリング検査や放射性物質に関する試験研究を継続し、科学的な情報を漁業者、流通業者、消費者等に提供することで理解促進に努める。また、試験操業の取組の拡大を進めるとともに、本格的な漁業再開を図るため、漁協等が行う放射性物質の自主検査を支援する。

[数値目標] 漁業再開した漁業経営体数：438経営体

3 漁業担い手の育成・確保

試験操業の促進や原子力災害からの復興に必要な技術・知識の習得を支援することで、漁業担い手の就業意欲の維持・向上を図り、担い手の育成・確保に努める。また、漁業関係団体と連携して、漁業・水産加工業等の再開や経営維持に必要な資金の融通等による支援を進める。

[数値目標] 新規沿岸漁業就業者数：20人

4 水産資源の維持・培養

長期にわたる操業自粛が水産資源に与える影響を調査し、漁業者等に対して調査果の情報提供や新たな資源管理方策の提案を行う。また、関係団体による種苗生産、放流の取組を支援するとともに、本格的な種苗生産・供給体制を再構築するため、被災した水産種苗研究・生産施設の復旧を行う。

[数値目標] 沿岸漁業の生産量：21,200トン

農村整備総室

平成25年3月に策定した「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づき、「東日本大震災・原発事故等からの復興のさらなる推進」、「農業再生に向けた生産基盤の整備と確保」、「安全で快適な農山漁村づくり」、「生産活動を通じた多面的機能の発揮」の4点について重点的に推進していく。

1 大震災・原発事故等からの復興のさらなる推進

- ・被災した農地・農業用施設の早期復旧に最優先で取り組むとともに、東日本大震災復興交付金を活用した大区画化・汎用化を迅速に推進する。
- ・避難地域（12市町村）の農業再生を図るため、福島再生加速化交付金を活用した事業を拡大して展開する。

2 本県農業再生に向けた生産基盤の確保と整備

- ・農用地の利用集積の促進、担い手の育成を図るため、生産基盤の整備をより一層推進する。
- ・用水供給機能の安定的な維持・確保を図るため、基幹水利施設の補修・更新を推進する。

3 安全で快適な農山村づくり

- ・ため池等の農業水利施設における放射性物質対策について、モニタリング調査及び県営モデル事業を継続し、市町村の取組を支援する。
 - ・ため池等農業水利施設の減災対策及び耐震性確保に向けた点検を促進する。
- 4 生産活動を通じた多面的機能の発揮
- ・担い手への営農集中が進む中、集落機能の維持を図る共同活動を支援する。
 - ・中山間地域等の生産条件不利を補正し農業生産活動を維持することで、耕作放棄地の発生を防止する。

森林林業総室

県土の約7割を占める森林は、木材の供給はもとより、災害の防止や水源かん養機能の確保、さらにはきのこや山菜の採取の場など、県民生活と密接に関係しています。しかしながら、原発事故によって広範囲にわたり放射性物質に汚染されたため、森林整備や林業生産活動が停滞しており、荒廃による森林の有する公益的機能の低下が懸念されています。

このため、平成25年3月に策定した「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づき、次の5点を柱に重点的に推進してまいります。

1 東日本大震災及び原子力災害からの復興

地域の実情に応じた放射性物質対策を実施するため、生活環境の安全・安心の確保や住居周辺の里山の再生など、国が示した「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」が着実に実行されるよう、地域の要望を踏まえ、引き続き、国との調整に努めてまいります。

また、林業の生産基盤を復旧するため、被災した林道について、森林整備や山村地域の生活に供する重要な路線から順次整備を図ってまいります。

さらに、被災した林業者・木材産業従事者に対して、施設等の復旧・整備を支援してまいります。

2 安全・安心な農林水産物の提供

県産農林水産物の安全性と消費者に対する正確な情報の提供を行うため、農林水産物の緊急時モニタリングの充実・強化を図るとともに、制限解除のための調査を継続します。

県産木材については、放射性物質に関する安全性確認結果等の情報を発信し、信頼確保に努めます。

3 林業・木材産業の振興

放射性物質等の影響により震災前の水準に達していない森林・林業を再生するため、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に実施するとともに、木質バイオマス利用施設の整備などの総合的な支援や、林業担い手の確保・育成を図り、森林資源の有効活用を促進します。

また、県産林産物の振興につきましては、東日本大震災からの復興に向けた住宅再建などの木材需要に的確に対応するため、素材の生産流通体制の整備や、品質・性能の確かな県産材製品の計画的かつ安定的な供給に不可欠な木材加工流通施設の整備を支援するとともに、木材需要の開拓に向けた新たな木材利用技術の推進を図ります。

さらに、県産きのこの風評対策やきのこ原木等の購入に対する支援など、特用林産物の振興を図ります。

4 魅力ある農山漁村の形成

県民の生命・財産を保全するため、荒廃した溪流や山腹において治山施設を整備

するとともに、災害や病虫害等により林況が著しく悪化した保安林等において、公益的機能の回復を図るため、植栽等の森林整備を実施します。特に、東日本大震災によって被災した浜通り沿岸部においては、津波などの災害に強い多機能な海岸防災林の計画的な造成に努め、背後地の農地保全や住民生活の安全確保を図ります。

また、自然の大切さや森林と人との共生への理解向上に資するため、森林の総合利用を推進してまいります。

5 自然・環境との共生

平成30年6月に開催した全国植樹祭を契機に、豊かな森林を次世代に引き継いでいけるよう、森林づくり活動への県民の参加意識を醸成する取組を更に進めてまいります。

第3 福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」の概要

1 計画策定の趣旨

ふくしま農林水産業新生プランの策定の趣旨は以下のとおりである。

農林水産業と農山漁村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、生産物価格の低迷、林業採算性の低下、漁獲量の減少、資材価格の高騰、地球温暖化の進行や生物多様性の減退等地球規模の環境問題の顕在化など厳しい状況にある。一方、消費者の「食の安全・安心」や農林水産物の安定供給に対する期待が高まるなど急激に変化している。こうした情勢を踏まえ、将来にわたり夢と希望の持てる農林水産業と農山漁村の構築を目指して、平成22年3月に福島県農林水産業振興計画「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」を策定した。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波（以下、「東日本大震災」という。）によって、多くの人命が犠牲になるとともに、生活基盤、産業基盤等に甚大な被害が発生した。これに加え、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）が発生し、大量の放射性物質が放出されたことから、農林漁業者を含む多くの住民が避難を余儀なくされ、事故発生から2年が経過しているが、故郷への帰還の見通しが立てられない状況に置かれている。

農林水産業においては、農地、森林や漁場が放射性物質によって汚染され、作付制限や農林水産物の出荷制限、沿岸漁業の操業自粛、風評による買い控え等かつて経験したことのない深刻な問題が発生している。

こうした計画策定時の想定を超えた急激な情勢変化を受けて、計画の全面的な見直しを行ったものである。

2 計画の位置づけ

福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」は、県政運営の基本方針である福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の農林水産分野の計画として、また、農業・農村分野においては、福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画として、本県農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画に位置づけられるものであり、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を明らかにしたものである。

また、東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生については、福島県復興計画（第2次）との整合性を図りながら、その施策の基本方向を示すものである。

3 計画期間

この計画は、子どもたちが社会を担う将来の本県農林水産業のあるべき姿を描きつつ、平成25年度を初年度とし、東日本大震災から10年後の平成32年度を目標年度とする8か年計画としている。

4 計画の概要

計画は、「いのち」を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの「食」と「ふるさと」を基本目標として、施策の展開方向、重点戦略及び地方の進行方向を定め、計画の実現のために様々な主体との相互理解と連携を深める絆づくりを展開するとともに、計画の進行管理を行うこととしている。

福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」について

平成25年3月25日
福島県農林水産部

第1章 総説

計画策定の趣旨

東日本大震災及び原子力災害により、本県農林水産業・農山漁村をめぐり社会経済情勢が計画策定時の想定を超えて急激に変化していることを受けて、現行計画の全面的な見直しを行う。

計画の位置づけ

- 福島県総合計画の農林水産分野の計画
 - 福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画
 - 本県農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画
- 計画期間 平成25年度～平成32年度（8か年計画）

第2章 農林水産業・農山漁村をめぐり情勢

《農林水産業・農山漁村をめぐり情勢変化》

- ◎ 東日本大震災及び原子力災害の発生
 - ・多くの県民が避難、将来への強い不安
 - ・農林水産物の出荷制限、沿岸漁業の操業自粛
 - ・風評被害 等
- ◎ 安全・安心に対する意識の変容
 - ・放射性物質の除去・低減・きめ細かな検査
 - ・わかりやすく、正確な検査結果の公表 等
- ◎ 人口減少及び高齢化の進行
 - ・避難による人口の流出
 - ・農林水産業担い手の減少の加速化 等
- ◎ 世界経済の一体化と多極化の進行
 - ・TPP交渉に関する交渉参加国との協議
 - ・インターネット利用者の増加 等
- ◎ 地球温暖化の進行と再生可能エネルギーへの期待の高まり
 - ・再生可能エネルギー源として農山漁村に存在する資源への注目の高まり 等
- ◎ 本県の特徴的な取組
 - 除染
 - 絆づくり
 - 地域産業6次化

《福島県の農林水産業・農山漁村の特性》

- ◎ 広大な県土・豊かな自然条件
- ◎ 有利な地理条件
- ◎ 調和のとれた7つの生活圏
- ◎ ねばり強く、温かな県民性
- ◎ 県民の意識（平成24年度県政世論調査結果）
 - 農山漁村への期待
 - 農林水産物の購入に関する意識

《福島県の農林水産業の現状と役割》

- ◎ 東日本大震災及び原子力災害の発生
 - ・地震・津波による施設等の損壊、農地の塩害
 - ・放射性物質による汚染 等
- ◎ 農業資源
 - ・耕地面積の減少 利用不能農地の発生 等
- ◎ 森林資源
 - ・森林整備の停滞 林道・林産施設の損壊 等
- ◎ 水産資源
 - ・沿岸漁業の操業自粛 種苗生産施設の被災 等
- ◎ 農林水産業の就業者と産出額
 - ・避難により経営継続が困難
 - ・産出額の大幅な減少 等
- ◎ 福島県の主要な農林水産物（統計于一夕）
 - 食料や木材の安定供給
 - 地域経済への貢献
 - 地域社会の形成
 - 多面的機能の発揮

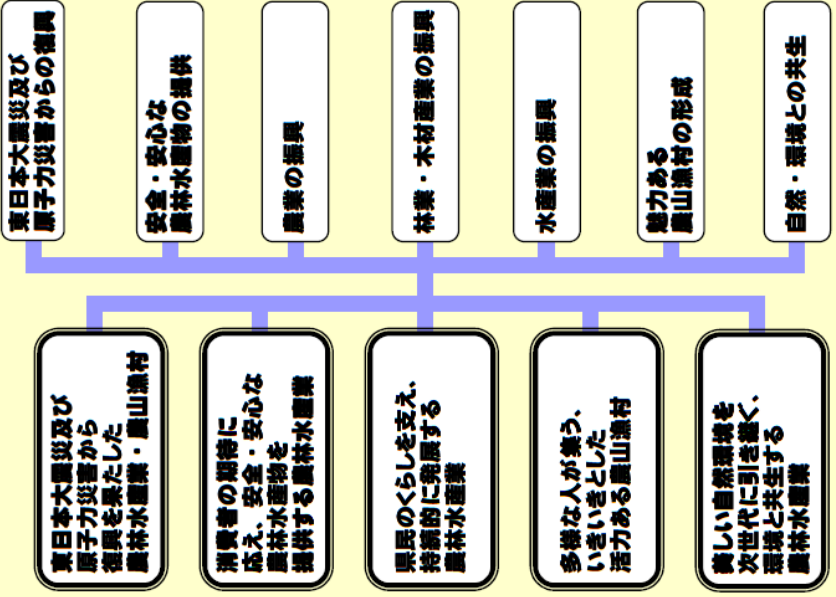
第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿

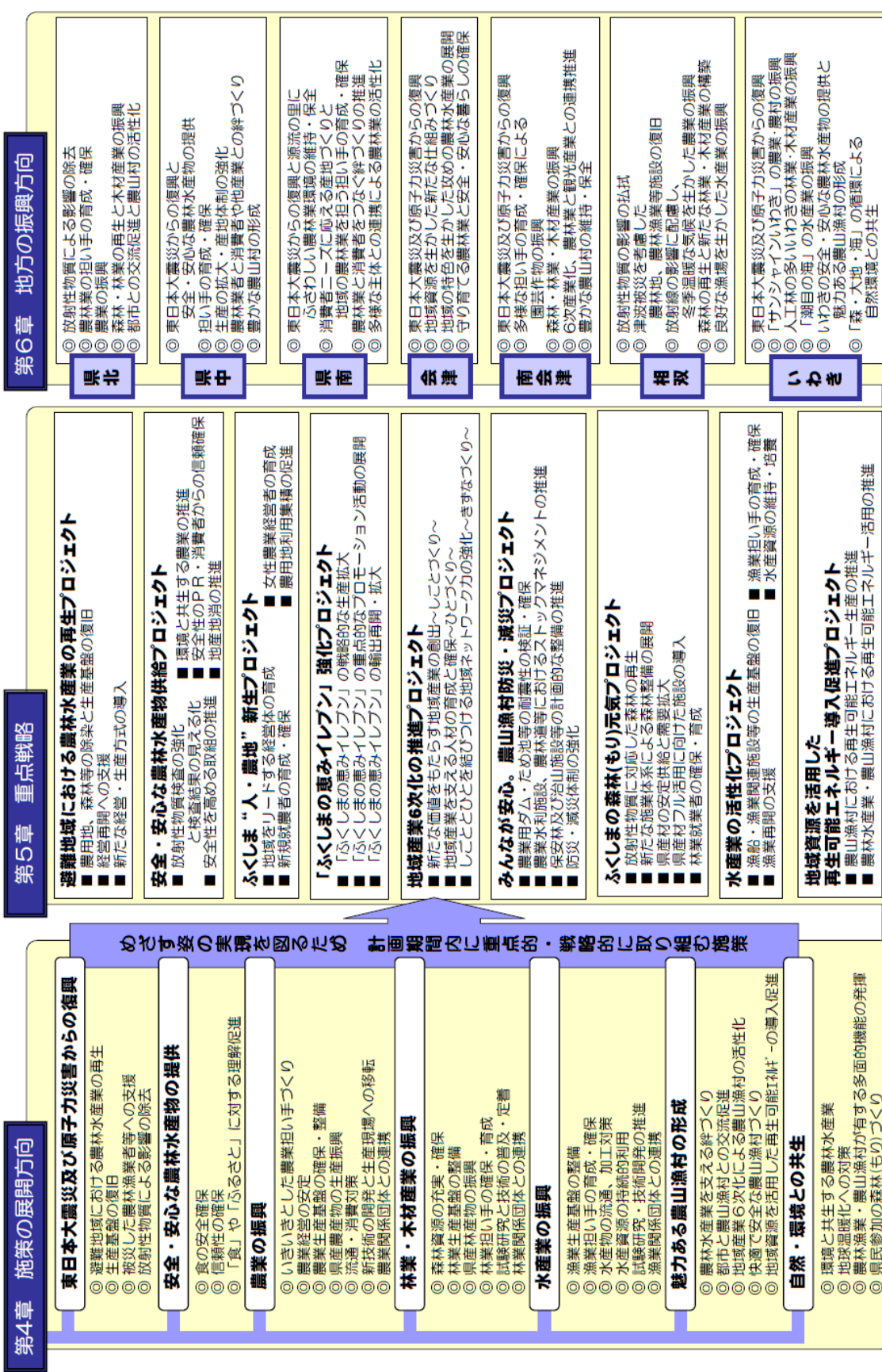
《基本目標》

“いのち”を支え 未来につなぐ
新生ふくしまの「食」と「ふるさと」

《子どもたちが社会を担う
将来においてめざす姿》

《めざす姿の実現に向けた
施策の基本方向》





第4章 施策の展開方向

東日本大震災及び原子力災害からの復興

- ◎ 避難地域における農林水産業の再生
- ◎ 生産基盤の復旧
- ◎ 被災した農林漁業者等への支援
- ◎ 放射性物質による影響の除去

安全・安心な農林水産物の提供

- ◎ 食の安全確保
- ◎ 信頼性の確保
- ◎ 「食」や「ふるさと」に対する理解促進

農業の振興

- ◎ いきいきとした農業担い手づくり
- ◎ 農業経営の安定
- ◎ 農業生産基盤の確保・整備
- ◎ 県産農産物の生産振興
- ◎ 流通・消費対策
- ◎ 新技術の開発と生産現場への移転
- ◎ 農業関係団体との連携

林業・木材産業の振興

- ◎ 森林資源の継承・確保
- ◎ 林業生産基盤の整備
- ◎ 県産林産物の振興
- ◎ 林業担い手の確保・育成
- ◎ 試験研究と技術の普及・定着
- ◎ 林業関係団体との連携

水産業の振興

- ◎ 漁業生産基盤の整備
- ◎ 漁業担い手の育成・確保
- ◎ 水産物の流通、加工対策
- ◎ 水産資源の持続的利用
- ◎ 試験研究・技術開発の推進
- ◎ 漁業関係団体との連携

魅力ある農山漁村の形成

- ◎ 農林水産業を支える絆づくり
- ◎ 都市と農山漁村との交流促進
- ◎ 地域産業6次化による農山漁村の活性化
- ◎ 快適で安全な農山漁村づくり
- ◎ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

自然・環境との共生

- ◎ 環境と共生する農林水産業
- ◎ 地球温暖化への対策
- ◎ 農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮
- ◎ 県民参加の森林(もり)づくり

めざす姿の実現を図るため 計画期間内に重点的・戦略的に取り組む施策

第5章 重点戦略

避難地域における農林水産業の再生プロジェクト

- 農用地、森林等の除染と生産基盤の復旧
- 経営再開への支援
- 新たな経営・生産方式の導入

安全・安心な農林水産物供給プロジェクト

- 放射性物質検査の強化
- 環境と共生する農業の推進
- 検査結果の見える化
- 安全性のPR・消費者からの信頼確保
- 安全性を高める取組の推進
- 地産地消の推進

ふくしま“人・農地”新生プロジェクト

- 地域をリードする経営体の育成
- 新規就農者の育成・確保
- 女性農業経営者の育成
- 農用地利用集積の促進

「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト

- 「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大
- 「ふくしまの恵みイレブン」の重点的なプロモーション活動の展開
- 「ふくしまの恵みイレブン」の輸出再開・拡大

地域産業6次化の推進プロジェクト

- 新たな価値をもたらす地域産業の創出～ことづくり～
- 地域産業を支える人材の育成と確保～ひとづくり～
- ことごとひとを結びつける地域ネットワーク力の強化～きずなづくり～

みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト

- 農業用ダム、ため池等の耐震性の検証・確保
- 農業水利施設、農林道等におけるストックマネジメントの推進
- 保安林及び治山施設等の計画的な整備の推進
- 防災・減災体制の強化

ふくしまの森林(もり)元氣プロジェクト

- 放射性物質に対応した森林の再生
- 新たな施設体系による森林整備の展開
- 県産材の安定供給と需要拡大
- 県産材フル活用に向けた施設の導入
- 林業就業者の確保・育成

水産業の活性化プロジェクト

- 漁船・漁業関連施設等の生産基盤の復旧
- 漁業再開の支援
- 漁業担い手の育成・確保
- 水産資源の維持・培養

地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト

- 農山漁村における再生可能エネルギー生産の推進
- 農林水産業・農山漁村における再生可能エネルギー活用の推進

第6章 地方の振興方向

県北

- ◎ 放射性物質による影響の除去
- ◎ 農林業の担い手の育成・確保
- ◎ 農業の振興
- ◎ 森林・林業の再生と木材産業の振興
- ◎ 都市との交流促進と農山村の活性化

県中

- ◎ 東日本大震災からの復興と安全・安心な農林水産物の提供
- ◎ 担い手の育成・確保
- ◎ 生産の拡大、産地体制の強化
- ◎ 農林業者と消費者や他産業との絆づくり
- ◎ 豊かな農山村の形成

県南

- ◎ 東日本大震災からの復興と源流の里にふさわしい農林業環境の維持・保全
- ◎ 消費者ニーズに応える産地づくりと地域の農林業を担う担い手の育成・確保
- ◎ 農林業と消費者をつなぐ絆づくりの推進
- ◎ 多様な主体との連携による農林業の活性化

会津

- ◎ 東日本大震災及び原子力災害からの復興
- ◎ 地質資源を生かした新たな担い手づくり
- ◎ 地域の特徴を生かした攻めの農林水産業の展開
- ◎ 守り育てる農林業と安全・安心な暮らしの確保

南会津

- ◎ 東日本大震災及び原子力災害からの復興
- ◎ 多様な担い手の育成・確保による圏域作物の振興
- ◎ 森林・林業・木材産業の振興
- ◎ 6次産業化、農林業と観光産業との連携推進
- ◎ 豊かな農山村の維持・保全

相双

- ◎ 放射性物質の影響の払拭
- ◎ 津波被害を克服した農林地、農林漁業等施設の復旧
- ◎ 放射線の影響に配慮し、冬季温暖な気候を生かした農業の振興
- ◎ 森林の再生と新たな林業・木材産業の構築
- ◎ 良好な漁場を生かした水産業の振興

いわき

- ◎ 東日本大震災及び原子力災害からの復興
- ◎ 「サンシャインいわき」の農業・農村の振興
- ◎ 人工林の多いいわきの林業・木材産業の振興
- ◎ 「潮目の海」の水産業の振興
- ◎ いわきの安全・安心な農林水産物の提供と魅力ある農山漁村の形成
- ◎ 「森・大地・海」の循環による自然環境との共生

第7章 計画実現のために

- ◎ 様々な主体との連携、協力の強化
- ◎ 消費者、農林漁業者、関係者の相互理解と連携を深める「絆づくり運動(仮)」の展開
- ◎ 各種施策の進捗状況や成果を毎年点検・評価し、農林漁業者、消費者の声を的確に把握して着実に効果的に施策を展開

5 平成29年度農林水産施策の基本方向

平成29年度においては、引き続き福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づき、県内農林漁業者の震災からの復興を支援するとともに、本県農林水産物の安全確保と風評の払拭に取り組み、本県農林水産業の再生、さらには、未来に向けた基盤の強化を図る。特に風評対策については、魅力と信頼性を高めた競争力のある農林水産業の実現に向け、生産から流通・消費に至る全ての段階における総合的な対策に重点的に取り組むとしている。

平成29年度の主要施策の展開方向の内容は以下のとおりである。

1 東日本大震災及び原子力災害からの復興	本県農林水産業の生産力の回復を図るため、被災した農地・農業用施設の復旧、津波被災地域におけるほ場の大区画化などを進めるほか、避難地域等における営農再開支援と産地の再生に取り組む。
2 安全・安心な農林水産物の提供	県産農林水産物の安全性の確保と信頼性の向上を図るため、農林水産物のモニタリング検査や米の全量全袋検査等にしっかりと取り組み、国内外に対して適時適切に情報発信することに加え、第三者認証GAPの促進など、生産から流通・消費の全ての段階における風評対策の強化などに取り組む。
3 農業の振興	本県農業の力強い再生を成し遂げるため、生産力と経営能力に優れ、雇用の拡大や地域活性化などにも貢献できるプロフェッショナルな経営体の育成に努めるほか、革新技術を組み合わせた水稻の大規模経営モデルのフィールド実証などに取り組む。 また、中山間地域における新規参入者の定着を図るため、農業法人の育成や新規事業拡大を支援する。
4 林業・木材産業の振興	高性能林業機械の導入を見据えた路網整備や森林施業の集約化、木質バイオマスの利用促進など、森林の再生に向けた総合的な取組を進める。 また、栽培きのこの再生産に向けては、原木しいたけ露地栽培の実証や、安全なきこの原木等の供給支援に努めるとともに、県オリジナル品種による産地化推進と販売促進強化により生産者の所得向上を図る。
5 水産業の振興	漁場や漁港施設、漁船等の復旧・整備を進め、試験操業の拡大を支援するとともに、水産エコラベルの活用や高鮮度出荷体制等について検討し、県産水産物の販路拡大や競争力強化に向けた取組を支援する。 また、水産種苗研究・生産施設や水産研究拠点の整備により、調査研究機能や種苗生産技術の回復・向上に取り組む。
6 魅力ある農山漁村の形成	過疎・中山間地域における企業等との連携による農業の新たなビジネスモデルの実証や、地域資源を活かした企業等との交流・連携を支援するとともに、里山林の整備による鳥獣被害の防止や景観整備など、安全で住みよい農山漁村づくりを進める。 また、農林漁業者等の異業種への参入推進や、売れる商品開発の支援など、地域産業6次化の更なる推進に取り組む。
7 自然・環境との共生	家畜排せつ物の適正な処理と有機性資源の地域内循環利用を進め、環境と共生する農業の取組拡大に努める。 また、農業者等が共同で取り組む草刈りや水路の補修など、地域資源の保全活動を支援することにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に努める。 さらに、森林環境学習の森の整備や森林ボランティアの活動支援、第69回全国植樹祭の開催準備を進める。

第4 監査の対象とした事業

福島県の農林水産業の復興及び振興に関連する事業を行っている課を対象とし、主要事業40を監査の対象とした。抽出した事業の事業費及び主要施策の展開方向との関連は以下のとおりである。

				1	2	3	4	5	6	7
				東日本大震災からの復興	安全・安心な農林水産物の提供	農業の振興	林業・木材産業の振興	水産業の振興	魅力ある農山漁村の形成	自然・環境との共生
総室/課	No.	事業名	当初予算額(千円)							
農業支援総室										
農業振興課										
	01	放射性物質除去・低減技術開発事業	188,643	○						
	02	「絆」で拓く！ふくしま未来農業創出事業	94,551			○				
	03	先端技術活用による農業再生実証事業	81,392	○						
	04	ふくしまアグリイノベーション実証事業	32,275			○				
	05	「ふくしまの宝！」農業復興研究プロジェクト	3,500			○				
生産流通総室										
農産物流通課										
	06	チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業	2,152,783		○					
	07	地域産業6次化戦略実践事業	121,371						○	
	08	学校給食等産地消推進事業	15,324		○					
	09	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	13,426		○					
水田畑作課										
	10	米の全量全袋検査推進事業	5,600,000		○					
	11	チャレンジふくしま水田フル活用緊急対策事業	73,538			○				
	12	ふくしまプライド日本酒の里づくり事業	33,429			○				
	13	チョイスふくしまオリジナル米産地確立推進事業	10,706			○				
	14	売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業	6,571			○				
園芸課										
	15	東日本大震災農業生産対策事業	91,970	○						
	16	あんぼ柿産地再生促進事業	23,330	○						
	17	ふくしま「医食同源の郷」づくり事業	31,661			○				
畜産課										
	18	東日本大震災畜産振興対策事業	1,991,588	○						
	19	家畜保健衛生所機能強化再編事業	521,347			○				
	20	畜産競争力強化対策整備事業	320,409			○				
	21	肥育牛全頭安全対策推進事業	38,483		○					
	22	自給飼料生産復活推進事業	25,000	○						
	23	ふくしまの畜産復興対策事業	9,716	○						
水産課										
	24	水産種苗研究・生産施設復旧事業	4,104,010	○						
	25	経営構造改善事業	1,329,839	○						
	26	水産試験研究拠点整備事業	779,160	○						
	27	共同利用漁船等復旧支援対策事業	553,398	○						
	28	漁場復旧対策支援事業	491,201	○						
	29	東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業	151,476	○						
	30	アワビ・ウニ・アユ栽培漁業振興対策事業	73,187					○		
	31	福島県産水産物競争力強化支援事業	38,700		○					
	32	水産物流通対策事業	34,000	○						
	33	さけ資源増殖事業	31,560					○		
	34	漁業担い手「心のふれあい」促進事業	12,000	○						
	35	内水面漁業被害防止対策事業	1,296					○		
森林林業総室										
林業振興課										
	36	放射性物質被害林産物処理支援事業	747,800	○						
	37	安全なきのご原木等供給支援事業	250,089	○						
	38	森林活用新技術実証事業	98,380	○						
	39	福のしま「きのこの里づくり」事業	10,546	○						
	40	県産材安全性確認調査事業	200		○					
			合計	20,187,855						

Ⅲ 監査対象とした事業に関する監査の結果

1 農業振興課

[01] 放射性物質除去・低減技術開発事業（農業振興課）

1 目的

安全・安心な本県農林水産物の生産を図るため、放射性物質の除去・低減等の技術開発を行う。

2 事業内容

安全・安心な県産農林水産物の生産を確保するため、福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質の除去・低減等の技術開発に取り組む。

(1) 農業における放射性物質の動態把握と除去・低減技術の開発（77,404 千円）

放射性物質の分布状況及び動態を明らかにし、土壌や作物に応じた吸収抑制技術を開発する。また、農作物の加工過程での除去効果や農作業による外部被曝の影響を調査する。

(農業)

- ア 放射性物質の分布状況の把握
- イ 放射性物質の吸収量の把握
- ウ 放射性物質吸収抑制技術の開発
- エ 農作業における放射線被曝低減技術の開発

(2) 森林・林産物への影響把握と吸収抑制・低減対策技術の開発（35,203 千円）

森林内における放射性物質の動態把握や放射線量低減技術を開発する。また、林産物及び特用林産物への影響の把握と吸収抑制技術を開発する。

(林業)

- オ 放射性物質が森林・林産物に与える影響

(3) 放射性物質が海面及び内水面漁業に与える影響把握（76,036 千円）

海洋生物及び内水面魚類における放射性物質の移行、蓄積部位・過程、排出過程を解明する。また、加工過程における低減効果や海底土壌中の放射性物質の動態を調査する。

(海面)

- カ 放射性物質が海面漁業に与える影響

(内水面)

- キ 放射性物質が内水面漁業に与える影響

3 事業期間

平成23年度から開始

4 財源

繰入金（福島県民健康管理基金）及び諸収入（受託事業収入等）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	165,920	178,525	188,643
決算額	155,534	153,094	169,772

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア 放射性物質の分布状況の把握	22,257	67,573
イ 放射性物質の吸収量の把握	4,744	
ウ 放射性物質吸収抑制技術の開発	46,160	
エ 農作業における放射線被曝低減技術の開発	4,243	
オ 放射性物質が森林・林産物に与える影響	35,203	33,125
カ 放射性物質が海面漁業に与える影響	48,714	43,792
キ 放射性物質が内水面漁業に与える影響	27,322	25,282
合計	188,643	169,772

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(農業における放射性物質の動態把握と除去・低減技術の開発) (単位：千円)

節区分	予算額	決算額
ア～エ合計 (決算額が区分できないため)		
共済費	2,647	2,309
賃金	16,832	13,752
報償費	763	722
旅費	3,865	3,038
需用費	29,825	26,681
役務費	17,519	16,320
使用料及び賃借料	2,719	1,534
備品購入費	3,159	3,159
負担金、補助及び交付金	75	58
合計	77,404	67,573

ア 営農再開や安全な農産物生産に向けた対策を講ずるため、放射性セシウムの分布状況の把握及び動態を明らかにする。

- ・ 放射性物質測定調査委託研究…D
- ・ 水田、畑地における放射性物質の経年調査
- ・ 農地土壌の交換性塩基含量の実態解明
- ・ 樹園地における分布状況把握
- ・ 農地における放射性セシウム濃度深度分布の把握
- ・ 避難地域等における農業生産環境の評価

イ 安全・安心な農産物を生産するため、地域の土壌に応じた農作物の放射性セシウムの吸収量を把握する。

- ・ 畑作物の放射性物質の吸収量の解明
- ・ 果樹の放射性物質の吸収量の解明

ウ 土壌改良資材等の施肥や放射性物質の動態調査、耕耘法の違い等による土地利用型作物、果樹、牧草の放射性物質吸収抑制技術を開発する。

- ・ 除染後農地の省力的維持管理技術の開発…A
- ・ 農地への放射性セシウム流入防止技術の開発…B
- ・ メカニズムの解明（除染水田におけるカリウム供給能評価法の開発）…C
- ・ 果樹園における除染技術体系の構築
- ・ あんぽ柿の加工における放射性セシウム動態解明
- ・ 除染更新後の放牧地と水田における放牧技術の確立
- ・ カリ施肥の増量施用終了試験
- ・ 避難区域等における土壌リスク評価技術の開発
- ・ 基準値超過等要因解析
- ・ 果樹における放射性物質抑制技術の開発
- ・ あんぽ柿加工における放射性セシウム要因解析
- ・ 草地更新後の暫定許容値超過牧草地の超過要因解析
- ・ 天地返し飼料畑の地力回復技術の持続性調査
- ・ カリ施用による水稻中放射性セシウム及びアルカリ金属イオンの動態

エ 果樹園における農作業による影響を調査する。

- ・ 樹園地における放射線被曝低減技術の開発

（森林・林産物への影響把握と吸収抑制・低減対策技術の開発） （単位：千円）

節区分	予算額	決算額
放射性物質が森林・林産物に与える影響		
共済費	1,079	1,053
賃金	7,841	7,426
報償費	29	0
旅費	1,386	1,098
需用費	9,989	9,982
役務費	11,314	11,282
使用料及び賃借料	293	229
負担金、補助及び交付金	43	38
備品購入費	3,229	2,017
合計	35,203	33,125

オ 放射性物質の林産物・特用林産物への影響の実態把握と、吸収・抑制・低減栽培技術の開発による生産者支援技術を確立する。

- ・ 放射性物質が森林・林産物に与える影響

（放射性物質が海面漁業に与える影響） （単位：千円）

節区分	予算額	決算額
放射性物質が海面漁業に与える影響		
職員手当等	577	480
共済費	497	472
賃金	3,159	2,895
旅費	2,019	1,379
需用費	11,798	8,219

節区分	予算額	決算額
役務費	30,571	30,288
使用料及び賃借料	93	59
合計	48,714	43,792

カ 海洋生物における放射性物質の移行、蓄積部位や蓄積過程、排出過程を解明する。

- ・ 生態特性に応じた蓄積過程の解明
- ・ 水産物における放射性物質低減技術の開発
- ・ 松川浦における放射性物質の移行・蓄積に関する研究
- ・ 加工処理による放射性物質低減技術の開発
- ・ 曳航式ガンマ線計測装置を用いた海底土壌中の放射性セシウム濃度推移予測手法の開発

(放射性物質が内水面漁業に与える影響)

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
放射性物質が内水面漁業に与える影響		
共済費	669	719
賃金	4,262	4,465
旅費	1,740	1,602
需用費	5,219	4,366
役務費	12,415	11,162
使用料及び賃借料	59	37
備品購入費	2,958	2,931
合計	27,322	25,282

キ 内水面漁業における放射性物質の移行・蓄積過程を解明する

- ・ 内水面魚類における蓄積過程の解明
- ・ 居住制限区域等における放射性物質汚染状況調査（湖沼）
- ・ 居住制限区域等における放射性物質汚染状況調査（河川）
- ・ ウグイ飼育調査

6 事業内容及び委託契約（受託）の概要

契約方式：コンソーシアム方式

(単位：千円)

委託事業名	委託期間	委託元	受託者（代表機関）	委託費（全体）	委託費の限度額（福島県）	受託事業収入額
平成29年度除染後農地の省力的維持管理技術の開発委託事業（A）	平成29年4月3日～平成30年3月30日	支出負担行為担当官農林水産大臣官房参事官（経理）	除染後農地管理コンソーシアム業務執行組合員 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	12,771	2,520	2,520
平成29年度農地への放射性セシウム流入防止技術の開発委託事業（B）	平成29年4月3日～平成30年3月30日	支出負担行為担当官農林水産大臣官房参事官（経理）	営農再開コンソーシアム業務執行組合員 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	29,477	9,800	9,800
平成29年度放射性セシウム吸収抑制メカ	平成29年4月3日～平成30年3月30日	支出負担行為担当官農林水産大臣官房参事官（経理）	「放射性セシウム吸収抑制メカニズムの解明」共同研究代表者	13,156	1,800	1,800

委託事業名	委託期間	委託元	受託者（代表機関）	委託費（全体）	委託費の限度額（福島県）	受託事業収入額
ニズムの解明委託事業（C）		事官（経理）	国立大学法人東京農工大学			
平成29年度放射性物質測定調査委託事業（D）	平成29年6月26日～平成30年3月22日	支出負担行為担当官農林水産大臣官房参事官（経理）	汚染動向把握コンソーシアム業務執行組合員 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	16,419	4,000	4,000

契約方式：単独

(単位：千円)

委託事業名	委託期間	委託元	受託者	委託費	受託事業収入額
平成29年度放牧における放射性セシウム摂取リスク管理技術確立調査	平成29年4月3日～平成30年3月9日	一般社団法人日本草地畜産協会	福島県	3,550	3,550
平成29年度超高濃度汚染魚発生状況の把握とセシウム代謝に係る飼育試験	平成29年7月4日～平成30年3月31日	国立研究開発法人水産研究・教育機構	福島県	3,000	3,000
内水面生態系における放射性物質の挙動に関する研究	平成29年5月26日～平成30年2月28日	国立研究開発法人水産研究・教育機構	福島県	1,262	1,262

※内水面生態系における放射性物質の挙動に関する研究は、変更契約している。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等 該当事項なし。

[02] 「絆」で拓く！ふくしま未来農業創出事業（農業振興課）

1 目的

過疎・中山間地域において営農組織等と企業等との連携による農業の新たなビジネスモデルを実証し、安定雇用が可能となる先端モデル経営体を創出する。

2 事業内容

(1) 新事業モデル実証推進事業

ア 新事業創出の提案公募・選定

営農組織等による新事業創出に向けた事業提案を公募し、新規性や企業等との連携、雇用安定への寄与度等をポイントに優れた提案を選定する。

イ 新事業創出コンソーシアム形成と実施計画樹立支援

営農組織等及び連携企業等を核としたコンソーシアムを形成するとともに、新事業提案内容の具現化に向けた実施計画樹立を支援する。

ウ 新事業実証と進行管理

コンソーシアムが主体となって、新事業の実実施計画に基づく実証活動を展開するとともに、検討会等を定期的で開催するなど、確実な成果が得られるよう進行管理を行う。

エ 先端モデル経営体設立等支援と実証成果の普及

新事業創出に向けた実証成果をもとに先端モデル経営体の設立や経営拡充等を支援するとともに、県内関係者向けに検討会やセミナー等を開催し、安定雇用のための新事業の取組の他地域への普及を図る。

(2) 新事業創出支援事業

ア 新事業創出計画の樹立支援

営農組織等による新事業の具現化に向けた実施計画策定及び樹立のため、必要な調査・設計・研究等の活動を支援する。

イ 新事業創出の実践支援

営農組織等の新事業実践（＝コンソーシアムによる実証推進）のために必要となる施設・機器・資材等の導入を支援する。

3 事業の開始時期

平成28年度から開始

4 財源

国庫支出金（地方創生推進交付金）及び一般財源

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	41,836	94,551
決算額	-	39,901	92,262

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額

事業名	予算額	決算額
ア 新事業モデル実証推進事業	2,551	933
イ 新事業創出支援事業	92,000	91,329
合計	94,551	92,262

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額	参照
ア 新事業モデル実証推進事業			
報償費	880	160	
旅費	542	238	
需用費	765	370	
役務費	94	76	
使用料及び賃借料	270	89	
計	2,551	933	
イ 新事業創出支援事業			
負担金、補助及び交付金	92,000	91,329	6
計	92,000	91,329	
合計	94,551	92,262	

6 事業内容及び補助金の概要

新事業創出支援事業（新事業創出の実践支援）…補助金（2(2)イ）

項目	内容									
1 事業内容	新事業創出の実践支援 営農組織等の新事業創出計画に基づく実践のために必要となる施設・機器・資材等の導入を支援する									
2 補助金等の名称	「絆」で拓く！ふくしま未来農業創出事業補助金									
3 補助率	定額（上限：1年目20,000千円、2年目5,000千円）									
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	「絆」で拓く！ふくしま未来農業創出事業補助金交付要綱									
5 区分	<input type="checkbox"/> 事業費の補助 <input checked="" type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助 <input type="checkbox"/> 団体の運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()									
6 交付先	営農組織等（農業法人、農業者が組織する団体）									
7 予算額と決算額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">内訳</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算額</td> <td></td> <td>92,000千円</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td></td> <td>91,329千円</td> </tr> </tbody> </table>	内訳		平成29年度	当初予算額		92,000千円	決算額		91,329千円
内訳		平成29年度								
当初予算額		92,000千円								
決算額		91,329千円								

新事業創出支援事業（新事業創出の実践支援）として、平成28年度は2件、平成29年度は4件採択し、以下のとおり補助金を交付している。

採択年度	事業実施主体	地区	事業名
平成28年度	田島菌床きのこ生産振興会	南会津町田島地区	豪雪地帯における周年農業経営確立実証事業
	桐の里産業(株)	大沼郡三島町全域	中山間ICT農地管理及び6次化・循環型農業実証事業
平成29年度	㈱りょうぜん 結(ゆい)	伊達市霊山町下小国地区	雇用創出未来農業プロジェクト

採択年度	事業実施主体	地区	事業名
	(株)ほりこしフォーライフ	田村市船引町 堀越地区	中山間地域における水稻のICT等を 活用した生産改善及び中山間地域に適 した園芸品目の選定、実証事業
	(有)グリーンファーム	昭和村	中山間・積雪地帯における次世代型農業 実証事業
	(株)食農価値創造研究所	南会津町、只見 町、下郷町	農産物価値創造イノベーション実証事 業

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	(1) 成果指標について (2) 補助事業等検査確認表について	-	(1) (2)
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等

(1) 成果指標について【意見】

当該補助金については、事業実施要領において事業実施状況報告書の作成提出が明記されている。実施状況報告書には、成果概要として成果目標達成状況の記載があり、成果測定事項2に粗収益の目標値、実績値を記載することになっている。当該粗収益とは、売上高であり、成果の概要において目標値対比での計画進捗を評価している。事業の目的としては、収益の安定化や新たなビジネスモデルの確立等が挙げられていることから、目標となる売上高が達成されていても最終損益が赤字となっているようであれば、当該指標のみでは十分な成果を評価することは厳しいと言わざるを得ない。今後、成果指標としては、売上高以外に最終損益も指標に加えるべきである。

(2) 補助事業等検査確認表について【意見】

補助金交付先に対しては、実績報告前に現地において各種の確認を実施している。特に農林水産部では、独自に「補助事業等検査確認表」により確認内容に漏れがないようにしている。今回、各種の補助事業において、確認表の記載を確認したところ、記載が統一されていない状況であった。

当該確認表は、確認内容に漏れがないようにするためには非常に有効であるものの、確認表作成の趣旨、検査確認の内容が十分に理解されていないと機能を十分に発揮することができない。部内の文書ではあるが、マニュアルなどを作成し、統一した取扱いとなるようにして頂きたい。なお、当該確認表は、他の部局においても、導入を検討して頂きたい。

[03] 先端技術活用による農業再生実証事業（農業振興課）

1 目的

東日本大震災で被災した浜通り地方等において、これまで産学官に蓄積されている先端技術の大規模な実証研究を実施し、新たな農業の展開による被災地域の早期復興を図る。

国からの委託プロジェクトとして、被災3県に先端技術を現場に導入して、現場レベルでの普及を目指す。

2 事業内容

- (1) 周年安定生産を可能とする花き栽培技術の実証研究
- (2) 最先端種苗産業確立のための野菜苗生産技術の実証研究
- (3) 持続的な果樹経営を可能とする生産技術の実証研究
- (4) 持続的な畜産経営を可能とする生産・管理技術の実証研究
- (5) 技術・経営診断技術の開発研究

3 事業の開始時期

平成25年度から開始

4 財源

諸収入（受託事業収入等）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移 (単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	151,815	93,369	81,392
決算額	122,736	89,470	71,834

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

事業名	予算額	決算額
周年安定生産を可能とする花き栽培技術の実証研究	9,211	71,834
最先端種苗産業確立のための野菜苗生産技術実証研究	48,874	
持続的な果樹経営を可能とする生産技術の実証研究	14,434	
持続的な畜産経営を可能とする生産・管理技術の実証研究	2,685	
エネルギー・資源循環型営農技術の実証研究	2,369	
技術・経営診断技術開発研究	3,819	
合計	81,392	71,834

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額
全研究の合算		
共済費	2,175	2,168
賃金	14,112	13,964
報償費	9,297	9,297
旅費	3,734	3,512

節区分	予算額	決算額
需用費	43,452	38,590
役務費	5,585	1,900
委託料	500	167
使用料及び賃借料	521	416
備品購入費	0	1,804
負担金、補助及び交付金	16	16
工事請負費	2,000	0
合計	81,392	71,834

6 事業内容及び委託契約（受託）の概要

(1) 平成29年度周年安定生産を可能とする花き栽培技術の実証研究委託事業

項目	内容	
1 事業内容	大規模水耕施設栽培におけるトルコギキョウの高品質周年生産システム、夏秋トルコギキョウと低温開花性花きの組み合わせによる省力・周年生産および露地電照栽培を核とした夏秋小ギク効率生産技術の実証研究	
2 委託期間	平成29年4月3日～平成30年3月30日	
3 委託元	支出負担行為担当官農林水産大臣官房参事官（経理）	
4 契約方式	コンソーシアム方式	
5 受託者（代表機関）	地域再生（花き生産）コンソーシアム 業務執行組合員 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	
6 委託額（全体）	95,969千円	
7 概算払の有無	概算払有	
8 委託費の限度額と受託事業収入額（福島県）	内訳	平成29年度
	委託費の限度額	8,121千円
	受託事業収入額	8,121千円

(2) 平成29年度野菜栽培による農業経営を可能とする生産技術の実証研究委託事業

項目	内容	
1 事業内容	津波、原子力災害の被災地域である浜通り地域が県内向け種苗供給産地であったことに着目し、地域農業の復興の後押しとなるよう苗生産に関する実証研究を行う。苗の高付加価値化、省力化および放射性物質のリスクマネジメントについて研究を行う。また研究成果により生産した苗の経済性評価も併せて行う。	
2 委託期間	平成29年4月3日～平成30年3月30日	
3 委託元	支出負担行為担当官農林水産大臣官房参事官（経理）	
4 契約方式	コンソーシアム方式	
5 受託者（代表機関）	苗産業ふくしま復興コンソーシアム代表機関 一般社団法人食品需給研究センター	
6 委託額（全体）	73,752千円	
7 概算払の有無	概算払有	
8 委託費の限度額と受託	内訳	平成29年度

項目		内容	
事業収入額 (福島県)	委託費の限度額	48,838千円	
	受託事業収入額	46,406千円	

(3) 平成29年度持続的な果樹経営を可能とする生産技術の実証研究委託事業

項目		内容	
1	事業内容	東日本大震災及び原発事故により被害を受けた福島県内のナシ産地を再生するための早期成園化技術及び総合的病害虫防除技術、伊達地方のあんぼ柿産地を再生するための早期成園化技術及びあんぼ柿加工技術を現地実証する。	
2	委託期間	平成29年4月3日～平成30年3月30日	
3	委託元	支出負担行為担当官農林水産大臣官房参事官(経理)	
4	契約方式	コンソーシアム方式	
5	受託者(代表機関)	果樹園の早期成園化を可能とする実証研究コンソーシアム代表機関 一般社団法人食品需給研究センター	
6	委託額(全体)	26,048千円	
7	概算払の有無	概算払有	
8	委託額の限度額と受託事業収入額 (福島県)	内訳	平成29年度
		委託費の限度額	14,378千円
		受託事業収入額	11,378千円

(4) 平成29年度持続的な畜産経営を可能とする生産・管理技術の実証研究委託事業

項目		内容	
1	事業内容	放射性物質の影響が懸念される地域において、安定的な畜産経営を行う経営体が利用可能な技術の導入実証を行う。	
2	委託期間	平成29年4月3日～平成30年3月30日	
3	委託元	支出負担行為担当官農林水産大臣官房参事官(経理)	
4	契約方式	コンソーシアム方式	
5	受託者(代表機関)	地域再生(持続的畜産)コンソーシアム業務執行組合員 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	
6	委託額(全体)	56,700千円	
7	概算払の有無	概算払有	
8	委託額の限度額と受託事業収入額 (福島県)	内訳	平成29年度
		委託費の限度額	2,685千円
		受託事業収入額	2,685千円

(5) 平成29年度技術・経営診断技術開発研究委託事業

項目		内容	
1	事業内容	東日本大震災の被災地域の復旧・復興を促進し、成長力のある新たな農業を育成するため、被災地域内に設けた「農業・農村型」の研究・実証地区において、生産・加工等に係る先端技術を組合せ、最適化し体系化	

項目		内容	
		するための大規模実証研究を行うとともに、実証研究で導入した技術を体系化し導入する際の経営体単位での効果について分析する。また、研究情報の共有や相互の調整等を行う開放型研究室を設け、研究成果を全国の研究機関及び農業者へ情報発信し、成果の普及を促進する。	
2	委託期間	平成29年4月3日～平成30年3月30日	
3	委託元	支出負担行為担当官農林水産大臣官房参事官（経理）	
4	契約方式	コンソーシアム方式	
5	受託者（代表機関）	新食料基地コンソーシアム業務執行組合員 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	
6	委託額（全体）	33,312千円	
7	概算払の有無	概算払有	
8	委託額の限度額と受託事業収入額 （福島県）	内訳	平成29年度
		委託費の限度額	4,212千円
		受託事業収入額	4,212千円

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等

該当事項なし。

[04] ふくしまアグリイノベーション実証事業（農業振興課）

1 目的

低コスト稲作技術と作業効率化・省力化を可能とするICT技術を組み合わせた営農レベルでのフィールド実証を行い、低米価や労力不足に対応できる100ha規模の大規模経営体（メガファーム）の育成を目指す。

2 事業内容

(1) 農業技術革新推進協議会の運営

県が、市町村、JA、農業機械メーカー等の参画した協議会を設置し、試験研究機関における成果及び民間団体の技術・知見を取り入れた水田メガファームモデル事業実証は計画の企画・運営を行い、実証技術の普及を目指す。

(2) 水田メガファームモデル事業

長期的に低迷が続く米価や避難・高齢化等による労力不足に対応できる大規模経営体を育成するため、低コスト稲作技術と作業効率化・省力化を可能とするICT技術を組み合わせた営農レベルのフィールド実証を行う。

3 事業の開始時期

平成29年度から開始

4 財源

繰入金（福島県原子力災害等復興基金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	-	32,275
決算額	-	-	31,450

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア 農業技術革新推進協議会の運営	2,275	2,075
イ 水田メガファームモデル事業	30,000	29,375
合計	32,275	31,450

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
ア 農業技術革新推進協議会の運営		
報償費	388	357
旅費	683	589
需用費	974	929
役員費	84	59
使用料及び賃借料	146	141
計	2,275	2,075
イ 水田メガファームモデル事業		

節区分	予算額	決算額
負担金、補助及び交付金	30,000	29,375
計	30,000	29,375
合計	32,275	31,450

6 事業内容及び補助金の概要

(1) 水田メガファームモデル事業…補助金（2(2)）

項目	内容	
1 事業内容	実証ほ設置・運営に必要な施設・機器等の導入	
2 補助金等の名称	ふくしまアグリノベーション実証事業補助金	
3 補助率	7/10以内	
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	ふくしまアグリノベーション実証事業補助金交付要綱 ふくしまアグリノベーション実証事業実施要領	
5 区分	<input type="checkbox"/> 事業費の補助	<input checked="" type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
6 交付先	水田経営面積概ね50haの経営体（水稻作付面積下限30ha）	
7 予算額と決算額	内訳	
	平成29年度	
	当初予算額	30,000千円
決算額	29,375千円	

7 事業の実施状況

県中農林事務所において、以下の補助事業の関連資料閲覧及びヒアリングを行い事業の実施状況について検討した。

実施場所：郡山市日和田町、喜久田町

事業実施主体：有限会社アグリサービスあさか野

事業の内容：稲作の規模拡大や生産安定を図るための技術実証に要する農業機械の整備

事業の実施期間：平成29年8月21日～9月1日

事業費等：補助対象事業費19,730千円、補助金10,000千円

ふくしまアグリノベーション実証事業の事業内容は、ほ場管理システムの導入・運用（KSAS（クボタスマートアグリシステム））、先進技術の導入（KSAS対応直進キープ機能付き田植機、直播ユニット、コンバイン）、技術実証の実施（KSASを活用したほ場管理の効率化と収量向上、直進キープ機能付き田植え機を活用した田植え作業の効率化）である。実証期間は平成29年4月18日から平成30年3月10日。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	(2) 補助金等の額の確定調書について	-	(2)
業務実施の適正性	(1) 事業実施状況報告書における改善指導について	-	(1)

9 指摘及び意見等

(1) 事業実施状況報告書における改善指導について【意見】

ア データ入力について

当該事業は、ICT等革新技術等の導入により、作業の効率化や収量及び品質の確保等の経営規模拡大に伴う課題を打破し、低コスト、高収益な大規模水田経営体の育成を目的としている。そのためにはほ場管理システムの導入、運用は欠かせないところであるが、平成29年度実施事業において、データ入力完全ではなく、システムを利用した評価が十分にできない状況であった。

システム(KSAS)に作業時間の入力完全にはできなかったことは事実であるが、別途作業日誌には作業時間を記録しており、今般の実証に必要なデータについては全て把握し、実証の評価はできている(システム導入の効果は定性的な評価を行っている)とのことである。

事業実施状況報告書における改善指導の対象でもC評価となっており、改善が必要となっている。本来は、入力状況を適時にモニタリングする必要があったと言わざるを得ない。

イ 事業実施状況報告書の評価について

Cとなっている項目のうち、「労働時間の短縮」、「10a当たり費用合計」、「60kg当たり費用合計」は、計画時と比較し数値が小さくなるほど成果が上がったと評価する項目であり、この3項目の平成29年度実績値は、いずれも計画時の数値を下回った数値が事業実施状況報告書に記載されている。しかし、労働時間及び生産コストはKSASへの入力不備のため、参考値でしかない。

なお、平成30年度においては、担当者が週1回で訪問し、日報により入力が適切に実行されていることを確認している。

(2) 補助金等の額の確定調書について【意見】

補助金等の交付決定額が、確定額と同一の場合は、「同規則の運用について」通知(昭和45年10月28日付財第136号)第14条関係により、補助事業者に対する確定通知を省略することができる。通知を省略した場合は、補助金等の額の確定調書において、あて先、文書記号・番号の記載を省略することになっている。しかし、今回対象とした補助金については、補助事業者に対する確定通知を省略しているが、補助金等の額の確定調書にあて先、文書記号・番号が記載されていた。今後、調書の記載方法については、所内において統一的な取扱いとなるように検討頂きたい。

[05] 「ふくしまの宝！」農業復興研究プロジェクト（農業振興課）

1 目的

原発事故及びそれに伴う風評の影響下にある本県農業の復興をさらに加速させるためには、高い潜在力を持つ「ふくしまの宝」のブランド力・生産力の強化が必要であることから、本県が全国有数の産地であり評価の高いカスミソウ、そばについて、生産上の課題の解決を通じ、避難地域等への産地拡大と、実需者ニーズに対応した高品質生産技術の確立などを図るためのプロジェクト研究に取り組む。

2 事業内容

(1) 避難地域への産地拡大に向けた宿根カスミソウの安定生産技術の確立

宿根カスミソウの浜通りでの生産拡大、主産地である会津とのリレー出荷による県域での周年出荷体制の確立及び高温時の品質向上によるブランド力の強化を図るため、高品質で省力的な安定生産技術を確立する。

(2) 蕎麦王国の復興に向けた「会津のかおり」の高品質生産技術の確立

農産物検査規格の改正に伴う玄そば・そば粉の質的变化や食味等に関連するそば粉の品質に着目し、実需者が求めるそば粉を提供するための「会津のかおり」の高品質生産技術体系を確立する。

3 事業の開始時期

平成28年度から開始

4 財源

繰入金（原子力災害等復興基金繰入金）及び諸収入（雇用保険被保険者負担分）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	5,295	3,500
決算額	-	5,227	3,497

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
「ふくしまの宝！」農業復興研究プロジェクト		
ア 避難地域への産地拡大に向けた宿根カスミソウの安定生産技術の確立	1,500	3,497
イ 蕎麦王国の復興に向けた「会津のかおり」の高品質生産技術の確立	2,000	
合計	3,500	3,497

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
「ふくしまの宝！」農業復興研究プロジェクト		
共済費	275	275
賃金	1,753	1,753

節区分	予算額	決算額
旅費	138	135
需用費	1,312	1,312
使用料及び賃借料	22	22
合計	3,500	3,497

6 事業の実施状況

本県農業の復興をさらに加速するため、農業総合センターが、高い潜在能力を持ち全国に誇る「ふくしまの宝」である宿根かすみそう、そばの安定生産技術や、実需者のニーズに対応した高品質生産技術の研究に取り組んだ。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等

該当事項なし。

2 農産物流通課

[06] チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業（農産物流通課・園芸課・畜産課）

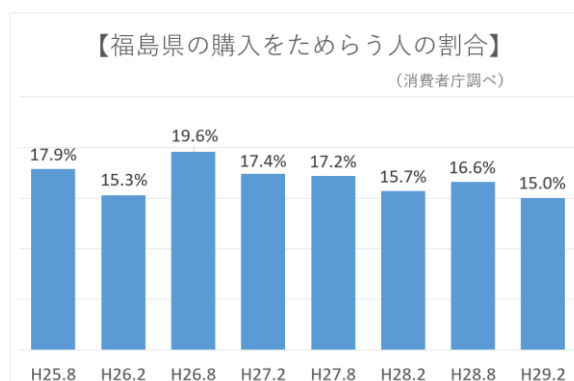
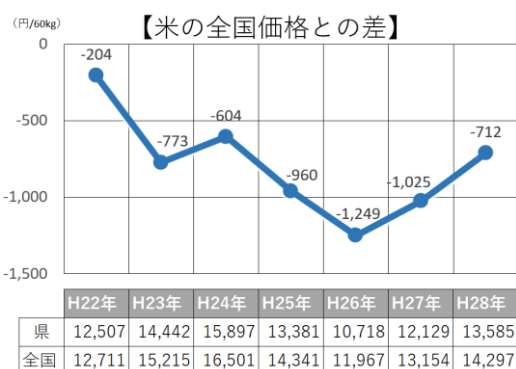
1 目的

消費者や流通関係者への正確かつ魅力ある情報の発信と連動し、販路の回復・拡大対策等のプロモーション活動を積極的に展開することにより、本県の基幹産業である農林水産業の復興を目指すものである。当該事業は、国の福島県農林水産業再生総合事業として県が実施している事業（一部）である。

2 農林水産部における総合的な風評対策の取組について

県は、震災から6年経過しても今なお根強く残る風評の払拭に向け、国の「福島県農林水産業再生総合事業」により、県産農林水産物が選んでもらえるようブランド力の向上を目的とし、生産から流通・消費に至る総合的な対策に取り組んでいる。

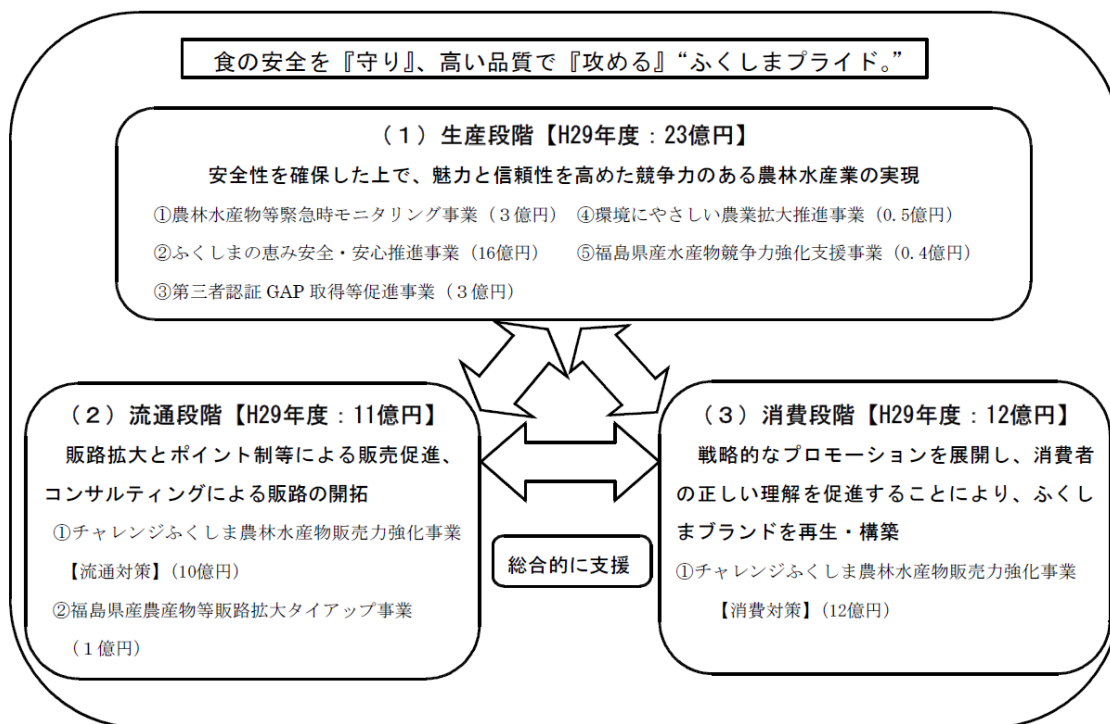
福島県の現状は、県産農林水産物の価格が震災前の水準に回復せず、購入をためらう人も一定の割合で存在している。下表は、福島県を代表する農産物、米、もも、肉用牛(和牛)の全国と福島県の価格の推移であり、震災後に価格差が拡大していることを表している。また、購入をためらう消費者の割合は減少傾向にあるものの一定程度存在しており、特に福島県産の食品については高い割合となっている。



県は、生産から流通・消費に至る対策を講じて、県産農林水産物が選んでもらえるようブランド力を向上させることを目標として、「食の安全を『守り』、高い品質で『攻める』“ふくしまプライド。”」を掲げ、以下の生産段階、流通段階、消費段階の事業に区分し、相互に支援して事業を実施している。

段階	内容	事業名
生産	安全性を確保した上で、魅力と信頼性を高めた競争力のある農林水産業の実現	農林水産物等緊急時モニタリング事業
		ふくしまの恵み安全・安心推進事業
		第三者認証GAP等取得促進事業
		環境にやさしい農業拡大事業
		福島県産水産物競争力強化支援事業
流通	販路拡大とポイント制等による販売促進、コンサルティングによる販路の開拓	チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業（流通対策）
		福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業

段階	内容	事業名
消費	戦略的なプロモーションを展開し、消費者の正しい理解を促進することにより、ふくしまブランドを再生・構築	チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業（消費対策）



当該事業は、上記のチャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業であり、以下の小事業から構成されている。

- (1) 「ふくしま新発売。」復興プロジェクト
- (2) みんなのチカラで農林水産絆づくり事業
- (3) 復興サポート事業
- (4) 新生！ふくしまの恵み発信事業
- (5) 県産農産物等輸出回復事業
- (6) 6次化商品のPRによる通年型風評対策事業
- (7) 多様な販路の確保対策

3 事業の開始時期
平成27年度から開始

4 財源
国庫支出金（福島県農林水産業再生総合事業交付金）及び諸収入（雇用保険被保険者負担分）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	1,731,467	1,558,034	2,152,783
決算額	1,726,603	1,533,788	2,709,047

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
ア 「ふくしま新発売。」復興プロジェクト	57,411	34,422
イ みんなのチカラで農林水産絆づくり事業	60,311	69,168
ウ 復興サポート事業	540,048	600,931
エ 新生!ふくしまの恵み発信事業	461,974	489,480
オ 県産農産物等輸出回復事業	79,216	282,181
カ 6次化商品のPRによる通年型風評対策事業	58,611	54,265
キ 多様な販路の確保対策	895,212	1,178,600
合計	2,152,783	2,709,047

6 事業内容及び補助金・委託契約の概要

本事業は、アからキの小事業の中で多くの事業を行っている。監査した委託、補助金、負担金の数は下表のとおりである。事業の概要等については[06-ア]以降に記載している。

小事業		担当	委託	補助金	負担金
ア 「ふくしま新発売。」復興プロジェクト		消費	2	-	-
イ みんなのチカラで農林水産絆づくり事業	(ア) 「がんばろう ふくしま!応援店」等拡大事業	消費	1	-	-
	(イ) 農林水産物利用推進絆づくり事業	消費	1	-	1
ウ 復興サポート事業	(ア) 全国へのキャラバン隊の派遣	流通	-	-	-
	(イ) ふくしま米消費拡大推進事業	消費	2	2	-
	(ウ) ふくしまの畜産ブランド再生事業	畜産	-	1	-
	(エ) ふくしまの恵みPR支援事業	流通	-	1	-
	(オ) 福島 食のプラットフォームに対する活動支援	6次化	-	1	-
	(カ) 商談・交流会・バイヤーツアー	流通	1	-	-
エ 新生!ふくしまの恵み発信事業		流通	2	-	-
オ 県産農産物等輸出回復事業	(ア) 海外展示会等でのPR、販路回復・輸出促進事業	6次化	1	1	-
	(イ) 輸出有望国・地域の規制緩和促進事業	6次化	2	-	-
カ 6次化商品のPRによ	(ア) イベントや企業マルシェ等での生産者による6次化商品PR活動	6次化	1	-	-

小事業		担当	委託	補助金	負担金
る通年型風評対策事業	(イ) 実績のある企画商品等の展示会等への出展補助	6次化	-	-	-
キ 多様な販路の確保対策	(ア) 県産農林水産物等販売コーナーの設置	流通	1	-	-
	(イ) 「ふくしまプライド。」フェアの開催	流通			
	(ウ) オンラインストアによる販売促進	流通	1	-	-
	(エ) G A P等により生産される農産物等の販路確保	消費	1	-	-
	(オ) 県産牛の取扱推進	流通	1	-	-
	(カ) 契約野菜の産地育成	園芸	1	-	-
計			18	6	1

7 目標と成果

福島発農産物等戦略的販売促進事業（平成29年度事業のK P I）は以下のとおりである。事業全体のK P Iと取組毎のK P Iを設定しており、事業全体のK P Iを達成するため、取組の内容に応じたK P Iを以下のとおり個別に設定し、福島県からの補助、委託先となる民間団体等に対しては、補助、委託の内容に応じ、対応する取組毎のK P Iを設定している。

目標	成果(実績)										
I 事業全体のK P I											
販売促進事業（販売促進フェア関連、販売コーナーの設置、オンラインストア）の売上額が1,350百万円以上を達成する。	平成29年度の売上金額 1,734百万円										
II 取組毎のK P I											
1 福島県産農林水産物等のブランド力回復につながるK P I											
(1) 平成29年度の各P Rイベントに参加した者に対するアンケート調査において、イベント参加後の参加者の80%以上が福島県産農林水産物を購入したいと評価。	各P Rイベントにおいて、80%以上の結果を達成										
(2) 平成29年度の福島県産農林水産物等のP Rウェブサイト※1において月平均60万ページビューを達成	(単位:万ページビュー) <table border="1"> <thead> <tr> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> 平成29年度:月平均約4.6万ページビュー	H24	H25	H26	H27	H28	30	45	50	70	62
H24	H25	H26	H27	H28							
30	45	50	70	62							
2 販路の回復・開拓にかかるK P I											
(1) 商談会に参加する県内企業等100以上、うち80%以上が継続的商談を実施(新たな契約の締結及び契約締結に向けて商談が継続している事案を示す。また、再開したものを含む。以下同じ)。	個別商談会に参加した県内企業等73団体(アンケート有効回答50団体中47団体、94%が継続商談を実施) 展示会商談会を含めると、のべ108団体が取組に参加										
(2) ふくしま米販売イベントに参加した企業等100以上、うち80%以上の企業が継続的商談を実施。	ふくしま米販促イベントに参加した企業15団体(うち53%(8団体)で継続商談を実施)										

目標		成果(実績)		
(3) 量販店等と連携したフェア開催				
①平成29年度において販売促進フェア(「ふくしまプライド。」フェア)における売上額が500百万円以上を達成		平成29年度売上額 163百万円		
②平成29年度において県産農林水産物の販売コーナーにおける売上額が250百万円以上を達成		平成29年度売上額 23百万円		
(4) 平成29年度において福島牛販売指定店数を対前年5%増達成		(福島牛販売指定店数)		
		H24	H28	H29
		68店	73店	74店
				1.4%増
(5) 平成29年度にがんばろう福島応援店の新規加入数が50以上達成		(がんばろう福島応援店数)		
		H28	H29	
		2,232店	2,293店	61店増
(6) 平成29年の日本橋ふくしま館における福島県産食品の売上額が対前年3%増加		(福島県産食品の売上額)		
		H28	H29	
		292百万円	302百万円	3.4%増
(7) 平成29年度に、6次化商品のテストマーケティングを県内外の量販店や道の駅等の店舗数延べ30以上、うち80%以上の量販店等の店舗と継続的商談を実施		テストマーケティング実施店舗数 16店(継続的商談:63%)		
(8) 平成29年度において、2ヵ国・地域以上において展示会出展等のPR活動を実施。これにより輸出先を新規に契約した品目数は延べ5品目以上及び契約に受けて商談を継続中の品目数は延べ10品目以上		新規契約:8品目 (商談継続:10品目)		
(9) 平成29年度において、オンラインストアにおける売上額が600百万円以上を達成する。		平成29年度売上額 1,548百万円		
3 その他				
市町村・民間団体への補助、NPO法人への委託事業については、事業計画中に平成29年度の達成目標を具体的に記載させることとし、当該目標を達成した実施者の割合が全体の80%以上とする。		目標達成率80% (PR補助事業者213団体のうち170団体が目標を達成)		

※1 PRウェブサイト「ふくしま新発売。」については、平成28年度末でモニタリング情報以外の更新を終了し、平成30年2月にサイトの公開を終了している。

[06-ア] 「ふくしま新発売。」復興プロジェクト

1 事業内容

WEBを活用し、農林水産物のモニタリング情報など、県内外へ迅速かつ正確な情報を届けることにより、県産農林水産物の風評を払拭する。

2 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

事業名	予算額	決算額	参照
ア 「ふくしま新発売。」復興プロジェクト			
共済費	287	252	
賃金	1,868	1,864	
旅費	55	0	
需用費	55	0	
役務費	17	0	
使用料及び賃借料	100	3	
委託料	55,029	32,303	3
合計	57,411	34,422	

3 事業内容及び委託契約の概要

「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト…委託(1)

- ・平成29年度「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト
- ・緊急時環境放射線モニタリング検査情報（農林水産物・加工食品）検索サイト開発・管理運営業務

「ふくしま 新発売。」復興プロジェクトは、県内外における県産農林水産物の販売・消費動向が、依然として、震災以前には回復していないことから、消費者や流通関係者への正確かつ魅力ある情報の発信と連動し、販路の回復・拡大対策等のプロモーション活動を積極的に展開することにより、本県の基幹産業である農林水産業の復興を目指すというものである。

県産農林水産物及び加工食品のモニタリング検査結果を公開することにより、本県の安全対策等の取組や県産農林水産物等の安全性を国内外に発信することで風評払拭に寄与することを目的として以下の事業を行っている。

項目	内容	
1 事業内容	(1)「ふくしま 新発売。」ウェブサイト管理運営 (2)県産農林水産物モニタリング検査結果検索システムの運用 (3)ウェブサイト内の更新 (4)農林水産物モニタリング情報の各外国語版の更新 他	緊急時環境放射線モニタリング検査情報（農林水産物・加工食品）検索WEBサイトに係る管理運営業務
2 委託先	株式会社トライビート	株式会社シンク
3 委託業務名	平成29年度「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト	緊急時環境放射線モニタリング検査情報（農林水産物・加工食品）検索サイト開発・

項目		内容			
			管理運営業務		
4	委託期間	平成29年4月1日～平成30年2月28日	平成29年9月8日～平成30年3月31日		
5	契約方式	単独随意契約	公募型プロポーザル方式による随意契約		
6	随意契約の理由	平成23年度に当該業務のウェブサイトを開設以降、県産農林水産物モニタリング検査結果の検索システムについては、随時改良を加え運用している。 システムの修正や運用、不具合への迅速かつ的確な対応は、高度な技術とノウハウが求められ、開発者以外に不可能であり、他の業者に頼める状況にない。以上より、現行システムを開発した委託予定者との単独随意契約とする。	当該業務は、その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、公募型プロポーザルを実施し、本県の意図を最も良く具現化した委託予定者を選定したところである。		
7	予定価格と契約金額		(株)トライビート	(株)シンク	合計
		予定価格	10,703千円	21,600千円	32,303千円
		契約金額	10,703千円	21,600千円	32,303千円

平成29年2月に、当該ウェブサイトのブログの一部が改ざんを受けた事案を踏まえ、①必要性の高い「農林水産物モニタリング情報」の更新及びウェブサイトの保守管理、セキュリティ強化のみの契約とし、②平成29年度予算より、セキュリティの強化とデータ更新作業や利用者の利便性向上を図る新たなシステムを開発することとした。

4 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	(1)設計書等の金額について	-	(1)
契約事務の適正性	(3)契約書記載の誤り	(3)	-
業務実施の適正性	(2)委託業務変更契約の発議書の決裁日漏れ	(2)	(4)
	(4)プロポーザルの二次審査採点結果について		
	(5)委託料の額の確定調書について	(5)	

5 指摘及び意見等

(1) 設計書等の金額について【意見】

「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト業務においては、設計書を作成し、改めて契約予定先からの見積書を徴取している。

今回の委託契約は、単独随意契約である。設計額を算定するため発注予定者から参考見積書を徴取し、設計額を算定して、再度、見積書の徴取を行っており、設計書、見積書、収支決算書の何れも区分（業務内容）、積算内訳（単価数量）が全く同一となっている。価格の妥当性を確保するため、見積書は複数の相手先から徴取することが原則であるが、今回の契約については、システムの修正や運用、不具合

への迅速かつ的確な対応は、高度な技術とノウハウが求められ、開発者以外には不可能であると判断し、単独随意契約としたものであり、契約の相手方が決まっている中、他事業者から見積書を徴取したとしても、契約をする相手ではないことから、その見積額は参考にできるものではないとして、複数の相手先から見積書を徴取していない。

設計額の算定のための見積書を発注予定者から徴取せざるを得ない場合で競争性の確保が困難な場合は、価格の妥当性の判断の根拠を明確にすることが望まれる。

(2) 委託業務変更契約の発議書の決裁日漏れ【指摘】

「ふくしま 新発売。」復興プロジェクトの変更契約の発議書には決裁日を、原則として記載しなければならないが、記載が漏れている。

(3) 契約書記載の誤り【指摘】

「ふくしま 新発売。」復興プロジェクトについて、平成29年4月1日から、契約解除に係る違約金条項等が追加され、委託業務変更契約書を締結している。違約金に関する条項に関する修正では、原契約書第12条第2項を削除し、第12条の2として追加すると記載している。変更契約書の追加された条項では、第13条の2となっており、契約内容が記載と相違している。

(4) プロポーザルの二次審査採点結果について【意見】

緊急時環境放射線モニタリング検査情報（農林水産物・加工食品）検索サイト開発・管理運営業務の公募型プロポーザル募集要領において、4業務委託予定者の選定(2)審査基準及び配点が設けられている。審査項目ごとに配点が設定されており、合計100点になるように配分されている。

今回、プロポーザルの二次審査採点結果を確認したところ、個別の審査員の審査項目が配点を超過している場合があった。採点結果の合計で100点を超えるものはなく、上限配点で再計算しても結果に影響はない。しかし配点基準を設けているのであれば、その運用は遵守すべきである。（下記、黄色網掛けが該当箇所）

緊急時環境放射線モニタリング検査情報（農林水産物・加工食品）検索サイト開発・管理業務/二次審査採点結果

審査項目	20点	A社					B社					C社					D社								
		合計	審査員					合計	審査員					合計	審査員					合計	審査員				
			A	B	C	D	E		A	B	C	D	E		A	B	C	D	E		A	B	C	D	E
1 モニタリング検査システム	20点	66	14	10	12	15	15	71	16	15	10	15	15	58	15	12	8	13	10	75	17	15	12	16	15
2 セキュリティ	20点	60	12	10	12	16	10	65	12	15	8	15	15	59	12	10	10	17	10	60	12	5	12	16	15
3 保守・緊急時の対応	15点	39	7	5	10	7	10	58	9	10	12	12	15	56	10	7	12	12	15	49	9	7	12	11	10
4 デザイン・閲覧者の操作性	20点	82	14	20	14	19	15	81	16	20	12	18	15	47	14	5	8	10	10	85	16	20	16	18	15
5 スケジュール	10点	42	7	8	10	7	10	51	9	8	10	9	15	53	9	8	12	9	15	53	9	8	14	7	15
6 予算額の妥当性	15点	51	10	10	10	11	10	58	11	10	8	14	15	65	12	10	14	14	15	45	10	10	7	8	10
合計点数	100点	340	64	63	68	75	70	384	73	78	60	83	90	338	72	52	64	75	75	367	73	65	73	76	80

(5) 委託料の額の確定調書について【指摘】

緊急時環境放射線モニタリング検査情報（農林水産物・加工食品）検索サイト開発・管理運営業務の委託料の額の確定通知は、委託料の額の確定調書で決裁が行われる運用となっている。その際、あて先を明記することとなっているが、記入漏れとなっている。なお、当該契約は、確定額が委託額と同額であり、確定通知を省略することが可能である。他の事業においても同額の場合は、原則として省略とする運用がなされていることから、当該事業においても、通知を省略する運用をすべきであり、決裁時に多角的に検討されていないといえる。今後、運用の徹底が望まれる。

[06-イ] みんなのチカラで農林水産絆づくり事業

1 事業内容

県内外の実需者及び消費者に直接目に見える形で県産農林水産物のおいしさ・安全性を訴えかけることで、積極的に販売・使用・購入する気運を高め、生産者と消費者の絆を取り戻す。

(1) 「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業

「がんばろう ふくしま！応援店」の活動を支援するため、PR資材を作成・配付するとともに応援店キャンペーン等を実施する。

(2) 農林水産物利用推進絆づくり事業

県産農林水産物の美味しさの再認識を図り、地域の絆を取り戻すため、県内消費拡大キャンペーン等を実施する。

・おいしい ふくしま いただきます！キャンペーン

県内量販店等において農林水産物の魅力と安全性のPRを実施する。

・食の祭典「おいしい ふくしま いただきます！」フェスティバル

県内外の消費者への農林水産物の魅力発信と販売促進の機会を創出する。

2 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額	参照
イ みんなのチカラで農林水産絆づくり事業			
(ア) 「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業			
旅費	240	21	
需用費	504	0	
役務費	144	6	
委託料	10,700	10,687	3 (1)
使用料及び賃借料	60	0	
計	11,648	10,714	
(イ) 農林水産物利用推進絆づくり事業			
報償費	394	281	
旅費	870	257	
需用費	4,874	4,795	
役務費	636	418	
委託料	8,305	19,492	3 (2)
使用料及び賃借料	384	11	
負担金、補助及び交付金	33,200	33,200	3 (3)
計	48,663	58,454	
合計	60,311	69,168	

3 事業内容及び委託契約・負担金の概要

(1) 平成29年度「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業…委託 (1 (1))

項目	内容
1 事業内容	(目的) 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以来、福島県産農林水産物等の販売価格については、一部の品目は震災前の水準まで回復しているものの、多くの品目は震災前の水準まで回復して

項目	内容	
	<p>いない。また消費者庁の調査によれば、県が実施している安全対策に対する消費者の理解についても十分に進んでいない結果となっている。</p> <p>本事業では、県産農林水産物の利用・販売を通して、県産農林水産物の安全性やおいしさのPRに取り組む県内外の飲食店、宿泊施設、小売事業者等を「がんばろう ふくしま！」応援店として登録し、さらなる県産農林水産物の利用・販売を促進するため、新規加盟店の拡大や既存応援店における県産農林水産物の取扱い拡大に向けた取組、応援店と連携した販売促進キャンペーン等を企画し実施する。</p> <p>(委託業務の内容)</p> <p>①県産農林水産物のクローズドプレゼントキャンペーンの実施運營業務 ②「がんばろう ふくしま！」応援店のホームページ等に関する運営管理業務 ③応援店加盟店拡大及び既存応援店における県産食品の取扱い拡大業務 ④業務遂行に係る各種PR資材の作成等業務</p>	
2	委託期間	平成29年4月24日～平成30年3月31日
3	委託先	株式会社トライビート
4	契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約
5	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)
6	予定価格と契約金額	内訳
		平成29年度
		予定価格
	契約金額	10,687千円

(2) 「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン事業…委託(1(2))

項目	内容
1	<p>事業内容</p> <p>(目的)</p> <p>原子力発電所の事故の影響により、本県の農林水産物は甚大な被害を被っており、安全性が確認された県産農林水産物について、県内外の実需者及び消費者に直接見える形で魅力を訴える必要がある。</p> <p>そこで、県産農林水産物の美味しさを、消費者の視覚、聴覚、味覚に直接訴え、再認識してもらうことで、消費者の購買意欲を高め、販売促進につなげる「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンの実施について、業務を遂行する。</p> <p>(業務委託の内容)</p> <p>①「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン量販店等編</p> <p>県産農林水産物の安全性に関する理解促進と消費拡大を図るため、県内外の量販店やイベント等において消費拡大キャンペーンの企画提案、実施</p>

項目	内容		
	②県産農林水産物の風評による影響を払拭するため、「おいしいふくしま いただきます！」キャンペーンの情報発信を戦略的に行う業務 ③「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン事業における効果測定の手法提案・実施		
2	委託期間	平成29年5月19日～平成30年2月28日	
3	委託先	株式会社東北博報堂 福島復興推進局	
4	契約方式	公募型プロポーザルによる随意契約	
5	随意契約の理由	当該業務は、その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、専門業者による公募プロポーザルを実施し、本県の意図を最も良く具現化した委託予定者を選定したところである。	
6	予定価格と契約金額	内訳	
		平成29年度	
		予定価格	8,305千円
		契約金額	8,305千円
	変更後契約金額	19,492千円	

(3) 「おいしい ふくしま いただきます！」フェスティバル…負担金 (1 (2))

項目	内容	
1	事業内容	(目的) 原子力発電所事故から6年が経過した今なお本県農林水産物に対する消費者の風評は根強く、より一層本県農林水産物の魅力や安全性を県内外に発信することが必要である。 そこで、食の祭典を開催し、県内外の消費者等に対し、福島県の「誇り」である農林水産物や6次化商品等の加工品、郷土料理などの「食の魅力」やその「安全性」を、視覚、聴覚、味覚に直接訴え、実感してもらうことにより、県産農林水産物の風評払拭と消費拡大を図り、さらに消費者の購買意欲を高め、販売促進を図る。 (内容) 食の祭典「おいしい ふくしま いただきます！」フェスティバル2017に開催に要する経費負担金
2	イベントの名称	食の祭典「おいしい ふくしま いただきます！」フェスティバル
3	主催	ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進本部、福島県
4	開催日、場所	平成29年9月9日、9月10日、ビッグパレットふくしま
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助
		<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助
	<input type="checkbox"/> 利子補給	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
6	納入先	ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進本部
7	予算額と決算額	内訳
		平成29年度
		当初予算額
	決算額	33,200千円

4 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	(2)公募型プロポーザル方式について		(2)
契約事務の適正性	(1)業務委託契約書の通知・送付に関する発議書の決裁日について (3)参考見積書の徴取について	(1)	(3)
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

5 指摘及び意見等

(1) 業務委託契約書の通知・送付に関する発議書の決裁日について【指摘】

県では、発議書の決裁について、併せて支出負担行為調書の決裁を受ける場合は、発議書の決裁日を省略する取扱いを行っている。「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業の業務委託契約の通知・送付に関する発議書においても同様の取扱いとなっていたが、支出負担行為調書の決裁日が、発議書の起案日以前となっていた。

(2) 公募型プロポーザル方式について【意見】

「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業の今回の契約は、公募型プロポーザルにより決定する方式であり、詳細は公募型プロポーザル実施要領に定められている。書面審査（一次審査）を行い（3社以上）、二次審査におけるヒアリング対象者を選定となっている。そもそも応募がなかったことから、書面審査、企画提案書プレゼンテーション（二次審査）も1社で行われた。設計額算定時の参考見積書も今回選定された業者であり、全てが同一の相手先で完結している。このような状況では、競争性や企画内容の独自性などが損なわれる可能性が考えられる。単独随意契約の場合にはその理由を記載していることになり、応募者が1社のみとなった要因等を記載し、今後の公募型プロポーザル方式における競争性の確保に活かすことが望ましい。

(3) 参考見積書の徴取について【意見】

「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン事業については、随意契約ではあるものの、公募型プロポーザル方式により委託予定者を決定している。一方、県としては事前に設計額を算定する必要から、参考見積書を入手している。今回、参考見積書を入手した先が、委託予定者に決定している。そもそも随意契約の理由にも記載のとおり、当該業務は、その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としていることから、県では設計額を見積ることは困難であり、外部から見積書を徴取することになる。参考見積書を提出した先が、委託予定者に決定することを否定するものではないが、見積書の金額の妥当性を主張するために、少なくとも2者以上から参考見積書を徴取し、予算額、設計額を算定する必要がある。

なお、当初の委託業務契約金額は、予算額、設計額と同額となっている。

[06-ウ] 復興サポート事業

1 事業内容

全国に向けて、「オールふくしま」での県産農林水産物のPRを図るため、トップセールスや県産米の消費拡大及び畜産ブランドの復活、市町村や団体等の活動の支援等を行う。

(1) 全国へのキャラバン隊の派遣

県域農業団体等と連携し、県外の主要消費地においてトップセールス等のプロモーション活動を展開する。

(2) ふくしま米消費拡大推進事業

県産米の消費及び販路の拡大を図るため、関係団体が実施する県内外における消費拡大キャンペーンやPRチラシ・サンプル米の配付、米消費拡大キャンペーンクルーの選考、県産米の販路拡大を図るための求評懇談会や、集荷団体、生産法人等が実施する個別セールスに対する支援等を行う。

(3) ふくしまの畜産ブランド再生事業

「福島牛」を中心とする本県畜産ブランドの復活を図るため、トップセールスを始めとした積極的なPRや消費者の理解醸成、さらには関係団体が実施するブランド力の強化に対する支援を実施する。

(4) ふくしまの恵みPR支援事業

市町村や県内各地域団体等が、国内において実施する県産農林水産物の販売・消費拡大に資する活動に対して支援する。

(5) 福島食のプラットフォームに対する活動支援

県産品を積極的に食べて、応援したい人の組織化を目指す意欲のあるグループ・団体等の活動を支援する。

(6) 商談・交流会・バイヤーツアー

首都圏等中食・外食・量販店等の経営者層と産地側との交流会の開催や、バイヤーを対象とした大規模な商談会、バイヤーツアーを開催し、農林水産物等の販路及び価格の回復・拡大を図る。

2 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額	参照
ウ 復興サポート事業			
(ア) 全国へのキャラバン隊の派遣			
報償費	1,800	1,689	
旅費	5,752	4,881	
需用費	1,620	1,151	
役務費	930	588	
委託料	5,300	5,961	
使用料及び賃借料	1,700	941	
計	17,102	15,211	
(イ) ふくしま米消費拡大推進事業			
報償費	36	69	
旅費	600	1,646	
需用費	240	7	
役務費	120	0	

節区分	予算額	決算額	参照
委託料	14,786	81,907	3(1)(2)
使用料及び賃借料	100	87	
負担金、補助及び交付金	34,200	31,857	3(3)(4)
計	50,082	115,573	
(ウ) ふくしまの畜産ブランド再生事業			
旅費	900	817	
需用費	32	32	
役務費	48	3	
委託料	3,678	3,676	
負担金、補助及び交付金	20,373	24,373	3(5)
計	25,031	28,901	
(エ) ふくしまの恵みPR支援事業			
負担金、補助及び交付金	318,100	312,352	3(6)
計	318,100	312,352	
(オ) 福島食のプラットフォームに対する活動支援			
負担金、補助及び交付金	29,888	29,487	
計	29,888	29,487	3(7)
(カ) 商談・交流会・バイヤーツアー			
旅費	779	1,015	
需用費	570	0	
役務費	100	4	
委託料	98,396	98,388	3(8)
計	99,845	99,407	
合計	540,048	600,931	

ウ(イ)委託料については予算流用70,000千円している。

3 事業内容及び補助金・委託契約の概要

(ふくしま米消費拡大推進事業－1(2))

米の消費量が減少傾向にある中、全量全袋検査が実施されているものの、依然として県産米の買い控えや、取扱を取り止めている量販店があるなど、県産米に対する風評が継続している状況にあるため、県産米の安全性を消費者や米穀取扱業者等に対し解りやすく説明し理解を求めながら県産米の消費及び販路の拡大を目指す。

(1) ふくしま米ブランド販路拡大推進事業業務…委託(1(2))

項目	内容
1 事業内容	<p>(目的)</p> <p>福島県産米の更なる販路拡大のため、米穀事業者や中食・外食事業者を対象とした求評懇談会を開催するとともに、商談会への出展及び、福島米取扱店のリスト化公表を通じて福島米の販売促進を図る。</p> <p>(業務委託の内容)</p> <p>(1)「ふくしま米」求評懇談会の実施業務(福島県内で実施)</p>

項目		内容	
		(2) 商談会への出展業務 (3) 福島県産米取扱店調査、公表業務 (4) アンケートに係る分析業務 (5) パンフレットを含む販促資材作成業務 (6) 委託業務処理状況の報告	
2	委託期間	平成29年7月10日～平成30年3月30日	
3	委託先	株式会社コスモアトリエ	
4	契約方式	公募型プロポーザルによる随意契約	
5	随意契約の理由	その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、公募型プロポーザルを実施した。公募に対しては、2事業者から申し込みがあり、プロポーザルの審査の結果、本県の意図を的確に具現化していると認められたため、委託予定者を選定した。	
6	予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
		予定価格	14,769千円
		契約金額	14,763千円

(2) 福島米取扱推進事業業務…委託 (1 (2))

項目		内容	
1	事業内容	(目的) 福島県産米の更なる販路拡大のため、他の事業等と連携をし、販売促進活動や福島米取扱店のリスト化公表を通じて福島米の販売促進を図る。 (業務委託の内容) (1) 福島県産米取扱推進活動 (訪問・電話等) (2) 福島県産米取扱店調査、公表業務 (3) アンケートに係る分析業務 (4) パンフレットを含む販促資材作成業務 (5) 委託業務処理状況の報告	
2	委託期間	平成29年12月27日～平成30年3月30日	
3	委託先	株式会社コスモアトリエ	
4	契約方式	公募型プロポーザルによる随意契約	
5	随意契約の理由	その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、専門業者による公募型プロポーザルを実施した。本県の意図を最も良く具現化した委託予定者を選定した。	
6	予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
		予定価格	67,148千円
		契約金額	67,144千円

(3) ふくしま米消費拡大推進事業…補助金 (1 (2))

項目		内容	
1	事業内容	(目的) 県内外で福島米の消費拡大や安全・安心のPRを踏まえた販	

項目		内容	
		売促進活動 (事業の内容) 1 米消費拡大キャンペーンクルー選考 うつくしまライシーホワイト選考会及び研修 2 福島米の消費拡大PR 県内外イベント、量販店等における福島米等のPR	
2	補助金等の名称	福島県農産振興事業（ふくしま米消費拡大推進事業）補助金	
3	補助率	定額	
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農林水産業再生総合事業実施要綱 福島県農林水産業再生総合事業交付金交付要綱 福島県農林水産業再生総合事業実施要領 福島県農産振興事業補助金交付要綱 ふくしま米消費拡大推進事業実施要領	
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
6	交付先	福島県消費拡大推進連絡会議	
7	予算額と決算額	内訳	
		当初予算額	平成29年度 12,500千円
		決算額	12,500千円

(4) ふくしま米消費拡大推進事業…補助金（1(2)）

項目		内容	
1	事業内容	(目的) 原子力災害による風評を払拭するため、安全・安心確保の取組及び、ふくしま米の魅力について実需者・消費者に的確な情報伝達を行い、ふくしま米の需要拡大によって農業者所得を確保し、産地の復旧・復興を図る。 (事業の内容) 県内外実需者に対する販売促進活動	
2	補助金等の名称	福島県農産振興事業（ふくしま米消費拡大推進事業）補助金	
3	補助率	定額	
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農林水産業再生総合事業実施要綱 福島県農林水産業再生総合事業交付金交付要綱 福島県農林水産業再生総合事業実施要領 福島県農産振興事業補助金交付要綱 ふくしま米消費拡大推進事業実施要領	
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
6	交付先	ふくしま米需要拡大推進協議会	
7	予算額と決算額	内訳	
		当初予算額	平成29年度 11,700千円
		決算額	11,700千円

(ふくしまの畜産ブランド再生事業－1(3))

本県和牛の統一銘柄である「福島牛」ブランドの再生を図るため、県内及び首都圏の流通業者や販売業者等と連携し、食肉市場を核とした総合的な「福島牛」ブランドの発信や本県独自の種雄牛などの福島らしさを前面に打ち出した「福島牛」の販路拡大、安全性やおいしさを広く伝え消費者の購買意欲を促進する取組を支援する。

(5) ふくしまの畜産ブランド再生事業

福島県畜産振興事業のチャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業の補助金の内訳は以下のとおりである。「福島牛」復活事業について関連資料の閲覧及びヒアリングを行った。

(単位：千円)

区分		予算額	決算額
(1)おいしい「ふくしまの畜産」消費拡大事業	1 おいしい福島畜産応援事業	3,000	3,000
(2)「福島牛」ブランド再生事業	1 ブランド「福島牛」復活事業	4,699	8,699
	2 「福島牛」消費拡大対策事業	8,074	8,074
	3 東京食肉市場まつり活用対策事業	4,600	4,600
合計		20,373	24,373

「福島牛」ブランド再生事業（ブランド「福島牛」復活事業）…補助金（1(3)）

項目	内容	
1 事業内容	首都圏及び県内の食肉市場から販売業者までをターゲットとして、「福島牛」ブランドを復活させるため、肉用牛生産者との意見交換会、懇談会、福島牛共励会等を開催し、食肉市場を核とした総合的な「福島牛」ブランドを発信する。 また、首都圏等において福島県基幹種雄牛産子の枝肉による研究会やフェアを開催するとともに、首都圏における「福島牛」指定店制度を再構築して「福島牛」常時取扱業者の確保を図る。 さらには、首都圏等の消費者を対象とした「福島牛」の販売促進フェア等の開催により、ブランドイメージの向上と消費拡大に向けた取組を行う。	
2 補助金等の名称	福島県畜産振興事業（「福島牛」ブランド再生事業（ブランド「福島牛」復活事業））補助金	
3 補助率	2分の1以内 ただし、福島牛フェア、首都圏等における消費拡大イベントの開催については定額	
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農林水産業再生総合事業実施要綱 福島県農林水産業再生総合事業交付金交付要綱 福島県農林水産業再生総合事業実施要領 福島県畜産振興事業補助金交付要綱 「福島牛」ブランド再生事業実施要領	
5 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給

項目		内容	
		<input type="checkbox"/>	その他 ()
6	交付先	全国農業協同組合連合会福島県本部	
7	予算額と決算額	内訳	
		平成29年度	
		当初予算額	4,699千円
		交付決定額(H29/7/20)	4,699千円
		変更交付決定通知(H29/10/27)	8,699千円
		決算額	8,699千円

変更理由は、全国和牛能力共進会において、「福島牛」が東日本第1位となったことを受け、更なる「福島牛」ファンの獲得と消費拡大を図るためである。同一事業内、同一節流用による対応（ふくしま米消費拡大推進事業より1,000千円、実績ある企画商品等の展示会等への出店補助より3,000千円の流用）を行っている。

福島牛の出荷先の8割を占める東京食肉市場における枝肉の全国平均価格と福島牛の平均価格に乖離がある状況が続いており、震災前の水準までに回復するよう補助事業を展開している。

当該事業の主体として、全国農業協同組合連合会福島県本部（以下、「全農」という。）に特定している点については、「福島牛」ブランドの取扱い、管理を行っているのが全農であるためである。また、品評会等の開催においては、県の職員が帯同し、今後の開催につなげるためのヒアリング等も実施しており、全農及び県においてのヨコの連携（ふくしま米消費拡大事業等との連携）を構築してより有効な事業の実施に努めている。

結果として、震災直後の状況よりも回復しているものの、いまだに全国平均より低い水準で推移している状況である。

(ふくしまの恵みPR支援事業－1(4))

(6) ふくしまの恵みPR支援事業…補助金(1(4))

項目		内容	
1	事業内容	(目的) 本事業は、県内の市町村、民間団体、県域等農業団体が、国内において実施する県産農林水産物等（県産農林水産物を使用した加工品を含む。）の販売促進活動に対して支援を行い、風評の払拭を図り、県産農林水産物等の販売・消費の拡大に資することを目的として行うものである。 (補助対象経費) 国内において実施する県産農林水産物等の販売促進に要する経費	
2	補助金等の名称	福島県農産振興事業（ふくしまの恵みPR支援事業）補助金	
3	補助率	定額	
4	補助上限	市町村事業	市への補助額は5,000千円を上限とし、町及び村への補助額は3,000千円を上限とする。
		民間団体事業	補助額は750千円を上限とする。
		県域等農業団体事業	補助額は5,000千円を上限とする。

支援を行う団体等に対して補助する。

(7) 福島食のプラットフォームに対する活動支援…補助金 (1 (5))

項目	内容	
1 事業内容	(1) 県産農林水産物等の販売力・商品ブランド力を向上させるための研修会の開催、生産者同士の情報交換を行うためのネットワーク構築 (2) 県産農林水産物等を使用した高付加価値商品の開発支援 (3) 県産農林水産物等の販路開拓に向けた生産者とバイヤーとのマッチング (4) 生産者等と消費者の交流支援	
2 補助金等の名称	福島県農産振興事業（ふくしま食のプラットフォームづくり推進事業）補助金	
3 補助率	定額	
4 補助上限	29,888千円以内	
5 根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農林水産業再生総合事業実施要綱 福島県農林水産業再生総合事業交付金交付要綱 福島県農林水産業再生総合事業実施要領 福島県補助金等の交付等に関する規則 福島県農産振興事業補助金交付要綱 ふくしま食のプラットフォームづくり推進事業実施要領	
6 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
7 交付先	一般社団法人東の食の会	
8 予算額と決算額	内訳	平成29年度
	当初予算額	29,888千円
	決算額	29,487千円

事業の実施状況は以下のとおりである。

事業区分	内容及び実績
1 販売力・商品ブランド力を向上させるための研修会の開催及び生産者同士の情報交換を行うためのネットワーク構築	研修会回数：6回 参加者数(延べ)：生産者205名 研修内容：①マーケティング、②コンセプト作り、③ブランディング、④営業・商談スキル、⑤広域連携の可能性、⑥水産事例
2 高付加価値商品の開発支援	商品数：3点
3 生産者とバイヤーとのマッチング	マッチング回数：2回 (バイヤーツアー) 参加生産者：13名、参加バイヤー：15名 (商談会) 参加生産者：6名、参加バイヤー：6名
4 生産者等と消費者の交流支援	(県内イベント) 第1回：27名、第2回：19名、第3回：9名、第4回：14名 (首都圏イベント) 第1回：50名、第2回：31名

(チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業(商談・交流会等業務) - 1 (6))

本事業においては、「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズのもと、他の販売力強化関連事業と連携しながら、商談・交流会や流通関係者を対象とした産地ツアー等、販路の確保に向けた対策をすることにより、平成32年度までに県産農林水産物の販売状況を震災前（平成22年）の全国平均価格との価格差の水準まで回復させることを目的とする。

(8) チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業（商談・交流会等業務）・・委託（1(6)）

項目	内容	
1 事業内容	(1)農林水産物商談会・交流会の開催 県産農林水産物及び関連加工食品等の販路開拓、取扱拡大、販売促進等を目的として、参加した企業等との継続的商談（商談の成立及び商談の継続、を指す）を出展者の80%以上が実施できること等を目標として、全国の卸業者、量販店、百貨店、外食業者、中食業者、福島応援企業等を対象に、商談会や展示会への出展、流通事業者と生産者団体等との交流会を開催する。 (2)バイヤー向け産地視察・説明会の開催 福島県産農林水産物の魅力、安全に対する取組への理解促進や販路拡大などにつなげるため、流通関係者（バイヤー等）を対象に福島県内の産地を訪問し、視察、説明、生産者との交流等を行うバイヤー向け産地視察・説明会を開催する。	
2 委託期間	平成29年4月26日～平成30年3月30日	
3 委託先	株式会社東北博報堂 福島復興推進局	
4 契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約	
5 随意契約の理由	当該業務は、その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、公募型プロポーザルを実施し、本県の意図を最も良く具現化した委託予定者を選定したところである。以上のことから、選定した業者との単独随意契約としたい。	
6 予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
	予定価格	98,396千円
	契約金額	98,388千円

事業の実施状況は以下のとおりである。 (単位：千円)

内容	見積金額	実績
商談会・展示会・交流会	86,900	85,900
①商談会 1回開催	30,100	24,660
②展示会	34,550	40,650
③商談会向け生産者教育	7,250	5,550
④商品カタログ	2,000	2,000
⑤交流会1回開催(首都圏)・150名以上	11,200	11,200
⑥その他	1,800	1,840
バイヤー向け産地視察・説明会	4,200	5,200
計	91,100	91,100
消費税	7,288	7,288
合計	98,388	98,388

平成30年3月30日付けで業務受託者から完了届が提出され、同日検査完了している。

4 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	(5) 補助事業等に要する経費の配分の変更について	-	(5)
競争性の確保	(2) 事業の実施主体について	-	(2)
契約事務の適正性	(8) 見積書について		(8)
業務実施の適正性	(1) 事業内容について	-	(1)
	(3) 概算払いを必要とする理由の確認について	-	(3)
	(4) 補助事業等検査確認表について	-	(4)
	(6) 補助事業等検査確認表について	-	(6)
	(7) 発議書の決裁日記載漏れについて	(7)	

5 指摘及び意見等

(ふくしま米消費拡大推進事業－1 (2))

(1) 委託契約における事業内容について【意見】

ふくしま米消費拡大推進事業として、ふくしま米ブランド販路拡大推進事業と福島米取扱推進事業を同一の業者に委託している。各事業内容は、個別の事業目的を達成するために設定されているが、「福島県産米取扱店調査、公表業務」については何れの事業内容にも含まれており、個別の事業毎に調査を行うことは効率的ではないと思われる。特に契約締結時期は相違するものの、先行した、ふくしま米消費拡大推進事業において調査した内容が重複する部分については参考にするなどにより、業務を効率的、効果的に実施するよう検討すべきである。

(ふくしまの畜産ブランド再生事業－1 (3))

(2) 事業の実施主体について【意見】

ふくしまの畜産ブランド再生事業の実施主体が「全国農業協同組合連合会福島県本部（以下『全農』という。）」と特定されているが、「福島牛」の取扱い・管理している業者が当該主体のみであること、県の職員の品評会等への帯同により当該事業の有効性を阻害するような状況になっていないことを確認できる体制になっていることから、問題となるような状況下にはないものと判断できる。

しかし、全農以外の民間企業でのイベントの開催方法等についてコンサルティングを受ける形での参画については検討する余地があるのではないかと考える。

(3) 概算払を必要とする理由の確認について【意見】

概算払については、福島県畜産振興事業補助金交付要綱に

第7条	知事は必要があると認めるときは、この要綱の定める補助金について概算払の方法により、補助金の交付をすることができる。
2	前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、畜産振興事業補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

と定められており、畜産振興事業補助金概算払請求書（第3号様式）には以下の内容を記載することとなっている。

事業 主体名	区分	交付決定額		既受領額		今回請求額		残額金額	完了(予定) 年月日	備考
		事業費	県補助金	金額	出来高	金額	出来高			

					%		%		
--	--	--	--	--	---	--	---	--	--

出来高は、本来は施設整備における工事の仕上がり状況を記載するものである。当該様式は、施設整備を伴わない事業の場合に出来高に関する記載が省略できるようにはなって おらず、補助事業者等は概算払請求額を今回請求額の金額欄に記載し、その割合を出来高に記載している。

平成29年8月1日の概算払請求書には、交付決定額4,699千円、今回請求金額3,759千円、出来高80%と記載されているが、実績報告時に県が入手している事業費明細では、平成29年9月27日から事業費が発生していることから、平成29年8月1日時点では事業費は発生していないことになる。

概算払を必要とする理由として、県は事業が9月から開始されるが、事業実施に伴う資金が潤沢でないことを理由として、第1回目の概算払を9月に交付決定額の80%とするなど、支払時期及び支払額を交付決定時（支出負担行為調書上）に明示していた。

本補助事業の場合、その事業の性格上、概算払は事業の進行に応じ、事業の実施量に対応する額で行われることが原則と思われるので、概算払請求書を収受する際にはその点に留意し、概算払を行う必要がある。

(ふくしまの恵みPR支援事業－1(4))

(4) 補助事業等検査確認表について【意見】

農林水産部では、所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領を定めており、事務検査に当たっては、補助事業等検査確認表に基づき実施することになっている。今回、当該補助金に係る検査確認表を閲覧したところ、検査確認の内容が複数ある場合でもその全体で適否を記載している。個別の確認内容のどの部分が確認対象となったかを特定できず、何をもって適と判断しているかが不明である。該当の有無もあることから、確認対象を特定し、その適否を判断すべきである。

(福島食のプラットフォームに対する活動支援－1(5))

(5) 補助事業等に要する経費の配分の変更について【意見】

補助金については、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、速やかに知事の承認を受けるべきこととなっている。（福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号）また、知事に対して農産振興事業変更承認申請書を提出しなければならないことになっている。（福島県農産振興事業補助金交付要綱第6条）

今回の補助事業実績については、総額では軽微の範疇（事業費の30%以内）を下回っている。しかし、個別活動実績経費については大幅に変動しており、変動の要因については事前に知事の承認を受けるべきではないかと思われる。

(単位：千円)

事業名	①計画額	②実績額	差異(②-①)
1 販売力・商品ブランド力を向上させるための研修会の開催及び生産者同士の情報交換を行うためのネットワーク構築	8,057	4,894	△3,163
2 高付加価値商品の開発支援	7,164	9,359	2,195
3 生産者とバイヤーとのマッチング	8,867	4,453	△4,414

事業名	①計画額	②実績額	差異 (②-①)
4 生産者等と消費者の交流支援	11,119	11,527	408
合計	35,207	30,233	△4,974

(6) 補助事業等検査確認表について【意見】

農林水産部では、所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領を定めており、事務検査に当たっては、補助事業等検査確認表に基づき実施することになっている。今回、当該補助金に係る検査確認表を閲覧したところ、検査確認の内容が複数ある場合でもその全体で適否を記載している。個別の確認内容のどの部分が確認対象となったかを特定できず、何をもって適と判断しているかが不明である。該当の有無もあることから、確認対象を特定し、その適否を判断すべきである。

(チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業（商談・交流会等業務）－1(6))

(7) 発議書の決裁日記載漏れについて【指摘】

発議書において、決裁日の記載が漏れている。

(8) 見積書について【意見】

見積書徴取伺いにおいて、設計額98,388,000円となっている。これはプロポーザルに当たって提出を求めた積算見積書の金額となっている。当該金額で予定価格が設定され、業務受託者からの見積書、業務委託契約書金額も全て同額となっている。結果として見積書の徴取は形式的になっている。

設計額を算定するに当たっては、プロポーザルに参加した他の業者からの積算見積書を参考に設定することを検討すべきである。

[06-エ] 新生！ふくしまの恵み発信事業

1 事業内容

県産農林水産物等の風評払拭や販路拡大に向けて、各種メディア媒体を活用してふくしまの食の安全やおいしさなどを発信するとともに、メディアに幅広くアプローチしながらポジティブな情報の発信を図る。

2 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

事業名	予算額	決算額	参照
エ 新生！ふくしまの恵み発信事業			
旅費	1,748	1,510	
需用費	337	217	
役務費	336	26	
委託料	459,480	487,641	3 (1) (2)
使用料及び賃借料	73	86	
合計	461,974	489,480	

3 事業内容及び補助金・委託契約の概要

委託料は調査分析事業が1事業、PR事業が2事業あり、以下の2事業について検討した。

(1) チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業（調査分析業務）…委託(1)

項目	内容	
1 事業内容	(目的) 当業務は、県産農林水産物に関する情報収集及び調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、県が実施する風評対策事業の検証及び改善策の提案を行うことで、より効果的な事業展開に寄与することを目的とする。 (業務内容) (1) 調査・分析 ア 風評の状況を把握するための消費者定量調査 イ 農産物等風評対策のため県で作成したCMのCM総合研究所による調査 ウ ジャーナリスト等に対するヒアリング エ 風評状況を把握するための報道状況調査 オ 農産物等の小売店における占有率等調査 カ 風評の状況を把握するための農業者等への調査 (2) 調査結果の取りまとめ・分析	
2 委託期間	平成29年7月14日～平成30年3月30日	
3 委託先	株式会社東北博報堂 福島支社	
4 契約方式	条件付一般競争入札	
5 予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
	予定価格	31,540千円
	契約金額	22,691千円

(2) チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業(新生!ふくしまの恵み発信業務)
…委託(1)

項目	内容	
1 事業内容	<p>(目的)</p> <p>東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以来、県では県産農林水産物の風評払拭を図るため、安全対策の実施と連動したメディアPR等を展開してきた。その結果、農林水産物の販売価格については、一部の品目では震災前の状態となっているものの、多くの品目は未だ震災前の水準に回復していない。また消費者庁の調査によれば、福島県内で実施されている安全対策に対して、消費者の理解が十分に進んでいるとはいえない結果となっている。</p> <p>このため、本事業においては、食品の主たる購買層である主婦層をメインターゲットとして捉えつつ、今後の消費動向を左右する世代へのアプローチも行うこととし、テレビを中心としたPR展開等、メディア活用による効果的かつ戦略的なプロモーションを展開することにより、平成32年度までに県産農林水産物の販売状況を震災前(平成22年)の全国平均価格との価格差の水準まで回復させることを目的とする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>ア テレビを用いたPR イ 情報発信を補完するPR</p>	
2 委託期間	平成29年4月26日～平成30年3月30日	
3 委託先	株式会社東北博報堂 福島復興推進局	
4 契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約	
5 随意契約の理由	当該業務は、その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、公募型プロポーザルを実施し、本県の意図を最も良く具現化した委託予定者を選定したところである。以上から、選定した業者と単独随意契約としたい。	
6 予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
	予定価格	359,184千円
	契約金額	359,184千円
	変更後契約金額	444,179千円

・契約変更の理由・内容

変更理由は、本業務委託契約が福島県農林水産物の風評払拭及び販売促進のため、TVCMの作成・放映や新聞・情報誌等でのPR等、マスメディアを活用した取組を実施するものであるが、原契約では各施策の実施期間が12月末までとなっており、1月以降はマスメディアを利用した情報発信がない状況にある。

そこで、1月以降の本県の主要品目である米・牛肉・あんぼ柿のPR、及び別委託により実施しているオンラインストアの第5回目のキャンペーンと連動した情報発信を行うことで、更なる風評払拭と販売促進を図るためTVCM及びラジオCMの追加作成・放映及び雑誌広告を追加している。

・変更契約とした理由

既に作成したCMとの一体感・連動性のある情報発信を行うため、追加作成するCMについても引き続きTOKIOを起用する必要があるとし、一方、今年度の「チャレンジふくしま」事業に係るTOKIOの出演については、株式会社東北博報堂が所属事務所と出演契約を締結しており、所属事務所の方針により、他事務所とは出演契約を締結しないこととなっているため、TOKIOを起用したCMを作成できるのは当該事業所以外にはないことを、変更契約により実施する理由としている。

4 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1) 契約の変更の妥当性について	-	(1)

5 指摘及び意見等

契約の変更の妥当性について【意見】

当該事業は、県産農林水産物の販売状況を震災前（平成22年）の全国平均価格との価格差の水準まで回復させることを目的として、テレビを中心としたPR展開等、メディア活用による効果的かつ戦略的なプロモーションを展開する事業であり、募集要項において年間を通した実施計画など具体的な提案内容とすることに配慮することの記載があり、企画提案の審査においては提案内容が効果的であることを判断して業務委託予定者を選定したと思われる。

しかし、委託契約期間は平成29年4月26日～平成30年3月30日となっているにもかかわらず、当初契約の各施策の実施期間が12月末までとなっていた。

変更契約における業務仕様書において、オンラインストアのキャンペーンと連動したPR施策を行うなどが織り込まれているが、このように業務を追加するのであれば理解できる。しかし、1月以降は、本県の主要な品目である米、牛肉、あんぼ柿等が引き続き流通している時期であるが、マスメディアによる情報発信施策がないとしている。プロポーザルの審査及び契約候補者との業務委託契約の見積合せで詳細を詰める段階で、年間を通したプロモーションを行う企画提案ではない（各施策の実施期間が12月末までとなっている）が当初目的を達成することができるものであるか十分に検討すべきであったと考える。

[06-オ] 県産農産物等輸出回復事業

1 事業内容

県産農林水産物の輸入規制措置の緩和に向け、本県農産物等の安全性の海外への積極的な発信等に取り組むとともに、輸出促進に向け、生産者団体等の販路拡大への取組を支援する。

(1) 海外展示会等でのPR、販路回復・輸出促進事業

有望輸出先での展示会出展

ア 震災以前に輸出実績のあった国・地域で開催される見本市、展示会に出展して本県の安全安心の取組をPRする。

イ タイ・マレーシアを始めとした規制が緩和された国への輸出を促進するため、販路 開拓、市場調査を行う生産者団体等への支援を行う。

ウ 青果物等の輸送及び長期保存技術の安定化を検討するとともに、輸出先に適合した防除体系の確立を図る。

(2) 輸出有望国・地域の規制緩和促進事業

ア 「食」「農」関係者招へい

相手国の規制緩和に影響力を持つ政府関係者等を招へいし、本県の取組み状況等を情報発信する

イ 食の安全・安心PR事業

本県の安全安心の取組や魅力を発信するため、輸出有望国へ年間を通じた情報発信等を行う。

2 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額	参照
オ 県産農産物等輸出回復事業			
旅費	7,793	18,047	
需用費	1,520	1,512	
役務費	1,852	1,155	
委託料	37,991	235,147	3 (2) (3)
使用料及び賃借料	560	923	
負担金、補助及び交付金	29,500	25,397	3 (1)
合計	79,216	282,181	

決算額は、(ア)(イ)合算となっている。

3 事業内容及び補助金・委託契約の概要

(1) 輸出回復緊急対策事業…補助金 (1 (1)イ・ウ)

項目	内容
1 事業内容	<p>県産農林水産物、または県産農林水産物を使用した加工品の海外輸出に関する活動を行う団体に対し、県産農林水産物等の輸出促進及び海外販路拡大、海外における風評の払拭を図ることを目的として支援するもの。</p> <p>①海外販路拡大 海外での商談会等のイベント、海外百貨店等における出品や販売促進、海外における個別商談及び市場調査、海外輸出のための輸送試験、保存試験及び情報収集等に要する経費</p>

項目		内容	
		②輸出環境整備 輸出対象国（地域）が求める検疫等の条件への対応（証明書取得、検疫官の招へい等）、海外バイヤーの招へい等に要する経費	
2	補助金等の名称	福島県農産振興事業（輸出回復緊急対策事業）補助金	
3	補助率	定額	
4	補助上限	民間団体事業 ①海外販路拡大1,500千円②輸出環境整備500千円 県域等農業団体事業 ①海外販路拡大3,000千円②輸出環境整備1,000千円	
5	根拠法令（法律、条例、要綱等）	福島県農林水産業再生総合事業実施要綱 福島県農林水産業再生総合事業交付金交付要綱 福島県農林水産業再生総合事業実施要領 福島県農産振興事業補助金交付要綱 輸出回復緊急対策事業実施要領	
6	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
7	交付先	民間団体事業（海外輸出に関する活動を行う団体）及び県域等農業団体	
8	予算額と決算額	内訳	
		当初予算額	平成29年度 29,500千円
		決算額	25,397千円

平成29年度は、13団体に25,397千円の補助金を交付している。その中から、以下の補助金について関連資料の閲覧及びヒアリングを行い財務事務及び事業の管理状況について検討した。

事業実施主体	全国農業協同組合連合会福島県本部
事業目的	東南アジアを中心としたタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム等における福島県産のモモ、ナシ、ブドウ、カキ等の生果実やブロッコリー、ネギ、トマト、ロマネスコ、椎茸、米など更なる輸出拡大のため、店頭販促や商談会等出展を行うとともに、関係先の訪問を通じて新たな販売店舗の確保に努める。また、ベトナムなど検疫ハードルの高い新たな輸出先への販路開拓を図る為、検疫に対応出来る産地輸出環境の整備に努めると共に、輸出用新資材の開発・試験を実施する。
事業内容	海外販路拡大、輸出環境整備
補助対象事業費	補助対象事業費4,010千円（補助金3,975千円、その他35千円）
事業の成果	タイ・マレーシア・シンガポール・インドネシア、ベトナムについて事業を実施した結果、輸出货量・品目ともに前年度を大きく上回る取扱い実績となった。 数量84 t（前年210%）、金額37,426千円（前年168%） タイ向け桃53 t（前年250%）ベトナム向けナシ取扱い開始

(2) 国内外での県産農林水産物等の販売促進イベント開催業務…委託（1(1)）

東日本大震災以前に本県農産物輸出量のおよそ80%以上を占めていた香港と市民レベルでは福島県の正確な情報が伝わっておらず風評が根強いEU、国内での情報発信の効果が大きい東京において、広く市民に食の安全・安心の対策、農林水産物等の品質の高さや魅力を発信する販売促進イベントを開催し、県産農林水産物等の風評払拭や輸入規制の緩和・販路拡大につなげる。

項目		内容	
1	事業内容	(1) 香港での一般消費者向けイベント (2) イギリスでのレセプションの開催 (3) フランスでのレセプションの開催 (4) フランスでの食の販売促進イベントの開催 (5) フランスでの試食商談会の開催 (6) フランスでの海外県人会を対象としたレセプション (7) その他イベントに関すること。 (8) 県内サプライヤーの海外渡航の調整 (9) パフォーマーの手配 (10) 通訳の手配 (11) 車輛および現地ガイドの手配 (12) 現地職員の旅行手配 (13) 動画へのアクセス向上 (14) 事業効果	
2	委託期間	平成29年12月12日～平成30年3月31日	
3	委託先	株式会社電通東日本 福島営業所	
4	契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約	
5	予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
		予定価格	89,992千円
		契約金額	89,992千円
		変更後契約金額	136,003千円

事業内容の変更状況は以下のとおりである。

変更前	変更後
(1) 香港での開催について ア 大規模イベントの開催 イ 長期発信スペースの設置 ウ 香港メディアへの情報発信	(1) 香港での一般消費者向けイベント ア 香港市民にPRイベントを2日間、開催すること。 イ 香港市民が興味を示す著名人の起用や、日本ならではの企画を運営とすること。 ウ 県産農林水産物等の風評払拭及び本県の食の魅力等を伝えるため、ステージイベントを企画すること。
(2) EU、首都圏での食の販売促進イベントの開催 ア EUと首都圏で食の販売促進イベントを3月に開催すること。	(2) イギリスでのレセプションの開催 (3) フランスでのレセプションの開催 (4) フランスでの食の販売促進イベントの開催

<p>イ 来場者に対して県産農産物を使用した料理の提供や販売ブースの設置など、販売促進に繋がるイベントを開催すること。</p> <p>ウ 首都圏のイベントは、同時期に開催する県主催の米・牛肉のイベントと併せて効果を高めること。</p> <p>エ 開催する食の販売促進イベントでは、別事業で県が制作するアニメーションを活用し食の販売促進イベントの魅力や集客力を高めること。</p>	<p>(5) フランスでの試食商談会の開催</p> <p>(6) フランスでの海外県人会を対象としたレセプション</p> <p>(7) その他イベントに関すること。</p> <p>(8) 県内サプライヤーの海外渡航の調整</p> <p>(9) パフォーマーの手配</p> <p>(10) 通訳の手配</p> <p>(11) 車輜および現地ガイドの手配</p> <p>(12) 現地職員の旅行手配</p> <p>(13) 動画へのアクセス向上</p> <p>(14) 事業効果</p>
<p>(3) 共通事項</p> <p>ア イベントのための会場の手配等を行うこと。</p> <p>イ イベントの効果的な集客をすること。</p> <p>ウ 事業のPR効果について、客観的に評価できる方法を提案すること。</p>	

平成29年12月1日にEUが科学的な根拠に基づいて輸入規制を緩和したことは、国内外で大きく報道され、国内での農林水産物の安全性が広く知られるとともに、その後現在まで3か国の輸入規制が完全に撤廃されるなど、波及効果が極めて大きいものであった。

このたびのEUの動きを絶好の機会ととらえ、EUでの風評払拭や販路拡大に繋げるため、継続的に県産米が輸出されているロンドンと、人気を集めている日本酒を始め、米や牛肉、加工品等の販路開拓に繋がる可能性が高いパリにおいて、知事による食の安全性やおいしさ、魅力等を発信する販売促進イベントなどのトップセールスを拡充することとし、契約変更をした。

(3) 平成29年度香港・台湾における福島県農林水産物等風評対策事業…委託（1(2)ア）

項目	内容
1 事業内容	<p>(目的)</p> <p>本県では、放射性物質が基準値を超えた農作物等を市場に流通させないための取組を徹底しているが、依然として29の国・地域において輸入規制が敷かれている。</p> <p>特に、東日本大震災以前、本県産農産物輸出量のおよそ95%を占めていた香港と台湾では、厳しい輸入規制を実施しており、香港が本県産野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルクの輸入停止やその他の食品の放射性物質検査証明書の添付など、台湾が酒類を除く全ての食品を輸入停止としている。</p> <p>このような中で、香港・台湾の影響力のあるインフルエンサーやプレス関係者等を招へいし、本県の安全・安心の取組や県産農林水産物の魅力などを発信することで、輸入規制緩和と風評払拭を推進する。</p> <p>(業務の内容)</p>

項目	内容		
	(1) 香港インフルエンサー、プレス関係者等の福島県への招へい (2) 台湾インフルエンサー、プレス関係者等の福島県への招へい		
2	委託期間	平成29年12月8日～平成30年3月31日	
3	委託先	ENGAWA株式会社	
4	契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約	
5	予定価格と 契約金額	内訳	平成29年度
		予定価格	10,029千円
		契約金額	10,029千円

(4) 「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションの制作と配信業務…委託 (1
(2)イ)

項目	内容		
1	事業内容	<p>(目的)</p> <p>東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年半、国内外でいまだに根強い風評にさらされていることから、これを払拭するため、全世界に向けて県産農林水産物の安全性や魅力、生産者の誇りである「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションを制作し、福島県のイメージを向上させ県産農林水産物への興味を喚起することで販路拡大につなげる。</p> <p>(業務の内容)</p> <p>(1) 「ふくしまプライド。」を全世界に配信するためのアニメーションを制作しWEB等での配信を行うこと。</p> <p>(2) アニメーション制作に当たっては、「農産物の特徴」「食文化」「生活」を四季折々の代表的な風景等、「ふくしまプライド。」を正確に伝えるストーリーにすること。また、声優については世界への発信力のある方を起用するとともに、挿入する音楽については、ふくしまのイメージが伝わるものとする。</p> <p>(3) アニメーションは20分以上の映像とすること。</p> <p>(4) アニメーションは、1分程度の予告(広告)編を制作すること。</p> <p>(5) 全世界に配信するため、日、英、中(繁体字)、仏、西へ多言語化すること。</p> <p>(6) アニメーションは県が主催するイベントでPRする。アニメーションの発信効果を高めるため、出演声優のイベントへの手配をすること。</p> <p>(7) どの国からでもWEBで閲覧できるようにするとともに、WEBマーケティングにより、閲覧機会の喚起を図ること。</p> <p>(8) 海外関係機関への会場費等支援</p> <p>(9) 制作したアニメーションは、2次利用が可能なものとする。</p>	
2	委託期間	平成29年12月12日～平成30年3月30日	
3	委託先	株式会社東北博報堂 福島復興推進局	
4	契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約	
5	予定価格 と契約金 額	内訳	平成29年度
		予定価格	59,994千円
		契約金額	59,994千円

4 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	(1) 事業の評価結果の残し方について	-	(1)
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	(4) 審査会結果について	-	(4)
業務実施の適正性	(2) 発議書の決裁日漏れについて	(2)	-
業務実施の適正性	(3) 委託料確定通知について (5) 委託料確定通知について	-	(3) (5)

5 指摘及び意見等

(国内外での県産農林水産物等の販売促進イベント開催業務－1 (1))

(1) 事業の評価結果の残し方について【意見】

今回の事業は、香港を中心にEUや首都圏でのイベント開催を実施することとなっていた。しかし、EUの動向変化によりイベントの軸足をEUでのイベント1回からロンドン1回、パリ4回に増やす一方、首都圏の開催を行わないこととした。

契約に当たっては、公募型プロポーザル方式となっており、当初の仕様書に基づく提案を行って採択されている。今回のように状況が大幅に変動した場合は、当初の仕様書と異なる業務を行う内容も含まれていることから、受託契約者との十分な協議を行うことが必要である。

当初の契約は平成29年12月12日に契約、変更契約が平成30年2月23日締結、契約終了はあくまでも平成30年3月31日で変更していないことから、改めて提案をする時間的余裕がないことは理解できるが、協議結果や業務受託者の実施可能性の評価を行った結果を残しておくことが必要ではないかと思われる。

(平成29年度香港・台湾における福島県農林水産物等風評対策事業－1 (2)ア)

(2) 発議書の決裁日記載漏れについて【指摘】

決裁日の日付が漏れている。福島県文書等管理規則に違反した取扱いとなっている。

(回議又は合議が終了したときの記録) 第16条 起案した者は、起案文書について決裁を受けたときは、当該起案文書に決裁を受けた年月日その他必要な事項を記載するものとする。

(3) 委託料確定通知について【意見】

事業が完了し、実績報告書等の内容を審査及び調査した結果、事実と適合することが確認され、委託料が確定し、受託業者に額の確定通知をする伺い決裁がされている。当該委託契約については、見積書、契約額とも同額であり、契約書第11条第7項ただし書において、確定額が契約額と同額の場合は、通知を省略することができる規定により、通知を省略することが可能であった。この規定はできる規定であり、必ずしも適用する必要はないが、他事業の委託契約においては、契約条項に記載があり、同額の場合は通知の省略を行っている。業務効率化の観点から、手続を簡素化できる場合は、積極的に適用すべきである。

(ふくしまプライド。」を発信するアニメーションの制作と配信業務－ 1 (2)イ)

(4) 審査会結果について【意見】

公募型プロポーザル2次審査結果については、審査項目別、審査担当部署別に得点を集計している。これとは別に審査担当部署別の合計を別途把握している。今回、審査担当部署別の審査結果一覧において、決定した事業者と異なる事業者名が記載されていた。契約書、見積書、審査結果とも同一であり、審査担当部署別集計のみ相違している状況であることから、審査結果に影響するものではないが、審査結果資料に不整合がないように徹底すべきである。

(5) 委託料確定通知について【意見】

事業が完了し、実績報告書等の内容を審査及び調査した結果、事実適合することが確認され、委託料が確定し、受託業者に額の確定通知をする伺い決裁がされている。当該委託契約については、見積書、契約額とも同額であり、契約書第11条第7項ただし書において、確定額が契約額と同額の場合は、通知を省略することができる規定により、通知を省略することが可能であった。この規定はできる規定であり、必ずしも適用する必要はないが、他事業の委託契約においては、契約条項に記載があり、同額の場合は通知の省略を行っている。業務効率化の観点から、手続を簡素化できる場合は、積極的に適用すべきである。

[06-カ] 6次化商品のPRによる通年型風評対策事業

1 事業内容

量販店や道の駅などで6次化商品のテストマーケティングを行い、意欲ある事業者の商品力の向上と販売戦略の作成を一体的に支援する。

また、更なる販路拡大のための展示会等への出展等に対して補助等を行うとともに、風評払拭を推進する。

(1) イベントや企業マルシェ等での生産者による6次化商品PR活動

6次化商品と、その原料となった農産物を生産者自らが店頭でPRし、特に開発間もない商品等の評価を得て、県産農林水産物やその6次化商品の支持層を広めるとともに商品の磨き上げを行う。

(2) 実績のある企画商品等の展示会等への出展補助

実績のある企画商品の販路拡大を目的に、展示会等での商談を積極的に行う組織・団体への支援を行う。

2 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

事業名	予算額	決算額	参照
カ 6次化商品のPRによる通年型風評対策事業			3
旅費	511	455	
委託料	49,000	48,982	
使用料及び賃借料	100	0	
負担金、補助及び交付金	9,000	4,828	
合計	58,611	54,265	

3 事業内容及び委託契約の概要

6次化商品のPRによる通年型風評対策事業…委託(1(1))

項目	内容
1 事業内容	<p>(目的)</p> <p>本県では、豊かな農林水産資源を基盤とし、様々な地域の力(人材、資源、伝統)を活用して、魅力ある商品・サービスを生み出す取組を活性化することにより、新生ふくしまをけん引する新たな地域産業を創出するとともに、加工技術や食文化が継承される活力ある地域づくりを図るため、新ふくしま地域産業6次化戦略を策定し、「地域産業の6次化」を推進している。</p> <p>本事業では、県産農林水産物を活用した加工品の商品力向上や販路拡大、風評払拭を図るため、県内外での6次化商品のテストマーケティングを通じ、消費者評価を踏まえた商品の改善や販路開拓を一体的に支援する。</p> <p>(事業概要)</p> <p>(1) 県内における6次化商品のテストマーケティングの企画及び運営 (2) 商品の改善・販路の開拓等の支援 (3) 首都圏等における6次化商品のPR等 (4) 商品の表彰</p>
2 委託期間	平成29年5月26日～平成30年3月30日
3 委託先	株式会社生産者直売のれん会

項目	内容	
4	契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約
8	予定価格と 契約金額	内訳
		平成29年度
		予定価格
契約金額	48,982千円	

4 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1) 委託料確定通知について	-	(1)

5 指摘及び意見等

委託料確定通知について【意見】

事業が完了し、実績報告書等の内容を審査及び調査した結果、事実適合することが確認され、委託料が確定し、受託業者に額の確定通知をする伺い決裁がされている。当該委託契約については、見積書、契約額とも同額であり、契約書第11条第7項ただし書において、確定額が契約額と同額の場合は、通知を省略することができる規定により、通知を省略することが可能であった。この規定はできる規定であり、必ずしも適用する必要はないが、他事業の委託契約においては、契約条項に記載があり、同額の場合は通知の省略を行っている。業務効率化の観点から、手続を簡素化できる場合は、積極的に適用すべきである。

[06-キ] 多様な販路の確保対策

1 事業内容

販売店において、本県産を専用に扱う販売コーナーの設置や複数店舗での販売促進フェアの開催、ECサイトにおけるPR及び販売機会の創出により、県産農林水産物の販路の回復及び多様な販路の確保を図る。

(1) 県産農林水産物等販売コーナーの設置

県外量販店等において販売コーナーを設置し、本県産の魅力により多くの消費者に体感してもらうとともに、その販路の回復・拡大につなげる。

(2) 「ふくしまプライド。」フェアの開催

百貨店や量販店等において、一定期間のPR・販売イベントを開催し、福島県産の魅力をもっとPRするだけでなく、販路の回復・拡大を図る。

(3) オンラインストアによる販売促進

全国どこでも福島県産に触れる機会を創出し、多様な販売ルートの確保につなげることを目的に、ポータルサイトの開設や民間のオンラインストアと連携した特設サイトを設置による販売促進キャンペーン等を行う。

2 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

事業名	予算額	決算額	参照
キ 多様な販路の確保対策			
報償費	340	0	
旅費	7,846	9,128	
役務費	500	59	
委託料	886,466	1,169,413	3(1)~(5)
使用料及び賃借料	60	0	
合計	895,212	1,178,600	

3 事業内容及び委託契約の概要

委託料は5事業の合計となっており、以下のすべての事業について検討した。

(1) チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業（販路拡大業務）…委託（1(1)・(2)）

項目	内容	
1 事業内容	ア 「ふくしまプライド。」フェアの開催 イ 県産農林水産物等の販売コーナーの設置	
2 委託期間	平成29年4月27日～平成30年3月30日	
3 委託先	株式会社電通東日本 福島営業所	
4 契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約	
5 随意契約の理由	当該業務は、その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、公募型プロポーザルを実施し、本県の意図を最も良く具現化した委託予定者を選定したところである。以上から、当該業者との単独随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) (福島県財務規則施行通達第269条関係1の(3))	
6 予定価格と契約金	内訳	平成29年度
	予定価格	366,767千円

項目	内容	
額	契約金額	366,767千円
	変更後契約金額	441,767千円

・選定方法について

当該事業の業務委託予定者の選定方法は公募型プロポーザルとしており、書面審査（1次審査）を行い、1次審査で選定されたものが2次審査として企画提案書プレゼンテーションを実施し、これを総合的に評価して業務委託予定者を選定している。

・変更契約について

契約内容を以下のように変更している。

本事業は、量販店等における農産物の旬を捉えた販売促進フェアの開催、県産農林水産物等の販売コーナーの設置等により農産物の販路の回復・拡大を図るものであり、徐々に販路は回復しているものの、流通構造変化の固定化により本県の主要な農産物である米・牛肉をはじめとした多くの品目においては、依然震災前の水準までは戻っていない状況にある。

このため、下記業務を変更契約により追加実施し、県産農林水産物等のイメージの刷新と、震災で毀損したブランド価値の向上を図り一層の販路の確保を図るものである。

当初	①「ふくしまプライド。」フェアの開催	○首都圏の百貨店・量販店での販売促進キャンペーンの実施（400店舗18回） ○トップセールスイベントの実施（6回） ○店頭販売促進ツール（のぼり・POP・立看板等）の作成（上記フェアに使用）
	②県産農林水産物等の販売コーナーの設置	○継続的（概ね1ヵ月間）に県産農産物の販売コーナーの設置（首都圏の百貨店・量販店で11回実施）

上記①②に下記③④業務を追加

追加	③福島牛等のPR販売会・飲食店フェアの開催（既存フェア等（①）への追加上乗せ）	ア 福島牛・米のPR販売会の開催（首都圏商業施設で平成30年3月に1日間開催） イ 福島牛フェアの開催（都内加盟店10～20店舗で福島牛を用いたメニューを提供、平成30年2～3月に2週間程度）
	④県産農林水産物のイメージ向上対策（業務の追加）	ア パッケージングの改善（商品パッケージの改善及び当該業務のフェア等においてモニター販売及び消費者アンケート実施） イ 農産物等の販売促進に資するPRツールの作成・配布（写真素材、リーフレットの作成、当該業務のフェア等での配布による販促効果向上）

変更契約額 75,000千円（増額）

変更契約とする理由については、変更内容③は、既契約内容の「ふくしまプライド。」フェアの一環とし回復が特に遅れている福島牛・米に特化したフェアを追加実施するものであり、これまでの実施事業と一体性、連動性をもって効果的に実施する必要がある

ことから変更契約としている。また、変更内容④アはパッケージングの改善等ビジュアル面での改善を行うもの、変更内容④イは県産農産物や6次化商品PR用リーフレットの作成・配布を行うものであり、新規の追加業務であるが、これまでの事業と「一体的」に行うものとして変更契約としている。

(2) チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業(オンラインストアによる販売促進業務)…委託(1(3))

項目	内容	
1 事業内容	<p>(目的)</p> <p>東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以来、県では県産農林水産物の風評払拭を図るため、安全対策の実施と連動したメディアPR等を展開してきた。その結果、農林水産物の販売価格については、一部の品目については震災前の状態となっているものの、多くの品目は未だ震災前の水準に回復していない。また消費者庁の調査によれば、福島県内で実施されている安全対策に対して、消費者の理解が十分に進んでいるとはいえない結果となっている。</p> <p>このため、本事業においては、「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズのもと、他の販売力強化関連事業と連携しながら、オンラインストアにおける販売促進対策を展開することにより、全国の消費者が県産農林水産物等を購入する機会を拡大するとともに、新たなオンラインストアでの販路を拡大する生産者等の確保を図り、平成32年度までに県産農林水産物の販売状況を震災前(平成22年)の全国平均価格との価格差の水準まで回復させることを目的とする。</p> <p>(業務委託の内容)</p> <p>ア オンラインストアによる販売促進 イ 出店者の確保及びスキルアップ ウ 出店者等への調査 エ ポータルサイトの構築・管理</p>	
2 委託期間	平成29年4月27日～平成30年3月30日	
3 委託先	株式会社電通東日本 福島営業所	
4 契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約	
5 随意契約の理由	<p>当該業務は、その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、公募型プロポーザルを実施し、本県の意図を最も良く具現化した委託予定者を選定したところである。以上のことから、当該業者と随意契約をしたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) (福島県財務規則施行通達第269条関係1の(3))</p>	
6 予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
	予定価格	562,742千円
	契約金額	562,742千円
	変更後契約金額	672,742千円

・選定方法

当該事業の業務委託予定者の選定方法は公募型プロポーザルとしており、書面審査（1次審査）を行い、1次審査で選定されたものが2次審査として企画提案書プレゼンテーションを実施し、これを総合的に評価して業務委託予定者を選定している。

・変更契約の内容について

契約内容を以下のように変更している。

本事業において、現在締結している委託契約の中で実施する、オンラインストアにおける福島県産農林水産物等の販売促進キャンペーンについて、順調に売り上げを伸ばしているが、当初の計画どおり年内に全4回のキャンペーンが終了する。

今回、冬期間が旬となるあんぼ柿や米、肉などを訴求することにより、年間を通して実施時期に合わせた魅力のPRと販路拡大につなげるため、オンラインストア大手3社における販売促進キャンペーン及び消費者に対するWEBメディアを活用した広告誘導を実施する。

追加	(1) 販売促進キャンペーンの開催	アマゾン、楽天、ヤフーのオンラインストア大手3社において、福島県農林水産物等の販売促進キャンペーンを開催する。
	(2) 広告誘導の実施	販売促進キャンペーンの開催時期に合わせ、県ポータルサイト及び各オンラインストアのキャンペーン特設ページへの広告誘導を実施する。

変更契約額 110,000千円（増額）

・変更契約とする理由について

変更契約とした理由は以下のとおりである。

ア 本追加契約により実施するオンラインストア大手3社における県産農林水産物等の販売促進について、キャンペーン期間外も県産農林水産物等の販売を実施することで、消費者に対する継続的な訴求を実現し、販売促進キャンペーンとの相乗効果を図れるのは、これまで業務を実施してきた当該事業者以外にない。

イ 本追加契約により実施するキャンペーンについては、①これまでのキャンペーンと一体感を持ちながら、②各ストアの意向やWEBシステムの特性を踏まえつつ、本県産の魅力に訴求する特設ページの作成やクーポン付与など、オンラインストア事業者3社との緊密な調整・連携が不可欠であることから、これまで業務を担当してきた当該事業者以外にない。

ウ 本追加契約により実施する広告誘導について、今年度既に実施しているWEBメディアでの各種広告誘導の実施結果を分析し、より効果的な手法により誘導を図り、販売促進キャンペーンの認知・集客を図れるのは当該事業者以外にない。

(3) 「使ってふくしま！契約野菜産地育成事業に係る業務委託…委託(1)」

項目	内容
1 事業内容	(目的) 本業務は、高齢者や共働き、単身世帯増加に伴い、外食・中食産業における国産野菜の需要が拡大していることを鑑み、県内における新たな加工・業務用契約野菜産地の育成と販路開拓を支援することを目的とする。

項目	内容		
	(業務委託の内容) (1)実需者への需要調査 (2)産地への取組拡大意向調査 (3)産地育成セミナー及びマッチング相談会		
2	委託期間	平成30年1月26日～平成30年3月30日	
3	委託先	株式会社船井アグリ・フードシステム研究所	
4	契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約	
5	随意契約の理由	当該業務はその性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、公募型プロポーザルを実施し、本県の意図を最も良く具現化した提案をした委託予定者を選定したところである。以上のことから、当該事業者と随意契約したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) (福島県財務規則施行通達第269号関係1の(3))	
6	予定価格と契約金額	内訳	
		平成29年度	
		予定価格	4,992千円
		契約金額	4,992千円

なお、本事業は福島県農林水産業再生総合事業の流用による事業である。

(4) G A P等により生産される農産物等の販路確保支援業務…委託(1)

項目	内容
1	事業内容 (目的) 県では県産農林水産物の安全性の確保と信頼される産地を目指したG A P認証の取得の推進を進めており、食材の供給にG A P認証が必要となり、また「飲食を通じた復興支援」が位置づけられている2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京大会」という。)は、本県農林水産物の安全性や魅力等を全世界へ発信するのみならず、食材供給を契機とした首都圏等の企業、量販店、卸・仲卸業者への販路確保・拡大につなげる絶好の機会である。 本業務は、東京大会への県産農林水産物の食材供給のみならず、東京大会を契機としたレガシー構築に向けて、東京大会の主要ステークホルダー(1次サプライヤー、スポンサー企業等)の動向調査や県産地側の流通チャネル構築に向けた意見交換などを実施するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会復興推進ふくしまアクションプラン」に基づいた各種取組を今後、県が加速的に取り組んでいくため、より具体的な行動計画の策定支援等を実施するものである。 (委託業務の内容) (1)過去大会及び東京大会の動向調査 (2)本県の取組状況と課題の整理 (3)東京大会への食材供給及び東京大会を契機としたレガシー構築への支援 (4)意見交換会の開催
2	委託期間 平成29年12月28日～平成30年3月30日

項目	内容	
3	委託先	有限責任監査法人トーマツ
4	契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約
5	随意契約の理由	当該業務はその性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、公募型プロポーザルを実施し、本県の意図を最も良く具現化した提案をした委託予定者を選定したところである。以上のことから、当該事業者と随意契約したい。
6	予定価格と契約金額	内訳
		平成29年度
		予定価格
契約金額	24,936千円	

(5) 福島県産牛肉取扱推進業務…委託（1）

項目	内容	
1	事業内容	<p>(委託業務の概要)</p> <p>首都圏等における福島県産牛肉取扱いの増加及び消費者の福島県産牛肉に対するイメージ向上のための、福島県産牛肉取扱推進活動等の各種業務を遂行する。</p> <p>(委託業務内容)</p> <p>(1) 福島県産牛肉取扱推進活動</p> <p>(2) 飲食店や小売店等を対象とした福島県産牛肉フェア対象：首都圏及び関西圏</p> <p>(3) 雑誌を活用した福島県産牛肉のPR</p>
2	委託期間	平成30年1月16日～平成30年3月30日
3	委託先	株式会社トライビート
4	契約方式	公募型プロポーザル方式による随意契約
5	随意契約の理由	専門的な技術とノウハウを必要としているため、公募型プロポーザルを実施し、本県の意図を最も良く具現化し提案した委託予定者を選定したところである。
6	予定価格と契約金額	内訳
		平成29年度
		予定価格
契約金額	24,976千円	

4 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	(1) 審査の判定基準について		(1)
契約事務の適正性	(2) 設計書金額の算出について		(2)
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

5 指摘及び意見等

(「使ってふくしま！契約野菜産地育成事業に係る業務委託」)

(1) 審査の判定基準について【意見】

「使ってふくしま！契約野菜産地育成事業に係る業務委託」は公募型プロポーザ

ル方式により、企画提案書の書面による1次審査及びプレゼンテーション審査会による2次審査を実施している。応募したのは1者のみであり、総合得点が6割以上となったことを選定の理由としている。しかし、6割については審査実施要領に明示されているものではなく、基準が明確でない。他の事業では選定の理由を7割目線としているものが多くみられる中、この事業では6割を目線としており、統一されていない。審査結果を判断する基準を審査実施要領において定めておくべきである。

(福島県産牛肉取扱推進事業)

(2) 設計書金額の算出について【意見】

当該業務委託は、随意契約の理由にも記載されているとおり、専門的な技術とノウハウを必要としている。業務委託予定者から見積書の徴取の伺いにおいて記載されている設計額と委託契約額が同額であり、見積書の徴取が形式的となっている。予算策定時の金額とは相違するものの、契約事務の適正性を確保する観点から設計金額を算定するに当たっては、できる限り複数の業者から参考見積を徴取するようにして頂きたい。

[07] 地域産業6次化戦略実践事業（農産物流通課）

1 目的

本県の基盤産業となる農林漁業者の所得向上や雇用創出を図るため、農林水産物の高付加価値化や新たな販路拡大につながる地域産業6次化の取組として、人材育成や異業種との交流、売れる商品づくりなどを支援する。

2 事業内容

(1) ふくしま6次化人材育成事業

県産農林水産物の加工販売に意欲のある農林漁業者等を対象に、個人のニーズやレベルに応じた研修会を開催し、商品開発から地域のリーダーまで多様な場所や地域で活躍できる6次化の人材を育成する。

(2) ふくしま6次化プラットフォーム強化事業

県域、地方レベルでのプラットフォームを設置し、情報発信や研修会等を開催する。

ア オールふくしま戦略推進・交流拡大事業

(ア) 県域プラットフォーム機能の強化

「ふくしま地域産業6次化推進協議会」を県域のプラットフォームと位置付け、戦略会議や全県的な取組を促進する。

(イ) 全県交流会、求評会等の開催

異業種間の効果的なマッチングを図るための全県セミナーや求評会等を開催する。

(ウ) イノベーター活用6次化フォローアップ事業

商品開発や商品デザインの改良、販売戦略の立案等に関して、専門知識を有するイノベーターを県域で登録・派遣し、6次化事業者の事業革新を推進する。

イ ふくしま6次化ネットワークチャレンジ事業

(ア) 6次化コーディネーター配置

地域に詳しく経験豊かな6次化コーディネーターを県内各地方に3名配置し、6次化に関する総合的な相談等を迅速かつ的確に行うとともに、事業計画等の策定等の支援を行う。

(イ) 地域商圏におけるニーズマッチング交流会等の開催

1次2次3次が結び付いた売れる商品の開発・販売に向けたマッチングを地方ネットワークレベルで加速させるため、6次化商品の多くが販売される道の駅や直売所等と連携し、商品を磨き上げる交流会や求評会を開催する。

(3) 6次化ステップアップ強化事業

地域産業6次化の推進に当たり、成熟度合に応じた補助事業による6次化取組の支援を強化し、競争力のある6次産業化へのレベルアップを図る。

ア 新商品開発チャレンジ事業

県産農林水産物を加工した新商品開発を行う農林漁業者やそれを含む組織・団体等に対して補助を行う。

イ 売れる6次化商品実践事業

取引量の拡大が見込まれ、自ら生産拡大を図るために必要な機械等の設備投資を行う場合の補助を行う。

ウ レベルアップ地域産業6次化支援事業

(ア) 6次産業化支援体制整備事業

市町村が6次産業化を推進する戦略を定める取組を支援する。

(イ) 6次産業化施設整備事業（事業者タイプ）

事業者の6次化法認定に基づく施設整備を支援する。

3 事業の開始時期

平成22年度から開始

4 財源

国庫支出金（福島特定原子力施設地域振興交付金、6次産業化ネットワーク活動交付金）及び繰入金（原子力災害等復興基金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	186,947	85,309	121,371
決算額	142,592	118,228	81,254

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
ア～ウ事業合計		
報償費	982	639
旅費	2,563	975
需用費	3,400	2,672
役務費	1,300	367
委託料	44,501	27,928
使用料及び賃借料	4,414	2,486
備品購入費	0	1,238
負担金、補助及び交付金	64,211	44,949
合計	121,371	81,254

ア ふくしま6次化人材育成事業及びイ ふくしま6次化プラットフォーム強化事業における委託料の当初予算内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分		当初予算 委託料
ア	ふくしま6次化人材育成事業	7,000
イ	ふくしま6次化プラットフォーム強化事業	
	(ア) オールふくしま戦略推進・交流拡大事業	
	a 県域プラットフォーム機能の強化	600
	c イノベーター活用6次化フォローアップ事業	18,701
	(イ) ふくしま6次化ネットワークチャレンジ事業	
	a 6次化コーディネーター配置	15,500
	b 地域商圏におけるニーズマッチング交流会等の開催	2,700
合計		44,501

また、ウ 6次化ステップアップ強化事業による補助金の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	当初予算

		件数	補助金
(ア)新商品開発チャレンジ事業		20件	15,500
(イ)売れる6次化商品実践事業		10件	17,800
(ウ)レベルアップ地域産業6次化支援事業	a 6次産業化支援体制整備事業		742
	b 6次産業化施設整備事業(事業者タイプ)		30,169
合計			64,211

6 事業内容及び補助金・委託契約の概要

ふくしま6次化プラットフォーム強化事業…委託(2(2)ア(ウ))

項目	内容	
1 事業内容	東日本大震災及び原子力災害により甚大な影響を被っている本県農林水産業の復興に向け、地域産業6次化による雇用の確保と所得の向上を図るため、農林漁業者等のマーケットインの志向に基づく商品開発、販売戦略の構築等を支援する専門家を登録・派遣し、フォローアップを行う「イノベーター活用6次化フォローアップ事業」を実施する。 (1) 地域産業6次化サポートセンターの設置 (2) 地域産業6次化イノベーターの派遣 (3) イノベーター個別相談会の開催 (4) 6次化事業体経営サポート事業との連携	
2 委託期間	平成29年5月8日～平成30年3月31日	
3 委託先	福島県中小企業団体中央会	
4 契約方式	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。また、財務規則施行通達第269条関係1の(3)の規定により、単独随意契約とする。	
5 随意契約の理由	当該業務は、地域産業6次化による雇用の確保と所得の向上を図るため、農林漁業者等のマーケットインの志向に基づく商品開発、販売戦略の構築等を支援する専門家を登録し、派遣を行うものであり、その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としているため、公募型プロポーザルを実施し、本事業の意図を最も良く具現化した委託予定者を選定したところであり、当該事業者と随意契約をすることとしたい。	
6 概算払を必要とする理由	委託先の福島県中小企業団体中央会については、主な収入源が補助金、受託金となっており、自己資金が十分ではない状況にあるため、雇用者への賃金の支払等、委託業務の円滑な遂行を期するため、四半期ごとに委託料概算払請求書に基づき、必要と認められる額を概算払することとする。	
7 予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
	予定価格	18,699千円
	契約金額	18,699千円

(2) 6次化ステップアップ強化事業…補助金(2(3)ウ(イ))

項目	内容
1 事業内容	(農林漁業の成長産業化 整備事業(事業者タイプ)) 多様な事業者等の連携の下で、農山漁村が有する地域資源の

項目		内容	
		価値を向上させ、消費者等に提供していく6次産業化等の推進に資することを目的として行う。 自社の独自性（優良品質・生産技術・少量多品種生産・柔軟な作付け計画で通年型生産など）を発揮した直売店「ボタニカルショップ&ティーカフェ」を開設する。 猪苗代町に、地域食材提供施設・農林水産物等の総合販売施設を建設する。	
2	補助金等の名称	福島県6次産業化ネットワーク活動交付金	
3	補助率	定額（1/2以内）	
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱 6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱 福島県6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱 福島県農産振興事業補助金交付要綱 地域産業6次化ステップアップ強化事業実施要領	
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input checked="" type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
6	交付先	有限会社花雅	
7	予算額と決算額	内訳	平成29年度
		当初予算額	30,169千円
		決算額	13,338千円

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1)ふくしま6次化プラットフォーム強化事業公募型プロポーザル審査結果について	-	(1)

8 指摘及び意見等

(1) ふくしま6次化プラットフォーム強化事業公募型プロポーザル審査結果について【意見】

ふくしま6次化プラットフォーム強化事業等公募型プロポーザル審査実施要領の選考方法において、「審査は、書面による一次審査及びプレゼンテーションによる二次審査を行う。審査委員は、審査結果を総合的に判断し、最も優れた提案者を決定する。」と規定されている。二次審査では説明後に審査委員により10分以内の質疑、審査基準に基づき、審査票により採点することとなっている。今回の審査票を閲覧したところ、地域産業6次化イノベーターの派遣について加点率を加味した以上に配点されている項目があった。

ふくしま6次化プラットフォーム強化事業等 審査票（集計用）

1 各事業の取組内容（60点）	評価得点	加点率	配点	A	B	C	D
(1)地域産業6次化イノベーターバンク活用業務							
①地域産業6次化サポートセンターの運営	0.1.2.3.4.5	×5	25	12	12	12	9
②地域産業6次化イノベーターの派遣	0.1.2.3.4.5	×1	5	9	12	12	9
(2)6次化事業体経営サポート業務							
①6次化支援員の活動内容等について	0.1.2.3.4.5	×5	25	20	20	20	20
②コーディネーターの提案について	0.1.2.3.4.5	×1	5	2	3	5	4
2 各事業の相乗的効果発現方策（20点）	0.1.2.3.4.5	×4	20	16	12	16	12
3 業務の実施体制（10点）	0.1.2.3.4.5	×2	10	4	8	8	8
4 事業費の妥当性（10点）	0.1.2.3.4.5	×2	10	4	8	8	6
合計			100点計 満点	67	75	81	68
				291			

72.75

上記の審査票に対して、県担当者から、

集計票の印字（加点率及び配点）に誤りがありました。

(誤) (正)

① 地域産業6次化サポートセンターの運営	0.1.2.3.4.5	×5	×3
② 地域産業6次化イノベーターの派遣	0.1.2.3.4.5	×1	×3

集計票は審査実施要領には定めておらず、集計のみ行うものです。なお、審査は、審査実施要領に基づき適正に行われており、集計結果も相違ありません。今後は、このような誤りが生じないように、集計票の簡素化を図るなどしてまいります。

との回答を得た。

印字の誤りであったのは事実であろうし、実施した事業について、委託者の事業が適切ではないというものではない。しかし、審査が適正に行われたことについては、監査人が説明を受けた簿冊には誤った集計票が綴り込まれていたこと、事業内容の説明を受けた際に誤りであることの明示がないことから、説得力に欠ける。なお、今回の誤りへの対応は、事実を把握した段階で修正するか、審査の過程で誤りを指摘すること、その事実を明確に記録しておくことが必要である。

[08] 学校給食等地産地消推進事業（農産物流通課）

1 目的

学校給食や病院食において県産農林水産物の積極的な活用を促し、県産食材の魅力や安全性に対する理解の促進を図り、子どもをはじめとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現に資する。

2 事業内容

(1) 給食等での県産食材提供にかかる購入経費補助

学校給食及び病院食において、県産の農林水産物などを使ったメニュー（「ふくしまふるさとメニュー」）を提供するための食材購入費を補助する。

(2) 地産地消に関連した食育活動や研修会にかかる経費の補助

「ふくしまふるさとメニュー」で使われた食材の説明や生産者を招待して交流を図るなどの食育活動を行う学校・病院の取組、栄養士や調理師等を対象とした地産地消に関連した研修会等の経費を補助する。

3 事業の開始時期

平成28年度から開始

4 財源

繰入金（原子力災害等復興基金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	—	35,535	15,324
決算額	—	28,545	7,720

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額	参照
学校給食等地産地消推進事業			
旅費	18	8	
需用費	192	23	
役務費	96	28	
使用料及び賃借料	48	4	
負担金、補助及び交付金	14,970	7,657	
（内訳）ア 購入経費補助	13,470	7,289	6
イ 食育活動経費補助	1,500	368	
合計	15,324	7,720	

6 事業内容及び補助金の概要

給食等での県産食材提供にかかる購入経費補助…補助金（2（1））

項目	内容
1 事業内容	東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県産農林水産物の安全性に対する信頼が損なわれ、学校給食をはじめ

項目		内容	
		<p>として、県産農林水産物の活用に消極的な場面が見られる。このため、学校給食や病院食において県産農林水産物の積極的な活用を促し、県産食材の安全性に対する理解の促進を図り、子どもを始めとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現に資する。</p> <p>ア 食材費補助 県産の農林水産物を活用した学校給食及び病院食（ふくしまふるさとメニュー）を児童・生徒及び入院患者に提供するための食材購入費の補助</p> <p>イ 食育活動費補助 地産地消に関連した食育活動や研修会の開催にかかる経費の補助</p>	
2	補助金等の名称	福島県農産振興事業（学校給食等地産地消推進事業）補助金	
3	補助率	<p>ア 食材費補助…定額 学校給食：児童生徒1人当たり 500円を上限 病院食：入院患者1人当たり 2,000円を上限</p> <p>イ 食育活動費補助…定額 1団体あたり50,000円を上限</p>	
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農産振興事業補助金交付要綱 学校給食等地産地消推進事業実施要領	
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
6	交付先	市町村、市町村教育委員会、市町村立小中学校、市立特別支援学校、共同調理場、病院、栄養士や調理師等で構成される団体等	

7 事業の実施状況

県北農林事務所において、当該補助金事業の実施状況についてのヒアリング、および事務手続における資料の閲覧を実施し、給食等での県産食材提供にかかる購入経費補助事業の実施状況について確認を行った。

事業実施主体：	福島赤十字病院
補助対象経費：	病院食 食材費
事業の実施期間：	平成29年6月25日～平成29年8月31日
事業の実施状況：	ふるさとふくしまメニューの提供回数6回、対象人数178人、総事業費318千円を計画し、交付決定額は318千円であった。実績は、提供回数は計画どおり6回であるが、人数（平均166人）や食材費が計画を下回って推移したため、総事業費は275千円となり補助金交付額は275千円に減額している。
事業の成果：	病院食において、安全・安心な県産農林水産物を積極的に活用し、病院給食を通じて地産地消の推進を図り、患者の望ましい食生活の形成や感謝の心・郷土愛が養われた。

平成29年度における当該補助事業を実施した小中学校は63校（小学校43校、中学校20校）であり、福島県全体の約1割の小中学校が当該補助事業を活用したことになる。また、10の病院においても当該補助事業を活用しており、今後も活用する小中学校、病院が増える見込みである。

「子育て支援に関する施策の年次報告（平成29年度分）」によると、『学校給食における地場産物活用割合』の目標値（平成29年度）が23.0%に対し、実績が35.6%となっており、学校給食における地産地消の推進が加速している状況がうかがえる。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	(1)事業の目的とその成果（評価）について	-	(1)
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

9 指摘及び意見等

事業の目的とその成果（評価）について【意見】

当該事業の目的は、「学校給食や病院食において県産農林水産物の積極的な活用を促し、県産食材の魅力や安全性に対する理解の促進を図り、子どもをはじめとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現に資する」ことで、福島県内での地産地消を推進することにあるが、当該事業の成果（評価）としている指標は、「学校給食における地場産物活用割合」といった、学校給食での地産地消の推進のみに着目している指標となっている。

施策に対する指標	基準値 (H25年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H29年度)	実績値 (H29年度)	達成 状況
学校給食における 地場産物活用割合	19.1%	34.0%	23.0%	35.6%	A

達成状況は平成29年度の目標値を上回っており達成状況の評価はAとされている。しかし、これは目標の一部のみを評価していると考ええる。当該事業の目的である「県産食材の安全性に対する理解の促進」についても、子どもや患者にどのように安全性を周知し理解が得られたかを、より目的に適合した指標で成果（評価）を図る必要がある。

[09] ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業（農産物流通課）

1 目的

子どもをはじめとした地域住民が、適切な食品を選択する力や放射能に対する知識を養う等、各個人が地域活動等を通して、自発的な健康づくりを推進できるよう、農林水産業体験を中心とした食育活動の充実を図る。

最終目標：農作業体験学習を行う小学校400校（震災前の状態に戻す）

2 事業内容

(1) 食育実践サポーター派遣事業

食育体験や交流、食生活改善、地域の食文化や郷土食の伝承等の活動を先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として募集・登録し公開することで、子どもを対象とした食育の推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣し支援活動を行うことにより、県内における食育実践活動の普及拡大を促進する。

(2) ふるさとの農林漁業体験支援業務

子ども達が農林水産物の生産から消費までの流れを理解するための農林漁業体験活動や、子どもやその保護者が県産農林水産物の安全安心の取組や放射能の正しい知識を身につけるためのリスクコミュニケーション活動等を支援するとともに、これらの活動を広く周知する。

3 事業の開始時期

平成26年度から開始

4 財源

国庫支出金（被災者支援総合交付金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	13,116	14,604	13,426
決算額	10,727	11,640	12,060

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

事業名	予算額	決算額
ア 食育実践サポーター派遣事業	2,048	958
イ ふるさとの農林漁業体験支援事業	11,378	11,102
合計	13,426	12,060

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
ア 食育実践サポーター派遣事業		
報償費	895	701
旅費	277	95
需用費	350	149
役務費	482	13

参照

節区分	予算額	決算額	参照
使用料及び賃借料	44	0	
計	2,048	958	
イ ふるさとの農林漁業体験支援事業			
旅費	12	21	
需用費	300	344	
役務費	202	43	
委託料	10,800	10,683	6
使用料及び賃借料	64	11	
計	11,378	11,102	
合計	13,426	12,060	

6 事業内容及び委託契約の概要

ふるさとの農林漁業体験支援事業…委託（2（2））

項目	内容	
1 事業内容	<p>東日本大震災・原発事故の影響より、地域における子どもを対象とした体験型の食育推進活動が減少しているほか、震災以降の生活環境の変化により、県民の健康の悪化や、地域社会の活力低下が懸念されている。このため、子どもやその保護者などが農林漁業体験を通じて、豊かで健康的な食生活を実践するために、地域団体等が行う啓発活動や体験活動の企画提案を選定し、業務委託する。</p> <p>なお、業務内容については、以下のとおりであり、必須のものと任意のものがある。</p> <p>(必須活動)</p> <p>① 体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解促進活動</p> <p>② リスクコミュニケーション活動</p> <p>③ 体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解促進活動の評価</p> <p>(任意活動)</p> <p>① 啓蒙活動支援</p> <p>② その他目的達成に資する活動</p>	
2 委託期間	契約を締結した日から平成30年1月19日	
3 委託先	食育応援企業団、法人、NPO法人、任意団体等	
4 契約方式	公募型プロポーザル方式	
5 予定価格と契約金額 (全体)	内訳	平成29年度
	予定価格	10,782千円
	契約金額	10,683千円

7 事業の実施状況

ふるさとの農林漁業体験支援事業

当該事業はプロポーザル方式による企画提案により合計10事業、最大10団体を選定する募集要項となっていたが、9団体16事業が応募し、8団体11事業を採用している。

このうち、3事業を実施している以下の委託事業について資料の閲覧及びヒアリングを行い、事業の実施状況について検討した。

団体等名：株式会社エフエム福島
事業内容：食べておいしい！！学んでうれしい！！親子「食」体験交流教室
実施地方：県北、県南、相双（事業数3）
委託期間：平成29年7月7日～平成30年1月19日
委託料：2,765,999円（消費税含む）

上記に事業内容に記載のとおり、ふるさとの農林漁業体験支援事業は子ども達が農林水産物の生産から消費までの流れを理解するための農林漁業体験活動、子どもやその保護者が県産農林水産物の安全・安心の取組や放射能の正しい知識を身につけるためのリスクコミュニケーション活動を支援するとともに、これらの活動を広く周知させるための事業であり、「学校給食等産地消推進事業」での食育活動のサポート的役割を担う事業である。また、民間企業において、農林漁業体験活動やリスクコミュニケーション活動を実施することで小学校での農作業体験学習の実施につなげることに主眼をおいた委託事業である。

（事務手続の概要）

当該事業は委託事業であり、実施要領に沿って、以下のとおり、事務手続が実施されていることを確認した。

- ① 当該委託業務の実施について（決裁日の記載なし）
- ② 当該委託業務における企画提案の募集について（決裁日の記載なし）
- ③ 当該委託候補団体の選定審査会次第（H29/5/31）
（募集期間はH29/4/3～H29/5/12である。）
- ④ ③の審査会についての議事録およびプロポーザル配点表（H29/5/31）
- ⑤ ③の審査会の審査結果について（H29/6/12）
（9団体16事業が応募し、8団体11事業が採用された）
- ⑥ 委託積算の作成について（その1）（決裁日の記載なし）
（実施予定の早い4団体についての承認）
- ⑦ 委託積算の作成について（その2）（H29/7/5）
（残りの5団体についての承認）
- ⑧ 見積書の徴取について（その1）（H29/6/26）
（実施予定の早い4団体についての承認）
- ⑨ 見積書の徴取について（その2）（H29/7/5）
（残りの5団体についての承認）
- ⑩ 見積書の受領（H29/7/7）
（残りの5団体のひとつである株式会社エフエム福島のものを確認）
- ⑪ 支出負担行為調書（H29/7/7）
- ⑫ 委託契約書<株式会社エフエム福島>（H29/7/7）
- ⑬ 着手届（H29/7/7）
- ⑭ 完了届（H30/1/19）
- ⑮ 実績報告書（H30/1/19）
- ⑯ 検査調書（H30/1/30）
- ⑰ 委託料精算払請求（H30/3/9）
- ⑱ 支出命令（H30/3/12）

(事業の成果)

農作業体験学習を行う小学校の数は、震災直後では90校であったのに対し、平成29年度においては251校と増加しており、当該委託事業を実施した成果がでている。しかし、震災前の400校（最終目標）には届いておらず、今後も当該委託事業の実施を継続していく方針である。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	(1)最終目標と事業内容との関連性について	-	(1)
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	(2)決裁日の記載について	(2)	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

9 指摘及び意見等

(1) 最終目標と事業内容との関連性について【意見】

最終目標である「小学校での農林漁業体験学習の回復（増加）」のためには、直接、小学校での体験学習に対する支援（補助）を行うことのほうが、効果的かつ効率的と考えられる。最終目標と事業内容との関連性について見直しを検討する必要があると考えられる。

(2) 決裁日の記載について【指摘】

上記の閲覧資料のうち、発議における決裁日に日付が記載されていないものが散見された。

日付の記載の可否を検討し、不要なのであれば該当する欄に斜線を引くなど、不要であることを明らかにした状態にする必要があると考える。

3 水田畑作課

[10] 米の全量全袋検査推進事業（水田畑作課）

1 目的

全ての県産米について、県の管理の下、放射性物質の全量全袋検査を実施し、県産米の安全確保を徹底する。

2 事業内容

県産米の全量全袋検査を確実に実施するため、運搬費や作業員の人件費など検査に必要な追加的費用に対して、賠償金が支払われるまでの間、検査運営資金の貸付を実施する。

3 法令根拠

米の全量全袋検査推進事業資金貸付要綱

4 事業の開始時期

平成24年度から開始

5 財源

諸収入（米の全量全袋検査推進事業資金貸付金元金収入）

6 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	6,180,000	6,100,000	5,600,000
決算額	5,600,000	5,200,000	5,200,000

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
米の全量全袋検査推進事業		
貸付金	5,600,000	5,200,000
合計	5,600,000	5,200,000

7 事業の実施状況

(1) 貸付の概要

貸付先 : ふくしまの恵み安全対策協議会（以下、「県協議会」という。）

貸付額 : 5,200百万円

貸付期間 : 平成29年8月23日～平成30年3月31日

貸付金の利率等 : 無利子、無担保

(2) 貸付実行時期

貸付の時期については、平成29年産米の検査に向け地域の恵み安全対策協議会（以下、「地域協議会」という。）では年度当初から事務を進めることから、4月には県から県協議会への資金貸付を実行する必要があるとしていたが、実際の実行日

は8月23日であった。

(3) 資金貸付額の判断根拠

平成28年産米の検査実績や29年産米稲の作付再開見込面積及び営農を再開する地域の状況から算定される損害賠償請求見込額及び作柄から平成29年産米の検査に係る必要額を算定している。

東京電力ホールディングス株式会社からの「『平成29年産米の全量全袋検査に係る追加的経費の原子力損害賠償の要求について』に対する回答」(平成29年8月3日付)による損害賠償の請求及び賠償金の支払に係るスキーム並びに基本単価及び請求額に基づき賠償請求見込額を算定している。

項目	賠償請求見込額(千円)	
(農地保全・試験栽培区域、作付再開準備区域及び全量生産出荷管理区)		
平成29年産米作付見込 (55.2ha)	3,377	
(その他の区域)		
平成28年産米検査実績から試算	5,090,942	
管理区域からその他の区域への編入分	3,478	
合計	5,097,797	
平成28年産の作柄が平年と想定 (平成28年産作柄:102)	4,997,840	
平成29年産の作柄が104(やや良)と想定	5,197,754	≒52億円

(4) 事業実績の推移

当該貸付事業は、東京電力福島第一原子力発電所事故の翌年の平成24年度から開始しており、当初予算、貸付額、賠償額、検査点数の推移は以下のとおりである。

		24年産米	25年産米	26年産米	27年産米	28年産米	29年産米
当初予算	億円	60.0	66.1	66.2	61.8	61.0	56.0
貸付額	億円	60.0	50.0	55.0	56.0	52.0	52.0
賠償額	億円	約47.1	約49.7	約54.7	約53.4	約51.5	約48.4
検査点数	万点	約1,035	約1,101	約1,101	約1,050	約1,027	約998

- ・平成29年度の賠償額は3月末までの支払い分を記載している。
- ・米の全量全袋検査点数は、平成30年9月30日現在の数値となっている。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載する事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載する事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載する事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載する事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1)貸付金の回収時期について	-	(1)

9 指摘及び意見等

貸付金の回収時期について【意見】

県は、県協議会に平成29年8月に貸付(52億円)を実行し、平成30年3月22日に一括回収している。県協議会には、東電賠償金が平成29年12月から平成30年3月に分割して入金されている(平成29年12月に161百万円、平成30年1月に2,610百万円、2月に1,639百万円、3月に432百万円、3月末までの入金額は4,844百万円)。このように

県協議会は多額の入金を受けているが、借入金の分割返済により事務が煩雑になることや、運転資金の余裕資金が必要であることから、県は都度回収を行っていない。貸付要綱において、県協議会は貸付金を要綱に定めるもの以外に使用してはならないと定められているが、当該貸付金の返済財源は東電賠償金であるから、賠償金が入金となる都度、貸付金の回収を行うべきである。

[11] チャレンジふくしま水田フル活用緊急対策事業（水田畑作課・園芸課）

1 目的

風評等により、厳しい環境下にある本県水田農業の早期復興を図るため、飼料用米生産・利用の環境整備や水田への園芸作物導入等を促進する。

2 事業内容

(1) 飼料用米緊急普及推進事業

多収品種を中心とした飼料用米の安定生産技術の実証・普及を図るとともに、県内産の飼料用米を県内の畜産農家が活用する地域内流通体制の整備を図る。

ア 水田フル活用耕畜連携基盤確立事業

多収品種種子の安定供給体制を確立するとともに、地域に合った安定生産・利用技術の実証・普及により飼料用米の生産基盤の確立を図る。

イ 飼料用米流通円滑化事業

主食用米とは大きく異なる飼料用米の流通実態を調査・分析し、一層の低コスト化を図るための手法を構築するとともに、県域で畜産農家と飼料用米生産農家を結びつけるためのマッチングサイトを運営し飼料用米の流通を促進する。

(2) 水田活用型園芸産地緊急育成事業

規模拡大が困難な稲作農家の収益性の高い園芸作物への経営転換を支援し、新たな園芸産地の形成を図る。

(3) 飼料用米広域流通・利用モデル育成事業

J A、集荷業者、畜産団体（畜産農家）の連携による市町村の範囲を超えて行う広域的な飼料用米の流通・利用モデルを構築し、飼料用米の安定生産と供給による稲作農家と畜産農家の経営安定を図る。

3 事業の開始時期

平成27年度から開始

4 財源

繰入金（原子力災害等復興基金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	86,866	77,240	73,538
決算額	68,915	52,274	60,960

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

事業名	予算額	決算額
ア 飼料用米緊急普及促進事業	11,288	10,278
イ 水田活用型園芸産地緊急育成事業	42,000	40,093
ウ 飼料用米広域流通・利用モデル育成事業	20,250	10,589
合計	73,538	60,960

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額	参照
ア 飼料用米緊急普及促進事業			
(ア) 水田フル活用耕畜連携基盤確立事業			
共済費	277	242	
賃金	1,767	1,550	
報酬	522	520	
旅費	593	455	
需用費	6,585	6,172	
役務費	413	242	
使用料及び賃借料	79	45	
計	10,236	9,226	
(イ) 飼料用米流通円滑化事業			
旅費	130	130	
需用費	97	97	
使用料及び賃借料	25	25	
委託料	800	800	6 (1)
計	1,052	1,052	
アの計	11,288	10,278	
イ 水田活用型園芸産地緊急育成事業			
負担金、補助及び交付金	42,000	40,093	6 (2)
計	42,000	40,093	
ウ 飼料用米広域流通・利用モデル育成事業			
負担金、補助及び交付金	20,250	10,589	6 (3)
計	20,250	10,589	
合計	73,538	60,960	

6 事業内容及び補助金・委託契約の概要

(1) 飼料用米流通円滑化事業…委託(2 (1)イ)

項目	内容
1 事業内容	(1) 飼料用米情報プラットフォームの構築 ・「ふくしま飼料用米需給情報ネット」の利用推進活動 ・需給ネットの運営・保守及び飼料用米関連情報の掲載 (2) 飼料用米流通円滑化促進研究会(仮称)の開催
2 委託期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
3 委託先	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
4 契約方式	単独随意契約
5 随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定「その性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」による随意契約 財務規則施行通達第269条関係1の(3)の規定「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」による単独随意契約
6 前金払を必要とする理	契約書の規定に基づく、委託料前金払の請求があったた

項目		内容	
	由	め、全額委託料を前金払している。	
7	予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
		予定価格	800千円
		契約金額	800千円

国は米価安定のため、経営所得安定対策等の施策により飼料用米の作付を強力に推進しているところであり、福島県も、生産数量目標の枠外で生産でき、風評の影響の少ない飼料用米の推進は喫緊の課題であるとしている。しかし、飼料用米の生産において、畜産農家の需要が不透明で取り組みにくい状況があることから、地域内における飼料用米の需要者と供給者のマッチング支援及び飼料用米の給与技術等の情報提供を一体的に行うことにより、県域での飼料用米の生産・利用、及び地域内流通を促進することを目的として本業務を実施している。

契約方法は、飼料用米の給与・加工に関する専門的な知識を有し、かつ業界の現状に精通している者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札による契約は適当ではないことから随意契約としている。

契約の相手方である「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」は、国が定める経営所得安定対策等推進事業における県段階での事業実施主体であり、県や県農業協同組合中央会等が構成団体となっており、県段階の「地域における需要に応じた米の生産の推進」等に資することを組織目標としている。当該団体は飼料用米専門部会を設置し、飼料用米の普及拡大に係る事業を行っていることから、飼料用米の給与・加工に関する専門的な知識を有し、かつ、福島県内全域の業界に精通している。さらに、平成27年度において「ふくしま飼料用米需給情報ネット」の企画・制作業務及び研修会業務に携わり、本契約における業務内容に精通していることから、「県内全域の業界の状況に精通し本業務を通じて効果的な需給マッチングや情報提供ができるのは、唯一当該団体だけである。」として単独見積りとしている。

ウェブサイトの保守業務については、当該業務により運営するウェブサイトは個人情報扱うことから高度なセキュリティ技術を有する者が行う必要があるとして県に再委託承認申請したうえで再委託している。

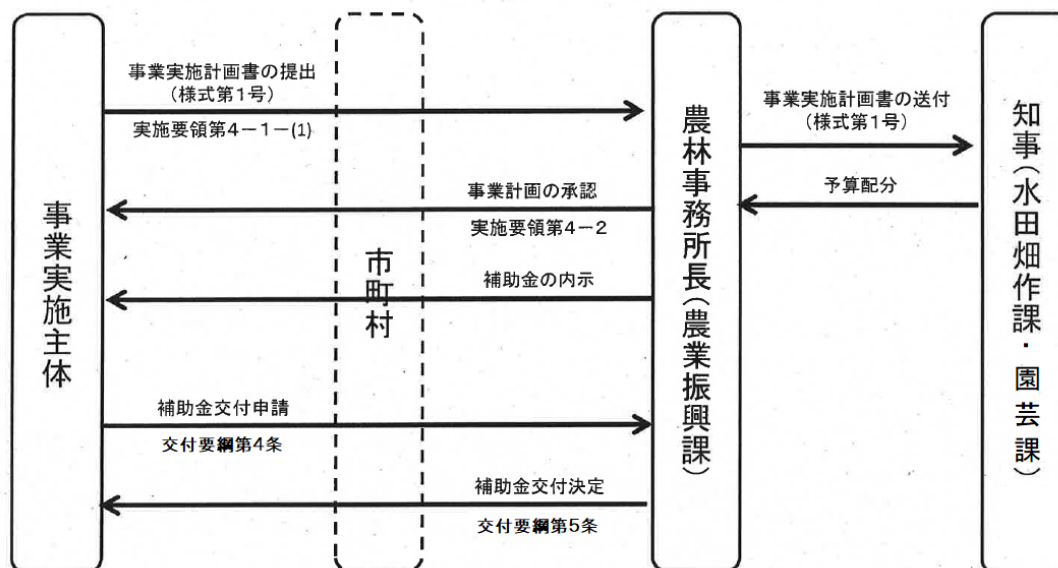
当該事業については、県内の飼料用米の流通がある程度出てきたことから当該事業の役割は終えたと判断し平成30年6月でマッチングサイトを閉鎖している。

(2) 水田活用型園芸産地緊急育成事業…補助金 (2 (2))

項目		内容			
1	事業内容	規模拡大が困難な稲作農家の収益性の高い園芸作物への経営転換を支援し、新たな園芸産地の形成を図る。			
2	補助金等の名称	福島県農産振興事業（水田活用型園芸産地緊急育成事業）補助金			
3	補助率	定額（リース及び資材購入に要する費用については物件価格の4/10以内）			
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農産振興事業補助金交付要綱 水田活用型園芸産地緊急育成事業実施要領			
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/>	事業費の補助	<input type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
		<input type="checkbox"/>	その他	()

項目	内容	
6 交付先	事業主体市町村、農業協同組合等農業団体、営農集団、農業法人（ただし、3戸以上の農業者が受益者となる場合に限る）	
7 予算額と決算額	内訳	平成29年度
	当初予算額	42,000千円
	決算額	40,093千円

補助金申請の流れ



当該事業は、規模拡大が困難な稲作農家の収益性の高い園芸作物への経営転換を支援し、新たな園芸産地の形成を図ることを目的とし、農林事務所において補助金の執行を行っている。各農林事務所の執行状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	件数	補助対象事業費	県補助金
県北農林事務所	1件	3,367	1,376
会津農林事務所	5件	48,101	22,595
南会津農林事務所	4件	40,314	16,122
計	10件	91,782	40,093

今回は、最も大きい補助金を抽出し、南会津農林事務所に往査してその事業の執行状況についてヒアリングを行った。

市町村名	南会津町（館岩地域、伊南地域、南郷地域）			
事業実施主体	南郷トマト生産組合			
事業実施期間	平成29年6月～12月			
現状と課題	施設の増強による安定生産が必要			
取組内容	栽培用ハウス及び付帯設備			
実績数値	受益戸数	補助対象事業費	県補助金(4/10)	町補助金(3/10)
	4戸	31,229千円	12,491千円	9,368千円

南郷トマト生産組合において厳しい選果を経て出荷されたトマトは、標高が高く昼夜の寒暖差が大きいため、糖度が高く身が引き締まっている特徴がある。現在では「南郷トマト」ブランドとして市場等から高い評価を受けているが、農家の高齢化も進み、トマト栽培を続けられず廃業する者が毎年のようにいるといった問題がある。そこで、新規就農者による新規作付や既存農家による規模拡大を推進するために、農家にとって負担の大きい労働力の省力化を図り、新規就農者等を促す必要があることから、栽培用パイプハウスとかん水同時施肥栽培装置を導入するものである。

当該事業は、平成29年6月8日に農林事務所から南会津町に交付決定を通知しているものであるが、転作としてトマトを栽培するための栽培用ハウス及び付帯設備の導入であるため平成29年度の収穫が終わってからの工事となった。そのため事業実施主体の検収は平成29年12月15日となっていた。南会津町は成果確認を平成29年12月19日に実施し、平成29年12月25日に完了報告書を、翌年の平成30年1月19日に実績報告書を農林事務所に提出している。農林事務所は平成30年2月13日に現地確認をして補助事業の成果確認を実施したとしている。

南会津町の館岩地域、伊南地域、南郷地域は豪雪地帯に指定されている地域である。平成30年2月13日の現地確認資料は、栽培用ハウスに近づくことができず、遠くから回り一面雪景色の中にあるパイプハウスが雪に覆われている状態で撮影された写真が確認写真として添付されていた。

(3) 飼料用米広域流通・利用モデル育成事業…補助金（2(3)）

項目	内容			
1 事業内容	J A、集荷業者、畜産団体（畜産農家）の連携による市町村の範囲を超えて行う広域的な飼料用米の流通・利用モデルを構築し、飼料用米の安定生産と供給による稲作農家と畜産農家の経営安定を図る。			
2 補助金等の名称	福島県農産振興事業（飼料用米広域流通・利用モデル育成事業）補助金			
3 補助率	1 / 2 以内			
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農産振興事業補助金交付要綱 飼料用米広域流通・利用モデル育成事業実施要領			
5 区分	<input checked="" type="checkbox"/>	事業費の補助	<input type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
	<input type="checkbox"/>	その他	()	
6 交付先	事業主体農業協同組合等農業団体、集荷事業者等			
7 予算額と決算額	内訳		平成29年度	
	当初予算額		20,250千円	
	決算額		10,589千円	

事業の実績は4件で総事業費の合計額は24,360千円、県補助金の合計額は10,589千円であった。今回は、最も大きい補助金を抽出し、会津農林事務所に往査してその事業の執行状況についてヒアリングを行った。

市町村名	喜多方市
------	------

事業実施主体	株式会社社会津産直センター		
事業実施期間	平成29年8月～平成30年3月		
現状と課題	飼料用米生産者のほとんどが30kg紙袋での出荷であるが、実需者側では米袋以外にもフレコンやバラでの受け入れを希望しており、1tフレコンに詰め替えて出荷しており手間と経費が重荷になっている。出荷期間も長期保管圧縮のため原則年内引き取りの契約としている		
取組内容	飼料用米の周年供給に対応可能な営業倉庫を利用 フレコン出荷設備を農業者及び営業倉庫に整備 米袋パレット輸送もできるようにパレットを整備		
実績数値	受益者数(連携する受益者数)	補助対象事業費	県補助金(1/2)
	9者(2者)	10,585千円	5,285千円

当該事業もイの補助金と同様の補助金申請の流れとなっているが、受益地区が複数の市町村（喜多方市、会津坂下町、会津美里町）の地区となっていることから、事業実施主体は農林事務所に直接申請し交付を受ける流れとなっている。

補助対象経費の内容は飼料用米保管料、荷受・運搬料、フレコンスケールリース導入費、資材費である。ただし、飼料用米保管料、荷受・運搬料については県内広域流通分のみが補助対象経費となっている。

飼料用米の周年供給量は、前年度278t、計画300tとしていたが、実績は335tであり、3年後の目標を上回っていた。また、県内広域流通分の計画数量96.6tに対し、実績数量は106.936t計画を上回る実績となっていた。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1) 委託業務の報告実績内容について (2) 現地確認の実施時期について	-	(1) (2)

8 指摘及び意見等

(1) 委託業務の報告実績内容について【意見】

(飼料用米流通円滑化事業…委託(2(1)イ)

月間業務実績報告の内容は需給ネットの閲覧回数、登録者数、契約者数の他に掲載した飼料用米関連情報となっている。サイトの閲覧件数は毎月数千件となっているが、契約者数は毎月0人となっている状況であった。

当該サイトはマッチングを目的とするサイトであり、需要者または供給者からの協議の申し込みに応じて協議（交渉）を行うことを合意するところまでがこのサイトの機能となっている。協議の合意をした後は電話・メールなどで直接協議を行うこととしている。

したがって、当該業務の目的から需給ネットの閲覧回数、登録者数、契約者数だけでなく、当該システムにより協議の合意に至った数についても報告を受けるべき

であったと考える。

(2) 現地確認の実施時期について【意見】

(水田活用型園芸産地緊急育成事業…補助金 (2 (2)))

当該事業は、平成29年6月8日に農林事務所から南会津町に交付決定を通知しているものであるが、転作としてトマトを栽培するための栽培用ハウス及び付帯設備の導入であるため平成29年度の収穫が終わってからの工事となった。そのため事業実施主体の検収は平成29年12月15日となっていた。南会津町は成果確認を平成29年12月19日に実施し、平成29年12月25日に完了報告書を、翌年の平成30年1月19日に実績報告書を農林事務所に提出している。農林事務所は平成30年2月13日に現地確認をして補助事業の成果確認を実施したとしている。

南会津町の館岩地域、伊南地域、南郷地域は豪雪地帯に指定されている地域である。平成30年2月13日の現地での成果確認による資料には、栽培用ハウスに近づくことができず、辺り一面銀世界の中で雪に覆われているパイプハウスが遠くから撮影された写真が確認写真とされていた。成果確認の証拠書類としては、遠くから撮影した写真では証拠力が乏しい。また、豪雪地帯であるため、近づいて確認することは場合によっては危険なこともある。したがって、事業実施主体の検収、町の完了確認、補助金の交付等のスケジュールを勘案して現地確認を行うなど、事業の確認が適正に行われるようにすべきである。

[12] ふくしまプライド日本酒の里づくり事業（水田畑作課）

1 目的

県内酒造業界のニーズに合った新たな県オリジナル品種の育成を図るとともに、県内蔵元と地元稲作農家を結びつけて、蔵元と農家のプライドが調和した本県ならではの日本酒生産の拡大を支援することにより、本県の稲作農業と地場産業の復興を図る。

2 事業内容

福島県は日本酒の全国新種鑑評会で金賞受賞銘柄数が6年連続日本一、復興の旗印であるが、金賞受賞種の多くが県外産の山田錦を使っている状況にある。蔵元へのアンケートの結果7割が県内産の酒造好適米を増やしたいと考えていることがわかり、①蔵元のニーズにあった酒造好適米の育成と②県内蔵元と地元稲作農家を結び付けて本県ならではの日本酒生産の拡大を目的としている。

県は本事業を3つの細事業に区分し、生産者側への事業として「ア 酒造好適米生産拡大対策事業」、酒蔵への支援として「イ オリジナル日本酒育成支援事業」、新しい品種の開発に関する支援として「ウ オリジナル酒造好適米育成加速化事業」を実施している。

ア 酒造好適米生産拡大対策事業

(ア) 生産技術向上対策	酒造好適米の栽培技術向上を図るため、生産農家を対象とした研修会等を開催する。
(イ) 優良品種導入対策	他県で栽培されている加工適性の高い酒造好適米の本県への適応性を検討する。
(ウ) 種子安定供給対策	県奨励品種「五百万石」の種子を県内で生産し、安定して供給できる体制を整備する。
(エ) 契約栽培推進対策	県内の蔵元と生産者が複数年契約に基づき取引されている酒造好適米について、精米等に係る経費の一部を助成する。

イ オリジナル日本酒育成支援事業

(ア) 安定供給対策	酒造好適米に取り組みやすくするため、酒造好適米と一般米の種子の価格差を圧縮するとともに、酒造好適米の需給見込みについて関係者等の情報交換を行う。
(イ) オリジナル日本酒育成支援対策	県内の蔵元が、県内農業者等との契約に基づき、県産酒造好適米の使用量を増やして、県産酒造好適米100%使用の日本酒を増産するのに必要な経費を支援する。

ウ オリジナル酒造好適米育成加速化事業

蔵元のニーズに合致した県オリジナルの酒造好適米を早期に育成するとともに、酒造好適米等の品質向上のための生産技術の確立を図る。

3 事業の開始時期

平成28年度から開始

4 財源

繰入金（原子力災害等復興基金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	41,502	33,429
決算額	-	27,568	18,730

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア 酒造好適米生産拡大対策事業	6,114	2,581
イ オリジナル日本酒育成支援事業	21,315	9,997
(ア) 安定供給対策	1,285	1,145
(イ) オリジナル日本酒育成支援対策	20,030	8,852
ウ オリジナル酒造好適米育成加速化事業	6,000	6,152
合計	33,429	18,730

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額	参照
ア 酒造好適米生産拡大対策事業			
共済費	164	164	
賃金	1,037	1,037	
報償費	28	0	
旅費	128	128	
需用費	906	906	
役務費	32	3	
委託料	195	195	
使用料及び賃借料	124	11	
負担金、補助及び交付金	3,500	137	6(1)エ
計	6,114	2,581	
イ オリジナル日本酒育成支援事業			
(ア) 安定供給対策			
旅費	65	65	
需用費	35	35	
役務費	5	5	
使用料及び賃借料	40	0	
負担金、補助及び交付金	1,140	1,040	6(2)ア
計	1,285	1,145	
(イ) オリジナル日本酒育成支援対策			
旅費	6	6	
需用費	20	20	
役務費	4	4	
負担金、補助及び交付金	20,000	8,822	6(2)イ
計	20,030	8,852	

節区分	予算額	決算額	参照
イの合計	21,315	9,997	
ウ オリジナル酒造好適米育成加速化事業			
共済費	344	293	
賃金	2,177	1,983	
旅費	530	433	
需用費	2,486	2,838	
役務費	31	31	
委託料	320	462	
使用料及び賃借料	82	82	
負担金、補助及び交付金	10	10	
公課費	20	20	
計	6,000	6,152	
合計	33,429	18,730	

6 事業の実施状況

(1) 酒造好適米生産拡大対策事業

ア 生産技術向上対策

全体の検討会の開催、農林事務所7か所が栽培する農家を対象とした研修会を開催。

イ 優良品種導入対策

山田錦の本県での適応性を確認するため、2農家（桑折町、いわき市）で実証ほを実施した。収量は一定程度（8俵～9俵）確保できたが、品質に問題があり本県での栽培はやはり難しいことがわかった。本小事業は、平成28年から2か年実施してきたが、平成29年度で終了している。

ウ 種子安定供給対策

県内の奨励品種「五百万石」について平成28年度までは富山県から原種を購入していたが、種子の安定供給を確保するため、平成29年度から総合農業センターで原種を作ることとなりその体制整備を行った。

エ 契約栽培推進対策

酒蔵が使用している米の2～3割が県外産米である状況から県内産米への移行を促進するため、県内酒造業者に精米等に係る経費の一部を助成する事業である。県内産米を使用するには酒蔵側で1俵当たり1,000円程度の精米経費が掛かることから、生産者と3年以上の酒造好適米の取引契約を結んでいることを条件に、増加分を補助対象数量として250円/60kgを補助するものである。事業実績は以下のとおりである。

事業実施主体数	事業量	総事業費	補助金額
3蔵	651俵	1,062千円	137千円

本事業は、醸造用玄米使用量の増加分に対する精米等の費用を補助するものであり、県内の蔵元と生産者が複数年契約に基づき取引されていることを条件としているため、東北農政局に提出している醸造用玄米使用計画書の写しにより新規需要米であること、酒造好適米の取引に関する契約書の写しにより複数年の契約

であることを確認している。

(2) オリジナル日本酒育成支援事業

ア 安定供給対策

項目		内容	
1	事業内容	全国農業協同組合連合会福島県本部が酒造好適米と主食用米の種子の価格差を平準化するための経費を支援するものとする。	
2	補助金等の名称	福島県農産振興事業（ふくしまプライド日本酒の里づくり事業（オリジナル日本酒育成支援事業のうち安定供給対策））補助金	
3	補助率	定額	
4	根拠法令（法律、条例、要綱等）	福島県農産振興事業補助金交付要綱 ふくしまプライド日本酒の里づくり事業実施要領	
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他（ ）	
6	交付先	全国農業協同組合連合会福島県本部	
7	予算額と決算額	内訳	
		平成29年度	
		当初予算額	1,140千円
		交付決定額	1,111千円
	決算額	1,040千円	

一般品種と酒造好適米の種子価格の価格差を補助している。一般品種（ひとめぼれ他）は440.25円/kgであるのに対し、酒造好適米の平成28年産は488.25円/kg、平成29年産は525.50円/kgと価格差が生じている。実績種子供給量に年産別価格差を乗じて補助金金額1,040千円を算定しており、内訳は以下のとおりである。

品種	年産	実施計画	実績報告(A)	価格差(B)	(A)*(B)
夢の香	28年産(備蓄)	1,120 k g	980 k g	48.00円	47,040円
	29年産	5,800 k g	4,980 k g		
五百万石	29年産	6,600 k g	6,660 k g	85.25円	992,310円
合計		13,520 k g	12,620 k g		1,039,350円

イ オリジナル日本酒育成支援対策

項目		内容	
1	事業内容	県内の酒造業者が、県内農業者等との契約に基づき、県産酒造好適米の使用量を増やして、県産酒造好適米100%使用の日本酒を増産するために必要な経費を支援するものである。	
2	補助金等の名称	福島県農産振興事業（ふくしまプライド日本酒の里づくり事業（オリジナル日本酒育成支援事業のうちオリジナル日本酒育成支援対策））補助金	
3	補助率	1 / 2 以内	
4	補助上限	一事業実施主体当たり2,000千円を上限とする。ただし、リースについてはリース物件価格（リース期間相当額とし、残存価格は除く）の1 / 2 以内	

項目		内容	
5	根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農産振興事業補助金交付要綱 ふくしまプライド日本酒の里づくり事業実施要領	
6	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
7	交付先	県内に所在する酒造業者とする。ただし、東日本大震災及び原発事故により、県外に避難を余儀なくされた酒造業者も対象とする。	
8	予算額と決算額	内訳	平成29年度
		当初予算額	20,000千円
		決算額	8,822千円

本事業は、県産酒造好適米100%使用の日本酒を増産するために必要な次の経費を支援するものである。

- 関連機材のリース（醸造用精米機、洗米機、新漬タンク等）
- 生産者等との連携（意見交換会、試飲会等）
- 販売促進活動（ラベル製作、イベント開催、チラシ作成等）

補助金の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

No.	市町村名	事業実施主体名	事業概要	総事業費	補助金額
1	会津若松市	高橋庄作酒造店	ラベラーのリース導入	8,478	2,000
2	会津坂下町	豊国酒造合資会社	販売促進、契約栽培農家との現地検討会	1,124	528
3	郡山市	有限会社仁井田本家	アルコール測定装置のリース導入	5,246	2,000
4	会津若松市	宮泉銘醸株式会社	白米計量器及び昇降機のリース導入	796	369
5	白河市	有賀酒造合資会社	サーマルタンク、製麹装置のリース導入	4,937	1,925
6	古殿町	豊国酒造合資会社	プレハブ型冷蔵庫のリース導入	7,375	2,000
				27,956	8,822

上記のうち、会津農林事務所の以下の事業の書類を閲覧し事業の実施状況についてヒアリングを行った。

事業実施主体：高橋庄作酒造店（交付先は会津若松市）

事業内容：会津産酒造好適米を100%使用した商品増産のための自動ラベル貼付機器のリース導入

実施時期：平成29年6月14日～平成29年7月31日

事業実績：県内の製造業者が、県内農業者等との契約に基づき、県産酒造好適米の使用量を増やして、県産酒造好適米100%使用の日本酒の増産を図った

県内農業者等との契約に基づく、県産酒造好適米の使用量の増加については、ア(エ)と同様に、東北農政局に提出している醸造用玄米使用計画書の写しで確認している。

(3) オリジナル酒造好適米育成加速化事業

平成28年度より県オリジナルの酒造好適米を早期に育成し、酒造好適米等の品質向上のための生産技術の確立を図るために、農業総合センター及びハイテクプラザ会津若松技術支援センターで研究開発を行ってきた。29年産の「福島酒50号」は県内4カ所（本宮市、天栄村、会津若松市、会津坂下町）でそれぞれ30a規模の実規模栽培試験を実施し、県内の4蔵元で試験醸造を行った。

その結果、県オリジナル酒造好適米有望系統として平成30年度以降も開発を進めることとしている。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	(1) 県産酒造好適米の増加使用量の補助要件について	-	(1)
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等

県産酒造好適米の増加使用量の補助要件について【意見】

ふくしまプライド日本酒の里づくり事業の目的を達成するために、酒造好適米生産拡大対策事業は、酒造業界における県産酒造好適米の使用量を増加させることにあるため、県内の酒造業者と生産者が新たに酒造好適米の複数年契約を締結した場合としている。県は東北農政局に提出した醸造用玄米使用計画書と複数年契約書の写しを入手し、要綱要領に則っていることを確認している。

以下は1事業実施主体の醸造用玄米使用計画書の原料使用量の記載である。

		25年度	前年度		当年度	D-A
		(実績(初期値))	(計画)	(実績)	(計画)	
		A	B	C	D	E
醸造用玄米	t	61.09	89.00	86.90	89.30	28.21
うち新規需要米	t		5.40	5.40	6.84	6.84

これを見ると、当年度（平成29年度）の新規需要米は初期値（平成25年度）と比較して6.84 t 増加しているが、これが「地方農政局等から確認を受けた醸造用玄米使用計画書の増産計画確認数量」であり、この収量が基準となっている。しかし、新規需要米6.84 tのうち約8割は前年度ですでに達成しており、前年度からの増加は1.44 t となっている。当該事業の有効性の観点からは、既に達成している実績からの増加についても補助要件に含めるべきであると考えられる。

[13] チョイスふくしまオリジナル米産地確立推進事業（水田畑作課）

1 目的

本県オリジナル水稻品種「里山のつぶ」の生産振興を図ることにより、稲作農家の所得向上や中山間地域等の農業振興を図るため、「里山のつぶ」の品質・食味の向上や作付拡大に取り組む産地等を支援する。

2 事業内容

(1) ふくしまオリジナル米産地育成連携事業

「里山のつぶ」の実証ほを設置するとともに、栽培マニュアルの作成や、生産者研修会を開催する。

(2) ふくしまオリジナル米産地形成支援事業

「里山のつぶ」の品質・食味の均質化・向上や作付拡大を実践する産地等に対し、活動に必要な経費を助成する。

3 事業の開始時期

平成29年度から開始

4 財源

繰入金（原子力災害等復興基金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	-	10,706
決算額	-	-	7,371

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

事業名	予算額	決算額
ア ふくしまオリジナル米産地育成連携事業	2,544	2,047
イ ふくしまオリジナル米産地形成支援事業	8,162	5,324
合計	10,706	7,371

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
ア ふくしまオリジナル米産地育成連携事業		
報償費	106	63
旅費	99	99
需用費	2,134	1,587
役務費	43	16
使用料及び賃借料	162	27
備品購入費	0	255
計	2,544	2,047
イ ふくしまオリジナル米産地形成支援事業		
旅費	33	18

参照

節区分	予算額	決算額	参照
需用費	48	48	6(2)
役務費	26	26	
使用料及び賃借料	55	55	
負担金、補助及び交付金	8,000	5,177	
計	8,162	5,324	
合計	10,706	7,371	

6 事業の実施状況

(事業の背景及び必要性)

当該事業の背景には、東日本大震災5年が経過したにもかかわらず(平成29年当初予算作成時点)、本県産米は風評等により、米価低迷が続いており、他産地との価格差は依然として大きいこと、国の米政策に見直し、生産数量目標の配分を行わず生産者等が自ら需要に応じた生産への移行がある。そこで、市場動向を見極め「売れる米」の生産に当たらなければ、米価の更なる下落や販売残の発生が懸念されることから、本事業の「里山のつぶ」の生産拡大や、地域の特色を生かした米作りを推進する中で、本県稲作農家の再興を図ることとしている。

(1) ふくしまオリジナル米産地育成連携事業

ふくしまオリジナル米産地育成連携事業は、本県オリジナル水稻品種「里山のつぶ」の生産拡大等に向けた推進体制を整備するとともに、高品質・良食味栽培技術の定着を図るための県域での生産者研修会や地方毎に現地検討会を開催するほか、現地実証ほを設置し、地域毎に最適な栽培技術を確認するものである。

「里山のつぶ」は中山間地域向けの本県オリジナル品種として期待されている。標高400m以上の中山間地域の県内7か所に実証ほを設置し、収量、品質、食味の結果は良好であったと評価している。平成29年度の作付面積は目標250haとしていたが、実績は229haでほぼ達成した。平成30年度の作付面積は766haに増加しており、平成32年度は2,000haを目標としている。

(2) ふくしまオリジナル米産地形成支援事業…補助金

項目	内容
1 事業内容	「里山のつぶ」の品質・食味の均質化・向上や作付拡大を実践する産地等に対し、活動に必要な経費を助成する。 <対象となる取組> ・食味向上に向けた展示ほの設置、土壌分析に係る経費、栽培研修会等の開催経費 ・色彩選別機、食味計、品質判定機等のリース整備
2 補助金等の名称	福島県農産振興事業(チョイスふくしまオリジナル米産地確立推進事業)補助金
3 補助率	定額。ただし、機械、機器等のリース経費は物件価格相当の1/2以内。
4 補助上限	一事業実施主体当たり2,000千円を上限とする。
5 根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農産振興事業補助金交付要綱 チョイスふくしまオリジナル米産地確立推進事業実施要領
6 区分	■ 事業費の補助 ■ 設備・施設の整備に係る補助

項目		内容	
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
7	交付先	市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者・実需者等で構成する組織、農業者団体等	
8	予算額と決算額	内訳	平成29年度
		当初予算額	8,000千円
		決算額	5,177千円

補助件数は4件であり内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

No.	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費		補助金額
				種類	総事業費	
1	川内村	市町村	成分分析、土壌分析、食味・品質向上のためのアンケート調査、先進地視察研修	組織活動経費	489	489
2	会津若松市	農業者団体等	平成30年の作付に向けた勉強会の開催、生産者及び実需者等を対象とした試食会の開催、首都圏実需者との意見交換会、土壌分析、食味分析、先進地視察研修	組織活動経費	969	969
3	猪苗代町	農業者団体等	事例研修、ポスター・パンフレットの作成、県内紙媒体へのPR	組織活動経費	1,868	1,868
4	南会津町	農業者団体等	里山のつぶの試食米の提供と販売促進活動、色彩選別機のリース導入	機械リース経費	4,106	1,851
合計					7,432	5,177

上記については、各農林事務所で補助金の執行を行っていることから、機械リース経費を補助対象経費とするNo. 4について南会津農林事務所で監査を行った。

市町村名	南会津町		
事業実施主体	会津高原たていわ農産有限会社		
事業の目的	選別精度の向上と処理時間短縮により収穫物の品質と販売価格の向上を実現し、里山のつぶの作付拡大を図る。		
経費内訳	組織活動経費	「里山のつぶ」の試食米の提供と販売促進活動	補助金額 0千円
	導入する機械・機器リース経費	フルカラーカメラ搭載農家用小型光選別機 FSG-3000S コンプレッサー POD-3.7MNP5	リース物件取得見込額(税抜) 3,703千円
実績数値		補助対象事業費	県補助金
	リース契約	4,106千円	1,851千円
			自己負担 2,255千円

「チョイスふくしまオリジナル米産地確立推進事業実施要領」第4において、県は

市町村長に対して補助をするものとするとしており、市町村域を超える広域的な団体が事業を行う場合などの理由がある場合には直接補助を行うことができるとしている。

本補助金の交付申請から実績報告書の報告までの流れは以下のとおりである。

平成30年2月8日	事業実施計画書の承認申請	事業者→農林事務所長
平成30年2月20日	事業実施計画書の承認(通知)	農林水産部長→事業者
平成30年2月21日	補助金の内示(通知)	農林事務所長→事業者
平成30年3月9日	補助金の交付申請	事業者→農林事務所長
平成30年3月12日	補助金交付決定(通知)	農林事務所長→事業者
平成30年3月14日	リース契約	
平成30年3月26日	リース物件の検査完了	
平成30年3月28日	実績報告書の報告	事業者→農林事務所長

本補助金は、事業実施主体と農林事務所が直接手続きを実施し、事業実施主体に直接補助金を支給している。本来は南会津町を通して補助金を補助すべきものである。しかし、例年1等米比率が90%であったものが平成29年産米は66%に低下し、選別の必要性が増し、選別機の導入に当たって補助金が活用できるということになったが、既に平成29年度も残り数か月となっていたことから、町を通して実施したのでは事業の完了が遅くなってしまうことから、事業実施主体は県に直接申請を行うことになったとのことであった。直接補助を行う理由としては弱いのではないかと考えるが、市町村を通して事業を実施する趣旨は事務の分散化、効率化を図るものであると思われ、県が直接補助することに了解している以上問題はないと考える。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	(1) 補助金の確認書類の不備について	(1)	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等

補助金の確認書類の不備について【指摘】

補助金の実績報告書の添付資料として以下の書類を入手することになっている。

- (1) 本事業に係る支払を証する書類（領収書、明細書等）
- (2) その他知事が必要と認める書類

No. 4の補助金は、色彩選別機のリースによる導入に係る事業費に対して補助するものであるが、物件の現物及び補助金相当額のリース会社への支払に関する振込金受取書は確認しているものの、リース契約書及びリース物件借受証を確認していなかった。また、補助事業等検査確認においても契約書写の添付が確認項目を「適」としていた。

リース契約書及びリース物件借受証はリース取引の実在性を示す重要な書類であることから、補助事業の実績確認書類として徴求し、検証を行う必要がある。

[14] 売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業（水田畑作課）

1 目的

大豆・麦・そばについて、実需者の求める品種の導入や新技術等の取組を支援することで、収量・品質の向上と作付面積の拡大を図り、新しい「売れる産地」をつくる取組を推進する。

2 事業内容

(1) 売れる県産をつくる！産地づくり活動支援事業

大豆・麦・そば等の畑作物について、生産者団体等による消費者・実需者の求める品種の導入や実需者と連携した加工品試作等の「売れる産地づくり」活動を支援する。

ア 県推進事業

イ 地域推進事業

(2) 売れる県産をつくる！高収量・高品質化支援事業

被災地域における産地復活と収量と価格の回復・向上による農業所得の向上のため、大豆・麦・そば等の高収量・高品質化技術導入の現地試験や技術研修会を開催することで技術導入のモデル産地を育成する。

3 事業の開始時期

平成29年度から開始

4 財源

一般財源

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	12,864	9,981	6,571
決算額	8,695	6,357	5,879

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア 売れる県産をつくる！産地づくり活動支援事業	2,543	1,938
イ 売れる県産をつくる！高収量・高品質化支援事業	4,028	3,941
合計	6,571	5,879

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
ア 売れる県産をつくる！産地づくり活動支援事業		
報償費	278	127
旅費	207	207
需用費	645	624
役務費	268	107
使用料及び賃借料	145	73

参照

節区分	予算額	決算額	参照
負担金、補助及び交付金	1,000	800	
計	2,543	1,938	
イ 売れる県産をつくる！高収量・高品質化支援事業			
報償費	127	127	
旅費	331	153	
需用費	847	802	
役務費	198	198	
使用料及び賃借料	164	100	
負担金、補助及び交付金	2,361	2,561	6
計	4,028	3,941	
合計	6,571	5,879	

6 事業内容及び補助金の概要

項目	内容		
1 事業内容	次に掲げる事業の実施に要する経費を補助する。 ア 売れる県産をつくる！産地づくり活動に要する経費 イ 売れる県産をつくる！高収量・高品質化支援事業に要する経費		
2 補助金等の名称	福島県農産振興事業（売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業）補助金		
3 補助率	アについては、定額（上限200千円） イについては、助成の対象となる技術の導入経費の1/2以内（ただし、導入技術毎に上限あり）		
4 根拠法令（法律、条例、要綱等）	福島県農産振興事業補助金交付要綱 売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業実施要領		
5 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助	
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給	
	<input type="checkbox"/> その他	（ ）	
6 交付先	市町村（ただし、直接補助する場合あり）		
7 事業実施主体	アについては、農業法人、作業受託組織、集落営農組織 イについては、生産者団体等		
8 予算額と決算額	内訳	産地づくり活動支援事業	高収量・高品質化支援事業
	当初予算額	1,000千円	2,361千円
	決算額	800千円	2,561千円

小事業の内訳では、高収量・高品質化支援事業が当初予算を超過しているが、事業全体では予算内であるため補正は行っていない。

7 事業の実施状況

(1) 売れる県産をつくる！産地づくり活動支援事業 (単位:千円)

農林	市町村名	対象作物	活動内容	総事業費(計画)	県補助金
県中	郡山市	大豆	子実・加工品・ペレット成分分析、土壌分析	251	200
県南	白河市	大豆	先進地視察研修	229	200

農林	市町村名	対象作物	活動内容	総事業費(計画)	県補助金
県南	埴町	大麦	先進地視察研修	205	200
会津	猪苗代町	大豆	販路拡大事業	200	200
			計	885	800

上記のうち、県南農林事務所の以下の事業の書類を閲覧し事業の実施状況についてヒアリングを行った。

事業実施主体：農事組合法人深渡戸アグリ21（申請から実施までの期間が短く、市では期間までに予算化することが困難であるため直接補助）

事業内容：先進地の視察や難防除雑草の除草剤散布等を実施し、高収量・高品質生産を目標に取り組むため、福島県猪苗代町（農事組合法人釜井ファミリーファーム）及び山形県鶴岡市（上新田農事組合法人）の農事組合法人を訪問

実施時期：平成29年9月3日～9月4日

参加人数：11名（ほか県南農林事務所職員1名参加）

当該視察については県南農林事務所の技師が同行しており、復命書により上新田の視察の実施状況が確認できることから、実施状況については特に問題はない。

(2) 売れる県産をつくる！高収量・高品質化支援事業

(単位:千円)

農林	市町村名	対象作物	導入技術	総事業費(計画)	県補助金
県中	三春町	大豆	機械収穫作業	906	208
県南	白河市	大豆	無人ヘリによる防除、ブームスプレーヤーの使用による防除作業、難防除雑草対策、機械収穫作業、乾燥調製設備の利用	26,007	2,043
	矢吹町	大豆	機械収穫作業	2,016	284
	白河市	大豆	難防除雑草対策	201	26
			計	29,130	2,561

上記のうち、県南農林事務所の以下の事業の書類を閲覧し事業の実施状況についてヒアリングを行った。

事業実施主体：夢みなみ農業協同組合（市町村を跨ぐ取り組みであるため直接補助）

事業内容：水稲や園芸などの複合経営による作業の重複や高齢化等に対する対策として、耕耘、草取り以外はすべて委託し、適期防除・機械収穫作業を行うことで、労力の軽減化を図り、収量及び品質向上につなげる。

実施時期：平成29年6月15日～平成30年2月26日

事業実績：平成29年の大豆の作付け面積の実績は、前年比2,477.4a増加し、生産量は前年比22.6t増加した。高品質化の取組として栽培講習会や経過説明会等を開催し、大豆栽培に関する農家の意識向上を図った。しかし、生産物の検査実績は普通大豆2等、3等が減少し、特定加工用大豆合格が増加した。

			面積(a)		生産量 (t)	生産物の検査実績(t)		
				うち事業対象		2等	3等	合格
平成28年	実績	a	7,636.0		123.0	6.1	86.1	30.8
平成29年	計画		8,414.7	4,360.3	151.5			
	実績	b	10,113.4	4,945.1	145.6	-	78.7	60.2
		b-a	+2,477.4		+22.6	△6.1	△7.4	+29.4

高収量・高品質化を目的とした事業であるが、大豆の作付面積及び生産量は増加しているものの、生産物の検査実績は普通大豆2等、3等が減少し、特定加工用大豆合格が増加しており品質が低下している。等級は天候や自然災害の影響を受けるためやむを得ない部分もあるが、一部の地区は全量が特定加工用大豆となった。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1) 事業の実施確認について	-	(1)
	(2) 事業の実施時期について		(2)

9 指摘及び意見等

(1) 事業の実施確認について【意見】

2(1) 売れる県産をつくる！産地づくり活動支援事業の農事組合法人深渡戸アグリ21の補助については、成果確認実施において現地視察の際の写真のコピーが添付されているが釜井ファミリーファームの視察の際の写真のみであり、上新田の視察については写真の添付がなかった。このため、成果確認に当たっては全ての視察先について実施状況が確認できる写真の添付を求めるのが望ましい。

(2) 事業の実施時期について【意見】

2(1) 売れる県産をつくる！産地づくり活動支援事業の農事組合法人深渡戸アグリ21の補助については、申請から実施までの期間が短く、市では期間までに予算化することが困難であるため直接補助となっている。

また、2(2) 売れる県産をつくる！高収量・高品質化支援事業の夢みなみ農業協同組合については、大豆の作付けはすでに播種時期を迎えており、栽培の遅れ及び収量減収等に影響するとして、事業実施主体から指令前着手届が提出され、作業を開始している状況にある。県は大豆の播種適期（白河市は6月上旬から中旬）を分かっているはずであり、高収量・高品質化を目的とした事業においては、作付けをどのタイミングで行うかは重要であると思われる。作付け作業に支障ないよう補助事業を進めることが望まれる。

4 園芸課

[15] 東日本大震災農業生産対策事業（園芸課（部総合窓口））

1 目的

東日本大震災により被害を受けた農業用施設や営農用資機材等の復旧及び生産資材等の購入経費への助成等を通じて被災地域の農業の復興を図る。

2 事業内容

- (1) 東日本大震災農業生産対策整備事業
 - ア 乾燥調製施設
 - イ 農産物処理加工施設
 - ウ 生産技術高度化施設 等
- (2) 東日本大震災農業生産対策推進事業
 - ア リース方式による農業機械等の導入
 - イ 生産資材の導入等
 - ウ 農地生産性回復に向けた取組 等

3 事業の開始時期

平成23年度から開始

※ 国の東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱が平成23年5月に制定されたことにより、県は平成23年9月補正予算から当該事業を実施している。

4 財源

国庫支出金（東日本大震災農業生産対策交付金）及び一般財源（一部は震災復興特別交付税充当）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	171,407	223,590	91,970
決算額	518,840	221,026	46,481

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア 東日本大震災農業生産対策整備事業	7,558	7,408
イ 東日本大震災農業生産対策推進事業	84,412	39,073
合計	91,970	46,481

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
ア 東日本大震災農業生産対策整備事業		
旅費	22	2
需用費	55	5
役務費	38	18

参照

節区分	予算額	決算額	参照
負担金、補助及び交付金	7,443	7,383	7 (1)
計	7,558	7,408	
イ 東日本大震災農業生産対策推進事業			
負担金、補助及び交付金	84,412	39,073	7 (2)
計	84,412	39,073	
合計	91,970	46,481	

6 事業内容及び交付金の概要

項目	内容									
1 事業内容	<p>ア 東日本大震災農業生産対策整備事業 東日本大震災により被害を受けた施設・機械等の復旧の取組への交付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業物処理加工施設 <p>イ 東日本大震災農業生産対策推進事業 東日本大震災により被害を受けた農業機械の導入、農地生産性回復に向けた取組への交付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース方式による農業機械等の導入 ・生産資材の導入等 ・農地生産性回復に向けた取組 									
2 交付金の名称	福島県東日本大震災農業生産対策交付金									
3 補助率	82.5%以内（国：1／2以内、県：補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内）又は定額									
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	<p>東日本大震災農業生産対策交付要綱 東日本大震災農業生産対策実施要綱 東日本大震災農業生産対策実施要領 福島県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱 福島県東日本大震災農業生産対策交付金事務取扱要領</p>									
5 区分	<input type="checkbox"/> 事業費の補助 <input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助 <input type="checkbox"/> 団体の運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (対象事業に要する経費について交付)									
6 交付先	市町村、農業団体、営農集団、農業生産法人等									
7 予算額と決算額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備事業</th> <th>推進事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算額</td> <td>7,443千円</td> <td>84,412千円</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>7,383千円</td> <td>39,073千円</td> </tr> </tbody> </table>		整備事業	推進事業	当初予算額	7,443千円	84,412千円	決算額	7,383千円	39,073千円
	整備事業	推進事業								
当初予算額	7,443千円	84,412千円								
決算額	7,383千円	39,073千円								

7 事業の実施状況

(1) 東日本大震災農業生産対策整備事業

(単位:千円)

農林事務所	市町村名	事業実施主体	事業内容	総事業費	交付金		
					国庫	県費	合計
県中	天栄村	夢みなみ農業協同組合	農産物処理加工施設	9,666	4,475	2,908	7,383

ア 事業の決定根拠

須賀川地区及び岩瀬地区では年間100 t（平成20年度）のきゅうりを塩蔵加工し

販売をしていたが、東日本大震災で雑排水処理施設が地盤沈下により破損し排水能力が著しく低下し、生産量は年間20 tまで減少していた。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の風評被害により大手取引先からの取引中断等があり取引量が少量となったこと、取引量が震災以前の状態まで回復する見込みが全く立たない状況が続いていたこと等から、震災直後はすぐに施設を修繕することは不可能な状況にあった。

しかし、浅漬け等生原料需要の増加により年々少しずつ生産量が増加し、平成28年度は年間60 tまで回復してきたが、雑排水処理施設の改修工事をしていなかったため製品製造能力を下げ時間外製造で対応している状況にあった。また、経年劣化や塩類障害が重なったことから早期改修工事が必要となってきた。

(2) 東日本大震災農業生産対策推進事業 (単位:千円)

農林事務所	市町村名	事業実施主体	事業内容	総事業費	交付金		
					国庫	県費	合計
相双	相馬市	グリーンファーム 柚	リース方式による農業機械等の導入	41,666	19,290	12,538	31,828
相双	相馬市	グリーンファーム 柚	生産資材の導入等	5,196	2,405	1,563	3,968
相双	相馬市	相馬市	農地生産性回復に向けた取組	3,277	3,277	-	3,277
			小計	50,139	24,972	14,101	39,073

当該事業の内訳は上記のとおりである。このうち金額の大きいリース方式による農業機械等の導入について事業の管理状況等の検討を行った。

ア 事業の実施状況

農業機械等は平成30年3月26日に納品され、リース契約も同日で締結済みとなっている。震災前は水稻を17ha作付けしていたが、津波による被害により全経農地及び農業機械が被災し、震災後は営農再開ができない状況となっていた。平成30年までに八沢地区内の復旧農地を20.3ha作付けし、津波被災前以上の作付面積の拡大を図っていく予定である。

イ 業者の決定

業者決定に当たり見積合せを行っている。見積合せの結果は下表のとおりであり、A社が最低価格となっており、A社に決定している。

農業機械等のリース契約状況 (単位:千円)

品名	台数	A社	B社	C社
トラクター	1	7,600	7,700	7,800
コンバイン	1	12,400	12,500	12,600
田植機	1	4,700	4,800	4,900
代掻きローター	1	1,270	1,290	1,300
自走防除機	1	5,100	5,200	5,300

品名	台数	A社	B社	C社
乾燥機	2	3,520	3,600	3,700
糶摺機	1	820	830	840
計量機	1	430	440	450
フレコン計量機	1	490	500	510
色彩選別機	1	2,250	2,300	2,350
合計		38,580	39,160	39,750

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	(2) 事業の目標数値の経過管理について	-	(2)
業務実施の適正性	(1) 交付金制度の周知について	-	(1)

9 指摘及び意見等

(1) 交付金制度の周知について【意見】

国が交付金の公表を行っており、県でも事業一覧で復興対策として公表するとともに、課のホームページで事業概要、事業実施内容及び事業評価結果等を公開している。要望調査時は、各市町村、農業協同組合等に要望の有無の確認を取っている。

しかし、東日本大震災農業生産対策整備事業の事業実施主体は、農産物加工場の雑排水処理施設に地盤沈下等の被害を受けたことにより雑排水処理能力が低下したため、生産量を下げているとのことであり、震災から時間が経過しているがすぐに修繕しなかったのは、当該事業を認識していなかったとのことである。県は交付金のより一層の周知に努める必要がある。

(2) 事業の目標数値の経過管理について【意見】

雑排水処理能力を復旧することにより製造能力が震災以前の年間生産量100 tに回復するため、震災以前の出荷量100 tを平成31年度の目標数値としている。

平成30年6月から施設が稼働し、平成30年度のきゅうり加工販売の出荷量は72 tの実績であることをヒアリングで確認しているとのことである。

	実績				目標
	震災前	震災後	平成28年度	平成30年度	平成31年度
出荷量	100 t	20 t	60 t	72 t	100 t

平成30年度のきゅうり加工販売の出荷量が72 tに留まった要因は、夏の暑さできゅうりの値段が高くなり、市場に出す量が増え加工を行う量が減ったことが要因と思われるとのことである。漬物業界は国産のものに流れが戻ってきており、売り手を確保してからの加工販売を行うため、平成31年度の目標達成は可能とのことである。

交付金実施要領においては、成果目標の目標年度は事業実施年度の翌々年度となっている。報告年度ではない平成30年度においては事業者等へのヒアリングを行っているが、毎年の評価は求められていないため特に記録は残していない。

報告年度において目標の9割を達成しない場合等は国から改善措置が求められることとなっている（目標が達成できなかったやむを得ない事情がある場合を除く）

く)。目標年度までの期間においても進捗状況を確認し、目標値と大幅な乖離がある場合は原因分析や改善指導等の対応が必要ではないかと考える。

[16] あんぽ柿産地再生促進事業（園芸課）

1 目的

あんぽ柿の加工期間の短縮を図り、出荷時期を前進させることで単価の高い年内出荷率を向上させて、震災前の出荷額を目指す。

また、果実中の放射性セシウム濃度の低下が見込めない地域を特定し改植を進めることで加工自粛の解除を図り、産地の完全復活を目指す。

2 事業内容

(1) あんぽ柿の安定生産・出荷体制の整備

高品質のあんぽ柿製品の短期製造を可能とする乾燥機械・施設のリース方式による導入を支援する。

(2) かき園地の再生支援

ア 加工試験の実施

あんぽ柿の加工可能地区を判断するための試験を実施する。

イ 放射性物質による汚染状況確認検査と改植推進

放射性物質による高濃度汚染園地の改植を推進するため、高濃度汚染園地特定のための果実の放射性物質検査の実施等を支援する。

3 事業の開始時期

平成28年度から開始

4 財源

繰入金（原子力災害等復興基金繰入金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	25,480	23,330
決算額	-	21,924	21,951

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア あんぽ柿の安定生産・出荷体制の整備	19,350	18,458
イ かき園地の再生支援	3,980	3,493
合計	23,330	21,951

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
ア あんぽ柿の安定生産・出荷体制の整備		
負担金、補助及び交付金	19,350	18,458
計	19,350	18,458
イ かき園地の再生支援		
需用費	130	120
委託料	1,350	873

参照

6

節区分	予算額	決算額	参照
負担金、補助及び交付金	2,500	2,500	
計	3,980	3,493	
合計	23,330	21,951	

6 事業内容及び補助金の概要

あんぽ柿の安定生産・出荷体制の整備…補助金（2(1)）

あんぽ柿産地再生促進事業（あんぽ柿の安定生産・出荷体制の整備）の概要は以下のとおりである。

項目	内容	
1 事業内容	（事業の内容） あんぽ柿の安定生産・出荷体制の整備 （補助対象） 高品質のあんぽ柿製品の短期製造を可能とする乾燥機械・施設のリース方式による導入を支援する。	
2 補助金等の名称	福島県農産振興事業（あんぽ柿産地再生促進事業）補助金	
3 補助率	物件購入相当額の1/2以内	
4 補助上限	2,150,000円/台	
5 根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農産振興事業補助金交付要綱 あんぽ柿産地再生促進事業実施要領	
6 区分	<input type="checkbox"/> 事業費の補助 <input type="checkbox"/> 団体の運営費補助 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助 <input type="checkbox"/> 利子補給
7 交付先	あんぽ柿産地復興組合	
8 予算額と決算額	内訳	平成29年度
	当初予算額	19,350千円
	決算額	18,458千円

（事業の実施状況）

県北農林事務所において、当該補助金事業の資料閲覧及びヒアリングを行い、事業の実施状況を検討した。

福島県では震災前において、あんぽ柿の産出額は22億円、約1,540 t の出荷量であり、県（特に県北地区）の重要な特産品として定着していた。しかし、震災による放射性物質の影響や風評被害を受け、加工自粛までに陥ったものの、平成29年度においては、産出額は16億円、約1,200 t の出荷量と回復している。

今回監査対象となった補助事業では乾燥機13台の導入を補助し、あんぽ柿産地復興組合として年内出荷率の基準年（平成28年）25%⇒目標年（平成31年）60%への35%アップと出荷量の32 t 増加を目標に設定している。

なお、機械の導入の方法について、リース方式を採用している趣旨としては、①補助金申請者の機械のメンテナンス・管理コストを低減し、②個人の所有物とするのではなく、その地域での相互利用による相乗効果を期待するためである。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
----	------	----	----

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	(1) リース期間とモニタリング期間の相違について	-	(1)
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等

リース期間とモニタリング期間の相違について【意見】

機械導入による効果について実績報告によりモニタリングを実施しているものの、リース期間が7年に対し、モニタリング期間が3年となっている。

そのため、リース4年目～7年目の実績状況について、リースの中途解約も含めた、モニタリングの必要性を検討する必要がある。また、期間の短縮またはモニタリング期間の延長について検討する必要がある。

[17] ふくしま「医食同源の郷」づくり事業（園芸課）

1 目的

健康志向が高まる中、歴史と伝統があり、機能性成分を有する「おたねにんじん」や「エゴマ」に代表される工芸農作物について、省力・低コスト化技術等の開発と導入により生産拡大を進めるとともに、医療、観光・6次化事業体との連携による販売拡大を進める。

2 事業内容

- (1) ふくしま「医食同源の郷」づくり推進事業
工芸農作物の需要・供給に応じた生産、販売体制確立のため関係機関・団体を構成員とした協議会等を通じ、生産拡大、販売拡大に取り組む。
- (2) ふくしま「医食同源の郷」づくり産地強化事業
工芸農作物の需要・供給に応じた生産、販売体制を支援する。
- (3) ふくしま「医食同源の郷」づくり整備事業
工芸農作物の生産拡大のため、ほ場整備や初期生産資材、共同利用機械・機器等の導入を支援する。
- (4) ふくしま「医食同源の郷」づくり研究開発事業
おたねにんじんの早期種苗増殖技術、省力・低コスト安定生産技術及び、エゴマの省力・低コスト安定生産技術、搾油かすの有効利用等の開発を進める。
- (5) ふくしま「医食同源の郷」づくり種子確保事業
おたねにんじんの生産拡大を推進するために、種子確保対策を実施する。

3 事業の開始時期

平成28年度から開始

4 財源

国庫支出金（地方創生推進交付金）、一般財源及び諸収入（雇用保険被保険者負担分）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	—	51,105	31,661
決算額	—	40,204	26,194

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

事業名	予算額	決算額
ア ふくしま「医食同源の郷」づくり推進事業	2,830	2,532
イ ふくしま「医食同源の郷」づくり産地強化事業	1,200	400
ウ ふくしま「医食同源の郷」づくり整備事業	16,450	12,532
エ ふくしま「医食同源の郷」づくり研究開発事業	9,000	8,858
オ ふくしま「医食同源の郷」づくり種子確保事業	2,181	1,872
合計	31,661	26,194

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額	参照
ア ふくしま「医食同源の郷」づくり推進事業			
報償費	92	41	
旅費	194	61	
需用費	191	148	
役務費	15	10	
委託料	2,246	2,240	
使用料及び賃借料	92	32	
計	2,830	2,532	
イ ふくしま「医食同源の郷」づくり産地強化事業			
負担金、補助及び交付金	1,200	400	
計	1,200	400	
ウ ふくしま「医食同源の郷」づくり整備事業			
負担金、補助及び交付金	16,450	12,532	6
計	16,450	12,532	
エ ふくしま「医食同源の郷」づくり研究開発事業			
共済費	595	595	
賃金	3,958	3,818	
旅費	510	510	
需用費	2,897	2,897	
役務費	1,020	1,020	
使用料及び賃借料	20	18	
計	9,000	8,858	
オ ふくしま「医食同源の郷」づくり種子確保事業			
共済費	44	17	
賃金	281	0	
需用費	1,136	1,135	
負担金、補助及び交付金	720	720	
計	2,181	1,872	
合計	31,661	26,194	

6 事業内容及び補助金・委託契約の概要

ふくしま「医食同源の郷」づくり整備事業…補助金(2(1))

項目	内容
1 事業内容	①工芸工作物の生産拡大等のため、ほ場整備や初期生産資材等の導入支援を行う。 ②採取ほ場を設置した生産者に対して、初期生産資材の導入支援を行う。
2 補助金等の名称	福島県農産振興事業(ふくしま「医食同源の郷」づくり整備事業)補助金
3 補助率	1/2以内 ただし、おたねにんじん採取専用ほ場設置のための初期生産資材の購入については定額。

項目		内容		
4	補助上限	初期生産資材	10a当たりの補助対象事業上限額	(薬用作物)2,000千円 (エゴマ) 30千円
		共同利用機械・機器等	1事業実施主体当たりの補助対象事業費上限額	7,000千円
5	根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県農産振興事業補助金交付要綱 ふくしま「医食同源の郷」づくり事業実施要領		
6	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input checked="" type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助	
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給	
		<input type="checkbox"/> その他	()	
7	交付先	市町村、JA、営農団体、認定営業者等		
8	予算額と決算額	内訳		平成29年度
		当初予算額		16,450千円
		決算額		12,532千円

7 事業の実施状況

2(3)の整備事業については、4市町村、2団体の事業実施主体に対して補助している。事業の実施状況は以下のとおりである。(単位:千円)

農林	市町村	事業実施主体	対象作物名	事業の内容	補助対象事業費	県補助金
県中	平田村	平田村薬用作物振興協議会	カンゾウ、ムラサキ	種苗購入	1,534	766
県南	白河市	白河エゴマ生産団体	エゴマ	汎用コンバイン	7,200	3,500
県南	直接(白河市、西郷村、中島村、泉崎村、矢吹町)	夢みなみ農業協同組合	エゴマ	汎用コンバイン	7,600	3,500
会津	会津若松市	認定農業者	おたねにんじん	初期生産資材	740	370
会津	会津若松市	認定農業者	おたねにんじん	初期生産資材	210	104
会津	会津若松市	認定新規就農者	おたねにんじん	初期生産資材	821	410
会津	会津美里町	会津美里エゴマの会	エゴマ	エゴマ栽培、搾油機器一式	10,132	3,500
会津	直接(会津坂下町)	会津人参栽培研究会	おたねにんじん	初期生産資材	764	382
合計					29,001	12,532

上記のうち、会津農林事務所の以下の事業について事業の実施状況を検討した。

事業実施主体： 会津美里エゴマの会（交付先は会津美里町）

事業内容： エゴマの栽培から製品化に要する機械等の購入（移植機、管理機、コンバイン、乾燥機、搾油機、沈殿器、ビン充填機、打栓機、水分計、水洗機）

実施時期： 平成29年5月10日～12月15日

総事業費： 10,943千円

負担区分 : 県補助金3,500千円、町補助金3,500千円、その他3,943千円
 事業の成果 : 薬効成分や機能性成分を持ち健康の維持、増進作用が期待されるエゴマの省力、低コスト化技術等を導入し生産拡大を図り、6次化事業体等との販売拡大を進めた。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

9 指摘及び意見等 該当事項なし。

5 畜産課

[18] 東日本大震災畜産振興対策事業（畜産課）

1 目的

東日本大震災及び原子力発電所事故からの早期復旧・復興を図るため、生産力回復に資する施設整備や家畜導入、自給飼料生産組織の高度化に必要な機械の導入等に対して支援する。

2 事業内容

- (1) 東日本大震災畜産振興対策整備事業
生産関連施設整備
- (2) 東日本大震災畜産振興対策推進事業
 - ア 自給飼料生産・調製再編支援
 - イ 家畜改良体制再構築支援
 - ウ 公共牧場再生利用促進事業

3 事業の時期

平成23年度から開始

※ 国の東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱が平成23年5月に制定されたことにより、県は平成23年9月補正予算から当該事業を実施している。

4 財源

国庫交付金（東日本大震災農業生産対策交付金）及び一般財源（一部は震災復興特別交付税充当）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	698,939	322,461	1,991,588
決算額	1,019,043	306,069	223,242

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア 東日本大震災畜産振興対策整備事業	1,760,237	60,907
イ 東日本大震災畜産振興対策推進事業	231,351	162,335
合計	1,991,588	223,242

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額	参照
ア 東日本大震災畜産振興対策整備事業			6 (1)
旅費	65	22	
負担金、補助及び交付金	1,760,172	60,885	
計	1,760,237	60,907	
イ 東日本大震災畜産振興対策推進事業			6 (2)、(3)
負担金、補助及び交付金	231,351	162,335	

節区分	予算額	決算額	参照
計	231,351	162,335	
合計	1,991,588	223,242	

6 事業内容及び交付金の概要

- (1) (県中農林事務所・東日本大震災畜産振興対策整備事業) 畜産物共同利用施設整備費／家畜飼養管理施設…交付金 (2 (1))

項目	内容								
1 事業内容	<p>(事業目的)</p> <p>事業実施主体は、県北地区において成鶏採卵農場を運営していたが、原子力発電所事故による影響により、計画的避難区域に指定されたため、飼養していた成鶏を殺処分するとともに、鶏舎を含む全施設を撤去し、長期の事業活動の停止を余儀なくされていた。</p> <p>事業活動の再開を検討した結果、風評に苦しむ福島県の農林水産物においては、鶏卵ではなく採卵用育成雛を生産し県内外の養鶏企業に販売を行うことが、事業を成功させる有効な経営戦略であると判断した。</p> <p>元の農場があった場所では避難指示が解除されていないことに加え、価格競争力を担保し、低コスト化が図れる飼養規模の施設を建設するには狭小であったため、避難指示が解除されていた田村市において、新たに共同利用ウインドレス鶏舎による採卵用育成雛(若雌)農場を建設し、農業生産基盤と採卵鶏の飼養羽数の回復に寄与する。</p> <p>また、農場運営に関わる従業員の継続的な地域雇用の創出を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <p>共同利用ウインドレス鶏舎(敷地造成・鶏舎建設2棟・鶏糞処理施設1式・水処理施設1式・倉庫等1式)</p> <p>※上記は平成29年度事業であり、平成30年度で鶏舎建設8棟を計画</p> <p>(成果目標)</p> <p>売上高の増加</p> <p>現状(平成23年度): 347,923千円(成鶏153,264羽)</p> <p>目標(平成35年度): 1,802,304千円(若雌1,000,000羽)</p>								
2 交付金の名称	福島県東日本大震災農業生産対策交付金								
3 補助率	82.5%以内(国: 1/2以内、県: 補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内)								
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	<p>東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱</p> <p>東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱</p> <p>東日本大震災農業生産対策交付金実施要領</p> <p>福島県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱</p> <p>福島県東日本大震災農業生産対策交付金事務取扱要領</p>								
5 区分	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>事業費の補助</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>設備・施設の整備に係る補助</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>団体の運営費補助</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>利子補給</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	事業費の補助	<input checked="" type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助	<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
<input type="checkbox"/>	事業費の補助	<input checked="" type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助						
<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給						

項目	内容		
	<input type="checkbox"/>	その他	()
6	交付先	田村市（事業実施主体：有限会社はやま農場）	
7	交付決定額と 決算額	内訳	平成29・30年度
		当初交付決定額	（総事業費：1,850,626千円） 1,413,672千円
		決算額（※1）	（総事業費：3,602,383千円） 2,529,598千円

※1 本件事業は、平成30年度に繰越されていることから、平成30年度における確定額を記載している。

（事業の実施状況）

本件事業における事業費は、以下のように、当初計画から約2倍に増加し、補助金も1.8倍に増加している。

（単位：千円）

	当初計画	実績	増減
事業費（税抜）			
造成工事	300,000	1,380,000	+1,080,000
建設工事	856,868	1,599,000	+595,132
排水処理施設	147,000		
内部設備	206,205	192,350	△13,855
鶏糞処理	203,470	164,190	△39,280
合計	1,713,543	3,335,540	+1,621,997
補助金			
国庫補助金	856,771	1,032,851	+176,080
県費	556,901	1,496,747	+939,846
合計	1,413,672	2,529,598	+1,115,926

事業費が増加した主たる要因は以下のとおりである。

- (ア) 造成工事費について、当初計画時、森林で覆われた急峻な土地であったため、実地測量及び実施設計を行えない段階で、敷地面積及び平地での一般的な造成費用単価を用いて積算していた。そのため、今年度になって造成工事に係る対象地の実地測量を行った結果、想定以上の傾斜及び敷地内の沢の存在等が明らかとなり、加えて、公共設計基準（単価・歩掛）を採用した実施設計を行ったため、工事費が増加した。
- (イ) また、鶏舎の建築における実施設計は、過去に茨城県内で行われた同規模の鶏舎建設時に使用した実施設計書を引用して積算していた。そのため、建築費についても、鶏舎建設に係る耐雪荷重の積雪量を建設予定地の数値に置き換え、公共設計基準（単価・歩掛）を反映し、積算したため、事業費が増加した。

また、事業完了は当初計画では平成30年3月の予定であったが、上記理由から、造成工事期間が延長され、最終的な事業完了は平成30年9月となった。

事業完了日：平成30年9月27日、成果確認検査日：平成30年9月28日

- (2) （県中農林事務所・東日本大震災畜産振興対策推進事業）自給飼料生産・調製再編支援…交付金（2(2)ア）

項目	内容
1	事業内容（事業目的）

また、事業費及び補助金の状況は以下のとおりであり、要綱及び要領に基づき適切に処理されている。

	計画	実績	摘要
総事業費	37,541千円	37,303千円	事業完了日：平成30年3月9日 成果確認検査日：平成30年3月26日
国庫補助金	17,380千円	17,270千円	
県補助金	11,297千円	11,225千円	

(3) (畜産課) 東日本大震災畜産復興対策事業…交付金 (2(2)イ)

項目	内容			
1 事業内容	家畜改良体制再構築支援 ・高能力種畜からの受精卵導入支援 (性判別受精卵の導入) 62個			
2 交付金の名称	福島県東日本大震災農業生産対策交付金			
3 補助率	82.5%以内 (国：1/2以内、県：補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内) 又は定額			
4 根拠法令 (法律、条例、要綱等)	東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱 東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱 東日本大震災農業生産対策交付金実施要領 福島県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱 福島県東日本大震災農業生産対策交付金事務取扱要領			
5 区分	<input checked="" type="checkbox"/>	事業費の補助	<input type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
	<input type="checkbox"/>	その他	()
6 交付先	福島県酪農業協同組合			
7 交付決定額と決算額	内訳		平成29年度	
	当初交付決定額		(総事業費：14,731千円)	11,253千円
	決算額		(総事業費：12,907千円)	9,859千円

(事業の実施状況)

受精卵の導入は以下のとおりであり、計画どおり実施されている。

計画			実績		
数量	単価	金額 (税抜)	数量	単価	金額 (税抜)
62個	220,000円 (税込237,600円)	13,640千円 (税込14,731千円)	62個	192,758円 (税込208,179円)	11,951千円 (税込12,907千円)

また、総事業費及び補助金の状況は以下のとおりである。

	計画	実績	摘要
総事業費	14,731千円	12,907千円	事業完了日：平成30年3月8日 成果確認検査日：平成30年3月27日
国庫補助金	6,820千円	5,975千円	
県補助金	4,433千円	3,884千円	

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	(2) 達成困難な目標にかかる計画又は目標値修正の必要性について	-	(2)

項目	コメント	指摘	意見
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。		-
業務実施の適正性	(1)補助事業における効果検証について	-	(1)

8 指摘及び意見等

(1) 補助事業における効果検証について【意見】

上記の6(1)に記載したとおり、東日本大震災畜産振興対策整備事業については、事業費が当初計画から約2倍に増加しており、補助金も1.8倍に増加している。

当該事業費の増加は、事業実施主体の当初計画策定時の見込相違に起因するものであり、一般的な補助事業においては、補助金の増額を行わない。

本件事業については、採卵用育成雛（若雌）100万羽を生産する相当規模の事業であり、震災からの復興をアピールできること、雇用の創出があることから、県として積極的に支援すべき事業と位置付けていたことから、補助金の増額に応じたことである。

本件交付金については、国の実施要領において、事業実施主体は費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとされている。本件においても、以下のとおり、事業実施計画において費用対効果分析が行われているが、事業費増加を反映した変更計画において、「年総効果額」が当初計画比で37%増加し、投資効率は変更計画においても1.00に近似する水準となっている。「年総効果額」の増加は、主に採卵用育成雛（若雌）収入の増加に伴うものであり、これは、販売価格を当初計画から10%上昇する見込み（当初はグループ企業内における取引単価であったが、一般的な販売単価に変更）として計算されたことによるものである。

(金額単位:千円)

	当初計画	変更計画	増減
【事業効果】			
① 総事業費	4,702,990	8,207,272	+3,504,282
② 年総効果額	439,526	602,479	+162,953
③ 総合耐用年数(年)	17	20.5	+3.5
④ 還元率(4%)	0.08248	0.07246	△0.0100
⑤=②/④ 妥当投資額	5,328,880	8,314,643	+2,985,763
⑥=⑤/① 投資効率	1.13	1.01	△0.12

【年総効果額】

⑦	内部効果			
	畜産経営体所得向上効果	344,172	527,054	+182,882
	堆きゅう肥生産量増加効果	63,054	43,124	△19,930
	計	407,226	570,178	+162,952
②	外部効果			
	地域生活環境改善効果	16,754	16,754	-
	生産環境改善効果	15,547	15,547	-
	計	32,301	32,301	-
	年総効果額	439,527	602,479	+162,952

事業者としては投資回収可能としているものの、当初計画の約2倍の補助金を投入したとしても、補助金による経済効果（例えば雇用者数）が倍増するものではなく、補助金を増額することに合理性が認められるものかどうかは疑問である。

本件においては、事業者による要望時の積算の際の検討が不十分であったことに

起因しており、本来は事業者の負担での計画続行の可否を判断すべき問題である。県側においても、事業者の策定した計画の実行可能性を検証するとともに、補助金額に見合った効果があるのかについて説明責任を果たす必要がある。

(2) 達成困難な目標にかかる計画又は目標値修正の必要性について【意見】

上記の6(3)東日本大震災畜産復興対策事業については、
(目標数値)

	現状 (平成22年度)	目標	結果
経産牛頭数	7,007頭 (H23.1) ↓ 5,900頭 (震災後H23.5)	6,346頭 (概ね7,007頭 の90%の回復)	5,305頭 (監査時点での頭数)

上記のとおり、経産牛頭数の目標値は6,346頭に対して、結果は5,305頭と約1,000頭未達の状態にある。御担当者へのヒアリングベースでは、畜産農家の担い手や自然減少により、目標値には届いていないとのことであった。当該事業は、平成24年度から平成30年度にかけて実施する計画であったが、計画の中途において目標の達成が困難である状況が把握できる場合は、計画見直しの検討をすべきであったと考えられる。また、目標の設定自体が有効なものであったかについても計画の中途において検討すべきであったと考えられる。

[19] 家畜保健衛生所機能強化再編事業（畜産課）

1 目的

家畜防疫機能の集中・強化と危機管理に対応する家畜の安全対策のため、県中、県南及びいわきの3家畜保健衛生所を統合し、（仮称）中央家畜保健衛生所を新たに整備・開設する。

2 事業内容

家畜保健衛生所機能強化再編事業
 庁舎新築工事に取り組むとともに、必要な機器整備・移設等を行う。

3 事業の開始時期

平成26年度から開始。（～平成29年度）

4 財源

震災復興特別交付税、被災施設復旧関連事業債、通常債、一般財源及び国庫支出金（消費安全対策交付金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	206,629	1,152,360	521,347
決算額	101,797	520,734	990,692

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額			決算額
	工事関連	備品整備等	事務費	
ア 家畜保健衛生所機能強化再編事業				
旅費	29		29	28
需用費	17,718		(C) 17,681	17,718
委託料	45,881	5,574	(B) 40,307	56,147
使用料及び賃借料	81		81	62
工事請負費	377,807	377,807		854,867
備品購入費	68,579		(D) 68,579	61,870
償還金・利子及び割引料	11,252		11,252	0
合計	521,347	(A) 383,381	137,819	990,692

6 事業内容及び実施状況

家畜保健衛生所は県内に6か所あったが、いわきについては東日本大震災で全壊し、県中については周辺が開発により宅地化が進み、県南については施設の老朽化が顕著な状況にあった。また、大震災の影響で農家戸数が減少しているものの、飼養頭数は大規模化により増加していることや、鳥インフルエンザが発生した場合の防疫など対応を強化する必要があることから、県中、県南、いわきの3家畜保健衛生所を統廃合して、玉川村に新設することにした。平成25年10月から平成26年1月に県外部有識者6名の委員により構成された「福島県家畜保健衛生所のあり方検討会」においても、

県内に6か所ある家畜保健衛生所のうち、県中、県南、いわき家保を統廃合し、当面4か所体制とするという意見が出されている。

本事業により、平成26年度から候補地の選定作業に着手し、平成27年度に建設用地の取得と建築設計を行い、平成28年度から建築工事に着工し、平成30年2月に中央家畜保健衛生所を開所している。

(工事関連)

工事関連費用の当初予算の内訳は以下のとおりである。当初予算では、合計金額を平成28年度は3/4、平成29年度は1/4に按分している。

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度	合計	
震災復興特別交付税		126,440	42,147	168,587	
被災施設復旧関連事業債	交付税	35,492	11,764	47,256	
	県債	15,211	5,042	20,253	
通常債	県債	731,143	243,321	974,464	
	一般財源	243,714	81,107	324,821	
合計		1,152,000	383,381	1,535,381	
内訳	工事請負費	1,131,000	377,807	1,508,807	※1
	工事監理業務委託	19,000	5,145	24,145	※2
	意図伝達業務委託	2,000	429	2,429	※3
合計		1,152,000	(A) 383,381	1,535,381	

(1) 工事請負費

上記の工事請負費(※1)の内訳は以下のとおりである。(単位：千円)

内容	落札者	予算額	起工額	落札額
建設工事	陰山建設(株)	1,508,807	846,401	764,640
電気設備工事	高柳電設工業(株)		231,309	202,608
機械設備工事	山田設備工業(株)郡山営業所		325,890	289,170
合計		1,508,807	1,403,600	1,256,418

建設工事の工事契約の内容は以下のとおりである。

項目	内容
1 工事の番号・名称	第16-36035-0011号 家保機能強化再編2801工事 家畜保健衛生所地区
2 工事の場所	石川郡玉川村大字岩法寺地内
3 工期	着工 福島県議会を議決を得た日から4日を経過した日 完成 平成29年10月5日
4 受注者	陰山建設株式会社
5 契約方式	条件付一般競争入札(総合評価方式)
6 入札方法の理由	本工事は庁舎等の建築工事であり、施工規模や工事内容から判断し、標準の条件設定による条件付一般競争入札に付することが適当と思われる。 また、設計金額から、総合評価方式(標準型)により実施することが適当と思われる。

項目		内容	
		なお、本工事は、復興・再生事業等に係る工事に該当し、応札者確保の観点からも混合入札（復興JV）を採用することが適当と思われる。	
7	入札参加者数	5社	
8	起工額と契約金額	内訳	
		平成28・29年度	
		起工額	846,401千円
		工事請負額	
		仮契約書(H28.6.10)	764,640千円
		変更契約書(H28.11.14)	+49,474千円
		変更契約書(H29.1.23)	△374千円
		変更契約書(H29.5.24)	+6,837千円
	計	820,577千円	

(2) 工事監理業務委託

上記の委託料（※2、3）の内訳は以下のとおりである。（単位：千円）

内容	落札者	予算額	設計額	落札額
工事監理業務委託	(有)宮古建築設計事務所	24,145	17,204	16,740
意図伝達業務委託	-	2,429	-	-
合計		26,574	17,204	16,740

平成28年度において、意図伝達業務については協議の結果不要となったものがあるが、2か年の事業であるため、平成29年度の当初予算においても修正を行っていない。工事監理業務委託の内容は以下のとおりである。

項目		内容	
1	委託業務の内容	家畜保健衛生所の新築工事に伴う、家保機能強化再編2801(建築工事)、同2802(電気設備工事)、同2803(機械設備工事)工事に係る工事監理業務委託	
2	委託期間	360日間	
3	委託先	有限会社宮古建築設計事務所	
4	契約方式	指名競争入札	
5	入札方法の理由	本業務は、石川郡玉川村内における家畜保健衛生所の新築工事に伴い、建物・設備等の工事監理を行うものであるため、地域事情に精通し、建築設計の実績がある事業者による指名競争入札が適当であると判断される。	
6	入札参加者数	9社	
7	予算額と契約金額	内訳	
		平成28・29年度	
		予算額	24,145千円
		設計額	17,204千円
	契約金額	16,740千円	

(備品整備等)

(1) 委託料

機器整備等の委託料（B）40,307千円の内訳は、移転業務委託、産業廃棄物収集運搬・処分業務委託及び建物登記委託である。移転業務委託の内容は以下のとおり

である。

項目		内容	
1	委託業務の内容	家畜保健衛生所の再編に伴い「福島県中央家畜保健衛生所」が完成するにあたり、県内3カ所の家畜保健衛生所にある文書、什器、検査機器及び検査資材等について、発注者の示す期間内で、現在の3家保から中央家保への搬入、これらに関連した養生、点検、梱包、運搬、開梱、解体、組立、据付、接続、動作確認等の作業、他の業務受託業者との調整等を行う	
2	契約期間	契約締結日から平成30年2月15日まで (移設期間は、発注者が指定する日から平成30年1月31日まで)	
3	委託先	株式会社東栄科学産業郡山営業所	
4	契約方式	一般競争入札	
6	入札参加者数	2社	
7	予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
		予定価格	29,916千円
		契約金額	28,242千円

(2) 需用費、備品購入費

需用費（予算額(C)17,681千円）は機器整備消耗品等であり、備品購入費（予算額(D)68,579千円）は検査機器等の購入費が計上されている。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等

該当事項なし。

[20] 畜産競争力強化対策整備事業（畜産課）

1 目的

本県畜産業の復興・再生に向け、地域の中心的経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。

2 事業内容

畜産競争力強化対策整備事業

畜産クラスター協議会が策定した、畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的経営体が行う施設整備や家畜導入を支援する。

3 事業の開始時期

平成27年度から開始

4 財源

国庫支出金（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策補助金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	0	786,450	320,409
決算額	161,606	160,810	50,998

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
旅費	54	0
負担金、補助及び交付金	320,355	50,998
合計	320,409	50,998

6 事業の実施状況

平成29年度の事業は、国の平成28年度の補正予算で策定された「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」の繰越予算によるものである。

県は平成29年度の当初予算では2件の事業要望320百万円を計上していたが、経営方針の見直しや建設時期の再検討等により、平成29年度の事業申請ができなくなり案件を取り下げ、2月補正予算で減額補正を行っており、平成29年度の実績はない。

なお、国の募集開始時期が遅いため平成27年度は6件の内4件、平成28年度は5件の内3件の事業が年度内に完了せず繰越となり、平成29年度に前年度繰越明許費が50,998千円計上されている。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-

項目	コメント	指摘	意見
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

- 8 指摘及び意見等
該当事項なし。

[21] 肥育牛全頭安全対策推進事業（畜産課）

1 目的

肥育牛を県外へ出荷する際に、放射性物質検査を全頭実施し安全性を確保することで、本県産牛肉に対する消費者等の信頼を回復するとともに、県産ブランドの再生及び肥育牛農家の経営の安定を図る。

2 事業内容

(1) 牛肉の放射性物質の全頭検査

県外においてと畜処理される肥育牛について、放射性物質検査に必要な材料を採取して検査機関へ搬入し、全頭検査を行う体制を確立する。

(2) 牛生体の放射性物質検査

放射性物質の検出リスクの高い繁殖雌牛等については、出荷前の生体で放射性物質検査を実施し、基準値を超過する牛肉が出荷されない体制を整備する。

3 事業の開始時期

平成23年度から開始

4 財源

一般財源（東電に対する原子力賠償請求対象経費）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	54,948	40,819	38,483
決算額	23,147	21,257	19,951

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
肥育牛全頭安全対策推進事業		
旅費	318	318
需用費	2,978	1,780
役務費	1,301	1,300
委託料	33,097	15,765
備品購入費	789	788
合計	38,483	19,951

6 事業内容及び委託契約の概要

(1) 肥育牛全頭安全対策推進事業の概要

全頭検査対象農家（適正な飼養管理が確認できなかった農家及び制限区域等で飼養されていた牛）については県内でと畜し、農業総合センターで検査を行っている（以下「県内検査」という。）。

全戸検査対象農家（その他の農家）については、1頭目は同様に県内でと畜し県内検査を行うが、全戸検査済確認書が発行されると全戸検査済農家となり、2頭目以降は県外と畜が可能となる。県外と畜についてはと畜所管自治体、食肉卸会社に

より検査が行われている（以下「県外検査」という。）、当該事業で県外検査の業務を委託している。

(2) 委託契約の内容

当該事業において委託契約を締結した9社のうち以下の1社について監査を実施した。

項目		内容	
1	事業内容	平成23年7月に、福島県から出荷された牛肉をはじめ全国各地で牛肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、当該牛肉が市場流通・消費されていたことが判明したため、本県から出荷される牛についての安全性を確認するため、全頭の放射線検査を行い、牛肉に対する消費者等の信頼を回復させる。	
2	委託期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
3	委託先	仙台中央食肉卸売市場株式会社	
4	契約方式	単独随意契約（単価契約）	
5	随意契約の理由	仙台中央食肉卸売市場株式会社は、と畜翌日に枝肉セリに上場するために、と畜された牛肉の放射性物質検査を行う検査所をと畜場内に設置しており、当該検査を一括して請け負う体制が可能である唯一の業者であるため。	
6	支払方法等	原則として月ごとにとりまとめ、書面により請求、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払う。請求金額は、契約書に定める委託単価に検査回数を乗じた金額	
7	予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
		予定価格（全体）	(5,713検体) 27,656千円
		設計額	(1,042検体) 6,759千円
		契約金額	簡易検査1検体あたり6,480円 精密検査1検体あたり9,720円

7 事業の実施状況

牛肉に対する消費者等の信頼を回復するとともに、県産ブランドの再生及び肥育牛農家の経営の安定を図るため、肥育牛を出荷する際に放射性物質検査を全頭実施している。検査頭数は18,889頭（県内と畜3,419頭、県外と畜15,470頭）であり、このうち肥育牛全頭安全対策事業により県外と畜の3,603頭の検査を委託事業で実施している。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	(2) 予算実績の乖離について	-	(2)
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	(1) 見積提出依頼発議書における決裁日付の漏れ	(1)	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

9 指摘及び意見等

(1) 見積提出依頼発議書における決裁日付の漏れ【指摘】

福島県肥育牛全頭安全対策推進事業に係る見積書の提出について（依頼）について、業者に対して見積書提出の実施伺いに際し、発議書を作成しているが、決裁日の日付が漏れている。福島県文書等管理規則に違反した取扱いとなっている。

(回議又は合議が終了したときの記録)

第16条 起案した者は、起案文書について決裁を受けたときは、当該起案文書に決裁を受けた年月日その他必要な事項を記載するものとする。

(2) 予算実績の乖離について【意見】

福島県肥育牛全頭安全対策推進事業の当初予算と決算額の乖離状況は以下のとおりである。当初予算額は徐々に減少しているものの、決算額も減少しており50%程度乖離して推移している。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	54,948	40,189	38,483
決算額	23,147	21,257	19,951
予算決算差	31,801	18,932	18,532
予算決算乖離率	58%	47%	48%
予算前年実績比		58%	55%

県は、予算額については、前年度実績を考慮しながらも、県外への出荷先は市場の動向に左右されるため予想困難であることや、簡易検査での結果が「50Bq/kg」を超えると精密検査を実施しなければならないことを鑑み、相当の検査委託料を見込んで当初予算に計上する必要があるとし、平成29年度実績においては、首都圏の検査機関等に対して実施した見積合わせの結果、予想以上に安価で契約できたこと、検査手数料がかからない東京食肉市場や横浜食肉市場への出荷頭数が想定以上に多くなったこと、関係者の努力により精密検査を必要とする検体が発生しなかったこと等から、検査に係る執行額が減少したとのことである。

しかし、予算決算が50%程度乖離している状態が継続していることから、県は予算の精度を高めるよう、過去の決算額の減少要因である市場動向や検査手数料の無料化等による影響を見積もった上で、出来る限り実績と近似する予算を策定することが望まれる。

[22] 自給飼料生産復活推進事業（畜産課）

1 目的

草地更新等の除染により牧草の汚染レベルを低減していくことで、粗飼料の生産基盤を復活させるため、草地の除染等にもなう代替粗飼料確保などに対して支援を行う。

2 事業内容

除染が完了するまでの間は粗飼料の生産ができなくなることから、自給飼料の利用を行うことができない酪農や肉用牛農家における安全な粗飼料を確保するため、代替粗飼料の購入に必要な資金を貸し付ける。

3 法令根拠

自給飼料生産復活推進事業資金貸付要綱

4 事業の開始時期

平成24年度から開始

5 財源

諸収入（粗飼料確保緊急対策資金貸付金元金収入）

6 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	214,506	70,000	25,000
決算額	70,000	70,000	25,000

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
自給飼料生産復活推進事業		
貸付金	25,000	25,000
合計	25,000	25,000

7 事業の実施状況

県は、福島第一原子力発電所事故により汚染された牧草地等の粗飼料の生産基盤を復活させるため、草地更新等による除染により飼料の汚染レベルを低減していくことが重要であると考えている。

当該事業は、草地更新等に伴う自給飼料の生産ができない生産者に対して代替飼料購入に係る費用を無利子で貸し付けるものである。農業協同組合等は生産者（酪農農家）の借入必要金額を取りまとめて県に申請し、県は農業協同組合等に資金を預託し、農業協同組合等から生産者に貸付を行っている。

貸付先	農業協同組合等
貸付額(予算)	25,000千円
貸付条件	1年償還無利子
貸付期間	平成29年5月～平成30年3月

貸付の推移は以下のとおりである。貸付計画金額は農業協同組合等への預託額であり、貸付実行金額は農業協同組合等から生産者への貸付額である。

年度	貸付計画金額 (千円)	貸付実行金額 (千円)	貸付計画件数 (件)	貸付数 (件)
24	429,610	139,000	226	44
25	150,000	18,100	40	4
26	150,000	12,400	35	3
27	70,000	19,800	12	4
28	70,000	11,000	12	4
29	25,000	0	4	0
合計	894,610	200,300	329	59

除染が必要な草地等（避難区域を除く）のうち約75%の除染が既に完了している。県は平成29年度の予算を、要望調査結果に基づき予算計上し、平成29年5月26日に農業協同組合等へ25,000千円の預託を行った。しかし、計画した酪農農家については、代替飼料を購入したが自己資金又は過去の子牛価格下落に伴う東電の賠償金により資金繰りを確保したこと、平成28年度に草地除染を実施した牧場については自給飼料による給与が可能となったことにより、結果的に生産者からの借入申し込みはなかった。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

9 指摘及び意見等

該当事項なし。

[23] ふくしまの畜産復興対策事業（畜産課）

1 目的

本県畜産業の再生・復興を図るため、肉用牛及び乳用牛の生産基盤の回復を図るとともに、他県に負けないブランドの向上に取り組む。

2 事業内容

(1) 第11回全国和牛能力共進会出品対策事業

平成29年度に開催される全国和牛能力共進会で優秀な成績を収めるため、県は優秀な種雄牛候補牛を出品するとともに他部門の出品へも積極的に関与し、県内関係団体と連携しその取組を支援する。

ア 第11回全国和牛能力共進会負担金

イ 出品対策費

出品牛の輸送費、装備、装飾品、防疫衛生費、PR対策に必要な経費を助成する。

ウ 大会参加経費

事業期間：平成27年度～平成29年度

(2) 酪農担い手育成・確保対策事業

生乳生産量を回復させるため、核となる担い手を育成する。

酪農後継者経営・技術向上支援事業

次代を担う酪農後継者の経営・技術の資質向上に資するため、県内全域の酪農後継者が組織する団体が行う牛群検定実践研修会等の開催経費に補助金を交付する。

事業期間：平成29年度から

(3) 肉用牛生産基盤復興創生事業

肉用牛の生産基盤を回復するため、肉用牛繁殖雌牛の増頭に向けた組織的な取組を支援する。

繁殖牛地域増頭推進事業

地域や部会単位など広がりを持った増頭・規模拡大活動を活性化し、生産基盤の回復と安定化を図るため、地域全体での繁殖雌牛増頭への取組に対し、奨励金を交付する。

事業期間：平成29年度～平成30年度

(4) 畜産産地再生支援事業

畜産産出額の増大及び雇用の創出を推進するため、企業誘致相談会の開催、企業への訪問活動等により、畜産企業の進出を支援する。

事業期間：平成29年度から

3 財源

繰入金（原子力災害等復興基金）

4 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
--	--------	--------	--------

当初予算額	130,015	87,116	9,716
決算額	126,580	70,658	9,127

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア 第11回全国和牛能力共進会出品対策事業	6,000	6,000
イ 酪農担い手育成・確保対策事業	1,000	1,000
ウ 肉用牛生産基盤復興創生事業	1,700	1,700
エ 畜産産地再生支援事業	1,016	427
合計	9,716	9,127

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額	参照
ア 第11回全国和牛能力共進会出品対策事業			
旅費	710	710	
負担金、補助及び交付金	5,290	5,290	5 (1)
計	6,000	6,000	
イ 酪農担い手育成・確保対策事業			
負担金、補助及び交付金	1,000	1,000	5 (2)
計	1,000	1,000	
ウ 肉用牛生産基盤復興創生事業			
負担金、補助及び交付金	1,700	1,700	
計	1,700	1,700	
エ 畜産産地再生支援事業			
旅費	143	111	
需用費	229	29	
役務費	384	287	
使用料及び賃借料	260	0	
計	1,016	427	
合計	9,716	9,127	

5 事業内容及び補助金の概要

2 (1) 及び 2 (2) の事業内容及び補助金の概要は以下のとおりである。

(1) 第11回全国和牛能力共進会出品対策事業…補助金 (2 (1))

項目	内容
1 事業内容	平成29年度に開催される全国和牛能力共進会で優秀な成績を収めるため、県は優秀な種雄牛候補牛を出品するとともに他部門の出品へも積極的に関与し、県内関係団体と連携してその取組を支援する。
2 補助金等の名称	福島県畜産振興事業 (第11回全国和牛能力共進会出品対策事業) 補助金
3 補助率	第11回全国和牛能力共進会負担金：定額 第11回全国和牛能力共進会出品対策費：定額

項目	内容	
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県畜産振興事業補助金交付要綱 第11回全国和牛能力共進会出品対策事業実施要領
5	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
6	交付先	公益社団法人全国和牛登録協会福島県支部
7	予算額と決算額	
	内訳	
	平成29年度	
	当初予算額	5,290千円
	決算額	5,290千円

(2) 酪農担い手育成・確保対策事業…補助金 (2(2))

項目	内容	
1	事業内容	東日本大震災及び原子力発電所事故の影響等により、震災前の7割程度となっている本県生乳生産量を回復させるため、核となる担い手を育成することを目的に各種研修会を実施する。
2	補助金等の名称	福島県畜産振興事業 (酪農後継者経営・技術向上支援事業) 補助金
3	補助率	定額
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県畜産振興事業補助金交付要綱
5	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
6	交付先	福島県酪農青年研究連盟
7	予算額と決算額	
	内訳	
	平成29年度	
	当初予算額	1,000千円
	決算額	1,000千円

6 事業の実施状況

2(1)、2(2)及び2(4)の事業の実施状況は以下のとおりである。

(1) 第11回全国和牛能力共進会出品対策事業… (2(1))

平成29年9月開催の全国和牛能力共進会へ種牛14頭、肉牛8頭を出品し、出品した8区分中5区分において優等賞入賞を果たした。特に肉牛の部においては第7区及び第8区において東日本トップとなる優秀な成績を収めることができ、県内外へ福島県和牛改良の成果を示すことができたと評価している。

(2) 酪農担い手育成・確保対策事業… (2(2))

研修の状況は以下のとおりであり、計画どおり実施されている。

研修	当初計画	実績
第1回その他研修	1,000千円	257千円
第3回税務研修		225千円
第4回飼養管理研修		583千円

研修	当初計画	実績
合計	1,000千円	1,065千円

※第2回の研修は、酪農学園大学との共催となり、費用はすべて大学側が負担している。

また、事業費及び補助金の状況は以下のとおりである。

	計画	実績	摘要
事業費	1,000千円	1,065千円	事業完了日：平成30年3月12日
県費	1,000千円	1,000千円	成果確認検査日：平成30年3月27日

(3) 畜産産地再生支援事業…(2(4))

福島県へ進出する畜産企業への支援を図り、畜産産出額の増大及び雇用の創出を推進するため、企業誘致相談会の開催や訪問活動を行った。実績は以下のとおりである。

企業誘致相談会	参加 10社
畜産企業の誘致に取り組む市町村情報の掲載	畜産雑誌 3誌

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等

該当事項なし。

6 水産課

[24] 水産種苗研究・生産施設復旧事業（水産課）

1 目的

東日本大震災により「水産種苗研究所」と「栽培漁業センター」は壊滅的な被害を受け、水産種苗研究・生産の拠点を失った。今後、資源を造成していく栽培漁業は水産業振興にとって重要であり、栽培漁業の展開・再構築は、県復興計画及び福島復興再生基本方針にも位置づけられている。また、漁業関係者からの要望もある。そこで、ヒラメ・アワビ・アユ等の種苗研究と生産施設の復旧を図り、本県水産業の復興を促進させる。

震災前は大熊町に設置し、原子力発電所の温排水を有効活用していた。震災により大熊町の施設が被災し、また、原発事故により立入制限となっていた。本事業は、相馬市・新地町に移転新築するための事業であり、近くにある相馬共同火力発電新地発電所の温海水を利用する。

2 事業内容

水産種苗研究・生産施設の建設工事を行う（東日本大震災復興交付金事業）

3 事業の開始時期

平成25年度から開始

4 財源

繰入金（東日本大震災復興交付金基金）、一般財源（震災復興特別交付税措置対象、原子力賠償請求対策経費）及び諸収入（雇用委保険被保険者負担分）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	3,102,045	3,977,392	4,104,010
決算額	1,075,737	2,288,799	2,568,377

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
水産種苗研究・生産施設復旧事業		
共済費	276	276
賃金	1,758	1,758
旅費	382	369
需用費	51,932	18,270
役務費	72	43
委託料	52,000	18,863
使用料及び賃借料	15,049	13,833
備品購入費	195,024	89,183
工事請負費	3,787,517	2,425,782
合計	4,104,010	2,568,377

6 事業内容及び工事・委託契約の概要

本事業は平成25年度に基本設計、平成26年度から平成27年度に実施設計（ボーリング調査、基本設計見直し、実施設計、特定環境影響調査）、平成27年度から平成28年度に敷地造成、平成28年度から建物建築工事を行っている。平成29年度に東工区（研究棟等）の建築工事が完成している。

(1) 工事請負費

項目		内容	
1	工事名称	水産種苗研復旧2703工事 水産種苗研・生産施設地区	
2	工事概要	水産種苗研究施設（東工区） 延床面積3,455.95㎡	
3	工事期間	平成28年7月11日（工期390日間）⇒平成29年8月4日 ⇒平成29年9月18日⇒平成30年1月31日	
4	受注者	小野建設・フジタ特定建設工事共同企業体	
5	契約方式	条件付一般競争入札（総合評価方式）	
6	予定価格 と契約金額 等	内訳	
		平成28・29年度	
		予定価格	1,059,596千円
		契約金額	1,018,440千円
	変更後契約金額	1,032,653千円	

(2) 工事監理業務委託事業…委託料

項目		内容	
1	事業内容	水産種苗研復旧2802業務 水産種苗研復旧工事監理業務	
2	委託期間	平成28年9月15日～平成30年3月30日⇒平成31年1月31日	
3	委託先	株式会社小島建築設計事務所	
4	契約方式	指名競争入札（指名11社、辞退4社、参加7社）	
5	予定価格 と契約金額 等	内訳	
		平成28～30年度	
		予定価格	28,597千円
		契約金額	25,812千円
		支払額	平成28年度 10,320千円 平成29年度 15,230千円 平成30年度 業務委託料から平成28年度及び平成29年度支払額を差し引いた額

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等 該当事項なし。

[25] 経営構造改善事業（水産課）

1 目的

東日本大震災により、本県水産業において重要な役割を果たしてきた市場等の共同利用施設が甚大な被害を受けたことから、施設の整備を支援する

また、東日本大震災により被災し、沈下した相馬市岩子地区の浸水防護施設の整備を代行工事により支援する。

2 事業内容

(1) 水産業共同利用施設復旧整備事業

被災した漁協等が所有する共同利用施設の整備を支援する。

(2) 漁業集落防災機能強化事業

相馬市岩子地区の浸水防護施設整備を相馬市に代わり工事を行う。

3 事業の開始時期

平成23年度から開始

4 財源

国庫支出金（水産共同利用施設復旧整備費補助金）、分担金及び負担金（漁業集落防災施設工事費負担金：相馬市負担金）及び一般財源（震災復興特別交付税対象）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	1,933,757	142,102	1,329,839
決算額	783,499	127,671	15,580

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア 水産業共同利用施設復旧整備事業	892,149	15,434
イ 漁業集落防災機能強化事業	437,690	146
合計	1,329,839	15,580

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
ア 水産業共同利用施設復旧整備事業		
旅費	226	180
需用費	139	104
役務費	48	15
使用料及び賃借料	61	57
負担金、補助及び交付金	891,675	15,078
計	892,149	15,434
イ 漁業集落防災機能強化事業		
旅費	34	18
需用費	179	114

参照

6(1)

節区分	予算額	決算額	参照
役務費	50	14	
委託料	3,807	0	
工事請負費	433,620	0	
計	437,690	146	
合計	1,329,839	15,580	

6 事業内容及び補助金・工事等の概要

(1) 水産業共同利用施設復旧整備事業…補助金 (2 (1))

項目	内容	
1 事業内容	被災した漁協等の共同利用施設の早期復旧に必要な施設整備を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（補助対象経費）に対して補助金を交付する。	
2 補助金等の名称	福島県水産業共同利用施設復旧整備事業補助金	
3 補助率	5/6以内（うち国2/3以内）	
4 根拠法令（法律、条例、要綱等）	福島県水産業共同利用施設復旧整備事業補助金交付要綱	
5 区分	<input type="checkbox"/> 事業費の補助 <input type="checkbox"/> 団体の運営費補助 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助 <input type="checkbox"/> 利子補給
6 交付先	下記参照	
7 予算額と決算額	内訳	平成29年度
	当初予算額	891,675千円
	決算額	15,078千円

当初予算、決算額及び繰越額の状況は以下のとおりである。（単位：千円）

交付先	補助対象事業費	補助金	うち		備考
			国費	県費	
当初予算	1,070,013	891,675	713,340	178,335	
現年度					
いわき市漁業協同組合	18,096	15,078	12,063	3,015	※1
計（現年度決算額）	18,096	15,078	12,063	3,015	
翌年度繰越					
相馬市磯部地区水産加工組合	58,500	48,750	39,000	9,750	※2
四倉水産加工業協同組合	46,223	38,519	30,815	7,704	※2
福島県漁業協同組合連合会	880,680	733,900	587,120	146,780	※2
計（翌年度繰越）	985,403	821,169	656,935	164,234	
合計	1,003,499	836,247	668,998	167,249	

※1 補助対象事業費及び補助金額は実績額

※2 平成30年度繰越であり補助対象事業費及び補助金額は交付決定額（繰越額）

いわき市漁業協同組合に対する補助事業は、平成29年度中に完了しているが、その他の補助事業については、繰越となっている。なお、平成29年度に予算が大幅に増額されているが、これは福島県漁業協同組合連合会に対して燃油補給施設整備のための補助である。当該補助事業についても、平成30年度に繰越となった。

(2) 漁業集落防災機能強化事業…小事業（2(2)）

相馬市松川浦に隣接する漁村集落である岩子地区における漁業関連施設の保全と防災安全のために必要な防災安全施設の整備を行う事業である。平成29年度から平成30年度にかけて工事を行う予定であったが、主要工事期間が平成30年度に変更となったことから、平成29年度の工事請負費等の支出はない。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1) 発議書の決裁日付について	(1)	-

8 指摘及び意見等

発議書の決裁日付について【指摘】

発議書には決裁となった日付を入力記載することとなっているが、一部の発議書には日付が記載されていない。担当者によれば、支出負担行為調書の決裁を以って決裁日付の記入を省略しているとの説明を受けており、他の事業においても同様の取扱いを行っている状況が散見されている。

当該事業においても決裁日付のない発議書はあるものの、支出負担行為調書により決裁と記載しているにも関わらず、発議書の決裁日付を記載している場合があり、その取扱いが統一されていない。本来は、日付の記載をするべきものを省略する取扱いとするのであれば、その取扱いを明確に規定しておく必要がある。

[26] 水産試験研究拠点整備事業（水産課）

1 目的

原子力災害により壊滅的な状況である本県水産業の復興・再生に不可欠な試験研究を実施するため、必要な施設、設備等の機能強化等を図るため、施設等の整備を行う。

新たに整備する施設では、放射性物質が海産魚介類に与える影響の解明に加え、ウニ・アワビ等の資源状況の把握や海洋環境の把握に関する研究を行う。また、研究成果を漁業関係者等に広く周知し、試験操業の拡大に資する。

2 事業内容

福島県水産試験研究拠点整備に必要な工事等の実施

3 事業の開始時期

平成28年度から開始

4 財源

国庫支出金（福島県水産試験研究拠点整備事業費補助金）及び一般財源（一部は震災復興特別交付税充当、県債）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	92,792	779,160
決算額	-	36,622	664,199

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
水産試験研究拠点整備事業		
旅費	155	122
需用費	298	281
役務費	834	722
委託料	53,686	39,565
使用料及び賃借料	4,593	4,025
工事請負費	719,594	619,484
合計	779,160	664,199

6 事業内容及び委託契約の概要

本事業における委託業務は、基本・実施設計業務、精密機器移設業務、移転廃棄物処理業務、イントラネット移設業務があり、以下は基本・実施設計業務の概要である。

項目	内容
1 事業内容	水産試験研究拠点整備事業 基本設計・実施設計委託
2 委託期間	平成28年8月31日～平成29年9月15日
3 委託先	株式会社ティ・アール建築アトリエ
4 契約方式	「福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試

項目		内容	
		行要領」に基づく公募型プロポーザル	
5	随意契約の理由	水産試験場は、昭和41年に現施設を開所したが、原子力災害に起因する新たな課題に対応するため、放射性物質関連研究、水産資源関係研究、大学等との共同研究、外来者に向けた水産物の安全性等情報発信の強化を図るとともに、放射性物質関連研究施設としての安全性確保、周辺環境に配慮した施設とする必要があることから、公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した技術提案書を提出した者を。見積書を徴する相手方とする随意契約を締結したい。	
6	予定価格と契約金額	内訳	平成28・29年度
		予定価格	64,439千円
		契約金額	64,260千円
		変更後契約額	63,553千円

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等

該当事項なし。

[27] 共同利用漁船等復旧支援対策事業（水産課）

1 目的

東北地方太平洋沖地震による津波のため、甚大な被害を受けた漁船が多数に上ることから、漁業協同組合等が組合員の共同利用に供する漁船建造費用等に対し補助を行うことで、早急な漁業生産活動の再開を支援する。

2 事業内容

漁業協同組合等が組合員の共同利用に供する漁船建造、中古船購入、漁具購入費用に対し補助を行う。

3 事業の開始時期

平成23年度から開始

4 財源

国庫支出金（共同利用漁船等復旧支援対策事業等補助金）及び一般財源（震災復興特別交付金充当）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	1,034,073	389,684	553,398
決算額	63,071	53,715	161,140

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
共同利用漁船等復旧支援対策事業		
旅費	109	8
需用費	150	68
役務費	50	22
使用料及び賃借料	89	20
負担金、補助及び交付金	553,000	161,022
合計	553,398	161,140

6 事業内容及び補助金の概要

共同利用漁船等復旧支援対策事業…補助金

項目	内容
1 事業内容	漁業協同組合等が組合員の共同利用に供する漁船建造費用等に対し補助を行うことで、早急な漁業生産活動の再開を支援する。
2 補助金等の名称	福島県共同利用漁船等復旧支援対策事業補助金
3 補助率	7/9以内（国1/3 県4/9）
4 根拠法令（法律、条例、要綱等）	共同利用漁船等復旧支援対策事業実施要綱 共同利用小型漁船建造事業実施要綱 共同利用漁船等復旧支援対策事業等補助金交付要綱

項目		内容			
		福島県共同利用漁船等復旧支援対策事業補助金交付要綱 福島県共同利用漁船等復旧支援対策事業事務取扱要領			
5	区分	<input type="checkbox"/>	事業費の補助	<input checked="" type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
		<input type="checkbox"/>	その他	()	
6	交付先	漁業協同組合等			
7	予算額と決算額	内訳		平成29年度	
		当初予算額		553,000千円	
		決算額		161,022千円	

国の補助事業であるため、事業実施主体である相馬双葉漁業協同組合からの追加交付申請に基づき、県は農林水産省に追加交付申請を行っている。また、年度内に完了しない分については繰越承認申請に基づき事業費の翌年度繰越額に対する補助金額を明許繰越としている。

平成29年度福島県共同利用漁船等復旧支援対策事業費 (単位:千円)

		交付申請 (H29.6.29)	追加交付申請 (H29.11.24) ※1	追加交付申請 (H30.2.8) ※2	繰越承認申請(H30/3/27)	
					当年度支払額	翌年度繰越額
I 共同利 用小型船 船建造事 業	稲荷丸	64,270	64,439	64,439	64,439	0
	第十八観音丸 (観音丸)		68,013	68,322	58,209	10,113
	第八海幸丸			70,897	21,100	49,797
	計	64,270	132,452	203,658	143,748	59,910
II 共同利 用漁船等 復旧支援 対策事業	漁船 (新船建造分)	63,110	63,110	63,110	60,000	3,110
	漁船 (中古船修繕分)		7,240	13,194	3,280	9,908
	定置網漁具	4,865	4,865	12,326	0	12,326
	計	67,975	75,215	88,630	63,280	25,344
合計		132,245	207,667	292,288	207,028	85,254
補助金 (補助率 7/9)	I	49,988	103,018	158,401	111,804	46,597
	II	52,869	58,501	68,934	49,218	19,712
	合計	102,857	161,519	227,335	161,022	66,309

※1 4.9トンの漁船1隻にかかる設備追加、4.9トンの漁船1隻追加建造、中古船2隻の追加修繕、漁労設備の追加修繕による変更。

※2 4.9トンの漁船1隻の追加建造、漁労設備の追加、中古船1隻の追加修繕、漁具の追加購入による変更。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	(2)年度内補助金の額の確定調書について(通知先等の記載)	-	(2)
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1)年度内補助金の額の確定調書について(決裁)	-	(1)

8 指摘及び意見等

(1) 年度内補助金の額の確定調書について（決裁）【意見】

確定調書には、「支出負担行為調書（変更）0107501により決裁」と記載されており、決裁した証跡が見つけられなかった。支出負担行為調書（変更）0107501は、漁船1隻に係る設備追加等に伴う増額変更を平成29年12月20日に決裁した文書であり、当時の支出負担行為調書による決裁は、年度内の補助金の額の確定調書の交付決定額及び確定額と相違しており、合議したものの実質的には未決裁でないか指摘したところ、同じ決裁番号で平成30年4月27日に決裁しているとのことであった。支出負担行為調書番号は、内容変更の調書であっても同じ番号を使っているとのことであるが、いくつも参照先があるのではどの調書を指しているのか分からない。参照先が明確になるような書類の整備をすべきと考える。

(2) 年度内補助金の額の確定調書について（通知先等の記載）【意見】

補助金等の額の確定通知については、年度内補助金の額の確定調書で伺い、決裁することとなっている。その際、確定調書には、施行・あて先の記載をすることとなっているが、未記入となっていた。

[28] 漁場復旧対策支援事業（水産課）

1 目的

震災により漁場に堆積した建物等の破片により、低下・喪失した漁場の機能を再生・回復させるため、漁業者グループによる回収作業を支援するとともに、漁業者グループでは回収が困難なコンクリート片等については専門業者への委託業務により回収を行う

2 事業内容

- (1) 漁場生産力回復支援事業（網に入った分の処分費用）
漁業団体が行うがれき回収の取組を支援する。
- (2) 漁場堆積物除去事業（県が専門業者に委託）
漁場に堆積した建物等の破片の回収を実施する。

3 事業の開始時期

平成23年度から開始

4 財源

国庫支出金（漁業復旧対策事業費補助金）及び一般財源

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	1,112,609	1,028,214	491,201
決算額	222,598	454,833	367,628

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア 漁場生産力回復支援事業	80,350	39,000
イ 漁場堆積物除去事業	410,851	328,628
合計	491,201	367,628

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額	参照
ア 漁場生産力回復支援事業			
旅費	52	50	
需用費	20	0	
使用料及び賃借料	28	15	
負担金、補助及び交付金	80,250	38,935	6 (1)
計	80,350	39,000	
イ 漁場堆積物除去事業			
委託料	410,000	328,319	6 (2)
旅費	216	173	
需用費	279	53	
役務費	260	0	

節区分	予算額	決算額	参照
使用料及び賃借料	46	33	
負担金、補助及び交付金	50	50	
計	410,851	328,628	
合計	491,201	367,628	

6 事業内容及び補助金・委託契約の概要

(1) 漁場生産力回復支援事業…補助金（2(1)）

項目	内容	
1 事業内容	事業主体又は補助事業者は次の事業により漁場のがれきの回収処理等を実施する漁業者グループ及び漁業団体等を支援する。 ・漁場生産力回復推進事業 ・漁業者等地域活動事業 <事業型> ア 一般回収型：漁業者グループにより漁場のがれき回収処理等を行う。 イ 操業中回収型：操業を再開した漁業者グループにより操業中に回収したのがれきの処理等を行う。 ウ 広域回収型：事業主体又は補助事業者と漁業団体等との契約に基づき広域的な漁場のがれきの回収処理等を行う。	
2 補助金等の名称	漁場復旧対策支援事業補助金	
3 補助率	定額	
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	漁場復旧対策支援事業実施要綱 漁場復旧対策支援事業実施要領 漁場復旧対策支援事業補助金交付要綱 漁場生産力回復支援事業補助金交付要綱	
5 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助 <input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助 <input type="checkbox"/> 団体の運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()	
6 交付先	福島県漁業協同組合連合会	
7 予算額と決算額	内訳	平成29年度
	当初予算額	80,250千円
	決算額	38,935千円

(2) 漁場堆積物除去事業…委託（2(2)）

項目	内容
1 事業内容	東日本大震災に起因する漁場漂流・堆積物の回収処理を行うために必要な次の事業を行う。 <国⇒県補助金> ア 漁場堆積物調査 イ 漁場漂流・堆積物回収 ウ 漁場漂流・堆積物処理
2 委託期間	漁場堆積物除去2901業務：H29/9/1～H30/3/16⇒～H30/3/26 漁場堆積物除去2902業務：H29/9/26～H30/1/26⇒～H30/3/23

項目	内容		
3 委託先	漁場堆積物除去2901業務：庄司建設工業株式会社 漁場堆積物除去2902業務：堀江工業株式会社		
4 契約方式	漁場堆積物除去2901業務：一般競争入札 漁場堆積物除去2902業務：一般競争入札		
5 変更設計額と 契約金額	内訳	漁場堆積物除去2901業務	漁場堆積物除去2902業務
	変更設計額	232,403千円	99,705千円
	契約金額	229,139千円	99,180千円

7 事業の実施状況

(1) 漁場生産力回復支援事業（一般回収型及び操業中回収型関連）

ア 漁場生産力回復推進事業

評価委員会の設置・運営に対し指導を行った。また評価委員会の設置・運営及び漁業者グループ等への指導に対し支援した。

イ 漁業者等地域活動事業

東日本大震災で発生した瓦礫により生産力が低下した漁場において、瓦礫を回収し生産力を回復させる取組を行う漁業者グループ等を支援し、漁業復興へ大きな成果をあげた。

回収量：101トン

(2) 漁場漂流・堆積物除去事業

沿岸域の漁場において、堆積した瓦礫を起重機船等により回収した。

回収量：コンクリート片1,766.2トンほか

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1) 発議書の決裁日等の取扱いについて	(1)	-

9 指摘及び意見等

(1) 発議書の決裁日等の取扱いについて【指摘】

ア 漁場堆積物除去2901業務について

(ア) 一般競争入札に関する公告（伺い）の発議書において決裁日、施行日が記載されていない。

(イ) 契約書案、契約通知、契約送付の発議書において施行日が記載されていない。

イ 漁場堆積物除去2902業務について

(ア) 一般競争入札に関する公告（伺い）の発議書において決裁日、施行日が記載されていない。

(イ) 契約書案、契約通知、契約送付の発議書において、支出負担行為調書により決裁を記載されているが決裁日が記載されている。

支出負担行為調書において決裁を行っている場合、発議書の決裁とみなし決裁

日を記載しない取扱いをするとの説明を受けたが、取扱いが一貫していない。原則として発議書の決裁日は記載することとなっているが、支出負担行為調書の決裁をもって発議書の記載を省略する例外的な取扱いであるため、その取扱いについては、統一した対応が必要である。

[29] 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業（水産課）

1 目的

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、震災などにより消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金を円滑に無利子で融通する。

2 事業内容

(1) 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業

東日本大震災漁業経営対策特別資金の融通を行う福島県信用漁業協同組合連合会に対し、県資金の預託を行う。

(2) 東日本大震災漁業経営対策特別資金利子補給事業

福島県信用漁業協同組合連合会が行う東日本大震災漁業経営対策特別資金の融資に対し、利子補給を行う。

3 事業の開始時期

平成23年度から開始

4 財源

諸収入（東日本大震災漁業経営対策特別資金元金収入）及び一般財源（一部は震災復興特別交付税充当）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	251,158	151,276	151,476
決算額	250,620	150,623	150,803

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業	150,000	150,000
東日本大震災漁業経営対策特別資金利子補給事業	1,476	803
合計	151,476	150,803

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額	参照
東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業			
貸付金	150,000	150,000	6 (1)
計	150,000	150,000	
東日本大震災漁業経営対策特別資金利子補給事業			
負担金、補助及び交付金	1,476	803	6 (2)
計	1,476	803	
合計	151,476	150,803	

6 貸付事業及び利子補給事業の概要

「東日本大震災漁業経営対策特別資金」の貸付原資を、融資機関に無利子で預託するとともに、県、福島県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）及び農林中央金庫（以下「農林中金」という。）が協調した利子補給を行うことで、被災した漁業者及び水産加工業者に対し、実質的に無利子で資金融資を行う。

- ・融資機関：福島県信用漁業協同組合連合会
- ・融資枠：3億円（貸付原資 県 1億5千万円、農林中金 1億5千万円）
- ・貸付基準金利：年1.5%
- ・利子補給：年1.5%（県 0.5%、県漁連 0.5%、農林中金 0.5%）
- ・貸付限度：個人500万円、法人700万円
- ・償還期間：10年以内（うち据置期間3年以内）

(1) 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業

項目	内容	
1 事業内容	東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、震災などにより消滅した消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金等を円滑に融通するために、福島県信用漁業協同組合連合会に貸付原資を預託する。 貸付期間：平成29年4月3日から平成30年3月30日 貸付利率：無利子	
2 貸付金の名称	福島県東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付金	
3 根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付要綱	
4 貸付先	福島県信用漁業協同組合連合会	
5 予算額と決算額	内訳	平成29年度
	当初予算額	150,000千円
	決算額	150,000千円

(2) 東日本大震災漁業経営対策特別資金利子補給事業…補助金

項目	内容	
1 事業内容	県、県漁連及び農林中金が協調した利子補給を行うことで、被災した漁業者及び水産加工業者に対し、実質的に無利子で資金融資を行う。	
2 補助金等の名称	東日本大震災漁業経営対策特別資金利子補給金	
3 補助率	県利子補給率 年0.5%	
4 補助上限	年0.5%	
5 根拠法令(法律、条例、要綱等)	東日本大震災漁業経営対策特別資金利子補給要綱 東日本大震災漁業経営対策特別資金利子補給契約	
6 区分	<input type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input checked="" type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
7 交付先	福島県信用漁業協同組合連合会	
8 予算額と決算額	内訳	平成29年度
	当初予算額	1,476千円

項目	内容	
	決算額	803千円

(3) 東日本大震災漁業経営対策特別資金損失補償…補償金

項目	内容	
1 事業内容	東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、震災などにより消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金等を融通するにあたり、融資の円滑化のために、全国漁業信用基金協会福島支所（以下「基金協会」という。）が債務保証を行う。 返済が滞った場合、融資機関に対し基金協会が保証を実行するが、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に再保険をかけることで、7割は信用基金が保証するため、基金協会は残り3割分の負担を負う。基金協会は、過去に多額の代位弁済が発生したことなどから経営状況が悪化し保証基盤が脆弱化しているため、基金協会の負うリスクのうち事故率25%を想定し、損失補償を行う。	
2 補償期間	平成29年度～平成40年度	
3 損失補償先	全国漁業信用基金協会福島支所	
4 損失補償の対象	平成29年4月3日から平成30年3月30日までの期間に債務保証の承諾したもののうち、全国漁業信用基金協会福島支所が損失を受けた額	
5 限度額	22,500,000円（300,000,000円×0.3×0.25）	

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1) 東日本大震災漁業経営対策特別資金の預託について	-	(1)

8 指摘及び意見等

東日本大震災漁業経営対策特別資金の預託について【意見】

東日本大震災の津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により被害を受け、今後も事業を継続していく意思を有している漁業者及び水産加工業者に対して、「東日本大震災漁業経営対策特別資金」（以下、「対策特別資金」という。）を創設し、消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金の貸付を行っている。

福島県は、対策特別資金の原資を福島県信用漁業組合連合会に予算の範囲内で預託している。

契約書によれば、対策特別資金の預託期間は、1年程度であり年度末には、預託金の払戻しを行っている。1年毎に預託金の払戻しをすることにより、存在を確認する

ためには有効であるが、預託先の資金繰り、書類作成の費用を勘案すると、払戻しする以外の方法を検討する必要がある。

なお、東日本大震災以降、融資枠（預託金）に対する実際の融資額は、0.6%～23.3%の範囲で推移しており、融資枠の設定について精度を向上させる必要性についても併せて検討して頂きたい。

資金名	種類	年度区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
東日本大震災漁業経営対策特別資金	貸付金	融資枠（千円）	3,000,000	1,500,000	800,000	500,000	500,000	300,000	300,000
		融資額（千円）	135,700	9,500	5,000	43,670	16,200	70,000	35,700
		件数	36	3	1	10	4	14	8
		融資実行率	4.5%	0.6%	0.6%	8.7%	3.2%	23.3%	11.9%

[30] アワビ・ウニ・アユ栽培漁業振興対策事業（水産課）

1 目的

栽培漁業の振興を図るため、アワビ、ヒラメ栽培事業及びアユ増殖事業について支援を行う。

2 事業内容

(1) 種苗放流支援事業

他県種苗生産施設においてアワビ、ヒラメの種苗を生産し、本県海域へ放流を行う公益財団法人福島県栽培漁業協会に対して支援を行う。

(2) 種苗放流支援事業（アユ）

震災の影響により放流に支障を来している内水面漁業協同組合のアユ種苗放流を支援する。

3 事業の開始時期

昭和57年度から開始

4 財源

国庫支出金（被災海域における種苗放流支援事業補助金）及び一般財源（一部は震災復興特別交付税対象）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	69,442	69,672	73,187
決算額	60,770	62,962	66,203

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

事業名	予算額	決算額
ア 種苗放流支援事業	42,401	42,401
イ 種苗放流支援事業（アユ）	30,786	23,802
合計	73,187	66,203

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
種苗放流支援事業		
負担金、補助及び交付金	42,401	42,401
種苗放流支援事業（アユ）		
負担金、補助及び交付金	30,786	23,802
合計	73,187	66,203

6 事業内容及び補助金の概要

(1) 種苗放流支援事業…補助金（2(1)）

項目	内容
1 事業内容	東日本大震災により福島県の栽培漁業の主力種であるアワ

項目		内容	
		ビ、ウニ、ヒラメの種苗生産施設が壊滅的な被害を受け種苗放流ができないために、将来の漁獲が大きく落ち込むことが懸念されている。このため、福島県内での種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入等、種苗を放流するために必要な経費に対し補助金を交付するもの。	
2	補助金等の名称	福島県種苗放流支援事業補助金	
3	補助率	定額	
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	被災海域における種苗放流支援事業実施要綱 被災海域における種苗放流支援事業実施要領 被災海域における種苗放流支援事業補助金交付要綱 福島県種苗放流支援事業補助金交付要綱	
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他 ()	
6	交付先	公益財団法人福島県栽培漁業協会	
7	予算額と決算額	内訳	平成29年度
		当初予算額	42,401千円
		決算額	42,401千円

平成29年度は、(1)他県の種苗生産施設等において放流種苗を生産し、福島県内に放流、(2)他県の種苗生産施設等において生産された放流種苗を購入し、福島県内に放流しており、放流実績は以下のとおりである。

区分	放流実績
ヒラメ放流(全長概ね6cm)	相双海域4カ所7万尾 いわき海域3カ所3万尾
アワビ放流(殻長概ね35mm)	いわき地先9カ所・相馬地先3カ所4.6万個 いわき地先1カ所0.4万個

(2) 種苗放流支援事業(アユ)…補助金(2(2))

項目		内容	
1	事業内容	東日本大震災により種苗生産施設が被災し、種苗供給体制に大きな支障を来しているアユ種苗放流を継続させ、アユ資源の維持を図るため、県内の種苗生産体制が整うまで、水産業協同組合法に基づき設立された漁業協同組合がアユ種苗を放流するために必要な経費について補助金を交付するもの。	
2	補助金等の名称	福島県アユ資源増殖事業補助金	
3	補助率	2/3以内	
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	被災海域における種苗放流支援事業実施要綱 被災海域における種苗放流支援事業実施要領 被災海域における種苗放流支援事業補助金交付要綱 福島県アユ資源増殖事業補助金交付要綱	
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給

項目		内容	
		<input type="checkbox"/>	その他 ()
6	交付先	内水面漁業協同組合	
7	予算額と決算額	内訳	
		平成29年度	
		当初予算額	30,786千円
	決算額	23,802千円	

上記の補助金は12の事業実施主体に交付している。最も補助金額の大きい以下の補助金について関連書類を閲覧し検討を行った。

事業実施主体：会津非出資漁業協同組合

事業の内容：アユ放流

事業実施期間：平成29年5月15日～7月10日

事業実績：数量2,400kg、補助対象事業費9,220千円、補助金額5,115千円

平成29年度の事業実施主体（12組合）によるアユ放流実績は11,465kgであり、補助対象事業費40,793千円に対し23,802千円の補助金を交付している。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	(1) 補助金交付通知の発議書の日付について	(1)	-
業務実施の適正性	(2) 補助事業等検査確認表について	-	(2)

8 指摘及び意見等

(1) 補助金交付通知の発議書の日付について【指摘】

ア 種苗放流支援事業の補助金交付通知の発行に際して、交付通知が平成29年4月3日となっているが、発議書の決裁日が平成29年4月21日となっており、形式上決裁日前に交付通知されている。

イ また、概算払発議書において、決裁日日付が漏れている。

(2) 補助事業等検査確認表について【意見】

農林水産部所管の補助事業等については、検査事務取扱要領において、検査を執行する場合、補助事業者等から補助事業等にかかる関係書類の提出を求め、その成果を確認するものとし、事務検査に当たっては、補助事業等検査確認表に基づき実施することになっている。確認表の確認事項については、原則として現地調査を行っている。

今回、確認表の記載について、「-」の内容を確認したところ、該当があるにも関わらず「適」としていない項目が散見された。また、項目によっては、「適」及び「-」の取扱いが統一されていないことから、確認表の結果は、十分に運用されていないと言わざるを得ない。

補助事業等検査確認表を作成する趣旨を再度確認し、適切な運用を行って頂きたい。

福島県アユ資源増殖事業補助金 補助事業等検査確認表

検査確認項目	検査確認の内容	鮫川	夏井川	久慈川第一	野尻川	真野川	只見川	室原川高瀬川	富岡川	南会津西部	南会津東部	会津	阿賀川	
		収支予算の計上	1 議案または総会の議決を経ているか	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適
	2 予算科目が適切であるか	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	3 補助対象事業費と非補助事業費は予算上分別されているか	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
関係書類の整備に関する事項	1 関係書類の整備について													
	①書類の整備がそれぞれ適正に行われているか	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	
	②備品の購入、保管、処分が明確に記帳されているか	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	③支払証書には、整備された見積書、納品書、請求書及び領収書が添付されているか	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	④領収書は請求書の内容と一致しているか、また、鉛筆で記載したもの、または金額を訂正したものはないか	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	
	⑤金銭出納簿、議会(総会)議事録、規約会員名簿は整備されているか	適	適	—	適	適	—	適	適	—	適	適	適	
	2 送金払等について													
	①送金払い、隔地払いが確実にされているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3 実績報告書について													
	①実績報告書の内容と関係書類が合致しているか	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	
②実績報告書に収支精算書、補助金交付請求書、出来高設計書、出来高図面、工事写真、請負契約書写、機械器具購入契約書写、事業完了報告書及び検査調書等が添付されているか	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適		
③現場写真が整備されているか	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適		

[31] 福島県産水産物競争力強化支援事業（水産課）

1 目的

原子力発電所事故による水産物への風評を払拭し、本県水産物の販路を拡大していくため、第三者認証制度（水産エコラベル）の活用、高鮮度出荷など本県水産物に特徴を持たせ、他県産に負けない競争力を付加する。

2 事業内容

(1) 認証審査支援事業（補助）

漁業関係団体及び水産加工流通業者が水産エコラベルの審査や認証を取得するための研修費用等を支援する。

(2) 認証水産物の高付加価値化・流通支援事業

県が高鮮度高品質化のための技術開発、技術実証及び販売試験を漁業関係団体に委託し実施するとともに、漁業関係団体が行う水産エコラベル認証水産物の流通を支援する。

ア 水産物の高付加価値化技術開発事業（委託）

イ 認証水産物流通支援事業（補助）

3 事業の開始時期

平成29年度から開始

4 財源

国庫支出金（福島県農林水産業再生総合事業交付金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	-	38,700
決算額	-	-	26,901

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

事業名	予算額	決算額
ア 認証審査支援事業	28,700	15,899
イ 認証水産物の高付加価値化・流通支援事業	10,000	11,002
合計	38,700	26,901

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
ア 認証審査支援事業		
旅費	169	169
需用費	42	42
役員費	29	13
使用料及び賃借料	60	79
負担金、補助及び交付金	28,400	15,596
計	28,700	15,899

6 (1)

節区分	予算額	決算額	
イ 認証水産物の高付加価値化・流通支援事業			
旅費	255	250	
需用費	44	6	
役務費	20	0	
委託料	8,200	10,600	6 (2)
使用料及び賃借料	81	36	
負担金、補助及び交付金	1,400	110	6 (1)
計	10,000	11,002	
合計	38,700	26,901	

6 事業内容及び補助金・委託契約の概要

(1) (水産事務所執行) 認証審査支援事業、認証水産物流通支援事業…補助金 (2 (1)・2 (2)イ)

項目	内容		
1 事業内容	(1) 認証審査支援事業 内容：漁業関係者団体及び水産加工流通業者等が第三者認証を取得するための費用、研修等を支援する。 補助対象経費：第三者認証を取得するための審査に要する経費（審査費用、事業委託費、旅費、通信運搬費等）、認証制度に関する研修等に要する経費（旅費、謝金、会場借上料等） (2) 認証水産物流通支援事業 内容：漁業関係者団体等が行う認証水産物の流通を支援する。 補助対象経費：認証水産物の流通に要する経費（梱包資材、水産エコラベルの印刷費及び使用料、PRチラシの作成・印刷費・輸送費等）		
2 補助金等の名称	福島県産水産物競争力強化支援事業補助金		
3 補助率	定額(10/10) ただし、認証審査支援事業の研修費用は定額(上限10万円)		
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県農林水産業再生総合事業実施要綱 福島県農林水産業再生総合事業実施要領 福島県農林水産業再生総合事業交付金交付要綱 福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付要綱 福島県産水産物競争力強化支援事業実施要領		
5 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助 <input type="checkbox"/> 団体の運営費補助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助 <input type="checkbox"/> 利子補給	
6 交付先	漁業関係団体及び水産加工流通業者等		
5 予算額と決算額	内訳	当初予算額	決算額
	(1) 認証審査支援事業	28,400千円	15,596千円
	(2) 認証水産物流通支援事業	1,400千円	110千円

上記は、本事業の(1)認証審査支援事業及び(2)認証水産物流通支援事業の補助事業であり、執行は水産事務所で行っている。

認証審査支援事業は、水産エコラベルの取得により販売価格の向上が期待出来ること、また、水産エコラベル取得が2020年オリンピック・パラリンピックにおける食料

供給条件になっていることから、県として水産エコラベルの取得を支援するものである。平成29年度は生産段階認証13件（7魚種9漁業種類）、流通加工段階認証7業者が水産エコラベルを取得している。

以下の補助事業について資料を閲覧及びヒアリングを実施し、事業の実施状況について検討した。

補助先： 福島県漁業協同組合連合会
 事業目的： 水産エコラベル（MSC（海洋管理協議会）、MEL（マリン・エコラベル・ジャパン））認証を取得することにより、資源や生態系に配慮した方法で漁獲した水産物であることをPRし、県産水産物に対するマイナスイメージを払拭するとともに、付加価値向上とブランド力の向上を図る。
 事業概要： 認証審査及び取得支援事業（MSC予備審査、MEL取得審査）、認証水産物流通支援事業（認証水産物のPR）
 事業の実施期間： 平成29年8月10日～平成30年3月28日
 補助金額： 交付額13,914千円

実施計画は事業費15,000千円で申請があったため（H29/7/4）、補助額15,000千円で内示を行った（H29/7/24）。その後、MEL取得候補件数が当初の8件から13件に増加したこと、また新たに認証水産物のPRのため認証水産物流通支援事業に取り組むことから事業計画の変更申請があり（H30/2/13）、交付決定額を20,000千円に変更し通知している（H30/2/15）。しかし、総事業費の実績は13,916千円であったことから、補助額は13,914千円となった。

(2) (水産課執行) 認証水産物の高付加価値化技術開発事業…委託 (2(2)ア)

項目	内容	
1 事業内容	福島県産水産物の市場での競争力を強化し、販路の確保・拡大を図るため、水揚げされた水産物の高度化による付加価値向上や販売手法を確立する（マニュアル化する）ための実証試験を実施するとともに、今後の販売戦略について協議し、今後の施策の検討に活用することを目的に、以下の1から3までの内容を企画し、実施する。 1 高付加価値化手法技術実証試験 2 福島県産水産物の販売実証試験 3 販売戦略検討会の実施 4 水産物高鮮度高品質出荷マニュアル書作成	
2 委託期間	平成29年6月2日から平成30年3月20日	
3 委託先	福島県漁業協同組合連合会	
4 契約方式	単独随意契約	
5 随意契約の理由	本事業の趣旨を踏まえた事業を実施できるのは、福島県漁業協同組合連合会のみと判断されることから、当該団体に委託したい。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約としたい。	
6 予定価格と契約金額	内訳	平成29年度

項目		内容	
		予定価格	8,200千円
		契約金額(当初)	8,200千円
		契約金額(変更)	10,600千円

上記委託契約により業務を行っている中で、国や大学等の専門家を招致し、本県水産物の流通課題を検討する「販売戦略会議」を開催したところ、「風評払拭に向け、より精度の高い技術開発を行うためには、高品質化基礎データ収集や販売実証試験を拡充すべき」旨の指摘があり、実証試験の拡充に伴う増額変更を行うため、変更委託契約を平成30年1月29日に締結している。

上記小事業では予算を超過することになるため、本事業の補助金から委託費への流用について財政課に協議している。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等

該当事項なし。

[32] 水産物流通対策事業（水産課）

1 目的

本県流通加工業者が原材料を調達していた地域の漁港等が被災したことにより、当面の間、加工原材料を緊急的に遠隔地から確保せざるを得ない状況となったため、運搬料等、業者の新たな負担となった掛かり増し経費に対して支援する。

2 事業内容

漁業協同組合や水産加工業協同組合等が遠隔地から原料を確保するための経費（運搬料）等に対して支援する。

3 事業の開始時期

平成23年度から開始。震災後水揚げできなかったことから、この事業が開始された。

4 財源

国庫支出金（水産物加工・流通等対策事業費補助金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	38,800	30,000	34,000
決算額	29,428	8,430	10,236

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
水産物流通対策事業		
負担金、補助及び交付金	34,000	10,236
合計	34,000	10,236

6 事業内容及び補助金の概要

項目	内容
1 事業内容	流通・加工業を営む漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会が行う水産加工原料等安定確保支援事業を実施するために必要な経費のうち、以下の補助対象経費に対して補助する。 加工原料等の安定確保取組支援に要する経費 1 遠隔地からの原料確保に伴う経費 2 原料変更に伴う経費 3 活餌確保に伴う経費 4 被災地が作り出す復興事業に伴う経費
2 補助金等の名称	福島県水産加工原料等安定確保支援事業補助金
3 補助率	1 / 2 以内
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	復興水産加工業等販路回復促進事業交付要綱 福島県水産加工原料等安定確保支援事業補助金交付要綱
5 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助 <input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助

項目		内容			
		<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
		<input type="checkbox"/>	その他	()	
6	交付先	福島県漁業協同組合連合会			
7	予算額と決算額	内訳		平成29年度	
		当初予算額		34,000千円	
		決算額		10,236千円	

7 事業の実施状況

当初の交付決定は当初予算額と同額であったが、以下の変更理由により加工原料として確保できる水揚げ物が少なく、調達が困難であったことから補助対象事業費が減少している。

(単位:千円)

	日付	補助対象 事業費	補助金	変更理由
交付決定	H29/6/1	68,000	34,000	
変更 1回目	H30/1/30	32,000	16,000	秋期のサンマ漁が低迷したことや加工対象のカツオ漁の不漁、スルメイカ漁の低調などにより当初計画よりも事業費が減少した。
変更 2回目	H30/3/26	22,000	11,000	1～3月に水揚げを見込んでいたサバ・イワシ類の低迷、併せてイナダ、アジ類も水揚げが低調だったことにより、事業費が減少した。
確定	H30/4/6	20,473	10,236	

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	(1) 発議書の決裁日の記入漏れ (3) 実績報告書の記載内容の確認について	(1) (3)	-
業務実施の適正性	(2) 事業の実施期間について	(2)	-

9 指摘及び意見等

(1) 発議書の決裁日記入漏れ【指摘】

発議書の決裁日が未記入のものがあつた。

(単位:千円)

	発議書		支出負担行為調書		通知
	起案日	決裁日	決裁日	金額	日付
交付決定	H29/5/25	H29/6/1	H29/5/30	34,000	H29/6/1
変更1回目	H30/1/15	記載なし	H30/1/23	△18,000	H30/1/30
変更2回目	H30/3/19	H30/3/26	H30/3/23	△5,000	H30/3/26
確定	H30/3/30	H30/4/6	H30/3/30	△764	H30/4/6

	発議書		支出負担行為調書		通知
	起案日	決裁日	決裁日	金額	日付
合計				10,236	

変更1回目の発議書には、支出負担行為調書(変更)00439-01により決裁と記載されている。しかし、支出負担行為の決裁は農林総務課で行っており、これに基づき水産課で通知の発出を行うものであることから、発議書の決裁日付を明らかにしておく必要がある。

(2) 事業の実施期間について【指摘】

事業の実施期間は平成29年6月1日から平成30年3月28日であるが、交付決定の通知が行われた平成29年6月1日より前に発生した経費を補助対象事業に含めている。

共通デザイン開発料の支出一覧

(単位:円)

購入先	月日	商品名	金額	請求書記載の取引日
高速	H29/8/31	キョウビジンX-2432	10,900	H29/5/2
高速	H29/8/31	エコパッシュ・アオ	454,000	H29/5/17
		合計	464,900	

支出一覧には平成29年8月31日と記載しており、支払日をもって事業実施期間内に実施した事業にしていると見受けられるが、請求書には取引日の記載があり明らかに交付決定の通知より前に実施された事業であり指摘する。

(3) 実績報告書の記載内容の確認について【指摘】

実績報告書の添付書類である事業費の根拠となる内訳を記載した資料「平成29年度福島県水産加工原料等安定確保支援事業の実績(事業費)一覧表」に事業費の支払先と事業内容が記載されており、事業費の内容を確認することができる。しかし、平成30年1月以降の事業費の支出については日付、支払先、金額しか記載されておらず、事業内容の詳細(実施(納品)日、品目、数量、運搬区間等)の記載がないため事業内容の確認ができない。事業実績報告書の添付資料に不備がある場合は再提出を求めるか、事業内容を聴取し補助対象経費とすることの適否について検討し、検討結果及び結論を記載しておくべきであり指摘する。

[33] さけ資源増殖事業（水産課）

1 目的

東日本大震災の影響によりさけ稚魚のふ化・放流事業に取り組める団体等が減少していることから、さけ増殖団体が行う回帰率の高い大型種苗を放流する取組を支援する。

2 事業内容

さけ増殖団体が行うさけ稚魚の大型化、適期放流に関する取組を支援する。

3 事業の開始時期

昭和54年度から開始

4 財源

国庫支出金（被災海域における種苗放流支援事業補助金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	40,002	31,332	31,560
決算額	10,961	17,173	14,013

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
さけ資源増殖事業		
負担金、補助及び交付金	31,560	14,013
合計	31,560	14,013

6 事業内容及び補助金の概要

項目	内容	
1 事業内容	東日本大震災及び原子力災害により厳しい環境下にあるさけ増殖団体のふ化・放流事業を継続させ、さけ資源の維持を図るため、回帰率の高い大型種苗を適期に放流するために必要な経費について補助金を交付するもの。	
2 補助金等の名称	福島県さけ資源増殖事業補助金	
3 補助率	2/3以内	
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	被災海域における種苗放流支援事業実施要綱 被災海域における種苗放流支援事業実施要領 被災海域における種苗放流支援事業補助金交付要綱 福島県さけ資源増殖事業補助金交付要綱	
5 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
6 交付先	福島県鮭増殖協会	

項目		内容	
7	予算額と決算額	内訳	平成29年度
		当初予算額	31,560千円
		決算額	14,013千円

上記補助金は水産事務所で執行している。平成29年度は、福島県内の6河川において生産された大型(0.9g以上)放流用種苗を放流する増殖団体を支援した。各河川の合計では、計画10,510千尾と同数の実績であった。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等 該当事項なし。

[34] 漁業担い手「心のふれあい」促進事業（水産課）

1 目的

原子力災害により沿岸漁業の操業自粛が長期継続し、漁労技術の円滑な継承、被災漁業地域内の活力が停滞していることから、漁労技術の習得研修などの世代間交流を通じて、担い手を中心とした被災地域における復興への活力アップを支援する。

2 事業内容

被災漁業者を講師とした後継者への漁労技術研修会や、被災地域小学生等を対象とした漁業体験活動や地域住民への調理実習等の被災地域の交流機会の創出に対して補助を行う。

3 事業の開始時期

平成28年度から開始

4 財源

国庫支出金（被災者支援総合交付金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	13,728	12,000
決算額	-	8,944	11,869

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
漁業担い手「心のふれあい」事業		
負担金、補助及び交付金	12,000	11,869
合計	12,000	11,869

6 事業内容及び補助金の概要

項目	内容						
1 事業内容	<p>（目的）</p> <p>県は、東日本大震災及び原子力発電所事故により被災した地域の復興への活力アップを図ることを目的に、漁業担い手が中心となり行う各地域の漁法を継承する技術習得研修や被災地域内の交流を活性化する取組を支援するため、被災者支援総合交付金交付要綱（復興庁）等に基づき、漁業協同組合等に対し以下の事業を行う場合の経費に対し補助金を交付するもの。</p> <p>（補助の対象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「心の復興」事業</td> <td>心の復興事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料</td> </tr> <tr> <td>1 ふるさとの漁業伝承活動</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	経費	「心の復興」事業	心の復興事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	1 ふるさとの漁業伝承活動	
区分	経費						
「心の復興」事業	心の復興事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料						
1 ふるさとの漁業伝承活動							

項目		内容	
		2 被災地域における世代間交流活性化活動	
		被災地域支援コーディネーター事業	被災者支援コーディネーター事業に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料
2	補助金等の名称	福島県漁業担い手「心のふれあい」促進事業補助金	
3	補助率	定額	
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	被災者支援総合交付金交付要綱(復興庁) 被災者支援総合交付金実施要綱 福島県漁業担い手「心のふれあい」促進事業補助金交付要綱 福島県漁業担い手「心のふれあい」促進事業実施要領	
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他 ()	
6	交付先	漁業協同組合等	
8	予算額と決算額	内訳	
		平成29年度	
		当初予算額	12,000千円
	決算額	11,869千円	

7 事業の実施状況

当該補助金の交付額の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

区分	相馬双葉漁業協同組合	いわき市漁業協同組合	合計
「心の復興」事業			
ふるさとの漁業伝承活動	4,550	1,566	6,116
被災地域における世代間交流活性化活動	1,844	2,124	3,968
小計	6,394	3,690	10,084
被災者支援コーディネーター事業	480	1,305	1,785
合計	6,874	4,995	11,869

当該事業は相馬双葉漁業協同組合及びいわき市漁業協同組合が事業実施主体となっており、いわき市にある福島県水産事務所で補助金の執行を行っている。そこで水産事務所においていわき市漁業協同組合への補助金について資料の閲覧及びヒアリングを行い、検討を行った。

いわき市漁業協同組合の事業実績としては、漁業伝承活動を勿来、江名、久之浜及び四ツ倉の4カ所で開催し、また、地域住民を対象とした漁業体験イベントを5回開催、地魚を活用した被災地域での交流促進イベント「福島の漁業を知って食べよう」を2回開催している。事業費の実績額及び主な経費の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

区分	事業実績	交付決定額	補助対象事業費	補助金交付額	主な経費内訳
「心の復興」事業					
ふるさとの漁業伝承活動	地域の伝統漁業を伝承し、被災漁業者間の交流を促進するため、被災漁業者を講師・研修生とした漁労技術習得研修を実施	1,454	1,566	1,566	講師謝金及び備船料
被災地域内における世代間交流活性化活動	地域住民を対象とした漁業体験	2,241	892	892	講師謝金及び備船料
	地魚を活用した被災地域での交流促進		304	304	講師謝金及び需用費(食材費、資材費)
	漁業担い手による活動を核とした被災漁業者同士の交流促進		717	717	交通費及び宿泊費
	計		211	211	委託料、需用費及び役務費(送料)
小計		2,241	2,124	2,124	
被災者コーディネート事業		1,305	1,308	1,305	賃金及び事務用品
合計		5,000	4,998	4,995	

補助対象事業費は4,998千円(「心の復興」事業3,690千円、被災者コーディネート事業1,308千円)であるが、交付決定額が5,000千円(「心の復興」事業3,695千円、被災者コーディネート事業1,305千円)であるため、補助金交付額は4,995千円となっている。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない	-	-

9 指摘及び意見等 該当事項なし。

[35] 内水面漁業被害防止対策事業（水産課）

1 目的

カワウ、外来魚等による内水面漁業被害（漁業権魚種の食害）を防止するため、漁協等が行う捕獲作業や被害防止対策を支援する。

2 事業内容

(1) 内水面漁業被害対策支援事業

湖沼・河川等の被害発生区域における追い払い、繁殖地における個体数調整捕獲及び狩猟捕獲に対する報奨金支払など被害防止対策について支援するとともに、漁業協同組合等が県の「外来魚駆除マニュアル」に基づき実施する駆除事業について支援する。

(2) 内水面漁場モニタリング事業

河川、湖沼において漁場環境と魚類相の調査を実施する。漁場環境をモニタリングし、漁場被害対策の効果検証、改善に資する。

3 事業の開始時期

平成26年度から開始

4 財源

一般財源（一部は震災復興特別交付税対象）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	820	1,299	1,296
決算額	803	1,137	1,160

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
ア 内水面漁業被害対策支援事業	1,185	1,049
イ 内水面漁場モニタリング事業	111	111
合計	1,296	1,160

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
ア 内水面漁業被害対策支援事業		
負担金、補助及び交付金	1,185	1,049
計	1,185	1,049
イ 内水面漁場モニタリング事業		
旅費	61	61
需用費	48	48
役務費	2	2
計	111	111
合計	1,296	1,160

6 事業内容及び補助金の概要
内水面漁業被害対策支援事業…補助金(1)

項目	内容	
1 事業内容	(ア)カワウ被害防止対策事業 湖沼、河川や養殖池等の被害発生区域における被害防止対策事業、狩猟者の育成促進を目的とした捕獲物買い上げ事業に対し、補助金を交付する。 (イ)生態系保全外来生物対策モデル事業 「外来魚駆除マニュアル」に基づく対策事業に対し、補助金を交付する。	
2 補助金等の名称	福島県内水面漁業被害対策補助金	
3 補助率	1 / 2 以内	
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県内水面漁業被害対策補助金交付要綱	
5 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
6 交付先	福島県内水面漁業協同組合連合会、内水面漁業協同組合等	
7 予算額と決算額	内訳	平成29年度
	当初予算額	1,185千円
	決算額	1,049千円

(ア)カワウ被害防止対策事業については5団体、(イ)生態系保全外来生物対策モデル事業については2団体に補助金を交付している。以下の補助金について、関連資料の閲覧及びヒアリングを行い事業の管理状況について検討を行った。

事業実施主体：福島県内水面漁業協同組合連合会
補助事業の実施期間：平成29年5月9日～平成30年3月30日
事業の内容：カワウ被害防止対策事業、外来生物被害防止対策モデル事業
事業費：補助対象事業費1,105千円、補助金553千円

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	(1)補助事業等検査確認表について	-	(1)

8 指摘及び意見等

(1) 補助事業等検査確認表について【意見】

農林水産部所管の補助事業等については、検査事務取扱要領において、検査を執行する場合、補助事業者等から補助事業等にかかる関係書類の提出を求め、その成果を確認するものとし、事務検査に当たっては、補助事業等検査確認表に基づき実

施することになっている。確認表の確認事項については、原則として現地調査を行っている。

今回、確認表の記載について、「-」の内容を確認したところ、該当があるにも関わらず「適」としていない項目が散見された。また、項目によっては、「適」、「-」の取扱いが統一されていないことから、確認表の結果は、十分に運用されていないと言わざるを得ない。

補助事業等検査確認表を作成する趣旨を再度確認し、適切な運用を行って頂きたい。

平成29年度福島県内水面漁業被害対策事業に係る補助金 補助事業等検査確認表

検査確認項目	検査確認の内容	福	猪	会	南	南
		島	苗	津	会	会
		県	代	津	東	津
		内	秋	非	部	西
		水	元	出	非	部
		面		資		
収支予算の計上	1 議案または総会の議決を経ているか	適	適	適	適	適
	2 予算科目が適切であるか	-	-	-	-	-
	3 補助対象事業費と非補助事業費は予算上分別されているか	-	-	-	-	-
関係書類の整備に関する事項	1 関係書類の整備について					
	①書類の整備がそれぞれ適正に行われているか	適	適	適	適	適
	②備品の購入、保管、処分が明確に記帳されているか	-	-	-	-	-
	③支払証書には、整備された見積書、納品書、請求書及び領収書が添付されているか	-	-	-	-	-
	④領収書は請求書の内容と一致しているか、また、鉛筆で記載したもの、または金額を訂正したものはないか	適	-	適	-	-
	⑤金銭出納簿、議会(総会)議事録、規約会員名簿は整備されているか	-	-	-	-	-
	2 送金払等について					
	①送金払い、隔地払いが確実に行われているか	/	/	/	/	/
	3 実績報告書について					
	①実績報告書の内容と関係書類が合致しているか	適	適	適	適	適
②実績報告書に収支精算書、補助金交付請求書、出来高設計書、出来高図面、工事写真、請負契約書写、機械器具購入契約書写、事業完了報告書及び検査調書等が添付されているか	適	適	適	適	適	
③現場写真が整備されているか	適	適	適	-	適	

7 林業振興課

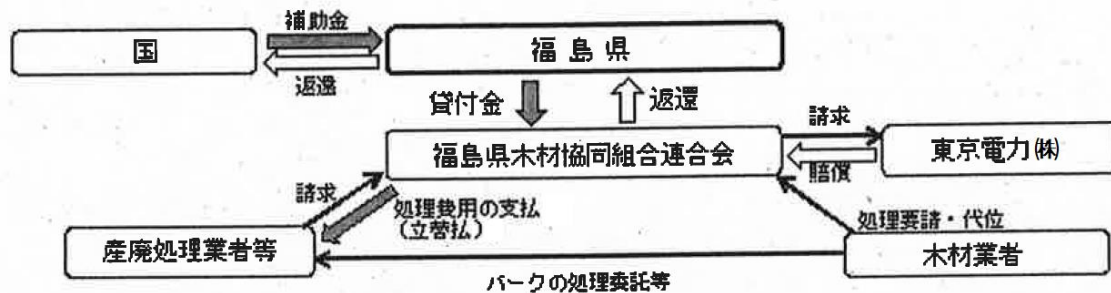
[36] 放射性物質被害林産物処理支援事業（林業振興課）

1 目的

今後の林産物の生産活動に支障をきたさないよう、放射性物質に汚染された樹皮（バーク）等の林産物の処理に要する経費を支援する。

2 事業内容

放射性物質に汚染された樹皮について、産業廃棄物処理に要する経費等を支援する。



3 事業の開始時期

平成25年度から開始

4 財源

国庫補助金（放射性物質被害林産物処理支援事業費補助金）及び諸収入（汚染樹皮処理支援貸付金元金収入）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	830,000	774,800	747,800
決算額	715,800	667,800	673,800

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
放射性物質被害林産物処理支援事業		
負担金、補助及び交付金	2,800	2,800
貸付金	386,000	383,000
償還金、利子及び割引料	359,000	288,000
合計	747,800	673,800

6 事業内容及び貸付金・補助金の概要

(1) 放射性物質被害林産物処理支援資金貸付事業

項目	内容
1 事業内容	製材工場等の事業者に対し、木材加工の工程で発生し、工場敷地内等に滞留している放射性物質を含む樹皮（バーク）の

項目		内容			
		処分に必要な経費を支援することにより、事業者の活動を安定させ、林産物の円滑な流通を図り、もって県内林業の復興に資することを目的とし、福島県木材協同組合連合会に対し、バークを処分するために必要な資金の貸付を行うもの。 貸付期間：2年 貸付利率：無利子			
2	貸付金の名称	福島県汚染樹皮処理支援資金貸付金			
3	貸付の対象等	貸付は、事業者がバークを処分する場合において、その処分費用を事業者に代わって福島県木材協同組合連合会が支払う経費を対象に行うものとし、当該経費は、東京電力株式会社が福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償の対象として認めた経費の範囲内とする。			
4	根拠法令(法律、条例、要綱等)	放射性物質被害林産物処理支援事業補助金交付要綱 放射性物質被害林産物処理支援事業実施要綱 放射性物質被害林産物処理支援事業実施要領 福島県汚染樹皮処理支援資金制度実施要綱 福島県樹皮処理支援制度実施要領			
5	区分	<input type="checkbox"/>	事業費の補助	<input type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
		<input checked="" type="checkbox"/>	その他	(バーク処分費用相当額の貸付)	
6	貸付先	福島県木材協同組合連合会			
7	予算額と決算額	内訳		平成29年度	
		当初予算額		386,000千円	
		決算額		284,000千円	

(2) 放射性物質被害林産物処理支援資金貸付金事務補助事業

項目		内容			
1	事業内容	製材工場等が木材加工の工程で発生し、工場敷地内等に滞留している汚染樹皮の処分に必要な経費を支援する「福島県汚染樹皮処理支援資金貸付金」の円滑な事業の執行を行う。			
2	補助金等の名称	福島県汚染樹皮処理支援資金貸付金事務補助金			
3	補助率	100%			
4	補助上限	支援機関の実施する汚染樹皮処理支援資金の支援に係る事務費のうち、県が認めた経費とし、県が貸し付けた額の2%を超えない額とする。			
5	根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県汚染樹皮処理支援資金貸付金事務補助金交付要綱 福島県汚染樹皮処理支援資金貸付金事務補助金取扱要領			
6	区分	<input checked="" type="checkbox"/>	事業費の補助	<input type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
		<input type="checkbox"/>	その他	()	
7	交付先	福島県木材協同組合連合会			
8	予算額と決算額	内訳		平成29年度	
		当初予算額		2,800千円	
		決算額		2,800千円	

7 事業の実施状況

(1) 福島県汚染樹皮処理支援資金貸付事業

貸付事業は、当初計画では処理量18,050 t、資金額383,000千円を見込んでいたが、処理量の減少から、実績は処理量10,062 t、資金額284,000千円となっている。

	当初計画	繰上償還①	繰上償還②	実績
処理量 (t)	18,050	10,100	9,700	10,062
資金額 (千円)	383,000	313,000	284,000	284,000
処理量増減 (t)	—	△7,950	△400	+362
資金額増減 (千円)	—	△70,000	△29,000	—

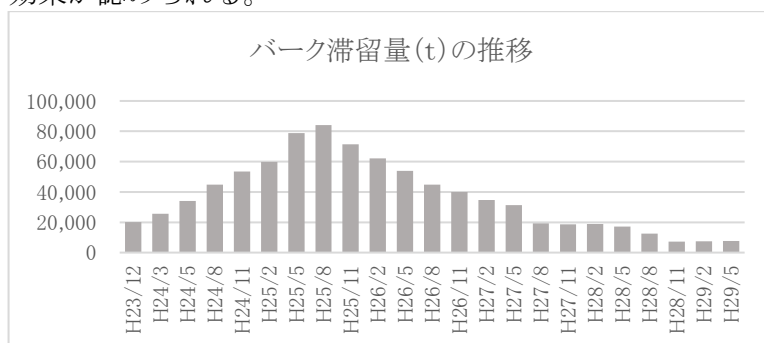
(2) 放射性物質被害林産物処理支援資金貸付金事務補助事業

事務補助事業は最終実績が2,801千円であり、これに対して2,800千円の補助を行っている。貸付実績額284,000千円の2%は5,680千円であり、要綱の補助上限の範囲内となっている。

区分	項目	平成29年7月時点	平成29年11月時点	平成30年3月時点(最終)
汚染樹皮処理支援に係る事務経費	技術者給	250	728	972
	旅費	53	139	176
	需用費	—	—	7
	役務費	—	—	91
	合計	303	867	1,246
東京電力に対する賠償金請求に係る事務経費	技術者給	336	911	1,538
	需用費	—	—	17
	合計	336	911	1,555
合計		639	1,778	2,801

(3) 事業の効果

貸付事業については、事業者が行う汚染樹皮処理の費用を一時的に資金支援するものであり、以下のグラフのとおり、バークの滞留量は低下しており、当該事業の効果が認められる。



8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—

項目	コメント	指摘	意見
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	(1) 事務経費補助金の実績報告の検証について	—	(1)

9 指摘及び意見等

事務経費補助金の実績報告の検証について【意見】

貸付事業の実績は処理量で当初計画比55.7%、資金額で74.2%となっているが、事務経費は当初計画並みの実績となっている。

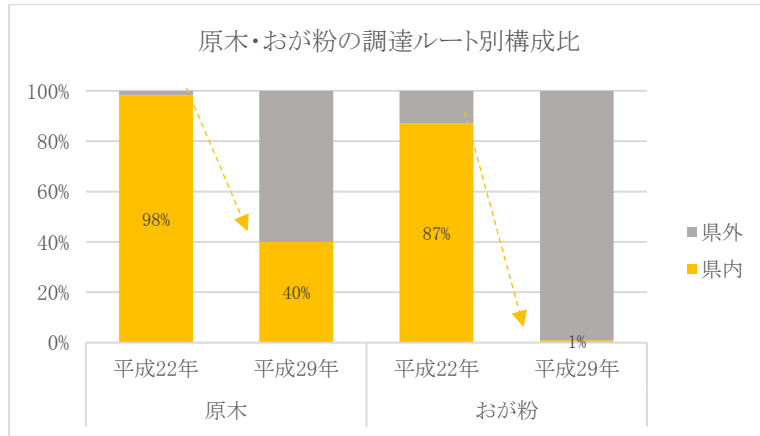
事務経費については、処理件数に応じて発生するものと考えられるため、一概に処理量や資金額と相関があるとは言えないが、事務経費の執行の妥当性について、関連する事項との整合性の点から検査を行う必要がある。

		当初計画	実績	当初計画比
貸付事業	処理量 (t)	18,050	10,062	55.7%
	資金額 (千円)	383,000	284,000	74.2%
事務補助事業	事務経費 (千円)	2,800	2,801	100.0%

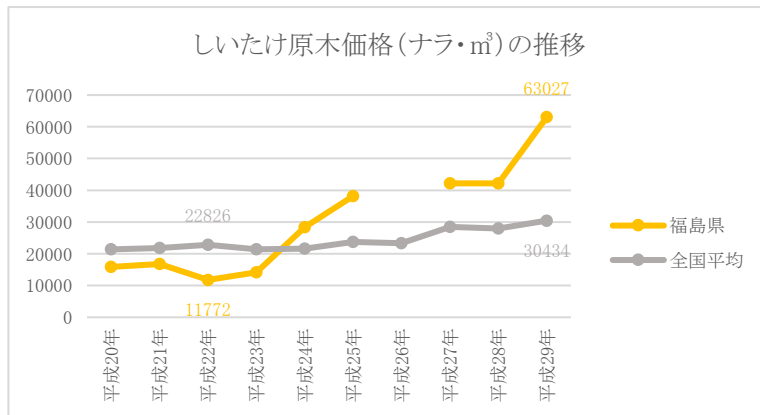
[37] 安全なきのこ原木等供給支援事業（林業振興課）

1 目的

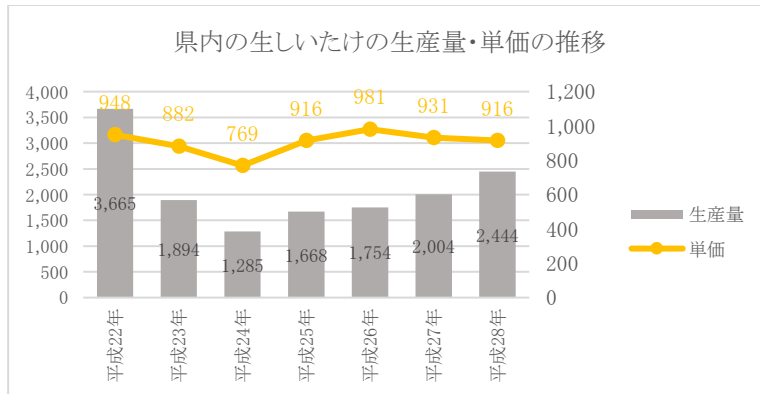
放射性物質による森林汚染が、きのこ原木等の需給に影響を及ぼしており、きのこ原木等の価格が高騰している。このため、きのこ原木等の購入に伴う生産者負担軽減を図る取組を行う団体を支援し、きのこ生産の回復を図る。



(出所) 特用林産物生産統計調査により作成



(出所) 特用林産物生産統計調査により作成



(出所) 福島県特用林産関係統計書により作成

2 事業内容

きのこ原木、おが粉及び種菌等の購入に伴う生産者負担軽減を図る取組を行う団体に対して購入経費の一部を支援する。

3 事業の開始時期

平成23年度から開始

4 財源

国庫支出金（特用林産施設体制整備復興事業費補助金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	220,329	250,089	250,089
決算額	220,329	250,089	250,089

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
安全なきのこ原木等供給支援事業		
負担金、補助及び交付金	250,089	250,089
合計	250,089	250,089

6 事業内容及び補助金の概要

安全なきのこ原木等供給支援事業

項目	内容
1 事業内容	きのこ用原木及びおが粉等の放射性物質の指標値をクリアするため、きのこ生産資材を県外に求めざるを得なくなっており、その結果、生産資材及び運賃の高騰により、従前の価格で販売することが難しい状況にある。このため、事故前のきのこ生産資材の購入価格の半額について補助することで、生産者の経済的負担を軽減し、生産意欲を喚起し、震災前のきのこ生産量を確保する。 (補助対象事業費) 事業対象資材の導入数量に事業適用単価（原発事故前の従来購入単価（税抜））を乗じた額 (事業対象資材) 運搬費を除く県内で使用される以下の生産資材について事業の対象とする。 ①原木、②菌床用おが粉、③種菌、④栄養材、⑤添加材、⑥栽培容器
2 補助金等の名称	福島県木材加工流通施設等復旧対策事業補助金
3 補助率	補助対象事業費の1/2以内
4 根拠法令(法律、条例、要綱等)	林業関係事業補助金等交付要綱 木材加工流通施設等復旧対策実施要綱 木材加工流通施設等復旧対策実施要領

項目		内容			
		特用林産施設体制整備復興事業実施要綱 特用林産施設体制整備復興事業実施要領 福島県木材加工流通施設等復旧対策事業補助金交付要綱 福島県木材加工流通施設等復旧対策事業（安全なきのこ原木等供給支援事業）事務取扱要領			
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/>	事業費の補助	<input type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
		<input type="checkbox"/>	その他	（ ）	
6	交付先	農業協同組合、森林組合、（公社）福島県森林・林業・緑化協会等			
7	予算額と決算額	内訳		平成29年度	
		当初予算額		250,089千円	
		決算額		250,089千円	

7 事業の実施状況

当初計画は各団体が生産者からの生産計画に基づく購入数量を調査し、県に申請を行っている。最終的には実績に基づき補助金を決定している。

区分	資材名	当初計画	実績
補助対象 資材別数量	原木（本）	173,570	173,193
	おが粉（m ³ ）	26,517	26,647
	コーンコブ（Kg）	189,000	248,250
	種菌（本）	71,553	71,001
	栄養剤（袋）	78,435	85,762
	添加剤（袋）	720	582
	栽培容器（袋）	4,412,912	5,417,125
総事業費（税込・千円）		535,187	540,482
補助金（千円）		247,761	250,089

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	(1) 事業規模の適正性について	—	(1)
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—

9 指摘及び意見等

(1) 事業規模の適正性について【意見】

当該事業は、放射性物質による森林汚染が、きのこ原木等の需給に影響を及ぼしており、きのこ原木等の価格が高騰している。このため、きのこ原木等の購入に伴う生産者負担軽減を図る取組を行う団体を支援し、きのこ生産の回復を図ることを目的としたものである。

補助対象経費は、事業対象資材の導入数量に事業適用単価（原発事故前の従来購入単価（税抜））を乗じた額とされ、補助対象経費の2分の1を補助している。原

発事故後の購入単価の上昇部分は、東京電力株式会社への賠償請求によりカバーされるものと整理されている。

福島県内のきのこ生産量は震災前と比べて減少しているものの、生産者数も減少しており、生産者1人当たりの粗生産額は震災前の水準よりも高くなっている。県内の生産量を維持するためには有効な事業であると考えますが、生産者の現在の収支状況に比して当該補助の規模が適正であるのか検討する必要がある。

県内の栽培きのこ全体の生産動向

年	生産者数 (人)	数量 (t)	粗生産額 (千円)	1人当たり 粗生産額 (千円)	単価 (円/kg)
平成22年	1,181	6,633	4,925,319	4,170	743
平成23年	883	3,740	2,436,998	2,760	652
平成24年	658	3,453	1,663,553	2,528	482
平成25年	528	3,927	2,455,319	4,650	625
平成26年	501	4,456	3,002,206	5,992	674
平成27年	478	4,608	2,971,128	6,216	645
平成28年	487	4,912	3,480,996	7,148	709

県林業振興課作成

[38] 森林活用新技術実証事業（林業振興課）

1 目的

原木しいたけ露地栽培について、県内生産者のほだ場において出荷制限の解除や再生産に向けた実証を行う。

2 事業内容

(1) 原木しいたけ露地栽培実証事業

きのこ原木、おが粉及び種菌等の購入に伴う生産者負担軽減を図る取組を行う団体に対して購入経費の一部を支援する。

(2) 広葉樹安定供給調査事業

コナラ等広葉樹の安定供給を図るため、非破壊検査機器を利用した各地域の原木汚染状況を調査し、広葉樹の林分毎の供給量を推定する。

(3) 木質バイオマス利用促進事業

木質バイオマス関連施設において県産材を円滑に活用するため、放射性物質の影響に対処するための施設を整備し、周辺環境への影響等について検証する。

なお、当該事業は、休止中のバイオマスボイラーへの飛散防止装置（バグフィルター）の設置を行い、当該装置の効果検証を行うことを計画していたが、周辺住民からの反対があり、事業の実施を中止することを決定した。

3 事業の開始時期

平成28年度から開始

4 財源

国庫支出金（放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業補助金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	479,630	98,380
決算額	-	407,413	30,705

(2) 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

事業名	予算額	決算額
ア 原木しいたけ露地栽培実証事業	18,219	14,536
イ 広葉樹安定供給調査事業	16,251	16,169
ウ 木質バイオマス利用促進事業	63,910	-
合計	98,380	30,705

(3) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
ア 原木しいたけ露地栽培実証事業		
共済費	201	94

参照

節区分	予算額	決算額	参照
賃金	1,279	1,179	6 (1)
旅費	86	86	
需用費	170	153	
役務費	868	67	
委託料	15,543	12,905	
使用料及び賃借料	72	52	
計	18,219	14,536	
イ 広葉樹安定供給調査事業			6 (2)
旅費	108	107	
需用費	100	62	
委託料	16,004	15,969	
使用料及び賃借料	39	31	
計	16,251	16,169	
ウ 木質バイオマス利用促進事業			
負担金、補助及び交付金	63,910	-	
計	63,910	-	
合計	98,380	30,705	

6 事業内容及び委託契約の概要

(1) 原木しいたけ露地栽培実証業務

項目	内容
1 事業内容	<p>(目的)</p> <p>原木しいたけの露地栽培は、中山間地域の農林家の貴重な収入源となっていたが、ほだ場等が放射性物質で汚染されており、17の市町村で出荷が制限されるなど、中浜通りでは露地での栽培が行われていない状況である。東京電力原子力発電所事故から6年が経過し、ほだ場の除染方法やほだ木の追加汚染状況についても各地で様々な研究が行われており、ほだ木が追加汚染される状況が分かってきたことから、中浜通りの出荷制限地域を中心に、露地栽培での生産再開を目指す生産者のほだ場等において、今後の出荷制限の解除や再生産を目的に、具体的なほだ木の追加汚染状況の確認や追加汚染に対する防除方法についての実証試験を実施する。また、きのこ原木林の再生に向け、平成24年度に実証事業を実施した箇所において萌芽枝の放射性物質を測定し、原木林の整備対策に資する。</p> <p>(委託業務の内容)</p> <p>上記目的を達成するため、下記により調査する。</p> <p>原木しいたけ露地栽培実証試験調査 100箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空間線量率の測定 ・ 萌芽枝葉の採取 ・ 土壌の採取 ・ ほだ木の放射性物質の濃度測定

項目		内容	
		・栽培きのこの採取	
2	委託期間	平成29年 7月13日～平成30年 3月16日	
3	委託先	公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会	
4	契約方式	随意契約	
5	随意契約の理由	本業務は、実証に基づき、今後の原木しいたけ露地栽培の出荷制限解除や生産再開のための放射性物質低減手法等の知見収集であり、業務の実施に当たっては、森林や林業及びきのこ栽培に関する専門的な知識や、高い技術力が求められるものであり、性質又は目的が競争入札に適さない。また、原木しいたけ露地栽培の出荷制限解除や放射性物質低減技術の確立は本県にとって、緊急かつ重要な課題であることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。	
6	予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
		予定価格	15,537千円
		契約金額	15,120千円

当該委託業務について、平成29年12月25日付で、以下のとおり変更契約が締結されている。

	金額	変更理由
変更前	15,120千円	平成28年度設置の調査箇所のうち「南会津町番屋」の試験地について、連絡道の路面崩落により現地に入れず、業務を執行することが困難な状況であること、また、各試験地の栽培きのこの発生が認められず、今年度は今後の発生も見込めないため、栽培きのこの採取が困難であることから、施行が困難な業務について変更する。
変更額	△2,215千円	
変更後	12,905千円	

(2) 広葉樹安定供給調査業務（中通り・会津地方）

項目		内容
1	事業内容	<p>（目的） 安全なきのこ用原木を安定的に供給するためには、放射性セシウム濃度の低い原木林の検索が必要である。このため、原木生産が行われている地域において林分毎の供給可能量を推定し、原木の伐採箇所や供給本数の把握を目的として、非破壊検査機器を用い、原木の放射性セシウム濃度について調査を実施する。</p> <p>（委託業務の内容） 上記目的を達成するため、下記により調査する。 広葉樹安定供給調査 60箇所 ・調査林分の選定 ・空間線量率の測定 ・きのこ原木の調達 ・きのこ原木の放射性物質濃度測定</p>

項目		内容	
		・その他の業務	
2	委託期間	平成29年9月15日～平成30年3月16日	
3	委託先	あぶくま地域広葉樹利用協同組合	
4	契約方式	随意契約	
5	随意契約の理由	本業務は、コナラ等広葉樹の安定供給を図るため、非破壊検査機器を利用した各原木生産地域での原木汚染状況を調査し、広葉樹の林分毎の供給可能量を推定するものであり、委託先にはきのこ原木林に適した林分であるか見極めることや、広葉樹の伐採技術、玉切り等のきのこ原木に関する専門的な知識が求められる。また、原木の生産に影響がでないようにするため、原木生産が行われる前に非破壊検査機器での放射性物質の迅速な測定が必要となる。さらに、広葉樹の伐採及びきのこ原木の販売実績があり、非破壊検査機器が設置されている業者でなければ本業務を円滑に実施することができないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。	
6	予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
		予定価格	7,988千円
		契約金額	7,981千円

上記の他、南会津広葉樹利用生産組合に南会津地方の調査業務を委託している（契約金額7,988千円）。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—

8 指摘及び意見等 該当事項なし。

[39] 福のしま「きのこの里づくり」事業（林業振興課）

1 目的

ほんしめじ（県オリジナル品種）による産地化の推進と販売促進活動の強化により、生産者の所得向上を図る。

原発事故の影響により避難区域等を含めた県内全域において、露地での自然栽培をしている生産者のほとんどが生産を休止している。

きのこ生産を再開し、生産を復興していくためには、設備投資額が少なく、安全で簡易に栽培できるきのこの普及が不可欠である。林業研究センターで開発したほんしめじは、簡易ハウスの利用により安全に簡易栽培が可能な全国唯一の品種であり、平成28年3月に品種登録出願（ホンシメジ「福島H106号」）し、平成29年から使用できるようになったため、休止している生産者等が栽培を再開するためのモデル栽培を行う。

ほんしめじを栽培するのは初めてであることから、生産を定着させるために、菌床培地の供給と併せて、品種特性に応じたきめ細かな指導を行う。

また、生産のために必要なハウス資材についても購入に要する経費を支援するほか、出口の販売消費対策として、首都圏の百貨店や県内旅館等への食材提供の調整を行うことにより、販売先の不安を抱くことなく、生産が可能になる。首都圏での販売や観光資源としての活用を図ることにより知名度を上げ、福島県のきのこ全体の風評払拭につなげる。

（ホンシメジ「福島H106号」の特長）

- ・福島県中通り地方におけるきのこ（子実体）収穫期は通常10月下旬から11月上旬。
- ・子実体の形質は大型秀麗で、傘表面は灰褐色、軸は白色で極めてきれい。
- ・子実体の発生方法はパイプハウスを使用した自然発生であり、特別な技術が必要としない。
- ・収穫量は菌床（1.5Kg）1個当たり平均170g程度が期待できる。発生環境により、220g程度の収穫も可能である。空調栽培も可能。
- ・自然発生により確実な収穫を期待できる国内唯一のホンシメジ品種である。

2 事業内容

(1) 新品種定着化事業

ほんしめじ（県オリジナル品種）のモデル地区を設定し、菌床培地等の供給に合わせて栽培指導を行い、産地育成を図る。

(2) 新品種生産支援事業

新品種を生産するために必要なハウス等施設の整備に必要な経費を支援する。

(3) 新品種需要開拓事業

栽培されたきのこについて、県内の旅館等需要先を開拓し、食材提供に係るマッチングを進め、食材提供の需給調整を行う。

3 事業の開始時期

平成29年度から開始

4 財源

繰入金（原子力災害等復興基金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	-	10,546
決算額	-	-	9,760

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
福のしま「きのこの里づくり」事業		
旅費	50	29
需用費	130	129
使用料及び賃借料	30	30
委託料	8,165	7,973
新品種定着化事業	7,038	6,868
新品種需要開拓事業	1,127	1,105
負担金、補助及び交付金	2,171	1,599
新品種生産支援事業	2,171	1,599
合計	10,546	9,760

6 事業内容及び委託契約の概要

新品種定着化事業（福のしま「きのこの里づくり」新品種定着化業務）

項目	内容
1 事業内容	<p>(目的)</p> <p>県内においては、福島第一原子力発電所事故の影響により、露地での自然栽培をしている生産者のほとんどが生産を休止している。きのこ生産を再開し、生産を復興していくためには、設備投資額が少なく、安全で簡易に栽培できるきのこの普及が不可欠である。福島県で開発した「ほんしめじ」は、簡易ハウスの利用により安全に簡易栽培が可能な全国唯一の品種であり、平成28年3月に品種登録出願が受理された。これらのことから、「ほんしめじ」の菌床培地の供給及び生産指導によるモデル栽培を行い、新たな品種の生産定着を図るものとする。</p> <p>(委託業務の内容)</p> <p>(1) 菌床培地の供給 次の内容により「ほんしめじ」の菌床培地の作成及び供給を行う。 ①きのこの品種：ほんしめじ（福島H106号） ②菌床培地の数：8,000菌床 ③菌床配布時期：9月中旬</p> <p>(2) 生産指導 次の内容により「ほんしめじ」の生産指導を行う。 ①栽培計画作成</p>

項目		内容	
		②栽培管理・現地指導 ③品質管理及び販売指導 ④生産指導結果取りまとめ	
2	委託期間	平成29年5月10日～平成30年1月31日	
3	委託先	公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会	
4	契約方式	単独随意契約	
5	随意契約の理由	<p>本業務は、福島県オリジナル品種「ほんしめじ福島H106号」の生産定着を目的としており、菌床培地の供給と栽培指導等を実施する。公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会は、本品種の許諾契約を締結している組織であるとともに、財団法人福島県きのこ振興センターと合併した団体であることから当該業務を実行できる唯一の組織である。</p> <p>業務の実施に当たっては、これまで普及していない新たなきのこであることから、きのこ栽培に関する専門的な知識や、高い技術力が求められるものであり、性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。</p>	
6	予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
		予定価格	7,032千円
		契約金額(当初)	7,032千円

当該委託業務について、以下のとおり2回の変更契約が締結されている。

	金額	変更理由			
変更前	7,032千円	受託者については、林業研究センターの指導の下、ほんしめじの菌床を作成し、培養・管理を行ってきたが、菌周りが悪く、配布に適さない菌床等が多く発生しているため、当初計画していた数量の配布が困難となり、関係数量等を変更する必要性が生じたため。			
変更額	△1,427千円				
変更後	5,605千円				
			設計数量	変更数量	増減
		育苗箱(個)	2,000	1,029	△48.5%
		硬質鹿沼土(袋)	1,882	968	△48.5%
変更前	5,605千円	菌回り不安の菌床が多く発生した理由として、種菌の使用方法等に原因がある可能性があるため、種菌の特性を確認するための試験を追加し、委託期間の延長と関係数量等を変更するもの。			
変更額	+1,263千円				
変更後	6,868千円				
			設計数量	変更後数量	増減
		種菌(本)	840	2,340	+78.6%
		委託期間(終了日)	H30/1/31	H30/3/30	—

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
----	------	----	----

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—

8 指摘及び意見等
該当事項なし。

[40] 県産材安全性確認調査事業（林業振興課）

1 目的

原発事故に伴う風評被害を防止し、安全・安心な県産製材品の安定供給と需要の確保を図るには、県内各地域において継続的な調査が必要である。このため、県産製材品の放射線量測定を実施し木材生産体制の強化を図る。

2 事業内容

県産材の安全性を確認するため、県内の森林から生産される製材品について表面線量の測定を定期的に行い、その結果を公表する。

3 事業の開始時期

平成27年度から開始

4 財源

国庫支出金（放射性物質被害林産物処理支援事業費補助金）

5 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	200	200	200
決算額	138	141	176

(2) 平成29年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

節区分	予算額	決算額
県産材安全性確認調査事業		
旅費	51	46
需用費	109	108
使用料及び賃借料	40	22
合計	200	176

6 事業の実施状況

県内の製材工場から出荷される県産材の表面放射線量を確認するため、県内工場における製材品を定期的（3か月に1回）に測定し、その結果を広く県民及び関係者へ情報提供している。

県内工場における製材品を調査するため、対象となる工場の聞き取り調査を行い、調査対象事業者を特定している。第1回目（調査期間は平成23年11月10日～12月7日）は県内の主要な工場を対象とし、第2回目は線量の高い県北、相双、県中の一部の地域において稼働している工場に限定して調査を行っていたが、第3回目以降は、県産材を出荷している全ての工場で実施している。

第29回（調査期間は平成30年12月4日～12月21日）の県産材製材品の表面線量調査結果のプレスリリース資料によると、各調査工場の出荷製品について、柱、梁、板材等、品目毎に3検体以上を抽出し、製材品の表面線量（単位cpm）を測定している。調査事業者の内訳は以下のとおりであり、県内全域で調査を行っている。

区分	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
事業者数	15	30	18	18	8	10	23	122
検体数(本)	74	96	135	78	42	58	150	633

また、調査結果の内訳は以下のとおりである。

区分	表面線量(cpm)				合計
	未検出	1～20	21～40	41～	
事業者数	68	49	5	0	122
検体数(本)	463	164	6	0	633

(最大値:24cpm、最小値:0cpm、平均値:2cpm)

この事業は、県職員がマニュアルに基づき計測を行っており、調査結果については、放射線防護に詳しい2名の専門家に確認し、環境や健康への影響はないとの評価を得ていることを記載している。

調査結果は、県HPの復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」で閲覧することができ、過去の表面線量の最大値の推移を確認することができる。過去の最大値（平成24年1月～3月）は92cpmであり、直近3年間の最大値は24cpm～52cpmとなっている。

なお、法律で規定されている放射線管理区域からの持出制限値が1,000cpmとなっており、福島県木材協同組合連合会が自主管理基準値（出荷する製材品の放射線量の目安として設定）を1000cpmとしている。

(1000cpm \doteq 0.033 μ Sv/h)

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はない。	-	-
事業の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
競争性の確保	特に記載すべき事項はない。	-	-
契約事務の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	-	-

8 指摘及び意見等 該当事項なし。

以上